B.LEAGUE

B.LEAGUE OFFICIAL RULE BOOK 2024-25

規約・規程集

公益社団法人 ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

Ｂ１会員

レバンガ北海道

法　人　名　株式会社レバンガ北海道
実行委員名　横田　陽
所　在　地　〒004-0041
北海道札幌市厚別区大谷地東2丁目5-60　イーグルタウン大谷地店2F

仙台89ERS

法　人　名　株式会社仙台89ERS
実行委員名　志村　雄彦
所　在　地　〒982-0001
宮城県仙台市太白区八本松2-2-32

秋田ノーザンハピネッツ

法　人　名　秋田ノーザンハピネッツ株式会社
実行委員名　水野　勇気
所　在　地　〒010-0001
秋田県秋田市中通7丁目1番2-3号　秋田ノーザンゲートスクエア2F

茨城ロボッツ

法　人　名　株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント
実行委員名　川﨑　篤之
所　在　地　〒310-0851
茨城県水戸市千波町2084番地2　茨城放送ビル2階

宇都宮ブレックス

法　人　名　株式会社栃木ブレックス
実行委員名　藤本　光正
所　在　地　〒320-0066
栃木県宇都宮市駒生二丁目10番28号

群馬クレインサンダーズ

法　人　名　株式会社群馬プロバスケットボール コミッション

実行委員名　阿久澤　毅

所　在　地　〒373-0851

群馬県太田市飯田町894-2

越谷アルファーズ

法　人　名　株式会社アルファーズ

実行委員名　上原　和人

所　在　地　〒343-0808

埼玉県越谷市赤山本町6番地16

千葉ジェッツ

法　人　名　株式会社千葉ジェッツふなばし

実行委員名　田村　征也

所　在　地　〒273-0011

千葉県船橋市湊町2丁目3-17　湯浅船橋ビル6F

アルバルク東京

法　人　名　トヨタアルバルク東京株式会社

実行委員名　林　邦彦

所　在　地　〒112-8701

東京都文京区後楽1丁目4番18号

サンロッカーズ渋谷

法　人　名　株式会社サンロッカーズ

実行委員名　神田　康範

所　在　地　〒141-0033

東京都品川区西品川一丁目1番1号　住友不動産大崎ガーデンタワー

川崎ブレイブサンダース

法　人　名　株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース

実行委員名　川崎　渉

所　在　地　〒210-0007

神奈川県川崎市川崎区駅前本町21-12　川崎第3京急ビル(カワサキ文化会館)3F

横浜ビー・コルセアーズ

法　人　名　株式会社横浜ビー・コルセアーズ

実行委員名　白井　英介

所　在　地　〒224-0003

神奈川県横浜市都筑区中川中央1丁目1-6

三遠ネオフェニックス

法　人　名　株式会社フェニックス

実行委員名　水野　晃

所　在　地　〒440-0076

愛知県豊橋市大橋通二丁目146番地

シーホース三河

法　人　名　シーホース三河株式会社

実行委員名　寺部　康弘

所　在　地　〒448-0029

愛知県刈谷市昭和町二丁目3番地

ファイティングイーグルス名古屋

法　人　名　豊通ファイティングイーグルス株式会社

実行委員名　鈴木　浩昌

所　在　地　〒450-0002

愛知県名古屋市中村区名駅4-9-8　センチュリー豊田ビル

名古屋ダイヤモンドドルフィンズ

法　人　名　名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社

実行委員名　山下　雄樹

所　在　地　〒461-8670

愛知県名古屋市東区矢田南5-1-14

滋賀レイクス

法　人　名　株式会社滋賀レイクスターズ

実行委員名　原　毅人

所　在　地　〒520-0801

滋賀県大津市におの浜4-7-5　オプテックスにおの浜ビル3F

京都ハンナリーズ

法　人　名　スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社

実行委員名　松島　鴻太

所　在　地　〒615-0033

京都府京都市右京区西院寿町40番地3

大阪エヴェッサ

法　人　名　ヒューマンプランニング株式会社

実行委員名　磯村　英孝

所　在　地　〒542-0081

大阪府大阪市中央区南船場4-3-2　ゼント心斎橋ビル9階

島根スサノオマジック

法　人　名　株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック

実行委員名　中村　律

所　在　地　〒690-0826

島根県松江市学園南一丁目2番1号　くにびきメッセ4F

広島ドラゴンフライズ

法　人　名　株式会社広島ドラゴンフライズ

実行委員名　浦　伸嘉

所　在　地　〒733-8624

広島県広島市西区草津新町2-26-1　アルパーク東棟10F

佐賀バルーナーズ

法　人　名　株式会社佐賀バルーナーズ

実行委員名　田畠　寿太郎

所　在　地　〒840-0826

佐賀県佐賀市白山2丁目3-16　白山テラス2階

長崎ヴェルカ

法　人　名　株式会社長崎ヴェルカ

実行委員名　伊藤　拓摩

所　在　地　〒850-0033

長崎県長崎市万才町3-5　朝日生命長崎ビル8F

琉球ゴールデンキングス

法　人　名　沖縄バスケットボール株式会社

実行委員名　白木　享

所　在　地　〒904-0023

沖縄県沖縄市久保田3丁目11番1号　プラザハウスフェアモール2階

Ｂ２会員

青森ワッツ

法　人　名　青森スポーツクリエイション株式会社

実行委員名　渡邊　裕介

所　在　地　〒038-0012

青森県青森市柳川1丁目4-1　青森港旅客船ターミナルビル2F

山形ワイヴァンズ

法　人　名　株式会社パスラボ

実行委員名　宮田　英治

所　在　地　〒990-0025

山形県山形市あこや町1-2-4

福島ファイヤーボンズ

法　人　名　福島スポーツエンタテインメント株式会社

実行委員名　西田　創

所　在　地　〒963-8877

福島県郡山市堂前町1-2　石井ビル1F

アルティーリ千葉

法　人　名　株式会社アルティーリ

実行委員名　新居　佳英

所　在　地　〒260-0025

千葉県千葉市中央区問屋町1-35　千葉ポートサイドタワー22F

富山グラウジーズ

法　人　名　株式会社富山グラウジーズ

実行委員名　高堂　孝一

所　在　地　〒930-0906

富山県富山市金泉寺44-1

福井ブローウィンズ

法　人　名　株式会社福井ブローウィンズ

実行委員名　湯本　眞士

所　在　地　〒910-2178

福井県福井市栂野町第15号1番地2

信州ブレイブウォリアーズ

法　人　名　株式会社NAGANO SPIRIT

実行委員名　木戸　康行

所　在　地　〒380-0834

長野県長野市問御所町1271番地3 TOiGO WEST 1階

ベルテックス静岡

法　人　名　株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ

実行委員名　松永　康太

所　在　地　〒420-0822

静岡県静岡市葵区宮前町107番地

神戸ストークス

法　人　名　株式会社ストークス

実行委員名　渋谷　順

所　在　地　〒663-8166

兵庫県西宮市甲子園高潮町3-30-3F

バンビシャス奈良

法　人　名　株式会社バンビシャス奈良

実行委員名　加藤　真治

所　在　地　〒630-8222

奈良県奈良市餅飯殿町5　奈良もちいどのビル2階

愛媛オレンジバイキングス

法　人　名　株式会社エヒメスポーツエンターテイメント

実行委員名　北野　順哉

所　在　地　〒790-0001

愛媛県松山市一番町1丁目4-1

ライジングゼファー福岡

法　人　名　ライジングゼファーフクオカ株式会社

実行委員名　古川　宏一郎

所　在　地　〒815-0082

福岡県福岡市南区大楠1-34-16

熊本ヴォルターズ

法　人　名　熊本バスケットボール株式会社

実行委員名　湯之上　聡

所　在　地　〒862-0924

熊本県熊本市中央区帯山4丁目17-1

鹿児島レブナイズ

法　人　名　株式会社鹿児島レブナイズ

実行委員名　有川　久志

所　在　地　〒892-0853

鹿児島県鹿児島市城山町1-6　MBC城山ビル2階

※2024年８月22日時点

定　　款

第１章　総　　則　1

第１条〔名　称〕 …… 1
第２条〔事務所〕 …… 1

第２章　目的および事業　1

第３条〔目　的〕 …… 1
第４条〔事　業〕 …… 1

第３章　会　　員　2

第５条〔法人の構成員〕 …… 2
第６条〔会員の資格の取得〕 …… 2
第７条〔入会金および会費〕 …… 3
第８条〔任意退会〕 …… 3
第９条〔除　名〕 …… 3
第10条〔会員資格の喪失〕 …… 3
第11条〔会費等の不返還〕 …… 4

第４章　会員総会　4

第12条〔構　成〕 …… 4
第13条〔権　限〕 …… 4
第14条〔開　催〕 …… 4
第15条〔招　集〕 …… 4
第16条〔議　長〕 …… 5
第17条〔議決権〕 …… 5
第18条〔決　議〕 …… 5
第19条〔決議の省略〕 …… 5
第20条〔議事録〕 …… 6

第５章　役　員　等　6

第21条〔役員の設置〕 …… 6
第21条の２〔特任理事〕 …… 6

第21条の３〔執行役員〕 6
第22条〔役員の選任〕 7
第23条〔理事の職務および権限〕 7
第24条〔監事の職務および権限〕 7
第25条〔役員の任期〕 7
第26条〔役員の解任〕 8
第27条〔役員の報酬等〕 8
第28条〔取引の制限〕 8
第29条〔責任の免除または限定〕 8

第６章　理　事　会 9
第30条〔構　成〕 9
第31条〔権　限〕 9
第32条〔招　集〕 9
第33条〔議　長〕 9
第34条〔決　議〕 9
第35条〔議事録〕 9

第７章　実行委員会 10
第36条〔実行委員会〕 10

第８章　資産および会計 10
第37条〔事業年度〕 10
第38条〔事業計画および収支予算〕 10
第39条〔事業報告および決算〕 10
第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕 11

第９章　定款の変更および解散 11
第41条〔定款の変更〕 11
第42条〔解　散〕 11
第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕 11
第44条〔残余財産の帰属〕 11

第10章　公告の方法　12
第45条〔公告の方法〕　12

第11章　顧　　問　12
第46条〔顧　問〕　12

第12章　法人の組織　12
第47条〔設置等〕　12

第13章　補　　則　12
第48条〔委　任〕　12

Ｂリーグ規約

第１章　総　　則　14
第１条〔Ｂリーグの目的〕　14
第２条〔本規約の目的〕　14
第３条〔遵守義務〕　14

第２章　組　　織　15
第１節　理　事　会　15
第４条〔理事会〕　15

第２節　チェアマン　16
第５条〔チェアマン〕　16
第６条〔チェアマンの権限〕　16

第３節　実行委員会・実行委員幹事会　16
第７条〔実行委員会の構成〕　16
第７条の２〔実行委員幹事会の構成〕　16

第４節　その他の委員会　17
第８条〔専門委員会〕　17

第８条の２〔裁定委員会〕 17

第５節　法人組織 17
第９条〔法人組織の設置〕 17
第10条〔法人組織の運営〕 17

第３章　Ｂクラブ 18
第11条〔クラブライセンス交付規則〕 18
第12条〔Ｂ１クラブの資格要件〕 18
第12条の２〔B.PREMIERクラブの資格要件〕 18
第13条〔Ｂ２クラブの資格要件〕 19
第13条の２〔B.ONEクラブの資格要件〕 19
第13条の３〔B.NEXTクラブの資格要件〕 20
第14条〔入　会〕 20
第15条〔準加盟クラブ〕 20
第16条〔Ｂ１・Ｂ２クラブの入れ替え〕 21
第17条〔Ｂ２・Ｂ３クラブの入れ替え〕 21
第18条〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕 21
第19条〔入会金および会費〕 21
第20条〔退　会〕 21
第21条〔会員資格を喪失した会員の権利使用許可〕 21
第22条〔Ｂクラブのホームタウン（本拠地)〕 22
第23条〔Ｂクラブの権益〕 22
第24条〔Ｂクラブの健全経営〕 23
第25条〔公式試合安定開催融資制度〕 23
第26条〔Ｂクラブの株主〕 24
第27条〔Ｂクラブの義務〕 25
第27条の２〔役職員等の禁止事項〕 25
第28条〔名称および活動区域等〕 25

第４章　競　　技 29
第１節　アリーナ 29
第29条〔アリーナの維持〕 29
第30条〔アリーナおよび付帯設備〕 29

第31条〔備品・競技器具〕 29
第32条〔広告看板等の設置〕 29
第33条〔アリーナの視察〕 29

第２節　公式試合 30
第34条〔公式試合〕 30
第34条の２〔カンファレンス方式〕 30
第35条〔参加義務等〕 31
第36条〔最強のチームによる試合参加〕 31
第36条の２〔チーム体制維持に関するＢクラブの責任〕 31
第37条〔不正行為への関与の禁止／スポーツ振興投票券の購入禁止〕 31
第37条の２〔チェアマンによる緊急措置〕 32
第37条の３〔対策会議〕 32
第37条の４〔緊急措置の種類〕 33
第37条の５〔チェアマンによる試合結果の無効〕 33
第37条の６〔緊急措置等に伴う費用負担〕 34
第38条〔公式試合の主催等〕 35
第39条〔主管権の譲渡〕 36
第40条〔競技規則〕 36
第41条〔届出義務〕 36
第41条の２〔入場者数〕 36
第42条〔出場資格〕 37
第43条〔ユニフォーム〕 37
第44条〔試合球〕 37
第45条〔Ｂクラブの責任〕 37
第46条〔選手の健康管理およびドクター〕 38
第46条の２〔薬物〕 38

第３節　試合の運営 38
第47条〔公式試合の開催期間〕 38
第48条〔リーグ戦の開催〕 38
第49条〔試合日程の遵守〕 39
第50条〔試合の日時または場所の変更〕 39
第51条〔特別の事情による変更〕 39

第52条〔同日開催の制限〕 39
第53条〔抱き合わせ開催の禁止〕 39
第54条〔ゲームディレクター〕 40
第55条〔試合の中止の決定〕 40
第55条の２〔試合の一時的な中断の決定〕 41
第56条〔不可抗力による開催不能または中止〕 41
第57条〔敗戦とみなす場合〕 42
第58条〔試合結果の報告〕 42
第58条の２〔大会ドクター〕 42
第59条〔試合実施要項〕 43
第60条〔規律委員会による処分〕 43
第60条の２〔競技規則上の抗議の採用〕 43

第４節　非公式試合 44
第61条〔有料試合の開催〕 44
第62条〔外国チームとの試合等〕 44
第63条〔興行等への参加禁止〕 44
第64条〔救済試合〕 44
第65条〔引退試合〕 44
第66条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕 44
第67条〔慈善試合〕 45

第５節　試合の収支 45
第68条〔公式試合の費用負担〕 45
第69条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕 45
第70条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕 45
第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕 46
第72条〔納付金〕 46
第73条〔収支報告〕 46
第74条〔遠征費用〕 46

第６節　表　　彰 46
第75条〔リーグ表彰〕 46
第76条〔功労者表彰〕 46

第77条〔表彰規程〕 …… 47
第78条〔特別表彰〕 …… 47

第５章　選　　手 47

第79条〔誠実義務〕 …… 47
第80条〔履行義務〕 …… 47
第81条〔ドーピングの禁止〕 …… 48
第82条〔禁止事項〕 …… 48
第83条〔費用の負担および用具の使用〕 …… 49
第84条〔疾病および傷害〕 …… 49
第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕 …… 49
第86条〔選手の報酬等〕 …… 50
第87条〔支度金〕 …… 50
第88条〔エージェント〕 …… 50
第89条〔未成年者〕 …… 51
第90条〔選手の肖像等の使用〕 …… 51
第91条〔契約に関する紛争の解決〕 …… 51

第６章　登録および移籍 51

第１節　登録 51

第92条〔協会の登録に関する規定の遵守〕 …… 51
第93条〔選手等のＢリーグ登録〕 …… 52
第94条〔審判員のＢリーグ登録〕 …… 52
第95条〔登録の変更・拒否・抹消〕 …… 52
第96条〔未登録の選手〕 …… 53

第２節　移籍 53

第97条〔選手の移籍に関する規程の遵守〕 …… 53

第７章　審判員 53

第98条〔資格要件〕 …… 53
第99条〔指　名〕 …… 53
第100条〔審判員の服装および用具〕 …… 54
第101条〔身分証〕 …… 54

第102条〔手当等〕 54
第103条〔保　険〕 54

第８章　付随事業 54

第１節　各種の事業 54
第104条〔付随事業〕 54
第105条〔リーグの事業〕 54
第106条〔収入の配分〕 55

第２節　商品化権に関する事項 55
第107条〔商品化権に関する事項〕 55
第108条〔定　義〕 55
第109条〔Ｂクラブのマーク等〕 55
第109条の２〔商品化権等の帰属〕 56
第109条の３〔事前の申請〕 56
第109条の４〔Ｂリーグによる承認〕 56
第110条〔肖像等〕 56

第９章　紛争解決 57

第１節　（削除） 57
第111条～第116条（削除） 57

第２節　チェアマンの決定 57
第117条〔チェアマンの決定を求める申立〕 57
第118条〔裁定委員会の答申〕 57
第119条〔チェアマンの決定〕 57
第120条〔和　解〕 57

第10章　制　　裁 58

第１節　総　　則 58
第121条〔チェアマンによる制裁および調査〕 58
第122条〔制裁の種類〕 58
第123条〔裁定委員会への諮問〕 60
第124条〔制裁金の納付〕 60

第125条〔制裁金の合算〕 …… 60
第126条〔他者を利用した違反行為〕 …… 60
第127条〔監督責任〕 …… 60
第128条〔違反行為の重複による加重〕 …… 60
第129条〔酌量減軽〕 …… 60

第２節　制　裁　金 61
第130条〔5,000万円以下の制裁金〕 …… 61
第131条〔3,000万円以下の制裁金〕 …… 61
第132条〔2,000万円以下の制裁金〕 …… 61
第133条〔1,000万円以下の制裁金〕 …… 62
第134条〔500万円以下の制裁金〕 …… 62
第135条〔第３条第２項、第４項、第９項違反の制裁金〕 …… 62

第３節　反　則　金 62
第136条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕 …… 62

第11章　最終的拘束力 63
第137条〔最終的拘束力〕 …… 63

第12章　改　　正 63
第138条〔改　正〕 …… 63

第13章　附　　則 63
第139条〔施　行〕 …… 63

入会金および会費規程

第１条〔趣　旨〕 …… 64
第２条〔入会金及び会費〕 …… 64
第３条〔入会金及び会費の納入〕 …… 64
第４条〔改　廃〕 …… 65

特定費用準備資金等取扱規則

第１条〔目　的〕 66
第２条〔定　義〕 66
第３条〔特定費用準備資金等の保有〕 66
第４条〔特定費用準備金等の要件〕 66
第５条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕 66
第６条〔特定費用準備資金等の公表〕 67
第７条〔特定費用準備資金等の経理処理〕 67
第８条〔改　廃〕 67
第９条〔その他〕 67

寄附金等取扱規程

第１条〔目　的〕 68
第２条〔寄附金の種類および募集〕 68
第３条〔寄附金の使途〕 68
第４条〔受領の制限〕 68
第５条〔受領書の送付〕 68
第６条〔情報公開〕 68
第７条〔補　足〕 69
第８条〔改　廃〕 69

倫理規程

第１条〔組織の使命および社会的責任〕 70
第２条〔社会的信用の維持〕 70
第３条〔法令等の遵守〕 70
第４条〔私的利益の禁止〕 70
第５条〔利益相反の防止および開示〕 70
第６条〔反社会的勢力の排除〕 70
第７条〔機密保持および個人情報の保護〕 70

第８条〔研　鑽〕 ･･･ 71
第９条〔規程遵守の確保〕 ･････････････････････････････････ 71
第10条〔改　正〕 ･･･ 71
第11条〔施　行〕 ･･･ 71

理事会規程

第１条〔目　的〕 ･･･ 72
第２条〔開　催〕 ･･･ 72
第３条〔構　成〕 ･･･ 72
第４条〔役員の任期等〕 ･････････････････････････････････････ 72
第５条〔招集権者〕 ･･ 73
第６条〔議　長〕 ･･･ 73
第７条〔権　限〕 ･･･ 73
第８条〔招集通知〕 ･･ 74
第９条〔定足数および決議要件〕 ･････････････････････････････ 75
第10条〔決議の省略〕 ･････････････････････････････････････ 75
第11条〔報告の省略〕 ･････････････････････････････････････ 75
第12条〔監事の出席〕 ･････････････････････････････････････ 75
第13条〔関係者の出席〕 ･････････････････････････････････････ 75
第14条〔特任理事の出席〕 ･････････････････････････････････ 75
第15条〔議事録〕 ･･･ 75
第16条〔議事録の配布〕 ･････････････････････････････････････ 75
第17条〔理事の取引の承認〕 ･････････････････････････････････ 76
第18条〔責任の免除〕 ･････････････････････････････････････ 76
第19条〔報告事項〕 ･･ 76
第20条〔理事会に関する事務〕 ･･･････････････････････････････ 77
第21条〔法令等の読替え〕 ･････････････････････････････････ 77
第22条〔改　正〕 ･･･ 77
第23条〔施　行〕 ･･･ 77

監事監査規程

第１章　総　　則　78

第１条〔目　的〕 78
第２条〔基本理念〕 78
第３条〔職　務〕 78
第４条〔業務・財産調査権〕 78
第５条〔理事等の協力〕 78

第２章　監査の実施　78

第６条〔監査事項〕 78
第７条〔会議への出席〕 78

第３章　監事の意見陳述等　79

第８条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕 79
第９条〔差止請求〕 79
第10条〔理事の報告〕 79
第11条〔会計方針等に関する意見〕 79
第12条〔総会への報告〕 80
第13条〔総会における説明義務〕 80
第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕 80
第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕 80

第４章　監査の報告　80

第16条〔計算書類等の監査〕 80
第17条〔監査報告〕 80

第５章　雑　　則　81

第18条〔監査補助者〕 81
第19条〔改　正〕 81
第20条〔施　行〕 81

特任理事規程

第１条〔趣旨〕 …… 82
第２条〔設置・権限等〕 …… 82
第３条〔任期等〕 …… 82
第４条〔報酬等〕 …… 82
第５条〔改正〕 …… 82
第６条〔施行〕 …… 82

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第１章　総　　則　84

第１条〔目　的〕 …… 84
第２条〔定　義〕 …… 84

第２章　役員報酬　84

第３条〔報　酬〕 …… 84
第４条〔費　用〕 …… 84
第５条〔報酬等の額の決定〕 …… 84
第６条〔月額報酬〕 …… 85
第７条〔支給日等〕 …… 85
第８条〔費用の支払い〕 …… 85

第３章　役員退職慰労金　85

第９条〔退職慰労金〕 …… 85
第10条〔算出方法〕 …… 85
第11条〔役員在任年数〕 …… 85
第12条〔役位係数〕 …… 86
第13条〔功労加算金〕 …… 86
第14条〔特別減額〕 …… 86
第15条〔支給時期および方法〕 …… 86
第16条〔使用人兼務役員の扱い〕 …… 86

第４章　補　　則　86
第17条〔公　表〕 86
第18条〔改　廃〕 86
第19条〔補　則〕 87
第20条〔施　行〕 87

役員候補者選考委員会規程

第１条〔目　的〕 89
第２条〔定　義〕 89
第３条〔役員候補者選考委員会の設置〕 89
第４条〔委員会〕 89
第５条〔委員会の目的〕 90
第６条〔委員会の開催〕 90
第７条〔役員候補者選考基準〕 90
第８条〔役員候補者の決定〕 91
第９条〔議事録の作成〕 92
第10条〔改　廃〕 92
第11条〔施　行〕 92

役員報酬委員会規程

第１条〔目的〕 93
第２条〔定義〕 93
第３条〔役員報酬委員会の設置〕 93
第４条〔委員会の構成〕 93
第５条〔委員会の目的〕 94
第６条〔役員報酬委員会の開催〕 94
第７条〔報酬基準の答申〕 94
第８条〔議事録の作成〕 94
第９条〔改廃補足〕 94
第10条〔施行〕 95

実行委員会規程

第１条〔目　的〕 …… 96
第２条〔実行委員〕 …… 96
第３条〔実行委員幹事〕 …… 96
第４条〔実行委員会等の構成〕 …… 96
第５条〔実行委員および実行委員幹事の任期〕 …… 97
第６条〔実行委員会等の招集〕 …… 97
第７条〔実行委員会等の招集権者および議長〕 …… 97
第８条〔実行委員会等の権限等〕 …… 98
第９条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕 …… 98
第10条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕 …… 98
第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕 …… 99
第12条〔実行委員会等の議事録〕 …… 99
第13条〔実行委員会等の事務の統括〕 …… 99
第14条〔改　正〕 …… 99
第15条〔施　行〕 …… 99

専門委員会規程

第１条〔趣　旨〕 …… 100
第２条〔組織・運営〕 …… 100
第３条〔委員の登録〕 …… 100
第４条〔任　期〕 …… 100
第５条〔各専門委員会の所管事項〕 …… 100
第６条〔各専門委員会の職務〕 …… 100
第７条〔議事録〕 …… 101
第８条〔事務局〕 …… 101
第９条〔細　則〕 …… 101
第10条〔改　正〕 …… 101
第11条〔施　行〕 …… 101
〔別表１〕所管事項 …… 102

裁定委員会規程

第１章　総　　則　103

第１条〔趣　旨〕 103
第２条〔所管事項〕 103
第３条〔組織および委員〕 103
第４条〔委員の任期〕 104
第５条〔委員長〕 104
第６条〔会議および議決〕 104
第７条〔手続・審理の非公開〕 104
第８条〔言語〕 104
第９条〔代理人〕 105
第10条〔裁定委員会の事務〕 105

第２章　制裁手続き　105

第11条〔制裁手続の開始〕 105
第12条〔調査〕 105
第13条〔聴聞等〕 105
第14条〔答申書〕 106
第15条〔公表〕 106

第３章　紛争解決手続き　106

第16条〔申立手続き〕 106
第17条〔申立の受理および通知〕 107
第18条〔答　弁〕 107
第19条〔提出書類の部数〕 107
第20条〔申立内容の変更〕 107
第21条〔審理または調査のための権限等〕 108
第22条〔費用の負担〕 108
第23条〔裁　定〕 108
第24条〔和　解〕 108

第４章　規約37条関連手続　108
第25条〔規約37条関連手続の開始〕 108
第26条〔調査〕 109
第27条〔答申書〕 109
第28条〔公表〕 109

第５章　雑　　則　109
第29条〔裁定委員会の運営細則〕 109
第30条〔改　正〕 109
第31条〔施　行〕 110

公式試合安定開催融資規程

第１条〔目　的〕 111
第２条〔本融資制度の趣旨〕 111
第３条〔本融資制度の限度額〕 111
第４条〔１クラブあたりの融資額〕 111
第５条〔融資可能期間〕 111
第６条〔融資の申請〕 111
第７条〔担保の設定〕 112
第８条〔融資の審査と決定〕 112
第９条〔融資実行にともなう制裁〕 112
第10条〔融資事実の公表〕 112
第11条〔融資審査申請クラブの管理〕 112
第12条〔返済できなかった場合の措置〕 112
第13条〔改　正〕 113
第14条〔施　行〕 113

配分金前倒し規程

第１条〔趣　旨〕 114
第２条〔目　的〕 114

第３条〔配分金前倒し手続き〕 114
第４条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕 114
第５条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕 115
第６条〔改　定〕 115
第７条〔施　行〕 115

準加盟クラブ規程

第１条〔趣　旨〕 116
第２条〔準加盟クラブの条件〕 116
第３条〔準加盟クラブの権利〕 117
第４条〔準加盟クラブの義務〕 117
第５条〔準加盟クラブの申請〕 118
第６条〔審　査〕 118
第７条〔資格の停止および失格〕 118
第８条〔準加盟クラブからの脱退〕 119
第９条〔改　正〕 119
第10条〔施　行〕 119

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25

Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項

第１章　試　　合 120

第１条〔試合の概要〕 120
第２条〔大会方式〕 120
第３条〔ハーフタイム〕 120
第４条〔オフィシャルタイムアウト〕 120
第５条〔ビデオ判定〕 121
第６条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕 121
第７条〔外国籍選手等〕 121
第８条〔コート内のチームスタッフ〕 121
第９条〔Ｂリーグチャンピオンシップ・Ｂ２プレーオフ進出クラブの決定方法〕 122

第９条の２〔年間最終順位の決定方法〕 ･････････････････････ 123
第９条の３〔審判員〕 ･････････････････････････････････ 123
第10条〔日　程〕 ･････････････････････････････････････ 123

第２章　運　　営　124

第11条〔試合の運営に関する事項〕 ･････････････････････････ 124
第12条〔運営責任〕 ･････････････････････････････････････ 124
第12条の２〔チームおよび審判員等の安全確保〕 ･････････････ 124
第12条の３〔ティップオフ時刻の設定〕 ･････････････････････ 124
第12条の４〔緊急時対応計画の策定とＥＡＰハドルの実施〕 ･･･ 125
第13条〔ティップオフ時刻の厳守〕 ･････････････････････････ 125
第14条〔チームの試合前日入り〕 ････････････････････････････ 125
第15条〔入場料金の払戻し〕 ････････････････････････････････ 125
第16条〔退場処分等〕 ･･･････････････････････････････････････ 125
第17条〔出場停止処分〕 ･････････････････････････････････････ 125
第18条［抗議の手続き］ ･････････････････････････････････････ 126

第３章　試合の収支　127

第19条〔試合の収支に関する事項〕 ･････････････････････････ 127
第20条〔収支報告〕 ･･･ 127
第21条〔改　正〕 ･･･ 127

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25
チャンピオンシップ試合実施要項

第１条〔趣旨〕 ･･･ 128
第２条〔大会の目的〕 ･･･････････････････････････････････････ 128
第３条〔大会方式〕 ･･･ 128
第４条〔試合の主催等〕 ･････････････････････････････････････ 129
第５条〔試合の日程および会場〕 ･････････････････････････････ 129
第６条〔試合開始時間の間隔〕 ･･･････････････････････････････ 129
第７条〔順位の決定および表彰〕 ･････････････････････････････ 129
第８条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕 ･･･････････････････ 130

第９条〔遠征経費〕 130
第10条〔改正〕 130

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25

Ｂ２プレーオフ試合実施要項

第１条〔趣旨〕 132
第２条〔大会の目的〕 132
第３条〔大会方式〕 133
第４条〔試合の主催等〕 133
第５条〔試合の日程および会場〕 133
第６条〔試合開始時間の間隔〕 133
第７条〔順位の決定および表彰〕 133
第８条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕 134
第９条〔遠征経費〕 134
第10条〔改正〕 134

旅　費　規　程

第１条〔目　的〕 136
第２条〔公式試合の交通費・宿泊費〕 136
第３条〔審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費〕 137
第４条〔ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加〕 138
第５条〔選手の行事参加〕 138
第６条〔団体割引等の適用〕 138
第７条〔協会の規程の準用〕 139
第８条〔改　正〕 139
第９条〔施　行〕 139

ユニフォーム要項

第１条〔趣　旨〕 140

第２条〔ユニフォーム〕 …… 140
第３条〔ユニフォームの事前承認〕 …… 140
第４条〔使用義務〕 …… 140
第５条〔ユニフォーム色〕 …… 140
第６条〔クラブロゴ〕 …… 140
第７条〔選手番号〕 …… 140
第８条〔指定ロゴ等〕 …… 141
第９条〔メーカー名の表示〕 …… 141
第10条〔広告の表示〕 …… 141
第11条〔選手名の表示〕 …… 142
第12条〔その他表示できるもの〕 …… 142
第13条〔記念ユニフォーム等〕 …… 143
第14条〔アンダーガーメント〕 …… 143
第15条〔ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類〕 …… 143
第16条〔マウスピース〕 …… 143
第17条〔ソックス〕 …… 144
第18条〔協会の規則の準用〕 …… 144
第19条〔改　正〕 …… 144

主管権譲渡規程

第１条〔趣　旨〕 …… 145
第２条〔主管権の譲渡〕 …… 145
第３条〔後援・協力〕 …… 145
第４条〔譲渡の手続き〕 …… 145
第５条〔譲渡金および純益の配分〕 …… 145
第６条〔公衆送信権および送信可能化権〕 …… 145
第７条〔試合の運営〕 …… 146
第８条〔改　正〕 …… 146
第９条〔施　行〕 …… 146
主管権譲渡承認申請書〔様式１〕 …… 147

選手契約および登録に関する規程

第１章　選手契約　149

第１節　総　則　149

第１条〔目　的〕 149
第２条〔契約区分〕 149
第３条〔アマチュア選手〕 149
第４条〔プロ選手〕 149
第５条〔新人選手〕 149
第６条〔アマチュア選手誓約〕 150
第７条〔プロ選手契約〕 150
第８条〔プロ選手契約の原則〕 150
第９条〔契約年数〕 150
第10条〔選手の報酬等〕 151

第２節　契約更新　152

第11条〔契約更新通知期限〕 152
第12条〔自由交渉選手リスト〕 152
第13条〔契約交渉期限〕 153
第14条〔選手契約の締結〕 153
第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕 153

第３節　移　籍　154

第16条〔移籍の手続き〕 154
第17条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕 154
第18条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕 154
第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕 154
第19条の２〔U22枠選手に係る移籍〕 155
第20条〔プロ選手の期限付移籍〕 155

第４節　支度金　156

第21条〔目　的〕 156
第22条〔支度金支給上限額〕 156

第23条〔支給時期〕 157
第24条〔支払対象区分〕 157
第25条〔支度金該当費目〕 157
第26条〔その他〕 157

第２章　選手登録 157

第１節　選手登録 157
第27条〔選手登録〕 157
第28条〔再登録の禁止〕 158
第29条〔登録区分〕 158
第30条〔登録人数〕 158
第31条〔外国籍選手と帰化選手〕 158
第32条〔インジュアリーリスト〕 159

第２節　特別指定選手制度 159
第33条〔特別指定選手の目的〕 159
第34条〔特別指定選手の対象〕 160
第35条〔特別指定選手の条件〕 160
第36条〔特別指定選手の登録人数〕 160
第37条〔特別指定選手の契約区分〕 160

第３節　U22枠選手制度 160
第38条〔U22枠選手の目的〕 160
第39条〔U22枠選手の対象〕 160
第40条〔U22枠選手の条件〕 161
第41条〔U22枠選手の登録人数〕 161
第42条〔U22枠選手の契約区分〕 161

第４節　ユース育成特別枠選手制度 161
第43条〔ユース育成特別枠選手の目的〕 161
第44条〔ユース育成特別枠選手の対象〕 161
第45条〔ユース育成特別枠選手の条件〕 161
第46条〔ユース育成特別枠選手の登録人数〕 161
第47条〔ユース育成特別枠選手の契約区分〕 162

第５節　アジア特別枠選手制度　162
第48条〔アジア特別枠選手制度の目的〕　162
第49条〔アジア特別枠選手制度の対象国〕　162
第50条〔登録に関する宣誓〕　163
第51条〔アジア特別枠選手の契約運用〕　163

第６節　選手登録手続き　163
第52条〔選手登録の方法〕　163

第７節　その他　164
第53条〔選手でない者の取扱い〕　164
第54条〔選手の登録期間最終日〕　164

第３章　改正　164
第55条〔改　正〕　164

第４章　附則　164
第56条〔施　行〕　164
アマチュア選手誓約書　166
自由交渉選手リスト公示申請書　169
自由交渉選手リスト抹消申請書　170
自由交渉選手リスト公示申請書〈英語版〉　171
自由交渉選手リスト抹消申請書〈英語版〉　172
選手統一契約書　173
選手統一契約書〈参考英訳〉　180
期限付移籍契約書　187
期限付移籍補償金通知書　189
2024-25 B.LEAGUEメディカルチェック報告書　190

懲罰規程

第１条〔目　的〕　191
第２条〔懲罰の種類〕　191

第３条〔懲罰の決定〕 ･･･ 192
第４条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕 ･････････････ 192
第５条〔懲罰の基準〕 ･･･ 192
第６条〔選手等に対する罰金〕 ･････････････････････････････････ 194
第７条〔管理監督関係者の加重〕 ･････････････････････････････････ 194
第８条〔Ｂクラブに対する懲罰〕 ･････････････････････････････････ 194
第９条〔差別的・侮辱的行為〕 ･････････････････････････････････ 195
第10条〔規律委員会決定までの出場停止〕 ･････････････････････････ 195
第11条〔両罰規定〕 ･･･ 195
第12条〔罰金の合算〕 ･･･ 195
第13条〔酌量減軽〕 ･･･ 196
第14条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕 ･････････････････ 196
第15条〔規律委員会の決定に対する再審査請求〕 ･････････････････ 196
第16条〔再審査請求可能な懲罰〕 ･････････････････････････････････ 196
第17条〔再審査請求時の発行済懲罰の適用〕 ･････････････････････ 197
第18条〔その他処分における再審査請求の効果〕 ･････････････････ 197
第19条〔懲罰の確定〕 ･･･ 197
第20条〔通　知〕 ･･･ 197
第21条〔協会の規程の準用〕 ･････････････････････････････････････ 197
第22条〔改　正〕 ･･･ 198
第23条〔施　行〕 ･･･ 198

反則金に関する規程

第１条〔目的〕 ･･･ 199
第２条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕 ･････････････････････ 199
第３条〔反則ポイントの計算方法〕 ･････････････････････････････ 199
第４条〔改　正〕 ･･･ 200
第５条〔施　行〕 ･･･ 200

表彰規程

第１条〔趣　旨〕 ･･･ 201

第２条〔クラブ表彰〕 201
第３条〔リーダーズ表彰〕 201
第４条〔個人表彰〕 202
第５条〔功労者表彰〕 202
第６条〔Ｂリーグアウォーズ〕 202
第７条〔改　正〕 203
第８条〔施　行〕 203

U15チーム規程

第１条〔趣旨〕 204
第２条〔保有〕 204
第３条〔チーム名〕 204
第４条〔保有チーム数〕 204
第５条〔対象年齢〕 204
第６条〔選手登録〕 204
第７条〔選手募集等〕 205
第８条〔ヘッドコーチ〕 205
第９条〔アシスタントコーチ〕 206
第10条〔トレーナー〕 206
第11条〔育成方針〕 206
第12条〔活動〕 207
第13条〔報告書等の提出〕 207
第14条〔大会への参加〕 207
第15条〔Ｂライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕 207
第16条〔罰則〕 207
第17条〔改正〕 208

U18チーム規程

第１条〔趣旨〕 209
第２条〔保有〕 209
第３条〔チーム名〕 209

第４条〔保有チーム数〕 ･････････････････････････････････････ 209
第５条〔対象年齢〕 ･･･ 209
第６条〔選手登録〕 ･･･ 209
第７条〔選手募集等〕 ･･･････････････････････････････････････ 210
第８条〔ヘッドコーチ〕 ･････････････････････････････････････ 210
第９条〔アシスタントコーチ〕 ･･･････････････････････････････ 210
第10条〔トレーナー〕 ･･･････････････････････････････････････ 211
第11条〔育成方針〕 ･･･ 211
第12条〔活動〕 ･･･ 211
第13条〔報告書等の提出〕 ･･･････････････････････････････････ 212
第14条〔大会への参加〕 ･････････････････････････････････････ 212
第15条〔Ｂライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕 ･･･ 212
第16条〔罰則〕 ･･･ 212
第17条〔改正〕 ･･･ 212

クラブライセンス交付規則

第１章　総　　則　214

第１条〔趣　旨〕 ･･･ 214
第２条〔定　義〕 ･･･ 214
第３条〔Ｂライセンス制度の目的〕 ･････････････････････････ 214
第４条〔遵守義務〕 ･･･････････････････････････････････････ 214

第２章　ライセンス　215

第５条〔ライセンスの種類〕 ･･･････････････････････････････ 215
第６条〔Ｂライセンスの付与／譲渡〕 ･･･････････････････････ 215
第７条〔ライセンスの有効期間／取消し等〕 ･････････････････ 216

第３章　ライセンス申請　216

第８条〔ライセンス申請者〕 ･･･････････････････････････････ 216
第９条〔申　請〕 ･･･ 216
第10条〔申請書類〕 ･･･････････････････････････････････････ 216

第４章　審査機関　217

第11条〔審査機関〕 217
第12条〔ライセンスマネージャー〕 217
第13条〔ライセンス事務局〕 218
第14条〔ライセンス諮問会〕 218

第５章　ライセンス審査　219

第15条〔ライセンス審査〕 219
第16条〔審査の基準と等級〕 220
第17条〔ライセンス制度上の制裁〕 220
第18条〔決定内容の通知〕 221

第６章　競技基準　221

第19条〔競技基準〕 221

第７章　施設基準　224

第20条〔施設基準〕 224

第８章　人事体制・組織運営基準　226

第21条〔人事体制・組織運営基準〕 226

第９章　法務基準　235

第22条〔法務基準〕 235

第10章　財務基準　240

第23条〔財務基準〕 240

第11章　雑　　則　245

第24条〔改　正〕 245
第25条〔施　行〕 245
別紙「定義集」 246

ホームアリーナ検査要項

〔2025-26シーズン用〕

【検査項目】 ・・・・・・・・・・ 247

日本バスケットボール協会 基本規程〔抜粋〕最新号

第４章　選　手　293

第92条〔趣　旨〕 ・・・・・・・・・・ 293
第93条〔選手の義務〕 ・・・・・・・・・・ 293
第94条〔禁止事項〕 ・・・・・・・・・・ 293
第95条〔日本代表チームへの招聘〕 ・・・・・・・・・・ 293
第96条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕 ・・・・・・・・・・ 293
第97条〔選手契約〕 ・・・・・・・・・・ 293
第98条〔選手エージェント等〕 ・・・・・・・・・・ 294
第99条〔外国籍選手〕 ・・・・・・・・・・ 294

第５章 登録および移籍　295

第１節　総　則　295

第100条〔趣　旨〕 ・・・・・・・・・・ 295

第２節　登　録　295

第101条〔選手登録の義務〕 ・・・・・・・・・・ 295
第102条〔重複登録の禁止〕 ・・・・・・・・・・ 295
第103条〔登録区分〕 ・・・・・・・・・・ 295
第104条〔選手登録の手続き〕 ・・・・・・・・・・ 295
第105条〔登録料〕 ・・・・・・・・・・ 295
第106条〔登録の変更・取消〕 ・・・・・・・・・・ 295
第107条〔登録有効期間〕 ・・・・・・・・・・ 296
第108条〔シーズン〕 ・・・・・・・・・・ 296
第109条〔登録情報の管理〕 ・・・・・・・・・・ 296
第110条〔外国籍選手の登録〕 ・・・・・・・・・・ 296

第３節　移　籍　296
第111条〔目　的〕　296
第112条〔移籍の定義〕　296
第113条〔移籍の手続き〕　296
第114条〔公式試合への出場資格〕　296
第115条〔規程違反〕　297
第116条〔移籍に関する異議等〕　297
第117条〔登録B区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕　297
第118条〔登録A区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕　297
第119条〔登録B区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕　297
第120条〔登録A区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕　297
第121条〔外国のチームへの移籍〕　297
第122条〔外国のチームからの移籍〕　297
第123条〔外国籍選手の移籍〕　297

第６章 競技会　298

第１節　総　則　298
第124条〔趣　旨〕　298
第125条〔定　義〕　298
第126条〔主催権〕　298
第127条〔競技会の名称の制限〕　298
第128条〔主管の委託〕　298
第129条〔競技会の賞品〕　298

第２節　国内競技会　299
第131条〔国内競技会の主催〕　299
第131条の2〔開催手続きに関する細則〕　299
第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕　299
第132条の2〔単独都道府県内における競技会の開催申請〕　300
第133条〔開催承認の条件〕　300
第134条〔予算および決算〕　300
第135条〔決算の修正〕　300
第136条〔報告義務〕　300
第137条〔JBA納付金〕　301

第137条の2〔都道府県協会納付金〕 …… 301
第138条〔主催・共同主催・後援〕 …… 301

第３節　国際競技会 301
第139条〔本協会の専属権限〕 …… 301
第140条〔国際競技会の開催の制限〕 …… 301
第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕 …… 301
第142条〔海外における競技会への参加〕 …… 301

第４節　天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会 301
第143条〔目　的〕 …… 301
第144条〔主　催〕 …… 301
第145条〔実施要項〕 …… 302

第10章　懲　罰 303

第１節　総　則 303
第162条〔趣　旨〕 …… 303
第163条〔違反行為に対する懲罰〕 …… 303
第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕 …… 303

第２節　懲罰の種類 303
第164条〔懲罰の種類等〕 …… 303

第３節　懲罰の決定 303
第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕 …… 303
第176条〔裁定委員会および規律委員会等の答申の尊重〕 …… 303
第176条の2〔復権〕 …… 304

規　程

JBAユニフォーム規則 …… 305
アンチ・ドーピング規程 …… 315
エージェント規則 …… 320
国内競技会の開催手続きに関する運用細則 …… 325

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ

定　　款

第１章　総　　則

第１条〔名　称〕

この法人は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（略称Ｂリーグ）といい、英文ではJapan Professional Basketball League（略称B.LEAGUE）と表示する。

第２条〔事務所〕

この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第２章　目的および事業

第３条〔目　的〕

この法人は、公益財団法人日本バスケットボール協会の傘下団体として、プロバスケットボール（この法人の正会員となった団体に所属するバスケットボールチームが業務として行うバスケットボールをいう。以下同じ）を通じて日本におけるバスケットボールの競技力の向上及びバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興及び国民の心身の健全な発達に寄与するとともに、国際社会における交流及び親善に貢献することを目的とする。

第４条〔事　業〕

(1)　この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

①　プロバスケットボールの試合の主催および公式記録の作成

②　プロバスケットボールに関する諸規約の制定

③　プロバスケットボールの選手、指導者および審判員等の養成および登録

④　プロバスケットボールの試合の施設の検定および用具の認定

⑤　放送等を通じたプロバスケットボールの試合の広報普及

⑥　バスケットボールおよびバスケットボール技術に関する調査、研究および指導

⑦　プロバスケットボールの選手、ヘッドコーチおよび関係者の福利厚生事業

の実施

⑧　バスケットボールに関する国際的な交流および事業の実施

⑨　バスケットボールをはじめとするスポーツの振興および援助

⑩　機関紙の発行等を通じたプロバスケットボールに関する広報普及

⑪　その他目的を達成するために必要な事業

(2)　前項各号の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第３章　会　　員

第５条〔法人の構成員〕

(1)　この法人を構成する会員は、次のとおりとする。

①　正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人、または法人で下記にあたるもの

(a)　Ｂ１リーグ会員（以下「Ｂ１会員」という）

Ｂ１リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的に最も優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人

(b)　Ｂ２リーグ会員（以下「Ｂ２会員」という）

Ｂ２リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にＢ１リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人

(c)　Ｂ３リーグ会員（以下「Ｂ３会員」という）

Ｂ３リーグ（試合・練習環境、チームの運営能力等において総合的にＢ１リーグおよびＢ２リーグに次いで優位にあるものと理事会が承認したチームから構成されるプロバスケットボールリーグ）に属するチームを保有する法人

(d)　特別会員

第22条第２項の規定により代表理事CEO（チェアマン）に選定された者

②　賛助会員　この法人の事業を援助する個人または法人

③　名誉会員　この法人に特に功労のあった者で会員総会の決議をもって推薦された者

(2)　前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という）上の社員とする。

第６条〔会員の資格の取得〕

会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事CEO（チェアマン）に提出し、

理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

第７条〔入会金および会費〕

(1)　正会員または賛助会員になろうとする者は、会員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(2)　正会員または賛助会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(3)　個人である正会員または名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(4)　特別の費用を必要とするときは、理事会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。

第８条〔任意退会〕

(1)　正会員は、退会しようとする場合、その退会希望日の１年以上前の６月30日までに、Ｂリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。

(2)　前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由があるときは、正会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

第９条〔除　名〕

(1)　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による決議を経て、代表理事CEO（チェアマン）が除名することができる。

①　この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に違反する行為があったとき

②　この法人の会員としての義務に違反したとき

③　会費または臨時会費を６か月以上滞納したとき

(2)　前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対して、当該会員総会の日から１週間前までにその旨を通知し、かつ、会員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(3)　代表理事CEO（チェアマン）は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第10条〔会員資格の喪失〕

前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

①　総正会員が同意したとき
②　当該会員が死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
③　Ｂ１会員およびＢ２会員については、Ｂ１リーグおよびＢ２リーグのいずれにも所属しなくなったとき
④　特別会員については、代表理事CEO（チェアマン）を退任しまたは解職されたとき

第11条〔会費等の不返還〕

退会し、または除名され、あるいは資格を喪失した会員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

第４章　会員総会

第12条〔構　成〕

会員総会は、すべての正会員をもって構成する。会員総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

第13条〔権　限〕

会員総会は、次の事項について決議する。
①　会員の除名
②　名誉会員および顧問の推薦
③　理事および監事の選任または解任
④　理事および監事の報酬等の額
⑤　貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
⑥　定款の変更
⑦　解散および残余財産の処分
⑧　理事会規程第４条第１項乃至第６項の変更
⑨　その他会員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

第14条〔開　催〕

定時会員総会を毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を随時開催する。

第15条〔招　集〕

(1)　会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代

表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

(2)　総正会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する正会員は、代表理事CEO（チェアマン）に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

第16条〔議　長〕

(1)　会員総会の議長は代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。

(2)　代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第17条〔議決権〕

会員総会における議決権は、１正会員につき１個とする。

第18条〔決　議〕

(1)　会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(2)　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行う。

①　会員の除名

②　監事の解任

③　定款の変更

④　解散

⑤　その他法令で定められた事項

(3)　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第21条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(4)　正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を代表理事CEO（チェアマン）に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては第１項および第２項の規定の適用については会員総会に出席したものとみなす。

第19条〔決議の省略〕

理事または正会員が会員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし

たときは、当該提案を可決する旨の会員総会決議があったものとみなす。

第20条〔議事録〕

(1)　会員総会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

(2)　議長および出席した正会員のうちから選出された議事録署名人２名以上が、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第５章　役　員　等

第21条〔役員の設置〕

(1)　この法人に、次の役員を置く。

①　理事　10名以上15名以内

②　監事　２名以内

(2)　理事のうち１名を代表理事CEO(チェアマン)とするほか、１名を代表理事COO、１名を専務理事、２名以内を常務理事とすることができる。

(3)　前項の代表理事CEO（チェアマン）および代表理事COOをもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事、常務理事その他理事会の決議によってこの法人の業務を執行する理事として選定された者をもって同法第91条第１項第２号の業務執行理事とする。

第21条の２〔特任理事〕

(1)　この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、５名以内の特任理事を置くことができる。

(2)　特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(3)　前２項のほか、特任理事に関する事項は、理事会が制定する「特任理事規程」の定めるところによる。

(4)　特任理事は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。

第21条の３〔執行役員〕

(1)　この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、相当数の執行役員（理事会および代表理事の指示の下にこの法人の業務執行を行う責任者をいう。以下本条において同じ。）を置くことができる。

(2)　前項のほか、執行役員に関する事項は、理事会が制定する「執行役員規程」の定めるところによる。
(3)　執行役員は一般社団・財団法人法上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。

第22条〔役員の選任〕

(1)　理事および監事は、会員総会の決議によって選任する。
(2)　代表理事および業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
(3)　この法人の理事のうちには、理事のいずれか１名およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
(4)　この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）および会員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）、ならびにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

第23条〔理事の職務および権限〕

(1)　理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
(2)　代表理事CEO（チェアマン）および代表理事COOは、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
(3)　代表理事および業務執行理事は、３箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第24条〔監事の職務および権限〕

(1)　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
(2)　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

第25条〔役員の任期〕

(1)　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
(2)　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
(3)　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時

までとする。

(4)　理事または監事は、第21条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

第26条〔役員の解任〕

理事および監事は、いつでも、会員総会の決議によって解任することができる。

第27条〔役員の報酬等〕

理事および監事の報酬は、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第28条〔取引の制限〕

(1)　理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

①　自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

②　自己または第三者のためにするこの法人との取引

③　この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

(2)　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第29条〔責任の免除または限定〕

(1)　この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(2)　この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第６章　理　事　会

第30条〔構　成〕

(1)　この法人に理事会を置く。

(2)　理事会は、すべての理事をもって構成する。

第31条〔権　限〕

(1)　理事会は、次の職務を行う。

①　この法人の業務執行の決定

②　理事の職務の執行の監督

③　代表理事および業務執行理事の選定および解職

(2)　前項に定めるほか、理事会に関する事項は、理事会の定める理事会規程の定めるところによる。

第32条〔招　集〕

理事会は、代表理事CEO（チェアマン）が招集する。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第33条〔議　長〕

理事会の議長は、代表理事CEO（チェアマン）がこれに当たる。ただし、代表理事CEO（チェアマン）が欠けたとき、または代表理事CEO（チェアマン）に事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

第34条〔決　議〕

(1)　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(2)　前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第35条〔議事録〕

(1)　理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。

(2)　出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第７章　実行委員会

第36条〔実行委員会〕

(1)　この法人は、その事業遂行のため、理事会の決議に基づき実行委員会を置く。

(2)　実行委員会の組織、権限および運営に関する規定は、理事会が定める。

第８章　資産および会計

第37条〔事業年度〕

この法人の事業年度は、毎年７月１日に始まり翌年６月30日に終わる。

第38条〔事業計画および収支予算〕

(1)　この法人の事業計画書および収支予算書、ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事CEO（チェアマン）が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(2)　前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

第39条〔事業報告および決算〕

(1)　この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事CEO（チェアマン）が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

①　事業報告

②　事業報告の附属明細書

③　貸借対照表

④　正味財産増減計算書

⑤　貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

⑥　財産目録

(2)　前項の承認を受けた書類のうち、第１号は、定時会員総会で報告し、第３号、第４号および第６号の書類については、定時会員総会で承認を受けなければならない。

(3)　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

① 監査報告
② 理事および監事の名簿
③ 理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
④ 運営組織および事業活動の状況の概要、およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第40条〔公益目的取得財産残額の算定〕

代表理事CEO（チェアマン）は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第４号の書類に記載するものとする。

第９章　定款の変更および解散

第41条〔定款の変更〕

この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

第42条〔解　散〕

この法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由によって解散する。

第43条〔公益認定取消しに伴う贈与〕

この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人または国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第44条〔残余財産の帰属〕

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人または国、もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章　公告の方法

第45条〔公告の方法〕

(1)　この法人の公告は、電子公告により行う。

(2)　事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章　顧　　問

第46条〔顧　問〕

(1)　この法人に、顧問を若干名置くことができる。

(2)　顧問は、この法人の理事であった者の中から総会の推薦により代表理事CEO（チェアマン）が委嘱する。

(3)　顧問は、重要事項について代表理事CEO（チェアマン）または理事会の諮問に応じる。

(4)　顧問は無報酬とする。

第12章　法人の組織

第47条〔設置等〕

(1)　この法人の業務を遂行するため、必要な職員を置く。

(2)　この法人の組織、内部管理に必要な規則、その他については、理事会が定める。

第13章　補　　則

第48条〔委　任〕

この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事CEO（チェアマン）が定める。

〔附　則〕

(1) 本定款は、公益認定を受けた日から施行する。

(2) 第５条第１項第１号（C）の新設については、2026年１月１日から効力を生

じるものとする。

(3) 前項及び本項の附則は、2026年１月1日から３ヶ月を経過した日後にこれを削除する。

〔改　正〕

2015年４月21日	2018年９月26日	2021年９月29日
2015年６月24日	2019年６月26日	2022年９月28日
2015年７月30日	2019年９月26日	2023年９月27日
2015年11月25日	2020年９月23日	2023年12月31日

Ｂリーグ規約

第１章　総　　則

第１条〔Ｂリーグの目的〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）は、日本におけるバスケットボールの競技力の向上およびバスケットボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興および国民の心身の健全な発展に寄与するとともに、国際社会における交流および親善に貢献することを目的とする。

第２条〔本規約の目的〕

本規約は、「公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ定款」（以下「定款」という）に基づき、Ｂリーグの組織および運営に関する基本原則を定めることにより、Ｂリーグの安定的発展を図ることを目的とする。

第３条〔遵守義務〕

(1)　以下に定める者（以下「Ｂリーグ関係者」という）は、Ｂリーグの構成員として、本規約および公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）の定款ならびにこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

①　Ｂリーグの役職員

②　Ｂリーグの会員及びその役職員

③　Ｂクラブのトップチームに所属する選手

④　Ｂクラブのトップチームに所属するヘッドコーチ、アシスタントコーチ、ドクター及びトレーナー等（以下「チームスタッフ」という）

⑤　Ｂクラブが保有するユースチームに所属するユースチームヘッドコーチ、ユースチームアシスタントコーチ及びユースチームトレーナー（以下「ユースチームスタッフ」という）

⑥　Ｂリーグに登録する審判員

⑦　スコアラー、アシスタントスコアラー、タイマー及びショットクロックオペレーター（以下「テーブル・オフィシャルズ」という）

⑧　ゲームディレクター

⑨　協会に登録するエージェント

⑩　その他の関係者

(2)　Ｂリーグ関係者は、第１条のＢリーグの目的達成を妨げる行為、公序良俗に

反する行為および社会的規範に反する行為を行ってはならない。

(3)　Ｂリーグ関係者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋等の政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員などの反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下「暴力団員等」という）であってはならない。また、Ｂリーグ関係者は、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引をしまたは交際してはならない。

(4)　Ｂリーグ関係者は、法律、条令および規則等を遵守しなければならない。

(5)　Ｂリーグ関係者は、いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。

(6)　Ｂリーグ関係者は、その職務に関連し、またはその職務上の地位において、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。

(7)　Ｂリーグ関係者は、職務の遂行を通じて知り得た協会、ＢリーグまたはＢクラブ（第12条１項で定義されるＢ１クラブおよび第13条１項で定義されるＢ２クラブを意味する）の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

(8)　Ｂリーグの代表理事、業務執行理事および職員はＢクラブの株式を自己（その子会社を含む）の計算において保有してはならない。また、Ｂクラブの親会社の株式を５％以上保有してはならない。なお、本規約にいう親会社とは、自己の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50％超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人をいい、子会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。

(9)　Ｂリーグ関係者は、暴力、暴言、ハラスメント行為を行ってはならない。

第２章　組　　織

第１節　理　事　会

第４条〔理事会〕

(1)　理事会は、すべての理事をもって構成する。

(2)　理事会の運営に関する事項は、定款および理事会が定める「理事会規程」に基づく。

第２節　チェアマン

第５条〔チェアマン〕

代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）は、Ｂリーグを代表するとともに、Ｂリーグの業務を管理統括する。

第６条〔チェアマンの権限〕

チェアマンは、Ｂリーグの運営に関する次の権限を行使する。

①　Ｂリーグ全体の利益を確保するためのＢリーグ所属の団体および個人に対する指導

②　Ｂリーグ所属の団体および個人の紛争解決および制裁に関する最終決定

③　理事会、実行委員会および実行委員幹事会の招集および主宰

④　その他定款、本規約および関連する諸規程に定める事項

第３節　実行委員会・実行委員幹事会

第７条〔実行委員会の構成〕

(1)　Ｂ１リーグ（以下「Ｂ１」という）およびＢ２リーグ（以下「Ｂ２」という）にそれぞれ実行委員会を設置する。それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。

(2)　Ｂ１に設置する実行委員会を「Ｂ１実行委員会」、Ｂ２に設置する実行委員会を「Ｂ２実行委員会」、Ｂ１およびＢ２が合同で開催する実行委員会を「Ｂ１・Ｂ２合同実行委員会」、といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＢ１実行委員会、Ｂ２実行委員会および/またはＢ１・Ｂ２合同実行委員会をいう。

(3)　実行委員会の組織、権限および運営に関する事項は定款および理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第７条の２〔実行委員幹事会の構成〕

(1)　実行委員会の委員の中から選任された実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。

(2)　実行委員幹事会の組織、権限および運営に関する事項は理事会が別途定める「実行委員会規程」によるものとする。

第４節　その他の委員会

第８条〔専門委員会〕

(1)　チェアマンの下に次の専門委員会を置き、チェアマンがこれを直轄する。

①　規律委員会

②　法務委員会

③　その他、理事会で定める委員会

(2)　前項の各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項は、理事会が制定する「専門委員会規程」の定めるところによる。

第８条の２〔裁定委員会〕

(1)　Ｂリーグは、チェアマンによる本規約に関連する紛争の解決、本規約および関連する諸規程に基づくチェアマンによる制裁決定、本規約第37条の２に基づく緊急措置に係る帰責事由の判断ならびに本規約第37条の５に基づくチェアマンによる試合結果の無効決定の諮問機関として、裁定委員会を設置する。

(2)　裁定委員会の組織、権限および運営等ならびに紛争解決、制裁決定、緊急措置に係る帰責事由の判断および試合結果の無効決定の手続きに関する事項等は、本規約その他の諸規程に別段の定めのあるものを除き、理事会が定める「裁定委員会規程」によるものとする。

第５節　法人組織

第９条〔法人組織の設置〕

Ｂリーグの総会、理事会および各委員会の事務を処理し、チェアマンの職務の執行を補佐するとともに、Ｂリーグの活動に関する諸事項の企画・立案を行うため、専任の職員により構成される法人組織を置く。

第10条〔法人組織の運営〕

(1)　法人組織の人事等に関する重要事項は、理事会の承認を得てチェアマンが定める。

(2)　法人組織の機能、職務等、運営に関する事項は、チェアマンが制定する「法人組織細則」の定めるところによる。

第３章　Ｂクラブ

第11条〔クラブライセンス交付規則〕

Ｂリーグは、Ｂリーグの参加資格としてクラブライセンス制度の構築および運用を行い、そのために別途クラブライセンスに関する交付規則、継続資格認定規則等を定める。

第12条〔Ｂ１クラブの資格要件〕

(1)　Ｂ１会員たるクラブ（以下「Ｂ１クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。

①　日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること

②　所属選手との契約は原則としてプロ契約であって、アマチュア契約選手は２名以下であること

③　ホームアリーナを確保していること

④　Ｂ１クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと

⑤　バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

(2)　Ｂ１クラブの数は、原則最大で18とするが、理事会による新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴うリーグ運営の特例的な措置の決議により、2020-21シーズンは20クラブ、2021-22シーズンは22クラブ、2022-23シーズン、2023-24シーズンおよび2024-25シーズンは24クラブを最大とする。さらに2026-27シーズンからの昇降格条件の変更に伴い2025-26シーズンは26クラブを最大とする。

第12条の２〔B.PREMIERクラブの資格要件〕

B.PREMIER会員たるクラブ（以下「B.PREMIERクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

①　日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること

②　B.PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと

③　バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

④　初めてＢリーグの会員として入会する場合には、第22条第１項第２号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しＢリーグに入会することに同意していること

⑤　理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。

第13条〔Ｂ２クラブの資格要件〕

(1)　Ｂ２会員たるクラブ（以下「Ｂ２クラブ」という）は、以下の要件を具備するものでなければならない。

①　日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること

②　５名以上の所属選手とプロ契約を締結していること

③　ホームアリーナを確保していること

④　Ｂ１クラブライセンスまたは Ｂ２クラブライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと

⑤　初めてＢ２会員に入会する場合には、第22条第1項第2号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しＢリーグに入会することに同意していること

⑥　バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

⑦　原則として理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標が有効に登録できていること。

(2)　Ｂ２クラブの数は、最大で18とする。

第13条の２〔B.ONEクラブの資格要件〕

B.ONE会員たるクラブ（以下「B.ONEクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

①　日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること

②　B.ONEライセンスまたはB.PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと。または、当面の取り扱いとして、B.NEXTライセンスの交付を受け、それが取り消されておらず、2026-27シーズン「B.ONEクラブライセンス交付規則」第20条の入場者数基準に定める平均入場者数が2023－24シーズンもしくは2024－25シーズンにおいて1,500人以上のクラブ、または2024－25シーズンの３月末までに終了したホームゲームの公式試合の平均入場者数が1,500人以上のクラブのうち、理事会が選定したクラブであること。なお、震災や事故または国際大会が開催されるなど理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本条の判定に使用する平均入場者数の算定において特別な取扱いを行うことができるものとする。

③　バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

④　初めてＢリーグの会員として入会する場合には、第22条第１項第２号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しＢリーグに入会することに同意していること

⑤　理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が

速やかに始められる状態であること。

第13条の３〔B.NEXTクラブの資格要件〕

B.NEXT会員たるクラブ（以下「B.NEXTクラブ」という）は、以下の要件を継続して具備するものでなければならない。

① 日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であること

② B.NEXTライセンス、B.ONEライセンスまたはB.PREMIERライセンスの交付を受け、それが取り消されていないこと

③ バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

④ 初めてＢリーグの会員として入会する場合には、第22条第１項第２号に定める自治体が、クラブを支援することを表明しＢリーグに入会することに同意していること

⑤ 理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従って、商標が登録済みであるかまたは出願中であることもしくは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。

第14条〔入　会〕

(1) 2025シーズンまでの入会については、Ｂリーグは、第15条にいう「Ｂリーグ準加盟クラブ」(以下「準加盟クラブ」という）が、原則として、各シーズンの４月末日までにＢリーグに対し所定の入会申込を行った場合、当該クラブを審査し、翌シーズンからＢ２会員として入会させることができる。

(2) 2026シーズン以降の入会については、B.PREMIERライセンス、B.ONEライセンスまたはB.NEXTライセンスを保有するクラブが、Ｂリーグに対し所定の入会申込を行った場合、第12条の２、第13条の２または第13条の３に定めるいずれかの資格要件を充足しているかを理事会が審査し、Ｂリーグの会員として入会させることができるものとする。なお、入会の効力は、クラブが保有するクラブライセンスの対象シーズンが開始する年の７月１日から生じるものとする。

(3) 入会が承認されたクラブは、原則として入会を辞退することはできないものとする。

第15条〔準加盟クラブ〕

(1) Ｂリーグは、理事会が定める「準加盟クラブ規程」の内容を満たすクラブを準加盟クラブとして認定することができる。

(2) 第14条第１項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の７月31日までに、Ｂリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第16条〔Ｂ１・Ｂ２クラブの入れ替え〕

Ｂ２リーグのクラブのうち、Ｂ１クラブライセンスの交付判定を受けた年間最終順位上位２クラブが翌シーズンからＢ１に昇格し、Ｂ１からの降格は行わない。

第17条〔Ｂ２・Ｂ３クラブの入れ替え〕

入会直前年度の一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（以下「Ｂ３」という）のクラブのうち、Ｂ１またはＢ２クラブライセンスの交付判定を受け、第14条に定める入会の審査に合格した上位２クラブが翌シーズンからＢ２に昇格し、Ｂ２からの降格は行わない。

第18条〔クラブライセンス不交付クラブ発生時の措置〕

Ｂリーグクラブライセンス不交付または取消しが決定したクラブが発生した場合、当該クラブに対する補欠等の処置については、理事会で審議決定する。

第19条〔入会金および会費〕

入会金および会費については、会員総会で別途定める「入会金および会費規程」によるものとする。

第20条〔退　会〕

(1)　Ｂ１会員またはＢ２会員が、定款第10条第３号によらずに退会しようとする場合は、退会希望日の１年以上前の６月30日までに、Ｂリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。

(2)　B.PREMIER会員、B.ONE会員またはB.NEXT会員が、定款第10条第３号によらずに退会しようとする場合は、B.PREMIER会員は退会希望日の２年以上前の６月30日までに、B.ONE会員またはB.NEXT会員は退会希望日の１年以上前の６月30日までに、Ｂリーグに対してその旨申請し、理事会の承認を得なければならない。ただし、シーズン中の退会は認められない。

第21条〔会員資格を喪失した会員の権利使用許可〕

Ｂリーグは、除名されたまたは会員資格を喪失したＢクラブに対して、何らの対価なくして、理事会の決議により、次の各号を要求できるものとする。

①　チーム名称のうち、法人名称を除く部分（呼称および地域名称）の使用許可

②　シーズン途中での除名または会員資格の喪失の場合、残存する公式試合を滞りなく運営するために必要な諸権利（施設・用具・器具の使用権等）のＢリーグへの使用許可

第22条〔Ｂクラブのホームタウン（本拠地）〕

(1)　Ｂクラブは、理事会の承認を得て特定の市区町村をホームタウンとして定めなければならない。ただし、次の各号の条件を満たし、理事会の承認を得た場合には、複数の市区町村または都道府県をホームタウンとすることができる。

①　自治体および都道府県バスケットボール協会から全面的な支援が得られること

②　取りまとめ役となる自治体（ホームアリーナを有し、支援の中核をなす市区町村）を定めること

③　活動拠点となる市区町村を定めること

(2)　Ｂクラブはホームタウンにおいて、地域社会と一体となったクラブ作り（社会貢献活動を含む）を行い、バスケットボールをはじめとするスポーツの普及および振興に努めなければならない。

(3)　Ｂクラブのホームタウンは、原則として変更することができない。ただし、理事会の承認を得ることにより、同一都道府県内の市区町村をホームタウンとして追加することはできる。

(4)　やむを得ない事由により、ホームタウンを変更する必要が生じた場合には、原則として、変更の日の１年以上前までに理由を記載した書面により理事会に申請し、その承認を得なければならない。ただし、シーズンの途中における申請は原則として認められない。

第23条〔Ｂクラブの権益〕

(1)　Ｂクラブは､原則としてホームアリーナを有する都道府県を活動区域とする。また、活動区域内等での活動については次のとおりとする。

①　第22条に定める取りまとめ役となる自治体内での他クラブの活動は、いかなる活動も原則として禁止とする。ただし、当該Ｂクラブ間において合意された活動についてはこの限りではない。

②　活動区域外で行うＢクラブの試合興行（プレシーズンゲーム・公式試合を含む)、継続的なスクール活動は原則として禁止とする。ただし、活動区域外で活動を希望するＢクラブが、Ｂリーグおよび活動区域とするＢクラブに対して事前に申し出を行い、チェアマンおよび活動区域とするＢクラブの承認を得た場合にはこの限りではない。

　また、一時的なクリニック活動、スポンサーイベント、メディア出演、クラブ・試合情報の告知、コミュニティ活動を活動区域外で活動を希望するＢクラブは、活動区域内とするＢクラブに対して事前に報告を行わなければならない。なお、その他の活動区域外での活動については、活動を希望するＢクラブが、Ｂリーグに事前に報告を行い、チェアマンが適宜決定するものとする。

③　前号によるＢクラブの活動区域外での活動が、活動区域とするＢクラブにとって著しく支障をきたす場合や常識を逸脱する行為と認められた場合には、チェアマンは当該クラブに対して活動区域外での活動の中止および縮小等を求めることができ、当該クラブはこれに従わなければならない。

(2)　Ｂクラブは、活動区域において主管した公式試合（第34条に定める意味を有する）に伴う広告料および公衆送信権料等につき、理事会の定めるところにより分配を受けることができる。

(3)　Ｂクラブは、活動区域におけるバスケットボールスクール、講演その他バスケットボールに関する諸行事の開催について、優先的にチェアマンの公認を受けることができる。

(4)　Ｂクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している日には、その活動区域内では原則として協会または協会加盟団体の公式試合は行われないものとする。

(5)　Ｂクラブがその活動区域内で有料試合の開催を予定している時間およびその前後２時間を含む時間帯には、原則としてその活動区域内においては、協会が主催または主管する試合のテレビ放送は行われないものとする。

(6)　特別の事情により前２項の定めに抵触する公式試合またはテレビ放送を行う必要がある場合には、これにより不利益を受けるおそれのあるＢクラブの補償について、Ｂリーグ、当該Ｂクラブおよび当該主催団体または協会間で別途協議の上決定するものとする。

第24条〔Ｂクラブの健全経営〕

(1)　Ｂクラブは、人件費、運営費その他の経費の設定に際し、健全な財政状態の維持に配慮しなければならず、違反した場合、Ｂリーグによって指導が行われ、または制裁が科され得るほか、理事会は必要な措置を講ずることができ、Ｂクラブはそれらに従わなければならない。

(2)　Ｂクラブは、Ｂリーグに対し、Ｂリーグが指定した書類を定められた期限までに提出しなければならない。

(3)　Ｂクラブは、前項の書類に虚偽の記載をしてはならない。

(4)　Ｂリーグは、Ｂクラブの事前の同意がない限り、第２項の書類を第三者に開示しないものとする。ただし、ＢリーグおよびＢクラブの状況を社会に告知するために、実行委員会の承認を得たうえで、提出書類に内包された情報をもとに作成された資料を、個別のＢクラブの運営に支障を来たさない限りにおいて開示することができる。

第25条〔公式試合安定開催融資制度〕

(1)　クラブの財政難等の事情により、公式試合の運営に支障を来たす事態の発生

を未然に防止するため、リーグ戦安定開催融資制度を設ける。

(2)　公式試合安定開催融資制度の管理･運営に関する事項は理事会が制定する「公式試合安定開催融資規程」の定めるところによる。

第26条〔Ｂクラブの株主〕

(1)　Ｂクラブは、Ｂリーグからの指示に基づき、Ｂリーグに対し、各事業年度終了時における株主名簿（クラブが一般社団法人である場合には社員名簿）の写しを提出しなければならない。

(2)　Ｂクラブは、発行済み株式の株主を変更し、または新たに株式を発行する場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前にＢリーグに書面にて届け出を行わなければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。

(3)　Ｂクラブは直近の理事会の承認を受けた発行済み株式総数および株主構成を基準として、以下のような株主変更または株式の新規発行を行う場合には、変更後の株主または新規株式の割当先を決定する前に理事会の承認を得なければならない。転換社債またはストックオプション等、株式に転化しうる権利を付与する場合も同様とする。

①　株式の引受人の数にかかわらず、増資によって増加する株式の数が、増資後の発行済み株式総数の５％を超える場合。ただし、株式の引受人が既に議決権の３分の２以上を保有する株主のみの場合は除く。

②　増資によって、増加する株式の数にかかわらず、増資後の発行済み株式総数に対する持株比率が５％を超える株主が新たに発生することとなる場合

③　発行済み株式総数の５％を超える株式の株主を変更する場合。ただし、当該株式の譲受人が既に議決権の３分の２以上を保有する株主のみである場合を除く。

④　発行済み株式の株主を変更した結果、変更する株式の数にかかわらず、変更後の発行済み株式総数に対する持株比率が５％を超える株主が新たに発生した場合

⑤　すでに存在する株主の持株比率が、増資または株主の変更によって５％を超えて増加する場合。ただし、既に議決権の３分の２以上を保有する株主における増加は除く。

(4)　Ｂクラブは、他のＢクラブの株式を保有してはならない。なお、当該他のＢクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。

(5)　Ｂクラブは、他のＢクラブの株式を５％超保有している者に対し、自クラブの株式を５％超保有させてはならない。

(6)　Ｂクラブは、暴力団、暴力団員、暴力団員等が経営に実質的に関与している

団体等に、Ｂクラブの株式を保有させてはならない。なお、当該Ｂクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の株式（一般社団法人にあっては社員たる地位）についても同様とする。

(7)　Ｂクラブは、Ｂリーグの代表理事、業務執行理事に自クラブの株式を保有させてはならない。

第27条〔Ｂクラブの義務〕

Ｂクラブは、本規約および協会の定款ならびにこれらに付随する諸規程の違反行為にあたり得る行為を認識した場合、ただちにＢリーグに報告しなければならない。

第27条の２〔役職員等の禁止事項〕

(1)　Ｂクラブの役員または職員は、直接たると間接たるとを問わず、次の事項を行ってはならない。

①　他のＢクラブまたは当該他のＢクラブの子会社およびユースチーム、スクールを運営している法人の役員（一般社団法人にあっては理事）または職員を兼務すること

②　他のＢクラブまたは他のＢクラブの役職員との間で金銭貸借、債務保証またはこれらに類する契約を締結すること

(2)　Ｂクラブの役員または職員は、他のＢクラブの株式を自己（その子会社を含む）の計算において保有してはならない。また、他のクラブの親会社の株式を５％以上保有してはならない。

(3)　Ｂクラブの役員、職員、チームスタッフおよびユースチームスタッフは、公の場において、協会（審判を含む）、Ｂリーグまたは自他のＢクラブを中傷または誹謗してはならない。

(4)　Ｂクラブの役員、職員、チームスタッフおよびユースチームスタッフは、違法薬物を使用してはならず、正当な理由なくＢリーグが指定する薬物検査の受検を拒否してはならない。

第28条〔名称および活動区域等〕

(1)　Ｂクラブは、法人名、チーム名および呼称（以下総称して「名称」という。ただしチーム名および呼称には地域名が含まれているものとする）ならびにホームタウンおよび活動区域を定めなければならない。

(2)　Ｂクラブは、ホームタウン内にＢリーグが別途定める要件を充足するアリーナ（以下「ホームアリーナ」という）を確保しているものとする。

(3)　Ｂクラブとしての新規入会にあたっては、その名称について事前に理事会の承認を得るものとする。

(4)　Ｂクラブの名称は、原則として変更することができない。ただし、正当な事由がある場合において、理事会の承認を得たときはこの限りではない。

【Ｂ１会員】

地区	法人名称	チーム名	呼称	取りまとめ役となる自治体	活動区域	ホームアリーナ
東	株式会社レバンガ北海道	レバンガ北海道	レバンガ北海道	札幌市	北海道	北海きたえーる
	株式会社仙台89ERS	仙台89ERS	仙台89ERS	仙台市	宮城県	ゼビオアリーナ仙台
	秋田ノーザンハピネッツ株式会社	秋田ノーザンハピネッツ	秋田ノーザンハピネッツ	秋田市	秋田県	CNAアリーナ★あきた
	株式会社茨城ロボッツ・スポーツエンターテインメント	茨城ロボッツ	茨城ロボッツ	水戸市	茨城県	アダストリアみとアリーナ(東町運動公園体育館)
	株式会社栃木ブレックス	宇都宮ブレックス	宇都宮ブレックス	宇都宮市	栃木県	ブレックスアリーナ宇都宮
	株式会社群馬プロバスケットボール コミッション	群馬クレインサンダーズ	群馬クレインサンダーズ	太田市	群馬県	オープンハウスアリーナ太田
	株式会社アルファーズ	越谷アルファーズ	越谷アルファーズ	越谷市	埼玉県	越谷市立総合体育館
	株式会社千葉ジェッツふなばし	千葉ジェッツふなばし	千葉ジェッツ	船橋市	千葉県	La La arena TOKYO-BAY
中	トヨタアルバルク東京株式会社	アルバルク東京	アルバルク東京	渋谷区	東京都	国立代々木競技場第一体育館
	株式会社サンロッカーズ	サンロッカーズ渋谷	サンロッカーズ渋谷	渋谷区	東京都	青山学院記念館
	株式会社DeNA川崎ブレイブサンダース	川崎ブレイブサンダース	川崎ブレイブサンダース	川崎市	神奈川県	川崎市とどろきアリーナ
	株式会社横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜ビー・コルセアーズ	横浜市	神奈川県	横浜国際プール
	株式会社フェニックス	三遠ネオフェニックス	三遠ネオフェニックス	豊橋市	愛知県	豊橋市総合体育館
	シーホース三河株式会社	シーホース三河	シーホース三河	刈谷市	愛知県	ウィングアリーナ刈谷
	豊通ファイティングイーグルス株式会社	豊通ファイティングイーグルス名古屋	ファイティングイーグルス名古屋	名古屋市	愛知県	名古屋市稲永スポーツセンター
	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ株式会社	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋ダイヤモンドドルフィンズ	名古屋市	愛知県	ドルフィンズアリーナ
西	株式会社滋賀レイクスターズ	滋賀レイクスターズ	滋賀レイクス	大津市	滋賀県	滋賀ダイハツアリーナ
	スポーツコミュニケーションKYOTO株式会社	京都ハンナリーズ	京都ハンナリーズ	京都市	京都府	かたおかアリーナ京都(京都市体育館)
	ヒューマンプランニング株式会社	大阪エヴェッサ	大阪エヴェッサ	大阪市	大阪府	おおきにアリーナ舞洲
	株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック	島根スサノオマジック	島根スサノオマジック	松江市	島根県	松江市総合体育館
	株式会社広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島ドラゴンフライズ	広島市	広島県	広島サンプラザホール
	株式会社佐賀バルーナーズ	佐賀バルーナーズ	佐賀バルーナーズ	佐賀市	佐賀県	SAGAアリーナ
	株式会社長崎ヴェルカ	長崎ヴェルカ	長崎ヴェルカ	長崎市	長崎県	HAPPINESS ARENA

	沖縄バスケットボール株式会社	琉球ゴールデンキングス	琉球ゴールデンキングス	沖縄市	沖縄県	沖縄アリーナ

【Ｂ２会員】

地区	法人名称	チーム名	呼称	取りまとめ役となる自治体	活動区域	ホームアリーナ
東	青森スポーツクリエイション株式会社	青森ワッツ	青森ワッツ	青森市	青森県	カクヒログループスーパーアリーナ(青森市総合体育館)
	株式会社パスラボ	パスラボ山形ワイヴァンズ	山形ワイヴァンズ	天童市	山形県	山形県総合運動公園
	福島スポーツエンタテインメント株式会社	福島ファイヤーボンズ	福島ファイヤーボンズ	郡山市	福島県	宝来屋郡山総合体育館
	株式会社アルティーリ	アルティーリ千葉	アルティーリ千葉	千葉市	千葉県	千葉ポートアリーナ
	株式会社富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山グラウジーズ	富山市	富山県	富山市総合体育館
	株式会社福井ブローウィンズ	福井ブローウィンズ	福井ブローウィンズ	福井市	福井県	セーレン･ドリームアリーナ(福井県営体育館)
	株式会社NAGANO SPIRIT	信州ブレイブウォリアーズ	信州ブレイブウォリアーズ	長野市	長野県	ホワイトリング（長野市真島総合スポーツアリーナ)
西	株式会社VELTEXスポーツエンタープライズ	ベルテックス静岡	ベルテックス静岡	静岡市	静岡県	静岡市中央体育館
	株式会社ストークス	神戸ストークス	神戸ストークス	神戸市	兵庫県	神戸市立中央体育館
	株式会社バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	バンビシャス奈良	奈良市	奈良県	ロートアリーナ奈良
	株式会社エヒメスポーツエンターテイメント	愛媛オレンジバイキングス	愛媛オレンジバイキングス	松山市	愛媛県	松山市総合コミュニティセンター
	ライジングゼファーフクオカ株式会社	ライジングゼファーフクオカ	ライジングゼファー福岡	福岡市	福岡県	照葉積水ハウスアリーナ
	熊本バスケットボール株式会社	熊本ヴォルターズ	熊本ヴォルターズ	熊本市	熊本県	熊本県立総合体育館
	株式会社鹿児島レブナイズ	鹿児島レブナイズ	鹿児島レブナイズ	鹿児島市	鹿児島県	西原商会アリーナ(鹿児島アリーナ)

※2024年７月１日時点

第４章　競　　技

第１節　アリーナ

第29条〔アリーナの維持〕

Ｂクラブは、選手および観客にとって良好な状態でホームゲームを実施し得るよう、アリーナを維持管理する責任を負う。

第30条〔アリーナおよび付帯設備〕

(1)　公式試合で使用するアリーナおよび付帯設備の条件は、理事会が別途定める「Ｂリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。

(2)　Ｂ１クラブがホームアリーナ以外のアリーナで公式試合を実施する場合には、当該アリーナは原則として入場可能者数が2,000人以上でなければならない。当該要件を充足しないアリーナを使用する場合には、公式試合開催日の３ヶ月以上前までに理事会の承認を得なければならない。

第31条〔備品・競技器具〕

ホームゲームにおいて使用する必要な備品・競技器具およびその仕様等は、理事会が別途定める「Ｂリーグクラブライセンス交付規則」で定めるものとする。なお、ホームアリーナ以外のアリーナで公式試合を実施する場合においても、当該「Ｂリーグクラブライセンス交付規則」で定めるうち、空調設備、ゴール器具・ショットクロック器具・スコアボード器具のバックアップ設置、チーム用シャワーについては必須とする。

第32条〔広告看板等の設置〕

(1)　アリーナには、Ｂリーグが指定する位置に、ＢリーグおよびＢリーグオフィシャルパートナーが所定のサイズおよび枚数の広告看板を掲出することができるスペースを確保しなければならない。

(2)　前項の広告看板以外の広告物等を設置しようとする場合には、事前にチェアマンに届け出て承認を得なければならない。

第33条〔アリーナの視察〕

(1)　Ｂリーグは、試合開催の可否を確認するためアリーナを視察することができ、その結果、試合開催が困難であると判断したときは、その旨を遅滞なくチェアマンに報告しなければならない。

(2)　チェアマンは、前項の報告を受けたときは、そのアリーナでの試合の実施を

中止する決定を下すことができる。

(3)　前項の中止の決定およびその通知は、原則として試合開催日の２か月前までにホームクラブに対して行わなければならない。

第２節　公式試合

第34条〔公式試合〕

(1)　Ｂリーグにおける公式試合（本規約において「公式試合」という）とは、次の各号に定める競技会（以下「競技会」という）を構成する各試合並びにその他理事会が指定した試合をいう。

①　Ｂ１リーグ戦（Ｂ１）

②　Ｂ２リーグ戦（Ｂ２）

③　Ｂリーグチャンピオンシップ

④　Ｂ２プレーオフ

⑤　オールスター

(2)　Ｂ１クラブは、前項第１号のホームゲームの80％以上を、Ｂ２クラブは前項第２号のホームゲームの60％以上を、ホームアリーナで実施しなければならない。ただし、理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

(3)　第１項第１号から第４号までの試合は、クラブにおける最高水準の競技力を保持するチーム（以下「トップチーム」という）に限り参加できるものとする。

(4)　前項にいうトップチームは、以下の要件を満たすものとする。

①　Ｂ１クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、アマチュア選手は２名以下とすること

②　Ｂ２クラブのトップチームは、シーズン中は常に選手10名以上13名以下を保有し、プロ選手は５名以上とすること

(5)　前２項にいうトップチームは、前項に規定する保有選手の制限人数内外に関わらず、特別指定選手、U22枠選手およびユース育成特別枠選手を各２名まで保有することができる。なお、特別指定選手、U22枠選手およびユース育成特別枠選手とは、それぞれ「選手契約および登録に関する規程」第２章第２節、第２章第３節および第２章第４節に基づきそれぞれ認定された選手を意味し、次項においても同様とする。

(6)　第４項第１号の規定にかかわらず、特別指定選手およびユース育成特別枠選手においてはアマチュア選手の登録上限数を適用しない。

第34条の２〔カンファレンス方式〕

Ｂ１およびＢ２のカンファレンスの分け方は、いずれも、ホームアリーナが所在する市区町村を基準とし、総務省発行の都道府県コードにより47都道府県に固

有の番号を割り当て、Ｂ１においては「東地区」「中地区」「西地区」の３地区に、Ｂ２においては「東地区」「西地区」の２地区に分割する。都道府県が同一の場合は、市区町村の東から順とし、同一市で区制の場合は北から順とし、さらに同一の場合はクラブ名の五十音順とする。

第35条〔参加義務等〕

(1)　Ｂクラブは、公式試合ならびに協会が開催する全日本バスケットボール選手権大会の本大会および本大会の出場権を得るための予選大会に参加しなければならない。

(2)　Ｂクラブは、所属選手が、代表チームまたは選抜チーム等の一員に選出された場合、当該選手をこれに参加させる義務を負う。

(3)　Ｂクラブは、日本代表活動、全日本バスケットボール選手権大会ならびに公式試合その他のＢリーグが指定した試合およびイベントについて、その他の試合およびイベントに優先して所属選手を参加させる義務を負う。

第36条〔最強のチームによる試合参加〕

Ｂクラブは、その時点における最強のチーム（ベストメンバー）をもって前条の試合に臨まなければならない。

第36条の２〔チーム体制維持に関するＢクラブの責任〕

Ｂクラブは、公式試合に安定的かつトップチームの水準を維持した上で参加するため、生じうる選手やチームスタッフの負傷疾病に備え予め万全な人員数を確保し、さらに負傷疾病等により一時的な稼働不可が生じた場合においても参加に向け取りうる措置を講じなければならない。

第37条〔不正行為への関与の禁止／スポーツ振興投票券の購入禁止〕

(1) Ｂリーグ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為又は公式試合の公正を害すべき行為に一切関与してはならない。

(2) Ｂリーグ関係者は、方法・形式のいかんにかかわらず、また直接たると間接たるとを問わず、その担当する次の各号に定める業務に係る職務又はその関与する公式試合に関し、賄賂を収受し、又はその要求若しくは約束をしてはならない。

①　Ｂクラブ相互間における公式試合を計画的かつ安定的に開催すること。

②　スポーツ振興投票の実施等に関する法律（以下「投票法」という）第12条の規定による試合の結果又は競技会の経過若しくは結果の確定及びその通知を行うこと。

③　Ｂクラブの選手及びコーチ並びに公式試合の審判員について投票法第５条の規定による登録及び登録の抹消を行うこと。

④　公式試合の競技規則を定めること。

(3) Ｂリーグ関係者は、公式試合のスポーツ振興投票券（投票法に定める意味を有する）を購入し、又は譲り受けてはならない。

第37条の２〔チェアマンによる緊急措置〕

(1)　チェアマンは、前条第１項の違反の疑いがある場合には、当該違反が存在するとすればその影響があると合理的に判断される公式試合（ただし、オールスターを除く。以下「被疑試合」という）について、緊急措置を実施することができる。

(2)　チェアマンは、緊急措置を実施する場合には、その種類および内容を決定するにあたり、第37条の３に規定する対策会議の審議を経た上で、その審議結果を十分に尊重しなければならない。

(3)　チェアマンは、決定した緊急措置を、緊急措置の対象者および被疑試合に係るＢクラブに対し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。

①　緊急措置の対象となるＢリーグ関係者の氏名および所属先（Ｂクラブの場合は、名称および住所ならびに代表者の氏名）

②　緊急措置の種類および内容

③　緊急措置の理由

④　作成年月日

(4)　前項の定めにかかわらず、緊急やむを得ない場合においては、前項に従った通知を事後的に行うことを条件として、口頭による通知とすることができる。

(5)　Ｂリーグは、第１項に基づきチェアマンが実施した緊急措置（ただし、第37条の４第１項第２号、第３号に限る）を公表するものとする。公表にあたっては、対象者その他関係者のプライバシー等に配慮するものとする。

第37条の３〔対策会議〕

(1)　対策会議は、次の各号の業務を管掌する部門における最上位の職位を有する者、裁定委員会委員長およびチェアマン（以下、合わせて「会議構成員」という）をもって構成する。ただし、チェアマンは任意の者を会議構成員に加えることができる。

①　公式試合のスポーツ振興投票の企画運営に係る業務

②　Ｂリーグの競技運営に係る業務

③　Ｂリーグのコンプライアンスに係る業務

(2)　対策会議は、チェアマンが招集し、その議長となる。

(3)　対策会議は、議長を含む３名以上の会議構成員の出席がなければ開催することができない。なお、電話、インターネット等の通信回線を通じて自己の意見表明が行え、相互に十分な議論を行うことができる仕組みを使用する場合は、当該仕組みを通じた出席および開催も可能とする。

(4)　対策会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

第37条の４〔緊急措置の種類〕

(1)　第37条の２に定める緊急措置の種類は次のとおりとし、これらの措置を併せて実施することができる。

①　被疑試合の監視下での開催

②　被疑試合の中止

③　被疑試合への出場停止

④　被疑試合に係るアリーナ等チェアマンが指定する区域への立ち入り禁止

(2)　前項第２号に基づき中止された被疑試合について、チェアマンは40分間の再試合の決定をすることができる。当該決定に基づき再試合とする場合は第56条第２項を準用する。

(3)　第１項第２号に基づき中止された被疑試合について、再試合を行わない旨の決定をした場合または前項に従って準用された第56条第２項の規定に基づき試合の不開催を決定した場合の被疑試合の取扱いについては次のとおりとする。

①　被疑試合に係るＢクラブの双方またはいずれか一方に帰責事由があるとき
第57条の規定を準用する。

②　被疑試合に係るＢクラブの双方に帰責事由がないとき
試合不成立とし、試合結果および個人成績は公式記録化しないこととする。

(4)　Ｂクラブに所属する個人が第37条第１項に違反した場合、当該Ｂクラブには帰責事由があるものとみなす。

(5)　チェアマンは、本条第３項および前項のＢクラブの帰責事由の判断につき、裁定委員会に諮問することができる。

第37条の５〔チェアマンによる試合結果の無効〕

(1)　チェアマンは、第37条第１項の違反事実が、公式試合（ただし、オールスターを除く。本条および次条において以下同じ）の結果に影響を及ぼした場合、または公式試合の公正を害した場合、当該試合の試合結果を無効とすることができる。

(2)　チェアマンは、試合結果を無効とする必要があると判断した場合には、当該試合結果の無効を決定するにあたり、裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。

(3)　第１項に基づき無効とされた試合（以下「無効試合」という）の取扱いについては、試合結果および個人成績を公式記録化しないこととした上で、次のとおりとする。

①　無効試合に係るＢクラブの双方またはいずれか一方に帰責事由があるとき
第57条の規定を準用する。

②　無効試合に係るＢクラブの双方に帰責事由がないとき
試合不成立とし、チェアマンは40分間の再試合の決定をすることができる。当該決定に基づき再試合とする場合は第56条第２項を準用する。第56条第２項に基づき試合の不開催を決定した場合は第56条第３項を準用する。

(4)　チェアマンは、決定した試合結果の無効を、当該無効試合に係るＢクラブに対し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。

①　無効の対象となる試合

②　判断の理由

③　作成年月日

④　第３項第２号に基づく再試合の決定の有無

(5)　Ｂクラブに所属する個人が第37条第１項に違反した場合、当該Ｂクラブには帰責事由があるものとみなす。

第37条の６〔緊急措置等に伴う費用負担〕

(1)　緊急措置の場合

①　すでに何らかの経費が発生している公式試合が、ホームクラブおよびアウェークラブの双方の帰責事由によることなく、第37条の４第１項の規定に基づき中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第68条所定の費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第２条の範囲に限る）はＢリーグが負担する。

②　すでに何らかの経費が発生している公式試合の第37条の４第１項の規定に基づく中止につき、ホームクラブのみに帰責事由がある場合は、ホームクラブが、アウェークラブに発生した交通費・宿泊費、およびＢリーグに発生した審判派遣に関する費用、公式映像・スカウティング映像の制作費用、ビデオ判定のオペレーター費用、公式記録作成費用その他諸費用（以下「Ｂリーグ必要経費」という）を補償しなければならない。また、アウェークラブのみに帰責事由がある場合は、アウェークラブが、ホームクラブに発生した第68条所定の費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費、ならびにＢリーグ必要経費を補償しなければならない。ホームクラブおよびアウェークラブの双方に帰責事由がある場合、各クラブは各自にかかった費用をそれぞれ負担するとともに、帰責割合に応じてＢリーグ必要経費を補償しな

ければならない。

③　前号の場合において、第３条第１項第１号、第５号ないし第７号のいずれかのＢリーグ関係者にも帰責事由がある場合、Ｂリーグは、帰責事由のあるクラブ（以下「有責クラブ」という）に対する当該関係者の帰責割合に応じて、前号所定の費用の一部を負担する。ただし、Ｂリーグ必要経費についてはＢリーグが全て負担する。

(2)　試合結果の無効の場合

①　すでに何らかの経費が発生している公式試合の結果が、ホームクラブおよびアウェークラブの双方の帰責事由によることなく、第37条の５第１項の規定に基づき無効となった場合には、双方のクラブにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第２条の範囲に限る）はＢリーグが負担する。

②　すでに何らかの経費が発生している公式試合の第37条の５第１項の規定に基づく結果の無効につき、ホームクラブまたはアウェークラブのいずれか一方のみに帰責事由がある場合は、有責クラブが、帰責事由のないクラブに発生した交通費・宿泊費およびＢリーグ必要経費を補償しなければならない。ホームクラブおよびアウェークラブの双方に帰責事由がある場合、各クラブは各自にかかった費用をそれぞれ負担するとともに、帰責割合に応じてＢリーグ必要経費を補償しなければならない。

③　前号の場合において、第３条第１項第１号、第５号ないし第７号のいずれかのＢリーグ関係者にも帰責事由がある場合、Ｂリーグは、有責クラブに対する当該関係者の帰責割合に応じて、前号所定の費用の一部を負担する。ただし、Ｂリーグ必要経費についてはＢリーグが全て負担する。

第38条〔公式試合の主催等〕

(1)　公式試合は、すべて協会およびＢリーグが主催（自己の名義において試合を開催すること。以下同じ）し、Ｂリーグが主管（自己の責任と費用負担において試合を実施・運営すること。以下同じ）する。

(2)　Ｂリーグは、リーグ戦におけるホームゲームの主管権をホームクラブに委譲する。

(3)　前項の規定にかかわらず、Ｂリーグは、ホームクラブの活動区域外のアリーナで実施する公式試合を自ら主管することができる。

(4)　ホームクラブの活動区域外で開催される試合については、事前にチェアマンの承認を得た場合に限りその地方のマスコミが共催することを認める。なお、試合開催が複数回に及ぶ場合であっても、その都度申請し承認を得るものとする。

第39条〔主管権の譲渡〕

Ｂクラブは、理事会の事前の承認を得て、その主管するホームゲームの主管権を協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。ただし、この場合においても、当該Ｂクラブは、当該ホームゲームに関する本規約上の義務を免れるものではない。

第40条〔競技規則〕

公式試合は、別段の定めのない限り、国際バスケットボール連盟（FIBA）および協会の競技規則に従って実施される。

第41条〔届出義務〕

(1)　Ｂクラブは、次の事項を所定の方法によりＢリーグに届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合も同様とする。

①　選手

②　実行委員、運営担当および広報担当等

③　チームスタッフ

④　入場料金の体系（年間指定席券その他すべての入場券を含む）

(2)　前項第４号の入場料金は、アウェークラブの観客に対してもホームクラブの観客と平等の条件で設定されなければならない。ただし、ホームクラブのファンクラブ会員または年間指定席券購入者に対する割引その他合理的理由がある場合にはこの限りではない。

第41条の２〔入場者数〕

(1)　ホームクラブのマーケティング担当者は、試合終了後に第２項に定める方法により算出した入場者数を、原則として試合日の翌日までに、Ｂリーグに報告しなければならない。

(2)　入場者数とは、入場券を保有する者および入場券を保有していない次の各号に該当する者の合計をいう。原則として、入場券を保有する者の算定方法は、入場券を機器による読み込み、または入場券半券の枚数を用いて算定するものとし、入場券の販売枚数によって算定してはならない。入場券を保有していない者の算定方法は、入場時にカウントし算定する。

①　未就学児童

②　車いす観戦者の介助者

③　ＶＩＰ、イベント出演者その他関係者のうちクラブが定める座席エリアで着席観戦する者

なお、入場者数には選手、審判員、Ｂクラブの役職員、ＴＯ関係者、その他試合運営に関わる者、アリーナ管理者、売店関係者、取材メディア関係者およ

びフォトグラファーなど、観戦を目的としない者は含めてはならない。

(3)　Ｂクラブは、入場券の半券ならびに前項第３号に該当する者の算定根拠となる資料を当該シーズン終了後１年間保管しなければならない。

第42条〔出場資格〕

(1)　協会の「基本規程」に基づき協会への選手登録を完了し、かつ第93条に定めるＢリーグ登録を行った選手のみが、公式試合における出場資格を有する。

(2)　選手は、公式試合出場に際し、協会の発行した選手証を持参しなければならない。

第43条〔ユニフォーム〕

(1)　公式試合においては、Ｂリーグが定める「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームを使用しなければならない。

(2)　前項のユニフォームには、メンバー提出用紙に記載された選手番号が明確に表示されていなければならない。

(3)　前各項の定めのほか、ユニフォームに関する事項は、理事会が制定する「ユニフォーム要項」の定めるところによる。

第44条〔試合球〕

公式試合の試合球は、理事会が、協会検定球の中から認定する。

第45条〔Ｂクラブの責任〕

(1)　ホームクラブは、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員および観客等の安全を確保する義務を負う。

(2)　ホームクラブは、観客が試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。

(3)　ホームクラブは、前２項の義務の遂行を妨げる観客等に対して、その入場を制限し、または即刻退去させる等、適切な措置を講ずる義務を負う。

(4)　アウェークラブは、実行委員をアウェーゲームに帯同し、第２項に基づくホームクラブの義務の履行に協力するとともに、アウェークラブのファンが試合の前後および試合中において秩序ある適切な態度を保持するよう努める義務を負う。ただし、やむを得ない場合には実行委員についてはＢクラブがその責務にあたることができると判断した者を代理人として帯同することができる。

(5)　Ｂクラブは、試合が開催されるアリーナに、暴力団員等を入場させないよう、努めるものとする。

第46条〔選手の健康管理およびドクター〕

(1)　Ｂクラブは、日本国医師免許を保有する専属のドクターを置き、当該Ｂクラブの責任において選手の健康管理を行わなければならない。

(2)　前項の健康管理における医学的検査の項目は、次のメディカルチェック項目とする。

①　内科検査

②　整形外科的検査

③　血液検査

④　尿検査

⑤　レントゲン検査

(3)　ホームクラブは、すべての試合においてアリーナ内にAEDを備えなければならない。

(4)　Ｂクラブは、試合中およびチームが行うトレーニング・練習中に選手が怪我をした場合、可及的すみやかに「Ｂリーグ傷害報告書」をＢリーグに提出しなければならない。なお、当該報告書の提出はリーグ所定の方法によるものとし、ドクターの所見を得たものを提出するものとする。ただし、既往歴のある同一部位への軽微な怪我の場合等はその限りではない。

第46条の２〔薬物〕

(1)　Ｂクラブは、所属する選手、チームスタッフ、ユースチームスタッフ、役員および職員に対し、違法薬物に関して適切に指導および監督を行わなければならない。

(2)　Ｂクラブは、Ｂリーグが指定する薬物検査を適切な方法で実施しなければならない。

(3)　Ｂクラブは、前項の薬物検査の結果、陽性の判定となった場合、速やかにＢリーグへ報告を行い、Ｂリーグの指示に従わなければならない。

第３節　試合の運営

第47条〔公式試合の開催期間〕

公式試合は、原則として毎年９月から５月までの間に実施する。

第48条〔リーグ戦の開催〕

(1)　リーグ戦の試合日程は、次の事項を考慮した実行委員会または実行委員幹事会の審議を経て、理事会が決定する。

①　試合開催が特定の地域に集中しないこと

②　同一大会でアウェーゲームが4節以上連続しないこと。

(2)　リーグ戦は、１節に２試合行う場合は原則として金曜日から月曜日の間で連日開催するものとし、１節に１試合のみを行う場合は水曜日に開催するものとする。なお、連日開催の場合の試合開始時間の間隔は、前後２試合の試合開始時間の間隔で原則19時間以上を設けることとする。

(3)　ホームクラブの責に帰すべき事由により、リーグ戦の試合開催が前項以外の日になる場合は、アウェークラブが交通費・宿泊費を負担する代わりに、ホームクラブはＢ１、Ｂ２ともに上限300,000円の運営補償金をアウェークラブに対して支払うものとする。ただし、運営補償金は双方クラブでの交渉により決定されるものとする。

第49条〔試合日程の遵守〕

Ｂクラブは、前条により定められた公式試合の開催日、ティップオフ時刻および開催地等の試合日程を遵守しなければならない。

第50条〔試合の日時または場所の変更〕

(1)　公式試合の開催日、ティップオフ時刻または開催地の変更は、次の手続きに従い決定する。

①　ホームクラブがＢリーグに対し、変更しようとする開催日の30日前までに「試合開催に関する変更申請書」により申請する

②　チェアマンは、変更の可否を判断し、変更される開催日の20日前までに、変更の可否を、ホームクラブおよびアウェークラブの双方に通知する

(2)　前項の手続きが行われない場合、アウェークラブは、当該変更を拒否することができる。

(3)　やむを得ない特別の事情がある場合において、チェアマンは、前２項の規定にかかわらず、開催の日時または場所を変更することができる。

第51条〔特別の事情による変更〕

Ｂクラブは、協会またはＢリーグにおいて特別の事情がある場合には、日程等の変更に応じなければならない。

第52条〔同日開催の制限〕

公式試合は、原則として、同一日に同一アリーナで２試合以上行ってはならない。

第53条〔抱き合わせ開催の禁止〕

公式試合は、Ｂリーグまたは協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合またはイベント等と抱き合わせで開催してはならない。た

だし、Ｂクラブが主催する地域振興のための試合・イベント、選手育成のための試合等および協会主催全国大会の各都道府県予選大会との抱き合わせについては、この限りではない。

第54条〔ゲームディレクター〕

(1)　ゲームディレクターはチェアマンが任命し、公式試合に派遣される。

(2)　ゲームディレクターは、次の事項を遵守しなければならない。

①　試合開始時刻の150分前までにアリーナに到着すること

②　協会の発行した選手証により選手の試合における出場資格を確認し、「Ｂリーグメンバー提出用紙」の記載事項に不備があればそのチームに訂正させること

③　試合開始時刻の60分前に双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員およびホームクラブの運営担当、ならびに審判員との間でミーティング（以下「ゲームディレクター・ミーティング」という）を開催すること。なお、第55条および第55条の２に規定する試合の中止および試合の一時的な中断後の再開時においても、可及的速やかにゲームディレクター・ミーティングを開催すること

④　試合終了後24時間以内にＢリーグに「Ｂリーグゲームディレクター報告書」を発信すること

⑤　試合の中断または競技中の悪質な違反による失格・退場等の重大な事項が発生した場合に、所定の手続きにより「Ｂリーグゲームディレクター緊急報告書」をすみやかにチェアマンに提出すること

⑥　裁定委員会または規律委員会より出席を求められた場合に、これに出席し報告すること

⑦　前各号のほか、別途チェアマンの定める事項を行うこと

第55条〔試合の中止の決定〕

(1)　試合の中止は、審判員が、ゲームディレクター・ミーティングを経て、Ｂリーグとの協議のうえで決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、Ｂリーグが、双方のクラブのヘッドコーチ、実行委員およびホームクラブの運営担当との協議のうえで、決定する。

(2)　前項の定めにかかわらず、以下各号のいずれかに該当する場合、当該試合は中止される。

①　審判員がその職務を遂行することができなくなった場合であって、リーグ戦試合実施要項第９条の３第３項の定めに従った協議にもかかわらず、公式試合を担当する審判員計２名を確保できないとチェアマンが判断したとき。

②　リーグ戦試合実施要項第６条第２項に定める、試合にエントリーできる選

手数が７名未満となったとき。

③　リーグ戦試合実施要項第６条第２項に定める、試合にエントリーできるコーチライセンスＢ級以上のコーチが不在となったとき。

④　政府または各自治体により公式試合開催についての自粛要請があり、かつその開催について当該政府または自治体の了解が得られず、チェアマンが試合を中止したとき。

第55条の２〔試合の一時的な中断の決定〕

(1)　試合の一時的な中断は、審判員が、ゲームディレクターおよびホームクラブの実行委員の意見を尊重して決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、ゲームディレクターが、ホームクラブの実行委員の意見を尊重して決定する。

(2)　前項に定める試合の一時的な中断は次の各号のいずれかに該当する場合に決定することができる。

①　進行に支障が生じる程度で緊急地震速報やＪアラートが発せられた場合

②　進行に支障が生じる程度で地震が発生した場合

③　来場者、関係者および選手等に心肺蘇生等の救護が必要な場合

④　会場で停電が発生した場合

⑤　会場で雨漏りが発生した場合

⑥　仮設物または会場から落下物が発生した場合

⑦　会場で火災が発生した場合

⑧　競技器具および用具が破損した場合

⑨　前各号に類する事象が発生した場合

(3)　一時的な中断がされた試合の再開および開始時間の繰り下げは、審判員が、ゲームディレクター・ミーティングを経て、決定する。ただし、審判員が到着する前その他審判員が本決定を行うことが困難な場合は、ゲームディレクターが、双方のクラブのヘッドコーチ、実行員およびホームクラブの運営担当の意見を尊重して決定する。なお、一時的な中断がされた試合を再開しない場合は前条第１項に従い中止の決定を行う。

第56条〔不可抗力による開催不能または中止〕

(1)　公式試合が、悪天候、地震等の天災地変または公共交通機関の不通その他いずれのチームの責にも帰すべからざる事由（以下「不可抗力」という）により開催不能または中止となった場合には、当該試合の取り扱いについては、次の各号からチェアマンが決定する。

①　40分間の再試合

②　中止時点からの再開試合

③　中止時点での試合成立

(2)　前項第１号の決定により再試合を行う場合においては、当該ホームクラブを引き続きホームクラブとして扱い、ホームクラブとリーグとの協議により試合開催可能な日程を調整し、原則として、当該中止より２週間以内に再試合の開催を決定する。このとき、再試合を行うべき試合が複数におよぶ場合は、当該試合の属する節数の若い順に実施を調整し、会場都合や試合実施可能日の残数により調整が成立しない場合は、リーグにより当該試合の不開催を決定する。

(3)　不可抗力による開催不能または中止による試合不開催については、試合不成立とし、試合結果および個人成績は公式記録化しないこととする。

第57条〔敗戦とみなす場合〕

(1)　公式試合が一方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、その帰責事由あるチームは、原則として０対20で敗戦したものとみなす。ただし、帰責事由のないチームにとって、中止時点の最終スコアにおける得失点差の方が有利となる場合は、当該最終スコアに基づく得失点差を有効なものとする。また、帰責事由のないチームの年間平均得点数の算定にあたっては、当該試合の得点結果を除外するものとする。

(2)　公式試合が双方のチームの責に帰すべき事由により開催不能または中止となった場合には、双方のチームとも０対20で敗戦したものとみなす。

第58条〔試合結果の報告〕

ホームクラブの実行委員は、所定の手続きに従い公式記録および必要に応じて試合運営報告書をＢリーグに提出しなければならない。

第58条の２〔大会ドクター〕

(1)　ホームクラブは、選手や来場者の傷病対応のため、開場時間から試合終了30分後までの時間帯において会場内にドクターを１名配置する。ただし、試合開始30分前までの時間帯においてはドクターの代わりに救急救命士または看護師資格保有者を配置することができる。なお、試合終了30分後までに来場者のすべてが会場を出た場合は、ホームクラブは、それ以降のドクター配置義務を免れる。

(2)　選手が試合中に負傷して退場した場合において、その傷害が頭部その他特に慎重な配慮を要する部位に生じたものであるときは、医師の承認を得なければ、当該選手の選手としての活動を再開させてはならない。

(3)　脳振盪と診断されるか、その疑いのある選手の活動再開に関する前項の医師の承認は、理事会が別途定める「頭部外傷に関する段階的復帰プログラム」に基づき判断されなければならない。

第59条〔試合実施要項〕

公式試合の運営に関する事項は、理事会が制定する「試合実施要項」の定めるところによる。

第60条〔規律委員会による処分〕

(1)　次の各号のいずれかに該当する者（Ｂクラブを含む）に対する懲罰は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議し、決定する。

①　失格・退場を命じられた者

②　テクニカル・ファウルまたはアンスポーツマンライク・ファウルを宣せられた者

③　前２号に相当する不正な行為を行った者（ただし、第37条第１項違反の行為者を除く）

(2)　公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。

(3)　前項において、規律委員長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。

(4)　規律委員会または規律委員長が決定した懲罰について、当該懲罰を科された者は、懲罰規程の定めに従い、チェアマンに対し再審査請求を行うことができる。

第60条の２〔競技規則上の抗議の採用〕

(1)　競技規則「C-抗議の手続き」に定められた抗議については、理事会が制定する「Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」の定めるとおりとする。

(2)　前項の抗議が適切に手続きされた場合、チェアマンはその認容または棄却を決定し、認容する場合、当該試合の取扱いについては、次の各号からチェアマンが決定する。

①　40分間の再試合

②　抗議事象時点からの再試合

③　終了時点での試合成立

④　当該抗議事象により影響を受けたと認められる記録を修正し、試合成立

第４節　非公式試合

第61条〔有料試合の開催〕

(1)　すべての有料試合は、事前にＢリーグに所定の申請書を提出し、Ｂリーグおよび協会の承認を得なければ開催することができない。

(2)　前項の試合の開催日については、公式試合の日程が優先する。

(3)　第１項の開催申請書の提出期限は、原則試合が開催される月の２か月前の月の末日までとする。

(4)　試合開催にあたっては、協会へ所定の納付金を納付すること。

第62条〔外国チームとの試合等〕

Ｂクラブが外国のバスケットボールチームと試合を行う場合は、試合の場所が国内であるか国外であるかにかかわらず、事前にＢリーグおよび協会の承認を得なければならない。また、「国際交流試合実施申請書」に準じ、申請料を納付すること。

第63条〔興行等への参加禁止〕

Ｂクラブ、選手、ヘッドコーチおよびコーチは、事前にＢリーグの承認を得ない限り、Ｂリーグ、協会および都道府県バスケットボール協会以外の第三者が主催するバスケットボールその他のスポーツの試合に参加してはならない。

第64条〔救済試合〕

救済試合は、傷害または疾病により選手としての活動が不可能となった有望な選手を、経済的窮状から救済することを目的として開催する。

第65条〔引退試合〕

引退試合は、選手が引退するにあたり当該選手の功績を称えることを目的として開催する。

第66条〔救済試合および引退試合の開催手続等〕

(1)　救済試合および引退試合は、当該選手の現所属クラブまたは元所属クラブが、事前に、Ｂリーグに所定の申請書を提出し、実行委員会の審議を経て理事会にて決議されなければ、開催することができない。

(2)　救済試合および引退試合の開催地は、原則として当該試合の開催クラブのホームタウンとする。

(3)　救済試合および引退試合は、前２条に定める理由がある場合に、選手１名につき１回に限り開催することができる。

第67条〔慈善試合〕

(1)　Ｂクラブは、被災者、病者、孤児等の困窮者の救済その他の社会還元を目的として、人道的見地に基づき、慈善試合を開催することができる。

(2)　前条第１項および第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第５節　試合の収支

第68条〔公式試合の費用負担〕

(1)　ホームクラブは、ホームゲームにおける収入を受領し、その試合の開催に要する次の費用（以下総称して「必要経費」という）を負担する。

①　運営人件費

②　アリーナ使用料（付帯設備使用料を含む）

③　アリーナ仮設設備設置費用（テント設営料等）

④　入場券・招待券の印刷費

⑤　入場券販売手数料

⑥　広告宣伝費

⑦　クラブスポンサーの看板等の費用（アリーナへの掲出料を含む）

⑧　その他運営に係わる費用

(2)　Ｂリーグオフィシャルパートナーの広告を掲出するために発生する付帯費用、Ｂリーグが制作する公式映像のために発生するアリーナ使用料およびＢリーグの放映権行使に伴い発生するアリーナへの付帯費用についても、前項規定の必要経費としてホームクラブが負担する。ただし、いずれもその制作費は除く。

第69条〔救済試合、引退試合および慈善試合の損益の配分〕

(1)　救済試合および引退試合の損益の配分については、Ｂリーグと当該試合の開催Ｂクラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として対象選手が受領することができるものとする。

(2)　慈善試合の損益の配分については、Ｂリーグと当該試合の開催クラブとの協議により決定する。ただし、総収入から必要経費を控除した純益は、原則として慈善試合の目的である救済事業等のために使用されなければならない。

第70条〔不可抗力による試合中止等の場合の費用の負担〕

すでに何らかの経費が発生している公式試合が、不可抗力により開催不能または中止となった場合には、ホームクラブにおいて発生した第68条第１号から第４号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに双方のチームにおいて発生した交通費・宿泊費（「旅費規程」第２条の範囲に限る）はＢリーグが負担する。ただし、中止時点で試合が成立した場合は除く。

第71条〔帰責事由あるクラブの費用の補償〕

(1)　ホームクラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、ホームクラブは、アウェーチームに発生した交通費・宿泊費を補償しなければならない。

(2)　アウェークラブの責に帰すべき事由により公式試合が開催不能または中止となった場合、アウェークラブは、ホームクラブに発生した第68条第１号から第８号までの費用および入場料金払戻し手数料ならびに交通費・宿泊費を補償しなければならない。

第72条〔納付金〕

ホームクラブは、協会が指定する試合の入場料収入の３％相当額を原則として当該試合の属する大会が終了した後60日以内に、協会に納付しなければならない。

第73条〔収支報告〕

公式試合の収支報告は、その試合の属する大会が終了した後30日以内に、「試合収支決算書」および「大会収支決算書」をＢリーグに送付することにより行う。

第74条〔遠征費用〕

(1)　チームの遠征に要する交通費・宿泊費をＢリーグにおいて支出する場合には、理事会が制定する「旅費規程」の定めるところによる。

(2)　公式試合を無事に終了したが、不可抗力など理事会が認める理由によりその日または翌日の帰路に影響が出た場合には、双方のチームにおいて発生した宿泊費をＢリーグが負担する。ただし、当該負担額は、「旅費規程」第２条に基づいて算出する。

第６節　表　　彰

第75条〔リーグ表彰〕

Ｂリーグは、リーグ戦、チャンピオンシップおよびプレーオフに関し、チーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰を行う。

第76条〔功労者表彰〕

(1)　Ｂリーグは、Ｂリーグの発展に功労のあった者に対し、記念品等を贈呈して表彰することができる。

(2)　前項の表彰を受ける者は、チェアマンの推薦に基づき理事会が決定する。

第77条〔表彰規程〕

前２条に基づく表彰に関する事項は、理事会が制定する「表彰規程」の定めるところによる。

第78条〔特別表彰〕

第75条および第76条に定める表彰のほか特に表彰を必要とする場合は、理事会の定めるところによる。

第５章　選　　手

第79条〔誠実義務〕

(1)　選手は、協会の定款および本規約ならびにこれらに付随する諸規程を遵守するとともにＢクラブの諸規則を遵守し、Ｂクラブとの間に締結した契約を誠実に履行しなければならない。

(2)　選手は、自己の能力を最大限に発揮するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

第80条〔履行義務〕

(1)　プロ契約選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

①　Ｂクラブの指定するすべての試合への出場

②　Ｂクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加

③　Ｂクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加

④　Ｂクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用

⑤　Ｂクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

⑥　Ｂクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加

⑦　協会から､各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加

⑧　協会およびＢリーグの指定するドーピングテストの受検

⑨　協会およびＢリーグの指定する薬物検査の受検

⑩　合宿、遠征等に際してのＢクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用

⑪　居住場所に関する事前のＢクラブの同意の取得

⑫　副業に関する事前のＢクラブの同意の取得

⑬　その他Ｂクラブが必要と認めた事項

(2)　アマチュア選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

①　Ｂクラブの指定するすべての試合への出場

②　Ｂクラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加

③　Ｂクラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加

④　Ｂクラブより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用

⑤　Ｂクラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

⑥　Ｂクラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加

⑦　協会から､各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加

⑧　協会およびＢリーグの指定するドーピングテストの受検

⑨　協会およびＢリーグの指定する薬物検査の受検

⑩　合宿、遠征等に際してのＢクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用

⑪　就業に関する事前のＢクラブへの報告

⑫　その他Ｂクラブが必要と認めた事項

第81条〔ドーピングの禁止〕

(1)　選手の健康を保持するとともに試合の公正な実施を確保するため、ドーピングを禁止する。

(2)　選手は、ドーピングテストの対象として指名された場合、これを拒否することはできない。

第82条〔禁止事項〕

(1)　プロ契約選手は、次の各行為を行ってはならない。

①　Ｂクラブ、協会およびＢリーグの内部事情の部外者への開示

②　試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示

③　協会の「アンチ・ドーピング規程」に違反する行為

④　Ｂクラブ、協会およびＢリーグの承認を得ていない広告宣伝・広報活動への参加または関与

⑤　Ｂクラブとの契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結

⑥　Ｂクラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまたはその他のスポーツの試合への参加

⑦　試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与

⑧　刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
⑨　公の場において、協会（審判を含む）、Ｂリーグまたは自他のＢクラブを中傷または誹謗すること
⑩　違法薬物を使用すること、および協会またはＢリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること
⑪　その他Ｂクラブ、協会およびＢリーグのいずれかにとって不利益となる行為

(2)　アマチュア選手は、次の各行為を行ってはならない。
①　Ｂクラブ、協会およびＢリーグの内部事情の部外者への開示
②　試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
③　協会の「アンチ・ドーピング規程」に抵触する行為
④　バスケットボール活動の対価としての報酬（利益）等の受領
⑤　「選手契約および登録に関する規程」第３条で定める実費および手当以外の金銭および利益の受領
⑥　試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与
⑦　刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為
⑧　公の場において、協会（審判を含む）、Ｂリーグまたは自他のＢクラブを中傷または誹謗すること
⑨　違法薬物を使用すること、および協会またはＢリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること
⑩　その他Ｂクラブ、協会およびＢリーグのいずれかにとって不利益となる行為

第83条〔費用の負担および用具の使用〕

(1)　選手がＢクラブのために旅行する期間の交通費・宿泊費は、Ｂクラブが負担する。
(2)　選手が試合およびトレーニングに使用する用具のうち、ユニフォーム一式およびトレーニングウェアは、Ｂクラブが支給したものを使用しなければならない。

第84条〔疾病および傷害〕

選手は、疾病または傷害に際してはすみやかにＢクラブに通知し、Ｂクラブの指示に従わなければならない。

第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕

(1)　Ｂクラブと協会の「選手統一契約書」（以下「プロ選手契約」という）を締結した選手の移籍に関する権利および義務は、すべて当該Ｂクラブに帰属する。

(2)　Ｂクラブは、プロ契約選手と締結したすべての契約書の写しをＢリーグに提出しなければならない。

(3)　Ｂクラブは、アマチュア選手が署名（電磁的方法によるものを含む）した誓約書および当該選手との間で諸手当について確認した書式のほか、当該選手と締結した書式の写しすべてを提出しなければならない。

(4)　Ｂリーグは、特段の定めがある場合を除き、Ｂクラブの事前の同意がない限り、前２項に記された書式の写しを第三者に開示しないものとする。

第86条〔選手の報酬等〕

(1)　Ｂクラブはプロ契約選手に対し、前条第２項に基づきＢリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。

(2)　Ｂクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

(3)　Ｂ１、Ｂ２クラブの選手年俸については、以下のとおりとする。

①　Ｂ１：最低年俸は300万円（税抜）とする。新人選手（「選手契約および登録に関する規程」に定める意味を有する。以下同じ。）については、年俸は460万円（税抜）、出場給は５万円/試合（税抜）、勝利給８万円/試合（税抜）をそれぞれ上限とする。

②　Ｂ２：最低年俸は240万円（税抜）とする。新人選手については年俸460万円（税抜）、出場給は５万円/試合（税抜）、勝利給は８万円/試合（税抜）をそれぞれ上限とする。

(4)　前項に関わらず、U22枠選手の基本選手年俸については、最低年俸は300万円（税抜）とし、460万円（税抜）を上限とする。

第87条〔支度金〕

第86条第１項の規定にかかわらず、Ｂクラブは、新規契約した選手または移籍した選手に対し、理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に基づき、支度金を支払うことができる。

第88条〔エージェント〕

エージェントが選手またはチームスタッフとＢクラブとの間の契約締結を目的として交渉その他行為を行う場合、当該契約に関与する選手、チームスタッフ、Ｂクラブおよびエージェントは、協会のエージェント規則を遵守しなければなら

ない。

第89条〔未成年者〕

(1)　選手が契約締結時に未成年である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。

(2)　選手が協会への選手登録時に未成年である場合には、ドーピング検査実施に関する親権者の同意書を提出しなければならない。

第90条〔選手の肖像等の使用〕

(1)　選手は、選手契約の期間中であるか否かを問わず、第80条の義務履行に関する選手の肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等（以下本条において「選手の肖像等」という）が報道、放送されることおよび当該報道、放送に関する選手の肖像等につき何ら権利を有するものでない。

(2)　選手は、Ｂリーグおよび Ｂクラブから指名を受けた場合、Ｂクラブ、協会およびＢリーグの広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。

(3)　選手は、次の各号について事前にＢクラブの書面による承諾を得なければならない。

①　テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演

②　当該選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）

③　新聞・雑誌取材への応諾

④　第三者の広告宣伝等への関与

(4)　前項の出演または関与に際しての対価の分配は、Ｂクラブと選手が協議して定める。

第91条〔契約に関する紛争の解決〕

Ｂクラブと選手との間の契約の解釈または履行に関し、Ｂクラブと選手との間に紛争が生じたときは、Ｂクラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第６章　登録および移籍

第１節　登録

第92条〔協会の登録に関する規定の遵守〕

Ｂクラブは、協会が定める選手登録に関する規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」を遵守し、これらに従い選手登録を行わなければならない。

第93条〔選手等のＢリーグ登録〕

(1)　Ｂリーグは第41条第１項に基づき、Ｂクラブから届出された事項に基づき、選手およびチームスタッフに関する「選手等登録簿」を作成することにより、Ｂリーグ登録を行う。

(2)　「選手等登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとし、当該事項に変更が生じた場合はＢクラブはＢリーグへ内容変更を届け出ること。

①　氏名

②　生年月日

③　国籍（帰化）

④　所属Ｂクラブの正式名称

⑤　登録区分（日本人・外国籍・アジア特別枠）

⑥　前各号のほか、Ｂリーグが指定する事項

(3)　Ｂリーグは、公式戦の試合前日（ただし、その日がＢリーグの営業日でないときは、その直前の営業日）正午12時までに届出されたＢリーグ登録事項に対して、同日中にその承認の是非を決定し、翌日より出場資格が与えられる。

第94条〔審判員のＢリーグ登録〕

(1)　Ｂリーグは第99条第１項により協会が指名した審判員を「審判員登録簿」に記載することにより、Ｂリーグ登録を行う。

(2)　「審判員登録簿」に記載する事項は次の各号のとおりとする。

①　氏名

②　生年月日

③　審判員の級別

④　前各号のほか、Ｂリーグが指定する事項

第95条〔登録の変更・拒否・抹消〕

(1)　Ｂリーグは、Ｂクラブから「選手等登録簿」の内容変更の届け出を受けた場

合、その届け出に従い「選手等登録簿」の変更を行う。

(2)　Ｂリーグは、協会から「審判員登録簿」の内容変更の届け出を受けた場合、その届け出に従い「審判員登録簿」の変更を行う。

(3)　Ｂリーグは、試合の結果に影響を与える不正行為に関与した者、またはＢリーグにとって著しい不利益となる行為を行った者のＢリーグ登録を行わない。当該登録において虚偽の記載がある場合も同様とする。

(4)　Ｂリーグは、Ｂリーグの指定する薬物検査を正当な理由なく受検を拒絶した者は、Ｂリーグ登録は行わない。

(5)　Ｂリーグは、Ｂリーグの指定する薬物検査の結果、違法薬物に関して陽性が確定した者は、Ｂリーグ登録は行わない。

(6)　Ｂリーグは、次の各号の者を、同一シーズン中は当該クラブの選手としてＢリーグ登録を行わない。

①　チームスタッフとしてＢリーグ登録された者

②　役職員、チームスタッフ、またはユースチームスタッフ等肩書の如何を問わずプロ選手契約およびアマチュア選手誓約以外によりＢクラブと契約した者（ただし、協会の基本規程第99条所定の外国籍選手に限る）

(7)　Ｂリーグは、Ｂリーグ登録の可否を判断するため、当該クラブに対し、役職員名簿または在留資格に関する書面その他Ｂリーグが必要と判断する資料の提出を求めることができる。Ｂリーグより提出を求められたＢクラブは、速やかに資料を提出しなければならない。

(8)　Ｂリーグは、Ｂリーグ登録を行った選手、チームスタッフおよび審判員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その者に関するＢリーグ登録を抹消する。

①　第３項・第４項・第５項に該当するとき

②　ＢクラブがＢリーグ登録の抹消に関する届け出を行ったとき

③　死亡、または失踪宣告を受けたとき

(9)　第３項乃至第５項の規定に基づきＢリーグ登録を禁止された選手又は前項１号に基づき登録を抹消された者については、当該者に改悛の情が認められ、かつ、相当であるとチェアマンが判断した場合に限り、再登録を認めることができる。

第96条〔未登録の選手〕

Ｂクラブは、第92条の選手登録をしていない選手を公式試合に出場させてはならない。

第２節　移籍

第97条〔選手の移籍に関する規程の遵守〕

選手の移籍は、協会の基本規程および別途理事会が定める「選手契約および登録に関する規程」に従って行わなければならない。

第７章　審判員

第98条〔資格要件〕

(1)　公式試合の審判員は、協会の認定する審判員の資格を有し、協会へ登録した者でなければならない。

(2)　外国における経験に照らし前項に定める審判資格と同等以上の資格を有していると認められる者は、事前に協会の承認を得た場合に限り、例外として前項に定める審判員となり得る。

第99条〔指　名〕

(1)　Ｂリーグは、協会に対し、Ｂ１およびＢ２の審判員の指名を要請するものとする。

(2)　前項の指名は、１年ごとに行われるものとする。ただし、期間途中における追加、変更を妨げない。

第100条〔審判員の服装および用具〕

審判員は、Ｂリーグが指定する服装および用具を使用しなければならない。

第101条〔身分証〕

審判員は、協会が交付する審判員証を携帯するものとする。

第102条〔手当等〕

審判員に対する手当および交通費・宿泊費は、それぞれ「試合実施要項」および「旅費規程」の定めるところによる。

第103条〔保　険〕

Ｂリーグは、審判員の、試合中および試合の前後（試合のための移動途中を含む）における事故に備えるため、Ｂリーグの費用負担において保険措置を講ずるものとする。

第８章　付随事業

第１節　各種の事業

第104条〔付随事業〕

Ｂリーグはバスケットボールの普及および振興を促進するため、バスケットボールの試合の開催に加え、各種の付随的事業を行うものとし、Ｂクラブはこれに積極的に協力するものとする。

第105条〔リーグの事業〕

次の各号の権益はＢリーグに属し、Ｂリーグが事業を行うものとする。

① 公式試合の公衆送信権・送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット権その他一切の公衆送信・送信可能化を行う権利を含む）に関する事業

② リーグオフィシャルパートナー（タイトルパートナー、トップパートナー、エクイップメントパートナー、チケットパートナーなど）を含む、公式試合に関するスポンサーシップに関する事業

③ オールスター、プレーオフ興業に関する事業

④ バスケットボール用具の認定および検定に関する事業

⑤ 商品化権に関する事業

⑥ 広報・出版に関する事業

⑦ 公式試合における公式記録および選手のトラッキングデータならびにバスケットボール活動における各種測定記録および外傷・障害統計情報等のデータ・スタッツに関する事業

⑧ その他理事会において定める事業

第106条〔収入の配分〕

前条の事業に基づくＢリーグの収入は、理事会によって予め定められた比率により、Ｂクラブに配分する。ただし、商品化権に関する事業については「商品化細則」に従ってＢクラブに配分する。

第２節　商品化権に関する事項

第107条〔商品化権に関する事項〕

商品化権に関する事項については、本節に定める他、理事会において定める。

第108条〔定　義〕

用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

①　マーク等…ＢリーグまたはＢクラブの名称、エンブレム、ロゴ（プライマリーロゴを含む)、マスコット、チア、意匠、商標その他ＢリーグまたはＢクラブを表示するもの

②　選手等…選手、ヘッドコーチ、アシスタントコーチおよびチア等

③　肖像等…肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等

④　商品化権…ＢリーグもしくはＢクラブのマーク等および/またはＢクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する権利

第109条〔Ｂクラブのマーク等〕

(1)　Ｂクラブは自己のマーク等を使用開始する前に、Ｂリーグに提出しなければならない

(2)　Ｂクラブは自己のマーク等をＢリーグが定める基準に従い、管理しなければならない。

(3)　Ｂクラブは自己のマーク等のうち､プライマリーロゴの変更を希望する場合、変更を希望するシーズンが開始する前の４月末までに開催される理事会の承認を得なければならない。

(4)　Ｂクラブは自己のマーク等を他種目のチームや団体に使用させることを希望する場合、事前に理事会の承認を得なければならない。

第109条の２〔商品化権等の帰属〕

(1)　Ｂリーグは、Ｂリーグに係るマーク等を専有する。

(2)　Ｂクラブは、当該Ｂクラブに係るマーク等及び当該Ｂクラブに所属する選手等の肖像等を専有する。Ｂクラブは、当該Ｂクラブのマーク等および／または当該Ｂクラブに所属する選手等の肖像等を使用した商品化権を専有する。

(3)　Ｂリーグが、Ｂリーグのマーク等とともに、単一のもしくは複数のＢクラブのマーク等および／または単一のもしくは複数のＢクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する場合、特段の書面による手続き等を要することなく、 当該Ｂクラブは、Ｂリーグに対し、当該Ｂクラブに係る商品化権をサブライセンス権付でライセンスする。かかる場合のＢリーグからＢクラブに対するロイヤルティの料率等は別途Ｂリーグが定める「商品化細則」に従う。

(4)　Ｂクラブが、Ｂリーグのマークとともに、自己のマーク等および／または当該Ｂクラブに所属する選手等の肖像等を使用して商品を製造・販売する場合、Ｂリーグは、次条の申請に基づきＢリーグの承認を受けた当該Ｂクラブに対し

て、当該商品化目的でＢリーグのマーク等を使用する権利をライセンスする（サブライセンス権利は含まない）。ただし、当該マーク等の利用態様がＢリーグのブランド価値・イメージを毀損するとＢリーグが判断する場合はこの限りでない。かかる場合の当該Ｂクラブからリーグに対するロイヤルティの料率等は別途Ｂリーグが定める「商品化細則」に従う。

第109条の３〔事前の申請〕

Ｂクラブは、商品化に先立ち、商品ごとにその素材、形状、マーク等および選手等の肖像等の使用態様等をＢリーグに申請しなければならず、また、Ｂリーグを除くライセンス先をしてそのようにせしめるものとする。

第109条の４〔Ｂリーグによる承認〕

前条の申請についての承認の可否は、「商品化細則」に基づいてＢリーグが決定する。

第110条〔肖像等〕

(1)　本規約の別段の規定にかかわらず、Ｂリーグは、Ｂクラブに所属する選手等の肖像等を包括的に用いる場合に限り、これを無償で使用することができるものとする（ここでいう「包括的に用いる」とは３名以上での利用をいう）。ただし、特定の選手等（選手の場合はプロ契約選手に限る）の肖像等のみを使用する場合には、その都度、事前にＢクラブと協議し、その承認を得るものとする。

(2)　Ｂリーグは、前項の権利を第三者に許諾することができる。

第９章　紛争解決

第１節　（削除）

第111条～第116条（削除）

第２節　チェアマンの決定

第117条〔チェアマンの決定を求める申立〕

(1)　Ｂリーグに所属する団体および個人は、次の事項につき、チェアマンの決定を求めることができる。

①　選手の契約に関するＢクラブと選手との間の紛争

②　選手の移籍に関するＢクラブ相互間またはＢクラブと選手との間の紛争

③　前２号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争

(2)　前項によりチェアマンの決定を求めようとする者は、「裁定委員会規程」の定めるところにより、裁定委員会に対し申立書を提出しなければならない。

第118条〔裁定委員会の答申〕

前条第２項による申立があったときは、まず裁定委員会が申立の内容について調査・審理した上、チェアマンに対し、書面により裁定案を答申するものとする。

第119条〔チェアマンの決定〕

チェアマンは、前条の答申を十分に尊重し、かつ、Ｂリーグ全体の利益を考慮した上、申立に対する決定を下すものとする。

第120条〔和　解〕

申立があった後、当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容をもって最終解決とする。

第10章　制　　裁

第１節　総　　則

第121条〔チェアマンによる制裁および調査〕

(1)　チェアマンは、Ｂリーグ関係者が、本規約または本規約に付随する諸規程に違反したとき（第60条に規定する競技および競技会に関する違反行為は除く）は、制裁を科すことができる。

(2)　チェアマンは、制裁対象となり得る行為を認識した場合には、自らまたはコンプライアンス事務局に指示して、事実関係の調査を行うことができる。

(3)　前項の調査の対象となったＢリーグ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

(4)　チェアマンは、制裁を科す必要があると判断した場合には、制裁の種類および内容を決定するにあたり、裁定委員会に諮問し、その答申を十分に尊重しなければならない。

(5)　チェアマンは、決定した制裁を、Ｂリーグ関係者に対し、書面または電磁的方法により、以下の事項を記載して通知するものとする。

①　制裁の対象となるＢリーグ関係者の氏名および所属先（Ｂクラブの場合は、名称および住所ならびに代表者の氏名）

②　制裁の種類および内容

③　制裁の理由
④　作成年月日

第122条〔制裁の種類〕

(1)　Ｂリーグ関係者のうち団体に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
①　けん責　始末書をとり、将来を戒める
②　制裁金　違反行為１件につき5,000万円以下の制裁金を科す
③　Ｂリーグから配分される金銭（配分金）の減額・保留・返還
④　不正な利益の没収　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂリーグに帰属させる
⑤　賞のはく奪　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
⑥　試合結果の無効　試合結果を無効とし、事情により再戦を命ずる
⑦　勝ち数の減　勝率の計算に際して違反行為１件につき勝ち数５を限度として減じる
⑧　試合の没収　得点を０対20として試合を没収し､敗戦扱いとする（ただし、帰責事由のないクラブにとって、中止時点の最終スコアにおける得失点差の方が有利となる場合は、当該最終スコアに基づく得失点差を有効なものとする。また、帰責事由のないクラブの年間平均得点数の算定にあたっては、当該試合の得点結果を除外するものとする。）
⑨　無観客試合の開催　入場者のいない試合を開催させる
⑩　下位リーグへの降格　所属するリーグより１つ以上下位のリーグに降格させる
⑪　昇格の停止　順位要件等を満たした場合でも、上位リーグへの昇格を認めない
⑫　2026-27シーズン以降における下位リーグへの降格　2026-27シーズン以降のシーズンにおいて同シーズンの参加資格として交付されたクラブライセンスに係るリーグより１つ以上下位のリーグに降格させる（降格が複数年度にわたる場合も含む。）
⑬　公式試合の出場停止　Ｂリーグが主催する公式試合または公式競技会に参加または出場することを一定期間または無期限停止する
⑭　除名　Ｂリーグから除名する（ただし、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の３分の２以上の多数による議決を要する）

(2)　Ｂリーグ関係者のうち個人に対する制裁の種類は次のとおりとし、これらの制裁を併科することができる。
①　けん責　始末書をとり、将来を戒める

② 制裁金　違反行為１件につき5,000万円以下の制裁金を科す
③ 研修の受講　Ｂリーグが指定する研修を受講させる
④ 社会奉仕活動　Ｂリーグが指定する社会奉仕活動に従事させる
⑤ 不正な利益の没収　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂリーグに帰属させる
⑥ 賞のはく奪　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
⑦ 公式試合の出場停止　Ｂリーグが主催する公式試合または公式競技会に参加または出場することを一定期間または無期限停止する
⑧ バスケットボール関連活動の停止・禁止　下記バスケットボール関連活動の全部または一部を、一定期間、無期限または永久的に停止または禁止する
ア　ＢリーグまたはＢクラブのためにバスケットボールに係る職務を行うこと
イ　Ｂリーグが主催する各種イベント、研修会、会議等に参加すること
ウ　Ｂクラブが主催する練習、各種イベント、研修会、会議等に参加すること
エ　Ｂリーグ関係者との間で前各号（それらの準備活動も含む）に関連した直接または間接の接触を持つこと
⑨ 登録抹消　Ｂリーグのリーグ登録を一定期間または無期限抹消する

第123条〔裁定委員会への諮問〕

チェアマンは、前２条による制裁の種類および内容に関し裁定委員会または裁定委員長に諮問し、その答申に基づき制裁を決定する。

第124条〔制裁金の納付〕

制裁金は、チェアマンによる制裁金の決定後30日以内に、Ｂリーグの指定する方法により納付しなければならない。

第125条〔制裁金の合算〕

同時に複数の違反行為が制裁金の対象となったときは、各々について定められた制裁金の合算額をもって制裁金の金額とする。

第126条〔他者を利用した違反行為〕

他の者をして、違反行為を行わせたＢリーグ関係者である団体または個人には、自ら違反行為を行った場合と同様の制裁を科するものとする。

第127条〔監督責任〕

Ｂクラブに所属する個人が違反行為を行った場合には、その個人に対して制裁

を科すほか、その個人が所属するＢクラブに対しても制裁を科すことができる。ただし、当該Ｂクラブにおいて、個人の違反行為を防止するために相当の注意を尽くしたことの証明がなされた場合は、この限りではない。

第128条〔違反行為の重複による加重〕

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた制裁金の金額の２倍以下の範囲内において、制裁金の金額を加重することができる。

第129条〔酌量減軽〕

(1)　違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その制裁金の金額を減額することができる。

(2)　前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第２節　制　裁　金

第130条〔5,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、5,000万円以下の制裁金を科す。

①　第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、Ｂクラブが違反した場合

②　第45条〔Ｂクラブの責任〕各項の義務を怠り、選手、チームスタッフ、実行委員、運営担当、広報担当、審判員または観客等を死傷させた場合

第131条〔3,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、3,000万円以下の制裁金を科す。

①　第27条の２〔役職員等の禁止事項〕第４項に違反した場合

②　第35条〔参加義務等〕第１項に違反した場合

③　第37条〔不正行為への関与の禁止〕に、個人が違反した場合

④　第42条〔出場資格〕第１項に違反した場合

⑤　第82条〔禁止事項〕各項（第１項第９号および第２項第８号は除く）に違反した場合

⑥　第46条の２〔薬物〕に違反した場合

⑦　第87条〔支度金〕に違反した場合

⑧　第96条〔未登録の選手〕に違反した場合

⑨　第97条〔選手の移籍に関する規定の遵守〕に違反した場合

第132条〔2,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、2,000万円以下の制裁金を科す。

① 第３条〔遵守義務〕第３項、第４項または第９項に違反した場合（第135条に該当する場合を除く）
② 第24条〔Ｂクラブの健全経営〕第１項に違反した場合
③ 第26条〔Ｂクラブの株主〕第２項から第６項までのいずれかに違反した場合
④ 第27条の２〔役職員等の禁止事項〕第３項に違反した場合
⑤ 第29条〔アリーナの維持〕に違反した場合
⑥ 第32条〔広告看板等の設置〕各項に違反した場合
⑦ 第35条〔参加義務等〕第２項に違反した場合
⑧ 第36条〔最強のチームによる試合参加〕に違反した場合
⑨ 第41条の２〔入場者数〕第２項または第３項に違反した場合
⑩ 第45条〔Ｂクラブの責任〕第１項、第２項、第３項または第４項に違反した場合（第130条第２号に該当する場合を除く）
⑪ 第49条〔試合日程の遵守〕に違反した場合
⑫ 第53条〔抱き合わせ開催の禁止〕に違反した場合
⑬ 第61条〔有料試合の開催〕各項に違反した場合
⑭ 第62条〔外国チームとの試合等〕に違反した場合
⑮ 第63条〔興行等への参加禁止〕に違反した場合
⑯ 第82条〔禁止事項〕第１項第９号または第２項第８号に違反した場合
⑰ 第85条〔プロ選手契約およびアマチュア選手誓約〕第２項に違反した場合
⑱ 第88条〔エージェント〕に違反した場合
⑲ 第121条〔チェアマンによる制裁および調査〕第３項に違反した場合

第133条〔1,000万円以下の制裁金〕

次の各号のいずれかに該当する場合は、1,000万円以下の制裁金を科す。
① 第３条〔遵守義務〕第５項、第６項、第７項または第８項に違反した場合
② 第24条〔Ｂクラブの健全経営〕第３項に違反した場合
③ 第27条の２〔役職員等の禁止事項〕第１項または第２項に違反した場合
④ 第43条〔ユニフォーム〕に違反した場合

第134条〔500万円以下の制裁金〕

前４条に定められているもの以外の本規約の各規定に違反した場合は、500万円以下の制裁金を科す。

第135条〔第３条第２項、第４項、第９項違反の制裁金〕

第３条〔遵守義務〕第２項、第４項または第９項に違反し、刑罰法規に抵触する行為を行った場合の制裁金は次の各号のとおりとする。

① 生命・身体に対する行為　　5,000万円以下
② 公益に対する行為　　3,000万円以下
③ 名誉・財産に対する行為　　2,000万円以下

第３節　反　則　金

第136条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1) リーグ戦における反則ポイントが一定数を超える場合には、クラブに対し反則金を科すものとする。

(2) 反則ポイントおよび反則金の計算方法等に関する事項は、別途理事会で定める「反則金に関する規程」に従うものとする。

第11章　最終的拘束力

第137条〔最終的拘束力〕

チェアマンの下す決定はＢリーグにおいて最終のものであり、当事者およびＢリーグに所属するすべての団体および個人はこれに拘束され、チェアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第12章　改　　正

第138条〔改　正〕

本規約の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第13章　附　　則

第139条〔施　行〕

本規約は、2015年７月30日から施行する。ただし、第12条第１項及び第13条第１項は、2016年７月１日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　正〕

2016年７月13日	2020年７月14日	2022年２月８日	2023年９月１日
2017年７月12日	2020年９月28日	2022年７月12日	2023年10月10日
2018年５月９日	2021年１月26日	2022年８月17日	2024年１月１日
2018年７月10日	2021年６月22日	2022年９月13日	2024年６月18日
2019年７月９日	2021年７月13日	2022年12月13日	2024年８月22日
2019年９月11日	2021年８月10日	2023年６月１日	2025年２月12日

入会金および会費規程

第１条〔趣　旨〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）定款第７条の規定に基づく入会金および会費に関する事項について定める。

第２条〔入会金及び会費〕

正会員の入会金および会費は、次のとおりとする。

①　Ｂ１リーグ会員（以下「Ｂ１会員」という）

入会金　　15,000,000円

年会費　　10,000,000円

②　Ｂ２リーグ会員（以下「Ｂ２会員」という）

入会金　　7,500,000円

年会費　　5,000,000円

第３条〔入会金及び会費の納入〕

(1)　入会金および会費は、Ｂリーグが発行する納付通知書により、次の期限までに納入しなければならない。

①　入会金

Ｂ１会員およびＢ２会員は、当該会員承認の日から１か月以内に入会金を納入しなければならない。

イ．Ｂ１会員は、初めてＢ１会員になったときに、当該会員承認の日から１ヶ月以内に、金1,500万円の入会金を納入しなければならない。

ロ．Ｂ２会員は、初めてＢ２会員になったときに（ただし、Ｂ１会員が降格によって初めてＢ２会員になった場合を除く）、当該会員承認の日から１ヶ月以内に、金750万円の入会金を納入しなければならない。

ハ．Ｂ２会員が昇格によって初めてＢ１会員になったときは、当該会員承認の日から１ヶ月以内に、Ｂ１会員とＢ２会員の入会金の差額である金750万円の入会金を納入しなければならない。

ニ．Ｂ２会員が下部リーグに降格後、昇格によりＢ２会員になったときは、入会金を納入することを要しない。

ホ．下部リーグから昇格によって、初めてＢ２会員になったときは、当該会員承認から１か月以内に第２条に定めるＢ２会員の入会金を納入しなければならない。

② 会費

Ｂ１会員およびＢ２会員は、シーズン毎に年会費を、当該シーズンの９月末までに納入しなければならない。

③ 入会金および会費は、Ｂリーグ口座に払い込むものとする。

第４条〔改　廃〕

この規程の改廃は、社員総会の決議によらなければならない。

〔附　則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改　定〕

2016年７月13日

特定費用準備資金等取扱規則

第１条〔目　的〕

この規則は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）における特定費用準備資金等の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条〔定　義〕

この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

①　特定費用準備資金

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という）第18条第１項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金を言う。

②　資産取得資金

認定法施行規則第22条第３項第３号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金を言う。

③　特定費用準備資金等

上記①および②を総称する。

第３条〔特定費用準備資金等の保有〕

Ｂリーグは、特定費用準備資金等を保有することができる。

第４条〔特定費用準備金等の要件〕

前条の特定費用準備資金等は、次の要件を満たすものでなければならない。

①　その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。

②　積立限度額が合理的に算定されていること。

第５条〔特定費用準備資金等の管理・取崩し等〕

(1)　前条の特定費用準備資金等は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金等を含む）と明確に区分して管理する。

(2)　前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

(3)　前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、代表理事CEO（チェアマ

ン）は、取崩しが必要な理由を付して、理事会に付議し、その決議を得なければならない。

第６条〔特定費用準備資金等の公表〕

特定費用準備資金等の公表については、資金の取崩しに係る手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を事務所における書類の備え置きにより閲覧に供する。

第７条〔特定費用準備資金等の経理処理〕

(1)　特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第１項、第２項、第４項、第５項及び第６項に基づき、経理処理を行う。

(2)　資産取得資金については、公益認定法施行規則第22条第３項の準用規程に基づき、経理処理を行う。

第８条〔改　廃〕

この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

第９条〔その他〕

この規則に定めるもののほか、必要な事項は代表理事CEO（チェアマン）が定めるものとする。

〔附　則〕

この規則は、公益認定の承認を受けてから施行する。

〔改　定〕

2016年７月13日

2019年９月11日

寄附金等取扱規程

第１条〔目　的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン･プロフェッショナル･バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条〔寄附金の種類および募集〕

(1)　この法人が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。

①　一般寄附金　寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

②　特定寄附金　寄附者が寄附の申し込みにあたり、あらかじめ使途を特定した寄附金

(2)　この規程における寄附金には､金銭のほか金銭以外の財産を含むものとする。

(3)　この法人は常時、寄附金を募ることができる。

第３条〔寄附金の使途〕

(1)　一般寄附金は、定款第４条の公益目的事業に使用し、一部を管理費として使用するものとする。

(2)　特定寄附金は、寄附者の特定した使途に使用するものとする。

第４条〔受領の制限〕

寄附金が、次の各号に該当するときは、当該寄附金の受領を辞退しなければならない。

①　法令に抵触するときのほか、この法人の業務遂行上支障があると認められるときおよびこの法人が受け入れるには社会通念上不適当と認められるとき。

②　第２条第１項第２号の特定寄附金について、その使途が定款第３条に定める目的の達成に資するものでないとき。

第５条〔受領書の送付〕

(1)　寄附金を受領したときは、受領書を寄附者に送付するものとする。

(2)　前項の受領書には、この法人の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額およびその受領年月日を記載するものとする。

第６条〔情報公開〕

この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第５号各号に定める事項について、事務所へ備え

置き閲覧等の措置を講ずるものとする。

第７条〔補　足〕

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第８条〔改　廃〕

この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

〔附　則〕

この規程は、公益認定を受けた日から施行する。

〔改　定〕

2016年７月13日
2019年９月11日

倫理規程

第１条〔組織の使命および社会的責任〕

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）の役職員は、この法人が、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

第２条〔社会的信用の維持〕

この法人の役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

第３条〔法令等の遵守〕

この法人の役職員は、Ｂリーグ理念を共有し、関連法令ならびにこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規およびＢリーグ活動方針を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

第４条〔私的利益の禁止〕

この法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

第５条〔利益相反の防止および開示〕

この法人の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この法人が定める所定の手続に従わなければならない。

第６条〔反社会的勢力の排除〕

この法人の役職員は、暴力団・暴力団関係企業・総会屋等の反社会的勢力またはこれらの関連会社と関係を持つことがあってはならない。

第７条〔機密保持および個人情報の保護〕

この法人の役職員は、業務上知り得た非公開の情報を厳に秘密として保持し、第三者に漏洩してはならず、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

第８条〔研　鑽〕

この法人の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

第９条〔規程遵守の確保〕

この法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、本規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

第10条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

理事会規程

第１条〔目　的〕

この規程は、定款第31条第２項およびＢリーグ規約第４条に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）の理事会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第２条〔開　催〕

(1)　理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。
(2)　通常理事会は、原則として毎月１回開催する。
(3)　臨時理事会は、随時、必要に応じて開催する。
(4)　理事会は電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第３条〔構　成〕

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第４条〔役員の任期等〕

(1)　理事および監事を役員といい、役員は総会において選任する。
(2)　理事会が理事の選任議案を総会に付議するにあたり、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という。）の候補者を指定した場合には、招集通知にその旨を記載する。
(3)　役員は、就任する年（再任時を含む）の４月１日現在で、満65歳未満でなければならない。ただし、Ｂリーグ、協会、Ｂクラブおよびバスケットボール・コーポレーション株式会社のいずれにも属しない役員についてはこの限りでない。
(4)　役員の任期は定款第25条に定めるとおりとし、再任を妨げない。
(5)　前項の規定にかかわらず、チェアマンの任期は通算で４期までとする。
(6)　第４項の規定にかかわらず、非常勤役員の任期は通算で４期までとする。
(7)　第21条の規定にかかわらず、前６項の変更は、理事会の決議のほか、総会の承認に基づきこれを行うものとする。

第５条〔招集権者〕

(1)　理事会は、チェアマンが招集する。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

(2)　前項により現に招集権を持たない理事は、同項により現に招集権を持つ者に対して、会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から５日以内に、当該請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(3)　前２項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(4)　監事は、必要があると認めるときは、第１項により現に招集権を持つ者に対して、理事会の招集を請求することができる。当該請求があった日から５日以内に、当該請求があった日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、当該請求をした監事は、理事会を招集することができる。

第６条〔議　長〕

(1)　理事会の議長は、チェアマンがこれに当たる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、予め理事会が定めた順序で他の理事がこれに代わる。

(2)　前項の規定にかかわらず、理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選により定める。

第７条〔権　限〕

(1)　理事会は、この法人の業務執行のために次の事項を決議する。

①　金500万円以上の財産の処分および譲り受け

②　金500万円以上の借財

③　重要な使用人の選任および解任

④　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止

⑤　代表理事および業務執行理事の選定及び解職

⑥　実行委員の選任

⑦　総会の招集

⑧　事業計画および収支予算に関する事項の承認

⑨　事業報告および計算書類ならびにこれらの附属明細書、財産目録の承認

⑩　理事の競業および利益相反取引の承認

⑪　債権放棄

⑫　重要な会計方針の変更
⑬　重要な規程の制定および改廃
⑭　訴訟の提起、その取下、和解、調停、請求の放棄・認諾、上訴、その取下その他訴訟に関する事項
⑮　正会員の入会、退会および昇降格に関する事項
⑯　リーグ運営の基本方針に関する事項
⑰　試合実施に関する事項
⑱　スポンサー契約に関する事項
⑲　公衆送信権に関する事項
⑳　商品化権に関する事項
㉑　総会で理事会に決定を委任された事項
㉒　上記の他定款に規定する事項、Ｂリーグ規約に特段の定めのある事項およびこの法人の重要な業務執行に関する事項

(2)　次の事項は、総会による決定に先立ち、理事会の審議を経るものとする。
①　会員の除名
②　名誉会員の推薦
③　理事および監事の選任または解任
④　理事および監事の報酬等の額
⑤　貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
⑥　定款の変更
⑦　解散および残余財産の処分
⑧　第４条第１項乃至第６項の変更
⑨　その他総会で決議するものとして法令または定款で定められた事項

(3)　理事会は、理事の職務の執行を監督する。

第８条〔招集通知〕

(1)　理事会を招集するときは、開催日の１週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、各理事および各監事に対して通知を発しなければならない。

(2)　チェアマンは、前項の書面による通知に代えて、理事および監事の承諾を得た電磁的方法により通知することができる。

(3)　前２項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(4)　第２項の電磁的方法とは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」（平成19年法務省令第28号。以下「規則」という。）第92条に定めるものとする。

第９条〔定足数および決議要件〕

(1)　理事会は、理事の過半数の出席がなければ開くことができない。

(2)　理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

第10条〔決議の省略〕

(1)　理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(2)　前項の電磁的記録とは、規則第89条に定めるものとする。

第11条〔報告の省略〕

(1)　理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(2)　前項の規定は、第18条第１項の規定による報告には適用しない。

第12条〔監事の出席〕

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第13条〔関係者の出席〕

チェアマンは、必要に応じて議案に関係ある者を理事会に出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第14条〔特任理事の出席〕

特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

第15条〔議事録〕

法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成された理事会の議事録には、出席した代表理事および監事が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）する。

第16条〔議事録の配布〕

議長は、欠席した理事および監事に対し、遅滞なく、議事録の写しおよび資料を配布して、議事の経過およびその結果を報告するものとする。

第17条〔理事の取引の承認〕

(1)　理事が定款第28条に規定するいずれかの取引をしようとする場合は、当該理事は当該取引につき次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。

①　取引をする理由

②　取引の内容

③　取引の相手方・金額・時期・場所

④　取引がこの法人の利益を害するものではないことを示す参考資料

⑤　その他必要事項

(2)　当該理事は、前項に規定する事項について変更しようとする場合は、事前に理事会の承認を得なければならない。

第18条〔責任の免除〕

(1)　理事会は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(2006年法律第48号。以下「法」という。）第111条第１項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(2)　理事が前項の規定に基づき他の理事の責任免除に関する議案を理事会に提出する場合には、監事全員の同意を得なければならない。

(3)　理事会が第１項の規定に基づき同項の責任を免除する旨の決議を行ったときは、チェアマンは、遅滞なく法第113条第２項各号に掲げる事項および責任を免除することに異議がある場合には１か月以内に異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。

(4)　総会員の議決権の10分の１以上の議決権を有する会員が１か月以内に異議を述べたときは、理事会は第１項の定めに基づく免除をすることができない。

(5)　この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事との間で、法令に定める要件に該当する場合には第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第19条〔報告事項〕

(1)　代表理事および業務執行理事は、３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(2)　監事は、理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくこれを理事会に報告しなければならない。

(3)　理事が第17条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条〔理事会に関する事務〕

理事会に関する事務は、チェアマンが指定した部署の長が統括する。

第21条〔法令等の読替え〕

本規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して読み替えるものとする。

第22条〔改　正〕

(1)　本規程（第４条第１項乃至第６項を除く）の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

(2)　第４条第１項乃至第６項の改正は、会員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第23条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　定〕

2016年７月13日
2017年９月６日
2019年７月９日
2019年９月11日
2023年６月30日
2023年９月12日
2023年12月31日
2024年６月18日

監事監査規程

第１章　総　　則

第１条〔目　的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令および定款に定めるもののほかは本規程による。

第２条〔基本理念〕

監事は、この法人の機関として、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

第３条〔職　務〕

監事は、法令、定款および本規程に定めるところに従って、理事の職務執行を監査し、また、監査報告を作成するものとする。

第４条〔業務・財産調査権〕

監事は、いつでも、理事および関係部門に対し事業の報告を求め、またはこの法人の業務および財産の状況を調査することができる。

第５条〔理事等の協力〕

監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事または関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第２章　監査の実施

第６条〔監査事項〕

監事は、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

第７条〔会議への出席〕

(1)　監事は、理事会および総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述

べるものとする。

(2)　監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、または議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(3)　監事は、第１項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第３章　監事の意見陳述等

第８条〔理事会に対する報告・意見陳述等〕

(1)　監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(2)　監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、法令の定めるところに従い、理事に対し理事会の招集を請求し、または自ら理事会を招集することができる。

(3)　監事は、業務の執行に当たりこの法人の業務の適正な運営・合理化等またはこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べることができる。

第９条〔差止請求〕

監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

第10条〔理事の報告〕

監事は、理事がこの法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したことを知ったときは、当該理事に対し当該事実を直ちに報告するよう求めるものとする。

第11条〔会計方針等に関する意見〕

(1)　監事は、理事が会計方針および計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

(2)　監事は、会計方針および計算書類等の記載方法について疑義があるときは、意見を述べることができる。

第12条〔総会への報告〕

監事は、総会に提出される議案および書類について調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告するものとする。

第13条〔総会における説明義務〕

監事は、総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営および法令に従い説明する。

第14条〔監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述〕

監事は、監事の選任、解任、辞任または報酬等について、総会において意見を述べることができる。

第15条〔監事の選任に関する監事の同意等〕

(1) 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

(2) 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすることまたは監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。

第４章　監査の報告

第16条〔計算書類等の監査〕

監事は、理事から事業報告およびその附属明細書、貸借対照表および損益計算書およびこれらの附属明細書ならびに財産目録を受領し、これらの書類について監査を実施する。

第17条〔監査報告〕

(1) 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

(2) 前項の監査報告には、作成年月日を付し、署名押印をするものとする。

(3) 監事は前項の監査報告を、理事に提出する。

第５章　雑　　則

第18条〔監査補助者〕

(1)　監事の職務執行の補助機関としては、監事が代表理事CEO（チェアマン）と協議の上、決定した部署が当たる。

(2)　前項の補助機関に関する事項については、監事と理事との協議によって定める。

第19条〔改　正〕

本規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

第20条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　正〕

2019年１月15日

2019年９月11日

特任理事規程

第１条〔趣旨〕

本規程は、定款第21条の２に基づき、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「この法人」という）の特任理事に関する事項について定める。

第２条〔設置・権限等〕

(1)　この法人の運営を円滑に行うため、理事会の決議により、５名以内の特任理事を置くことができる。

(2)　特任理事は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の理事には該当せず、この法人の業務を執行しまたはこの法人を代表する権限を有しない。

(3)　特任理事は、理事会に出席し、意見を述べ、質疑に応じることができる。ただし、議決権は有しない。

(4)　常勤の特任理事を置く場合は、その任務について別途理事会で定めるものとする。

第３条〔任期等〕

(1)　特任理事は、いつでも、理事会の決議により選任し、解任することができる。

(2)　特任理事は、就任する年の４月１日現在で、満65歳未満でなければならない。

(3)　特任理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

第４条〔報酬等〕

(1)　特任理事は、無報酬とし、別に定める会議への出席の都度日当を支払う。

(2)　前項の規定にかかわらず、常勤の特任理事に対しては、この法人における勤務状況を勘案した上で、「役員の報酬並びに費用に関する規程」の別表の役員報酬表の範囲内でチェアマンが決定した額を報酬等として支給することができる。

(3)　この法人は、特任理事がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払う。

第５条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第６条〔施行〕

本規程は、2019年６月26日から施行する。

〔制　定〕

2019年６月18日

役員の報酬ならびに費用に関する規程

第１章　総　　則

第１条〔目　的〕

この規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という。）定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）ならびに「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

第２条〔定　義〕

(1)　この規程において、役員とは理事および監事をいう。
(2)　常勤役員とは、役員のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
(3)　非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

第２章　役員報酬

第３条〔報　酬〕

この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

①　常勤役員に支給する月額報酬および退職慰労金
②　非常勤役員に対し、別に定める会議への出席の都度支給する日当
③　この法人から役員に対して出張を依頼する際、別に定める旅費規程に基づき支給する日当

第４条〔費　用〕

役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む。）および手数料等の経費は、費用として報酬等と明確に区別しなければならない。

第５条〔報酬等の額の決定〕

常勤役員の月額報酬は、別表の役員報酬表に掲げるとおりとし、理事会の承認を経て代表理事CEO（チェアマン）が決定する。

第６条〔月額報酬〕

月額報酬を毎月支給する。支給日、支給方法ならびに本給より控除する額等支給に関する実務的な詳細は、本規程に定める他、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

第７条〔支給日等〕

(1)　月額報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、当該日が休日に当たるときは、その前勤務日とする。

(2)　月の初日以外の日において就任または月の末日以外の日において退任した常勤役員の報酬は、当該月における勤務を要する日に応じた日割計算によるものとする。

(3)　前項にかかわらず、月の末日以外の日に死亡した常勤役員に対する当該月分の月額報酬は第６条に規定する額の全額を支給する。

第８条〔費用の支払い〕

(1)　Ｂリーグは、役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

(2)　通勤手当については、Ｂリーグの職員の給与規程に準じて、支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

第３章　役員退職慰労金

第９条〔退職慰労金〕

常勤役員が理事を退任した場合に、Ｂリーグは退職慰労金を支払う。

第10条〔算出方法〕

(1)　Ｂリーグ常勤役員に支給する退職慰労金の算出方法は次のとおりとする。

（常勤理事退任時の第５条に定める月額報酬）×（第11条に定める役員在任年数）×（第12条に定める役位係数）＝退職慰労金

(2)　支給額に10万円未満の端数が生じた場合は、10万円に切り上げるものとする。

第11条〔役員在任年数〕

(1)　役員在任年数は、１か年を単位として、端数は月割とする。ただし、１か月未満は１か月に切り上げる。

(2)　役員が在任中に死亡し、またはやむを得ない事由により辞任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。

(3)　役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除く。ただし、特段の事情がある場合は、総会が別途決めることができる。

第12条〔役位係数〕

役位係数は常勤役員退任時の役職により次のとおりとする。

①　代表理事CEO（チェアマン）　・・1.5
②　代表理事COO　・・・・・・・・1.35
③　理事　・・・・・・・・・・1.1
④　監事　・・・・・・・・・・1.1

第13条〔功労加算金〕

理事会の決定により、在任中に特に功労のあった者に対しては、第10条により算定した金額に、その30パーセントを超えない範囲で功労加算金を支給することができる。

第14条〔特別減額〕

理事会の決定により、在任中に特に重大な損害をこの法人に与えた者に対しては、第10条により算定した金額を減額することができる。

第15条〔支給時期および方法〕

(1)　退職慰労金は、会員総会の決議後２ヶ月以内にその金額を支給する。
(2)　経済界の景況、Ｂリーグの業績などにより、当該役員と協議のうえ、支給時期、分割支給回数、支給方法などについて別に定めることができる。

第16条〔使用人兼務役員の扱い〕

この規程により支給する退職慰労金は、使用人兼務役員に使用人として支給すべき退職金を含まない。

第４章　補　　則

第17条〔公　表〕

Ｂリーグは、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第１項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

第18条〔改　廃〕

この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

第19条〔補　則〕

この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

第20条〔施　行〕

この規程は、公益社団法人の認定を受けてから、施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　定〕

2019年10月1日

2021年７月13日

別表：役員報酬表　（単位：円）

号俸	月額	号俸	月額
1	800,000	25	3,200,000
2	900,000	26	3,300,000
3	1,000,000	27	3,400,000
4	1,100,000	28	3,500,000
5	1,200,000	29	3,600,000
6	1,300,000	30	3,700,000
7	1,400,000	31	3,800,000
8	1,500,000	32	3,900,000
9	1,600,000	33	4,000,000
10	1,700,000	34	4,100,000
11	1,800,000	35	4,200,000
12	1,900,000		
13	2,000,000		
14	2,100,000		
15	2,200,000		
16	2,300,000		
17	2,400,000		
18	2,500,000		
19	2,600,000		
20	2,700,000		
21	2,800,000		
22	2,900,000		
23	3,000,000		
24	3,100,000		

役員候補者選考委員会規程

第１条〔目　的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）定款第22条および理事会規程第４条に基づく役員の選任にあたり、その候補者を選考する諸手続きについて定める。

第２条〔定　義〕

本規程において、役員とは、Ｂリーグの理事および監事を指すものとする。

第３条〔役員候補者選考委員会の設置〕

(1)　Ｂリーグに、役員候補者を選考するため、「役員候補者選考委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2)　委員会は、第４条２項に基づく発足時から第５条に基づく理事会への答申時まで存続する。

(3)　委員会の運営を円滑に行うため、代表理事CEO（チェアマン）が指定する部署に「役員候補者選考委員会事務局」（以下「事務局」という）を置き、その長が事務局長を務める。

第４条〔委員会〕

(1)　委員会を構成する委員は以下の者の中から、理事会決議を以て選任する。

①　理事

②　監事

③　実行委員

④　法務委員長

⑤　前４号のほか、代表理事CEO（チェアマン）が委員として適任であると評価した者

(2)　理事会は役員の改選を行う定時会員総会の12か月前を目途に委員会を発足させるものとする。

(3)　委員は５名以上10名以下とし、このうち定款第21条第３項に定める業務執行理事およびその他、Ｂリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。

(4)　委員会には委員長１名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

(5)　委員は再任を妨げない。

第５条〔委員会の目的〕

委員会は、役員の改選を行う定時会員総会に付議する議案を決定する理事会までに、委員会の決定により選出された代表理事CEO（チェアマン）候補者及びその他の理事・監事候補者をそれぞれ理事会に答申する。なお、役員の改選を行う定時会員総会以外で、理事、監事候補者を選任する場合は本規程の定めによらない。

第６条〔委員会の開催〕

(1)　委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第５条に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。

(2)　委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

(3)　委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。

(4)　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

(5)　委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第７条〔役員候補者選考基準〕

(1)　役員候補者の選考基準は以下のとおりとする。

①　「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という）および「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）に定める要件を満たしていること。

②　Ｂリーグ定款、Ｂリーグ規約、およびこれらに付随する諸規程に定める資格要件を満たしていること。

③　Ｂリーグ設立趣旨、Ｂリーグ理念、Ｂリーグ活動方針およびＢリーグ将来構想に対する深い見識を有し、それらの推進にふさわしい人格を有すること。

④　企業経営全般、法律、会計、財務、スポーツまたはバスケットボールの分野において、専門的な知識や経験を有していること。

⑤　健康であり、業務に支障がないこと。

⑥　遵法精神に富んでいること。

⑦　一年度内の理事会におおむね３分の２以上、出席できる見通しがあること。

⑧　推薦対象者が公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）に属する者である場合は、上記各号に加え、協会の要職に就いていること。

⑨　推薦対象者がＢクラブに属するものである場合は、第１号から第７号までの内容に加え、原則として取締役としてクラブの経営に２年以上携わっており、これに精通していること。

⑩　推薦対象者がＢリーグ、協会、Ｂクラブおよびバスケットボール・コーポレーション株式会社のいずれにも属しない者（いわゆる外部有識者）である場合には、第１号から第７号までの内容に加え、外部有識者としての独立性を保ちつつ、スポーツおよびバスケットボールの発展のための建設的な意見をすることができ、当該意見を広く発信することができること。

(2)　前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する者は、役員候補者になることができない。なお、委員についても同様とする。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に定める暴力団員（以下、単に「暴力団員」という）または暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者あるいはその他の反社会的勢力に属する者

②　次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者。

イ．一般社団・財団法人法に違反したこと

ロ．公益法人認定法の規定に違反したこと

ハ．暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の第２項の規定を除く。）に違反したこと

ニ．刑法第204条、第206条、第208条、第208条の３第１項、第222条または第247条の罪を犯したこと

ホ．暴力行為等処罰に関する法律第１条、第２条または第３条の罪を犯したこと

ヘ．国税または地方税に関する法律中、偽りその他不正の行為により国税または地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、もしくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

③　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の実行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者。

第８条〔役員候補者の決定〕

(1)　委員会は、最初に代表理事CEO（チェアマン）候補者のみを決定し、理事会に答申する。

(2)　前項に基づき答申した代表理事CEO（チェアマン）候補者が理事会にて承認されたときは、委員会は、当該代表理事CEO（チェアマン）候補者に対して、他の理事・監事候補者名簿を作成して委員会に提出するよう指示する。

(3)　役員候補者名簿に記載できる候補者の人数は、理事会が第４条第１項に基づ

いて委員を委嘱する際に、合わせて決定する。ただし、定款第21条第１項に定める理事および監事の定数の下限をいずれも下回らないものとする。

(4)　役員候補者名簿に記載する候補者には、Ｂクラブに属する者および外部有識者がそれぞれ候補者総数の３分の１程度含まれているものとする。

(5)　委員会は、第２項に基づき提出された役員候補者名簿に記載された各候補者について審議し、候補者を決定する。委員会は当該審議の際には、代表理事CEO（チェアマン）候補者に対して委員会への出席を求め、適宜質疑応答することができる。

(6)　役員候補者の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。否決された場合は、いずれかの委員が否決された候補者に代わる新たな候補者を推薦し、当該候補者につき議決を行う。

(7)　委員が役員候補者となる場合には、当該委員は、当該役員候補者に関する決議には参加できず、その場合、当該委員は当該議案に関する定足数から除かれるものとする。

第９条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が書面または電磁的記録をもって議事録を作成し、委員へ確認の上、委員長が記名押印（電磁的記録をもって議事録を作成した場合には電子署名）し、Ｂリーグに保管する。ただし、委員長に事故ある場合または委員長が欠席の場合は、出席委員が協議のうえ、押印者を定める。

第10条〔改　廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第11条〔施　行〕

本規程は、2016年３月２日から施行する。

〔改　定〕

2016年７月13日
2017年６月７日
2018年７月10日
2019年９月11日
2023年５月17日
2023年６月20日
2024年６月18日

役員報酬委員会規程

第１条〔目的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）の常勤役員の報酬の決定にあたり、その参考となる基準を決定する諸手続を定めることを目的とする。

第２条〔定義〕

(1)　本規程において、常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする理事および監事をいう。

(2)　本規程において、報酬とは、常勤役員に支給する月額報酬をいう。

第３条〔役員報酬委員会の設置〕

(1)　Ｂリーグに、常勤役員の報酬基準を答申するため、「役員報酬委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

(2)　委員会は、第４条２項に基づく発足時から第７条１項に基づく理事会への答申時まで存続する。

(3)　委員会の運営を円滑に行うために「役員報酬委員会事務局」（以下「事務局」という）を設置するものとし、その構成員は代表理事CEO（チェアマン）が指名する。

第４条〔委員会の構成〕

(1)　委員会を構成する委員は代表理事CEO（チェアマン）が以下の者から指名し、理事会の承認を得て委嘱する。

①　理事

②　監事

③　法務委員長

④　前３号のほか、代表理事CEO（チェアマン）が委員として適任であると評価した専門家その他の者

(2)　理事会は、委員会が役員の改選を行う定時会員総会後の理事会に常勤役員の報酬基準案を答申することができるよう、然るべき時期に委員会を発足させるものとする。

(3)　委員は３名以上５名以下とし、このうち定款第２１条第３項に定める業務執行理事およびその他Ｂリーグの業務執行を行う者（以下単に「業務執行理事等」という）は過半数を超えてはならない。

(4)　委員会には委員長１名を置くものとし、委員長は、委員の互選により定める。

(5)　委員は再任を妨げない。

第５条〔委員会の目的〕

本委員会は、「役員の報酬ならびに費用に関する規程」第５条に基づき、代表理事CEO（チェアマン）が理事会の承認を得て常勤役員の報酬を決定するにあたり、独立した立場から、客観性及び透明性を持ってその参考となる報酬基準を理事会に答申することを目的とする。

第６条〔役員報酬委員会の開催〕

(1)　委員会は、その発足後速やかに開催するものとし、以後、第７条１項に定める理事会への答申を行うために必要に応じて適宜開催するものとする。

(2)　委員会は、委員長が招集する。ただし、他の委員が招集することを妨げない。

(3)　委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときまたはやむをえない事由により委員長が欠席する場合は、出席委員が協議のうえ、これを定める。

(4)　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない。

(5)　委員会への代理出席および書面による委任は、いずれも認めないものとする。

第７条〔報酬基準の答申〕

(1)　委員会は、役員の改選を行う定時会員総会後の最初の理事会までに、常勤役員の報酬基準を答申する。

(2)　委員会は、常勤役員の報酬基準の検討にあたっては、①役員個々の役割および職務に対し妥当性があり、かつ広く世間一般に理解を得られる水準であるか、②世間水準を視野に入れることで有能な人材を処遇できる報酬を確保し得るものであるか、につき考慮するものとする。

(3)　常勤役員の報酬基準の決定は、出席した委員の過半数の議決をもってこれを行う。

第８条〔議事録の作成〕

委員会の議事録につき、原則として事務局が議事録を作成し、委員長が記名押印し、Ｂリーグに保管する。

第９条〔改廃補足〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第10条〔施行〕

本規程は、2017年６月７日から施行する。

実行委員会規程

第１条〔目　的〕

本規程は、Ｂリーグ規約第７条および第７条の２に基づき、実行委員会及び実行委員幹事会（以下、併せて「実行委員会等」という）の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第２条〔実行委員〕

(1)　Ｂクラブは、その代表取締役（原則として常勤）の中から実行委員候補者１名を指名しＢリーグに届け出なければならない。

(2)　前項に基づきＢクラブから指名し届け出がなされた実行委員候補者は、理事会の承認をもって選任される。

(3)　前項に基づき選任された実行委員は、本規程に基づき開催される実行委員会に出席する義務を負う。

第３条〔実行委員幹事〕

(1)　実行委員幹事は、実行委員の中から代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が６名以上10名以内の範囲で指名し、理事会の承認をもって選任する。

(2)　実行委員幹事は、本規程に基づき開催される実行委員幹事会に出席する義務を負う。

第４条〔実行委員会等の構成〕

(1)　Ｂリーグ１部（Ｂ１）およびＢリーグ２部（Ｂ２）にそれぞれ実行委員会を設置するほか、実行委員幹事等により構成される実行委員幹事会を設置する。なお、それぞれの実行委員会は合同で開催することができる。

(2)　Ｂ１に設置する実行委員会を「Ｂ１実行委員会」、Ｂ２に設置する実行委員会を「Ｂ２実行委員会」、といい、Ｂ１およびＢ２が合同で開催する実行委員会を「Ｂ１・Ｂ２合同実行委員会」といい、単に「実行委員会」という場合は、個別にまたは総称してＢ１実行委員会、Ｂ２実行委員会および/またはＢ１・Ｂ２合同実行委員会を意味する。

(3)　実行委員会の構成員は次のとおりとする。

①　Ｂ１実行委員会　代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのＢ１クラブの実行委員

②　Ｂ２実行委員会　代表理事、業務執行理事、執行役員およびすべてのＢ２クラブの実行委員

③　Ｂ１・Ｂ２合同実行委員会　代表理事、業務執行理事、執行役員ならびにすべてのＢ１クラブおよびＢ２クラブの実行委員

(4)　実行委員幹事会の構成員は、代表理事、業務執行理事、執行役員および実行委員幹事とする。

第５条〔実行委員および実行委員幹事の任期〕

(1)　実行委員および実行委員幹事の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結時までとする。ただし、増員または補欠のため選任された実行委員または実行委員幹事の任期は、他の実行委員または実行委員幹事の任期が満了すべき時までとする。

(2)　実行委員および実行委員幹事は、再任されることができる。

(3)　実行委員および実行委員幹事は、原則として任期途中において変更することはできない。ただし、やむを得ない事由があり、かつ理事会の承認を得た場合は、この限りではない。

(4)　実行委員および実行委員幹事は、第１項に定める定時会員総会を招集する理事会において別段の決議がなされなかった場合は、当該定時会員総会を選任日および就任日として当該理事会において再任されたものとみなす。

第６条〔実行委員会等の招集〕

(1)　Ｂ１実行委員会およびＢ２実行委員会は、原則として２か月に１回、同一月にそれぞれ招集するものとする。実行委員幹事会は、原則として２か月に１回、Ｂ１実行委員会およびＢ２実行委員会と交互に開催されるよう、Ｂ１実行委員会およびＢ２実行委員会の招集月とは異なる月に招集するものとする。なお、いずれもその他必要があるごとに随時招集することができる。

(2)　Ｂ１実行委員会およびＢ２実行委員会の各招集に代えて、Ｂ１・Ｂ２合同実行委員会を招集することができる。

(3)　第１項にかかわらず、実行委員幹事会の招集に代えて、Ｂ１実行委員会およびＢ２実行委員会またはＢ１・Ｂ２合同実行委員会を招集することができる。

(4)　チェアマンは実行委員会の招集通知発送後においても、当該招集に係る実行委員会を開催するまでの間、その自由裁量により、その開催する実行委員会の形態を変更することができる。

(5)　実行委員会および実行委員幹事会は、電話、インターネット等の通信回線を使用しての会議として開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができる環境であることを要する。

第７条〔実行委員会等の招集権者および議長〕

(1)　実行委員会および実行委員幹事会は、チェアマンがそれぞれ招集し、その議長となる。ただし、チェアマンが欠けたとき、またはチェアマンに事故があるときは、チェアマンが予め指名したものがこれにあたる。本項の定めにかかわらず、チェアマンは、その自由裁量により、議長を構成員の中から指名した者に委ねることができる。

(2)　各実行委員会の実行委員のまたは実行委員幹事会の実行委員幹事の総数の３分の２以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、チェアマンは、請求された実行委員会または実行委員幹事会を招集しなければならない。

(3)　実行委員会および実行委員幹事会の招集は、予め各実行委員会または実行委員幹事会において定めた期日の場合を除き、第４条第３項および第４項に定める各実行委員会および実行委員幹事会の構成員に対し、会日の７日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではない。

第８条〔実行委員会等の権限等〕

(1)　実行委員会等は、理事会から委嘱された事項を決定する。

(2)　次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員会の審議を経るものとする。

①　事業計画および事業報告に関する事項

②　予算および決算に関する事項

③　次項に実行委員幹事会の審議を経るものとして定められた事項のうち、Ｂ１クラブとＢ２クラブとの間の利害が現に相反するかまたはそのおそれがあると認められる事項

④　その他リーグ運営の基本方針に関する重要な事項

(3)　次の事項は、理事会による決定に先立ち、実行委員幹事会の審議を経るものとする。ただし、Ｂ１クラブとＢ２クラブとの間に利害が現に相反するまたはそのおそれがある事項については、この限りでない。

①　リーグ運営の基本方針に関する事項（但し、重要な事項は除く。）

②　試合実施に関する事項

③　スポンサー契約に関する事項

④　公衆送信権に関する事項

⑤　商品化権に関する事項

⑥　その他実行委員会から委嘱された事項

(4)　実行委員幹事会の議長またはその指名する者は、実行委員幹事会における審議結果および理事会における決議内容を、実行委員幹事会後最初に開催される実行委員会において報告するものとする。

第９条〔実行委員会等の定足数および決議要件〕

実行委員会および実行委員幹事会の決議は、各実行委員会または実行委員幹事会における構成員の現在数の３分の２以上が出席し、その出席構成員の過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、チェアマンの決するところによる。

第10条〔実行委員会等へのオブザーバー出席〕

予め代表理事に届け出て承認を得た者は、オブザーバー（議決権はない）として実行委員会および実行委員幹事会に出席することができる。

第11条〔実行委員会等への関係者の出席〕

(1)　協会の役付理事は、実行委員会および実行委員幹事会に出席し、意見を述べることができる。

(2)　実行委員会および実行委員幹事会は、必要に応じて議案に関係ある者を出席させ、その意見または報告を聴取することができる。

第12条〔実行委員会等の議事録〕

実行委員会および実行委員幹事会の議事経過の要領および結果は、議事録に記載し、これをＢリーグに保存する。

第13条〔実行委員会等の事務の統括〕

実行委員会および実行委員幹事会に関する事務は、代表理事が指定した部署の長が統括する。

第14条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第15条〔施　行〕

本規程は、2015年10月28日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　定〕

2016年７月13日　2019年７月９日　2025年２月12日
2017年６月７日　2019年９月11日
2017年９月６日　2020年４月24日
2018年５月９日　2023年９月12日

専門委員会規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、Ｂリーグ規約第８条に基づき、各専門委員会の組織、権限および運営に関する事項について定める。

第２条〔組織・運営〕

(1)　各専門委員会は、それぞれ委員長および委員数名をもって、これを組織する。

(2)　各専門委員会の委員長および委員は、バスケットボールに関する知識を有する者、または学識経験者の中から、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が任命する。

(3)　各専門委員会は、委員長がこれを招集し、議事その他の会務を主宰する。

(4)　委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第３条〔委員の登録〕

(1)　各専門委員会の委員長および委員に関する次の事項は、Ｂリーグが管理する「専門委員会名簿」に登録する。

①　氏名および住所（連絡先）

②　任　期

③　職業および勤務先

④　その他の必要事項

(2)　各専門委員会の委員長および委員は、前項記載の事項に変更が生じた場合には、遅滞なくＢリーグに届け出なければならない。

第４条〔任　期〕

(1)　各専門委員会の委員長および委員の任期は２年とする。ただし、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(2)　各専門委員会の委員長および委員は、再任されることができる。

第５条〔各専門委員会の所管事項〕

各専門委員会の所管事項は、別表１に記載するとおりとする。

第６条〔各専門委員会の職務〕

(1)　各専門委員会は、その所管事項に関し、次の事項を行う。

①　所管事項およびこれに付帯関連する事項に関する調査、研究

② その他チェアマンから特に指示された事項

(2) 複数の専門委員会の所管事項に関連する事項については、チェアマンがこれを調整する。

第７条〔議事録〕

各専門委員会の議事経過の要領および結果は、議事録に記録しておかなければならない。

第８条〔事務局〕

各専門委員会は、その事務を処理させるため、事務局を置くことができる。

第９条〔細　則〕

各専門委員会は、その所管事項の処理に関し必要な細則を定めることができる。

第10条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第11条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　定〕

2016年５月11日

2019年９月11日

〔別表１〕所管事項

専門委員会の名称	所　管　事　項
１．規律委員会	①　競技および競技会に関連する懲罰事由の調査および処分の決定 ②　競技および競技会における、Ｂリーグに対する社会一般の評価を悪化させるおそれのある事項の防止に関する検討・立案 ③　スポーツマンシップおよび秩序維持に関する事項の検討・立案 ④　その他規律および懲罰に関する事項の検討・立案
２．法務委員会	①　定款、Ｂリーグ規約および諸規程の制定・改廃に関する検討・立案ならびに法的解釈・運用に関する事項 ②　選手契約の法的解釈・運用に関する事項 ③　バスケットボールに関する外国の制度、規程等の調査・検討 ④　公式試合安定開催融資規程の運用に関する事項 ⑤　その他法務関連事項に関する検討・立案

裁定委員会規程

第１章　総　　則

第１条〔趣　旨〕

本規程は、「Ｂリーグ規約」第８条の２第２項に基づき、裁定委員会の組織、権限および運営等ならびに紛争解決および制裁決定の手続きに関する事項等を定める。

第２条〔所管事項〕

(1)　裁定委員会は、Ｂリーグ規約第121条第４項に基づくチェアマンからの諮問があったときは、本規程に定めるところに従って、当該諮問に係る事項について調査の上、調査対象であるＢリーグ関係者（Ｂリーグ規約第３条第１項に定める意味を有する。以下「対象者等」という）に対する制裁の可否及び制裁内容等について、チェアマンに対して答申する。

(2)　裁定委員会は、Ｂリーグに属する団体および個人が、Ｂリーグ規約第117条第１項に基づき、次の事項について、チェアマンの決定を求めたときは、本規程に定めるところに従い、申立ての内容について調査・審理した上で、チェアマンに対して答申する。

①　選手の契約に関するＢクラブと選手との間の紛争

②　選手の移籍に関するＢクラブ相互間またはＢクラブと選手との間の紛争

③　前２号のほか、Ｂリーグ規約上の権利・義務に関する紛争

(3)　裁定委員会は、Ｂリーグ規約第37条の４第５項またはＢリーグ規約第37条の５第２項に基づくチェアマンからの諮問があったときは、本規程に定めるところに従って、当該諮問に係る事項について調査の上、調査対象である緊急措置に係る帰責事由の判断または公式試合の試合結果の無効について、チェアマンに対して答申する。

(4)　第１項の手続を以下「制裁手続」といい、第２項の手続を以下「紛争解決手続」といい、第３項の手続を以下「規約37条関連手続」といい、全てを合わせて「裁定委員会の手続」と総称する。

第３条〔組織および委員〕

(1)　裁定委員会は、３名以上５名以内の委員をもって構成する。

(2)　委員は、バスケットボールに関する経験と知識を有するかまたは学識経験を有する者であって、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから、理事

会の同意を得てチェアマンが任命する。

第４条〔委員の任期〕

(1)　委員の任期は２年とし、再任されることができる。

(2)　補欠または増員により任命された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第５条〔委員長〕

(1)　裁定委員会に委員長を置く。

(2)　委員長は、委員が互選する。

(3)　委員長は、裁定委員会を代表し、議事その他の会務を主宰する。

(4)　委員長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第６条〔会議および議決〕

(1)　裁定委員会の会議は、委員長が招集する。

(2)　裁定委員会は、委員長および１名以上の委員の出席がなければ、会議を開き、または議決をすることができない。

(3)　裁定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(4)　裁定委員会は、電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することができる。ただし、その場合には各出席者の音声や映像等が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる仕組みになっており、出席者が一堂に会するのと同等の相互に充分な議論を行うことができるという環境であることを要する。

第７条〔手続・審理の非公開〕

裁定委員会の審理は、非公開とする。ただし、裁定委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第８条〔言語〕

(1)　裁定委員会の手続及び当該手続において用いられる言語はすべて日本語によるものとする。

(2)　裁定委員会の手続において対象者等を含む当事者又は関係者が外国語を使用する場合には、当該当事者又は関係者は日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第９条〔代理人〕

弁護士および裁定委員会が承認した者以外の者は、裁定委員会の手続において、対象者等、申立人および被申立人の代理人となることができない。

第10条〔裁定委員会の事務〕

裁定委員会の事務処理は、コンプライアンス事務局が担う。

第２章　制裁手続き

第11条〔制裁手続の開始〕

裁定委員会は、Ｂリーグ規約第121条に基づきチェアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は必ずしも諮問書の範囲に限定されるものではなく、対象者等が個人に限定されていたとしても、Ｂリーグ規約第127条に基づき当該個人が所属するＢクラブに対する制裁を答申することを妨げず、また、裁定委員会が妥当と認めるときは、諮問書に記載されていない制裁根拠に基づく制裁を答申することができる。

①　対象者等が個人であるときは、氏名および所属先

②　対象者等がＢクラブであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名

③　制裁対象となる具体的事実および制裁根拠となる規約等の該当条項

第12条〔調査〕

(1)　裁定委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して、必要な調査を行うことができる。対象者等は、当該調査に協力しなければならない。

(2)　裁定委員会は、チェアマンに対しＢリーグ規約第121条第２項に基づくチェアマンまたはコンプライアンス事務局の調査結果の提出を求め、調査または答申においてこれを利用することができる。

(3)　裁定委員会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第13条〔聴聞等〕

(1)　裁定委員会は、原則として、対象者等に対し事情聴取を行いその意見および弁明を聴取するものとする。また、事情聴取等は、裁定委員会の判断により、電話、インターネット等の通信回線の使用または書面による方法で行うことができるものとする。事情聴取等については、対象者等の同意がある場合もしく

は対象者等が事情聴取を拒否、無断欠席した場合または対象者等からの書面の提出がなかった場合には、この限りではない。

(2)　前項の規定にかかわらず、対象者等に科せられる制裁の内容がけん責である場合は、事情聴取に代えて、対象者等に対して書面提出による弁明の機会を付与すれば足りる。

第14条〔答申書〕

裁定委員会は、審議が終了したときは、その議決により次の事項を記載した答申書を作成し、委員長が署名押印してチェアマンに提出しなければならない。

①　対象者等が個人であるときは、氏名および所属先

②　対象者等がＢクラブであるときは、その名称および住所ならびに代表者の氏名

③　裁定委員会の判断の結論（制裁案の内容）

④　判断の理由

⑤　答申書の作成年月日

第15条〔公表〕

(1)　Ｂリーグは、チェアマンが決定した制裁を公表するものとする。ただし、公表にあたっては、対象者等、被害者またはその他の関係者のプライバシー等の権利に配慮し、当該権利を侵害するおそれがある等の特段の事情がある場合においては、公表を差し控えることができるものとする。

(2)　Ｂリーグは、対象者等に制裁の内容を書面にて通知する。対象者等がＢクラブに所属する場合は、所属するＢクラブに、制裁の内容を書面にて通知することで足りるものとする。

第３章　紛争解決手続き

第16条〔申立手続き〕

(1)　Ｂリーグ規約第117条第１項に基づき裁定の申立を行う者（以下「申立人」という）は、裁定委員会に対し、次の書類を書面または電磁的記録により提出しなければならない。

①　裁定申立書

②　申立人の主張を裏付ける書証がある場合は、その原本または写し

③　代理人により申立を行う場合は、委任状

(2)　前項第１号の裁定申立書には、次の事項を記載しなければならない。

①　当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所

② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
③ 裁定の申立の趣旨
④ 裁定の申立の理由および立証方法

(3) 申立の手数料は１件につき金10万円（税抜）とし、申立後速やかにＢリーグが指定する方法で納付しなければならない。

第17条〔申立の受理および通知〕

(1) 裁定委員会は、前条の規定に適合する裁定の申立があったときは、これを受理するとともに、申立の相手方（以下「被申立人」という）に対し、その旨を通知する。

(2) 前項の通知には、裁定申立書１部を添付しなければならない。

第18条〔答　弁〕

(1) 被申立人は、前条の通知が到達した日から30日以内に、裁定委員会に対し、次の書類を書面または電磁的記録により提出して答弁することができる。
① 答弁書
② 答弁の理由を裏付ける書証がある場合は、その書証の原本または写し
③ 代理人により答弁を行う場合は、委任状

(2) 前項第１号の答弁書には、次の事項を記載しなければならない。
① 当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所
② 代理人に代理させる場合は、代理人の氏名および住所
③ 答弁の趣旨
④ 答弁の理由および立証方法

(3) 裁定委員会は、前２項の規定に適合する答弁があったときは、これを受理するとともに、申立人に対し、その旨を通知する。

(4) 前項の通知には、答弁書１部を添付しなければならない。

(5) 裁定委員会は、第１項に定める期間内に被申立人から答弁書が提出されなかった場合には、申立人の主張を認める裁定を行うことができる。

第19条〔提出書類の部数〕

本規程により申立人または被申立人が書面により書類を提出する場合の部数は、委任状を除き３部（原本を提出するときは、その写しを含めて３部）とする。ただし、当事者が３名以上のときは、当事者１名につき１部増加する。

第20条〔申立内容の変更〕

申立人は、被申立人に対し裁定申立の通知が発信された後においては、裁定委員会の承認を得なければ、申立の内容を変更することができない。

第21条〔審理または調査のための権限等〕

(1)　裁定委員会の審理は原則として書面審理とするが、裁定委員会が争点整理、証拠調べその他のために必要であると認めるときは、審問期日を開き、当事者に出席を命じることができる。

(2)　裁定委員会は、当事者に対し、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第22条〔費用の負担〕

前条の調査に要する費用は、原則として当事者が負担するものとする。

第23条〔裁　定〕

(1)　裁定委員会は、申立の内容につき調査・審理した上、次の事項を記載し、委員長および審理に参加した委員が裁定書を作成し、委員長が署名押印してチェアマンに提出しなければならない。

①　当事者の氏名または名称（法人の場合は代表者も記載する）および住所

②　代理人があるときは、その氏名および住所

③　主文（裁定委員会の判断の結論）

④　判断の理由

⑤　裁定書の作成年月日

⑥　委員長および審理に参加した委員の氏名

(2)　前項の裁定書には、申立手数料およびその他の費用を負担する当事者およびその割合を記載しなければならない。

第24条〔和　解〕

(1)　申立後当事者が和解した場合において、裁定委員会がその和解の内容を相当と認めたときは、その和解の内容を裁定書に記載する。

(2)　前条第１項第１号、第２号および第５号ならびに第２項の規定は、前項の場合に準用する。

第４章　規約37条関連手続

第25条〔規約37条関連手続の開始〕

(1)　裁定委員会は、Ｂリーグ規約第37条の４に基づきチェアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は諮問書の範囲に限定される。

①　Ｂクラブの名称および住所ならびに代表者の氏名

② 帰責事由に係る具体的事実

(2) 裁定委員会は、Ｂリーグ規約第37条の５に基づきチェアマンから次の事項を記載した諮問書により諮問を受けたときは、答申を行うための手続きを開始する。なお、裁定委員会の調査・審議の対象は必ずしも諮問書の範囲に限定されるものではなく、諮問の対象とされなかった公式試合の無効を答申することができる。

① 無効の対象とすべき試合

② 試合結果を無効とすべき具体的事実

第26条〔調査〕

(1) 裁定委員会は、答申を行うため、自らまたは事務局に指示して、必要な調査を行うことができる。Ｂリーグ関係者は、当該調査に協力しなければならない。

(2) 裁定委員会は、調査に必要と認めたときは、第三者の証言もしくは鑑定人の鑑定を求め、または資料の提出を命じることができる。

第27条〔答申書〕

裁定委員会は、審議が終了したときは、その議決により次の事項を記載した答申書を作成し、委員長が署名押印してチェアマンに提出しなければならない。

① 裁定委員会の判断の結論

② 判断の理由

③ 答申書の作成年月日

第28条〔公表〕

(1) Ｂリーグは、チェアマンが決定した試合結果の無効を公表するものとする。公表にあたっては、関係者のプライバシー等の権利に配慮するものとする。

(2) Ｂリーグは、無効の対象となった試合に係るＢクラブに決定の内容を書面にて通知する。

第５章　雑　　則

第29条〔裁定委員会の運営細則〕

裁定委員会は、裁定委員会の会議その他運営に関する細則を定めることができる。

第30条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第31条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　正〕

2019年９月11日
2021年７月13日
2022年12月13日
2023年９月１日
2024年６月18日

公式試合安定開催融資規程

第１条〔目　的〕

本規程は、Ｂリーグ規約第25条に基づき、公式試合安定開催融資制度（以下「本融資制度」という）の運営について定める。

第２条〔本融資制度の趣旨〕

本融資制度は、Ｂクラブの資金難によってＢリーグ規約第34条に定める公式試合の開催が危ぶまれる事態となった場合に、当該公式試合が属する大会の終了までの間、大会を無事に終了させる目的で、ＢリーグがＢクラブに融資を行うものである。

第３条〔本融資制度の限度額〕

本融資制度に基づきＢリーグが融資する金額は、融資残高３億円を上限とする。

第４条〔１クラブあたりの融資額〕

本融資制度に基づきＢリーグが融資する金額は、原則として１クラブあたり１億円を上限として、第６条１号に規定された融資申請書に記載された融資申請額の範囲内でＢリーグ理事会が必要と認めた額とする。

第５条〔融資可能期間〕

(1)　本融資制度に基づきＢリーグが融資できる期間の開始日は、10月１日とする。

(2)　本融資制度における返済期日は、融資実行日の属するシーズンにおけるＢリーグ規約第34条第1項第1号または第2号に定める融資申請クラブが所属するリーグ戦の最終日とする。ただし、当該申請クラブが第34条第1項第3号または第4号の公式試合に出場した場合には、当該公式試合の最終日まで延長できるものとする。なお、当該期日が金融機関の休業日である場合は、その翌営業日とする。

(3)　前項に定める返済期日から９月30日までの間は、本融資制度による融資（以下「制度融資」という）は行わない。

第６条〔融資の申請〕

制度融資を希望するクラブは、以下の資料を提出のうえ、Ｂリーグに融資の審査を申請する。

①　クラブが作成した「融資申請書」

②　制度融資を申請することおよび融資後の返済計画について決議した取締役

会の議事録（出席取締役全員の押印があるもの。なお、クラブが一般社団法人または公益社団法人である場合は、取締役会を理事会と、取締役を理事と、それぞれ読み替えるものとする）

③　Ｂリーグが個別に指定する、融資申請クラブの財務状況を説明する資料

第７条〔担保の設定〕

Ｂリーグは、制度融資を申請したクラブに対し、担保を差し出すことを融資の条件とすることができる。Ｂリーグは、制度融資の申請に先立って、制度融資を申請する可能性がある財務状態のクラブが、担保に相応しい財産を保有しているか否か、当該財産の価額その他の必要事項について調査することができる。

第８条〔融資の審査と決定〕

(1)　制度融資を申請したクラブへの融資実行の可否は、Ｂリーグの調査結果を踏まえて理事会が審議のうえ、これを決定する。

(2)　前項に定める調査の過程において、Ｂリーグは、法務委員会に調査協力を依頼し、法務委員会は必要な助言・指導を行うことができる。

第９条〔融資実行にともなう制裁〕

理事会は、融資の決定と同時に、制度融資を受けるクラブに対する制裁として、原則として勝率の計算に際して勝ち数を５減じるものとする。

第10条〔融資事実の公表〕

Ｂリーグは、制度融資の実行と同時に、以下の内容を公表する。

①　融資を受けたクラブおよび当該クラブが融資を申請した理由

②　融資金額・返済期日・期日までに返済できなかった場合の措置

③　当該クラブに対する制裁の内容

第11条〔融資審査申請クラブの管理〕

(1)　Ｂリーグは、第６条に基づき融資の審査を申請したクラブを、当該申請日から「予算管理団体」に指定し、返済期日までの間、当該クラブを一定の管理下に置く。

(2)　当該クラブに対する管理の内容は、Ｂリーグが別途決定する。

第12条〔返済できなかった場合の措置〕

(1)　制度融資を受けたクラブは、第５条および第８条に基づき決定された返済期日までに融資を返済するものとする。返済期日は、天変地異、戦争、その他これに類するやむを得ない事由がある場合のほか延長しないものとする。

(2)　制度融資を受けたクラブが第５条および第８条に基づき決定された返済期日までに融資を返済できなかった場合、当該クラブに対しては、返済期日の属するシーズンの翌シーズンのＢリーグクラブライセンスを原則として取消すものとする。この場合の当該クラブの補欠等の処置については、Ｂリーグ規約17条に基づき理事会で審議決定する。

第13条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第14条〔施　行〕

本規程は、2016年５月11日から施行する。

配分金前倒し規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、Ｂリーグからクラブに対して支払われる配分金につき、Ｂリーグが別途定めている支払期日より前にクラブに支払う（以下、当該支払行為を「配分金前倒し」という）際の手続き等を定めたものである。

第２条〔目　的〕

配分金前倒しは、クラブがＢリーグ規約第24条およびＢリーグクラブライセンス交付規則の趣旨に従い、健全で安定的な経営に最大限努めることを前提とし、Ｂリーグ公式試合の安定開催のため、クラブが資金不足となることを回避する方法の一つとして、Ｂリーグが設けるものである。

第３条〔配分金前倒し手続き〕

(1)　配分金前倒しは、クラブからの申請に基づき、代表理事CEO（チェアマン）が裁量によりその可否を決裁する。当該決裁に基づき配分金前倒しを実施した場合、代表理事CEO（チェアマン）は、その概要をＢリーグ理事会に報告する。

(2)　配分金前倒しを申請するクラブは、原則として希望する配分金前倒しの実施日の10日前までに、下記の書類をＢリーグに提出しなければならない。

①　配分金前倒しが必要な理由を詳細に記し、クラブの代表者が押印した「配分金前倒し申請書」

②　希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の月次資金繰りの実績表（当該期間が６ヶ月に満たない場合は過去６ヶ月分）および希望する配分金前倒しの実施日を含む事業年度終了までの資金繰り計画表（当該期間が６ヶ月に満たない場合は将来６ヶ月分）

③　希望する配分金前倒しの実施日を含む月の日次資金繰り表

④　希望する配分金前倒しの実施日を含むクラブの事業年度の予算の進捗状況および今後の損益見通し

⑤　上記各号のほか、Ｂリーグが別途指定する書類

第４条〔配分金前倒し対象および前倒しが可能となる期日〕

(1)　Ｂリーグはクラブに対し、毎シーズン、支払われる配分金のうちの均等配分額および支払期日ならびに配分金前倒しが可能な配分金を通知する。

(2)　Ｂリーグはクラブに対し、配分金前倒しを行うことができる。ただし、配分金前倒しの対象となるのは、原則として、前項により配分金前倒しが可能な配分金として通知した配分金に限られるものとする。

(3)　当該配分金前倒しの実施日は、毎年10月１日からとする。

第５条〔配分金前倒し申請クラブへの調査〕

Ｂリーグは、配分金前倒しを申請するクラブに対し、クラブの経営状況に関する調査を行うことができる。調査の結果、Ｂリーグ規約第24条［Ｂクラブの健全経営］に違反するものと認められる場合には、Ｂリーグ規約に基づき制裁を科すものとする。

第６条〔改　定〕

本規程の改定は、理事会によりこれを行うものとする。

第７条〔施　行〕

本規程は、2016年５月11日より施行する。

準加盟クラブ規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、「Ｂリーグ規約」第15条に基づき、Ｂリーグが、将来Ｂリーグへの入会を目指すクラブを、準加盟クラブ（以下「準加盟クラブ」という）として認定する際の事項について定める。

第２条〔準加盟クラブの条件〕

(1)　準加盟クラブへの認定を申請するクラブ（以下「申請クラブ」という）は、法人として次の条件を満たしていなければならない。

①　Ｂリーグ規約第１条〔Ｂリーグの目的〕に賛同していること

②　日本法に基づき設立された、発行済み株式総数の過半数を日本国籍を有する者か内国法人が保有する株式会社であり、原則として１年以上の運営実績があること

③　主な株主がBリーグの理念に賛同していること

④　将来のＢリーグ入会を目指し、Ｂリーグの指導を受けながら、Ｂリーグ入会に向けた取り組みを進める意思を持っていること

⑤　Ｂリーグ入会後のホームタウンを予定または決定していること

⑥　バスケットボールクラブ運営を主たる業務としていること

⑦　Ｂ３リーグに入会していること

⑧　天候、日時を問わず、トップチームが練習できる場所を確保できる状態であること

⑨　将来普及活動（バスケットボールスクールまたはクリニック）を行う計画があること

⑩　適法かつ適正に決算が行われ、財務諸表および税務申告書類が作成されるとともに、短期的に資金難に陥る可能性が極めて低いとＢリーグが評価できる状態であること

⑪　定款が適法かつ適正に整備されていること

⑫　取締役に、第４号にいうホームタウンに居住または勤務している者が１名以上含まれていること

⑬　常勤役員が１名以上、その他常勤社員が３名以上いること。なお、常勤役員は複数で、そのうち１名以上は代表取締役であることが望ましい

⑭　申請クラブのプライマリーロゴ、マスコットについて、理事会で別途定める「B.LEAGUE商標ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録済みであること。出願中または商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態である場合には、「入会までに理事会で別途定める「B.LEAGUE商標

ガイドライン」に従った商標区分について商標を有効に登録する旨」の確約書を提出すること。

(2)　申請クラブは、申請にあたり、以下に定める協力を得なければならない。

①　前項第４号にいう申請クラブの意思を、当該クラブの所属する都道府県バスケットボール協会が承認、支援していることを、当該バスケットボール協会が文書で具体的に示していること

②　前項第５号において予定または決定したホームタウンが、当該クラブのＢリーグ入会を応援するとともに、Ｂリーグ入会に向けた取り組みを支援する姿勢を、文書で具体的に示していること

(3)　申請クラブは、アリーナ（ホームアリーナ）について、以下の条件を満たしていなければならない。

①　ホームアリーナを決定しており、当該アリーナについて前項第１号にいうバスケットボール協会および前項第２号にいう自治体がホームアリーナであることを承認していること

②　加盟するリーグ戦のホーム試合を、第１項第４号にいうホームタウン内の特定アリーナで相当数開催できること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により本号を充足しないと認められる場合には、審査において本号を適用しないものとする。

第３条〔準加盟クラブの権利〕

(1)　準加盟クラブは、自己の名刺や印刷物へ「準加盟クラブ」と表記し、ＰＲすることができる。ただし、Ｂリーグのロゴ、マーク、マスコット、エンブレム等は使用できない。

(2)　準加盟クラブは、予め代表理事に届け出て承認を得た者は、Ｂ１およびＢ２の実行委員会にオブザーバーとして出席することができる。

(3)　クラブライセンス交付規則第8条第1項第3号に基づき、ライセンス申請者となり得る。

第４条〔準加盟クラブの義務〕

(1)　Ｂリーグは準加盟クラブをＢリーグ正会員に準じるものとして取り扱い、準加盟クラブは、Ｂリーグ規約第３条（第26条、第28条、第109条を含む）に定める遵守義務の適用を受けるものとする。

(2)　準加盟クラブは、Ｂリーグからの活動全般に関する指導、助言を受け、また、Ｂリーグが指定する会議、研修等への出席を通じてＢリーグ入会に向けた知識を深め、Ｂリーグの指示に従いながら着実な準備を行わなければならない。

(3)　準加盟クラブは、一度予定または決定したホームタウンを変更または追加する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(4)　準加盟クラブは、Ｂリーグが相当の期日を定めて財務諸表、活動報告等の書類の提出を指示したときには、定められた期日までに提出しなければならない。
(5)　準加盟クラブは、Ｂリーグが当該クラブに対して調査が必要と認められる場合には、調査に協力しなければならない。ただしＢリーグは、当該クラブに対し、調査内容を事前に明らかにするものとする。
(6)　準加盟クラブは、以下の通り会費を支払うものとする。なお、一度支払われた会費は、理由の如何を問わず返還しない。
①　準加盟クラブは、会費（年会費：対象年の７月１日～６月30日までの期間分）として、当年の７月末までに60万円を納入しなければならない
②　前号に関わらず、年の途中で準加盟クラブに認定された場合は、資格認定された日から１か月以内に、認定日の属する月から６月30日までの残存月数に５万円を乗じた金額を納入する

第５条〔準加盟クラブの申請〕
(1)　申請クラブは、Ｂリーグが別に指定する書類の提出をもって、随時申請を行うことができる。
(2)　Ｂリーグ規約第14条第１項に定める入会審査を受けるクラブは、同項に定める入会申込の日の前年の７月31日までに、Ｂリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会の承認を受けていなければならない。

第６条〔審　査〕
(1)　前条第１項に基づく申請に際してクラブが提出した書類は、Ｂリーグが審査を行い、書類を受理した場合には、Ｂリーグが次項の審査を行う。
(2)　Ｂリーグは、申請クラブに対し、次の審査を行う。
①　申請クラブの責任者および第２条第１項第４号にいうホームタウンの行政当局責任者からの聴聞
②　地域との協力関係およびホームアリーナ、練習場等に関する現地調査
③　クラブの経営状態、チームの戦力、観客数、選手育成その他Ｂリーグが必要と認める事項に関する調査
(3)　理事会は、前２項の審査の結果を踏まえ、準加盟クラブ認定の可否を審議し、その結果を原則として申請日の90日後までに、申請クラブに書面で通知する。

第７条〔資格の停止および失格〕
(1)　準加盟クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、理事会は当該クラブに対し、準加盟クラブとしての資格を最大１年間停止させ、または失格させることができる。
①　Ｂリーグの名誉を傷つけ、またはＢリーグの目的に反する行為があったと

き

② 第２条に定める条件を満たさなくなったとき

③ 第４条に定める義務に違反したとき

(2) 前項の規定により準加盟クラブの資格を停止させ、または失格させる場合は、Ｂリーグはその事実と理由を公表する。

(3) 前項の規定により準加盟クラブとしての資格を停止させまたは失格させようとする場合は、その議決を行う理事会以前に、当該クラブに弁明の機会を与えなければならない。

第８条〔準加盟クラブからの脱退〕

準加盟クラブは、代表理事CEO（チェアマン）に書面で届け出ることにより、いつでも準加盟クラブから脱退することができる。ただし、脱退する場合は、Ｂリーグはその事実を公表するとともに、当該クラブは脱退した日から最低２年間は準加盟クラブに申請することができない。

第９条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第10条〔施　行〕

本規程は、2015年７月30日から施行する。

〔制　定〕

2015年７月30日

〔改　定〕

2017年７月10日
2019年７月９日
2019年９月11日
2021年７月14日
2022年７月12日

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25

Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Ｂリーグ規約第34条第１項第１号および第２号に定める公式試合として、2024-25 Ｂ１リーグ（以下「Ｂ１」という）およびＢ２リーグ（以下「Ｂ２」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Ｂリーグ規約において定義された意味を有する。

第１章　試　　合

第１条〔試合の概要〕

試合の主催等に関する事項は、Ｂリーグ規約第４章第２節に定める。

第２条〔大会方式〕

Ｂ１およびＢ２のリーグ戦は、それぞれ以下のとおりとする。

① Ｂ１：カンファレンス制。Ｂ１の24クラブを東地区、中地区、西地区の３地区に分け、それぞれ８クラブずつを置く。自地区では４回戦総当たり、他地区とは２回戦総当たりにより、合計で60試合を行う。

② Ｂ２：カンファレンス制。Ｂ２の14クラブを東地区、西地区の２地区に分け、それぞれ７クラブずつを置く。自地区では６回戦総当たり、他地区とは２回戦総当たり、および任意に選ばれる他地区内の５クラブとさらに２回戦を行い、合計で60試合を行う。

第３条〔ハーフタイム〕

第２クォーターと第３クォーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にＢリーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第４条〔オフィシャルタイムアウト〕

第２クォーターと第４クォーターの各残り５分以降（５分を含む）で最初にボールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒のタイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オ

フィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお。オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第５条〔ビデオ判定〕

Ｂ１リーグ戦においては、ビデオ判定を行うこととする。なお、本運用は協会の定める競技規則に準ずるものとする。

第６条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕

(1)　各試合にエントリーできる選手の人数は、１チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、９名以内とする。ただし、U22枠選手については別途１名以内、ユース育成特別枠選手については別途２名以内とする。

(2)　前項にて規定する選手のエントリーは、負傷疾病の症状によりプレーを行うことができない場合および負傷疾病により競技規則で認められない装具を着用しなければならない場合は、これを認めない。

第７条〔外国籍選手等〕

(1)　Ｂクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、１クラブ合計３名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途１クラブ１名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に１クラブ合計２名以上登録することはできない。

(2)　試合にエントリーすることができる外国籍選手は、前項のうち１クラブ合計３名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は外国籍選手と別途１名以内とする。

(3)　試合中同時にプレーできる外国籍選手数は、試合を通して２名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手は試合を通して外国籍選手２名と同時にプレーすることができる。

(4)　延長時限においても前項と同じく取り扱うこととする。

(5)　リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に取り扱う。

第８条〔コート内のチームスタッフ〕

(1)　ベンチには、交代選手が９名まで着席できる。

(2)　ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ

に加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、９名以内とする。

(3)　Ｂリーグ規約第93条によりＢリーグ登録を行った選手およびチームスタッフ以外、競技規則に定めるチームベンチエリアへの立ち入りを禁ずる。ただし正当な理由がある場合はこの限りではない。

(4)　Ｂクラブは、協会またはＢリーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、いかなる手段を用いても選手等への指示を出してはならない。さらに、当該日は会場内での取材対応および来場者が退場するまでのファンサービス等を禁ずる。

(5)　協会またはＢリーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の２階以上にのみ立ち入ることができるものとする。ただし、会場内ではクラブのスタッフが常時帯同し、当該選手等がアウェークラブの場合、着席位置は事前にホームクラブの承諾を得ることとする。

(6)　試合にエントリーする選手やチームスタッフを除くいかなる関係者も、審判の会場入りから会場を出るまでの時間帯において、不要に審判と接触することを禁ずる。

(7)　前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、Ｂリーグにより処分を決定される。

第９条〔Ｂリーグチャンピオンシップ・Ｂ２プレーオフ進出クラブの決定方法〕

(1)　Ｂリーグチャンピオンシップの進出クラブは、第３項の規定に基づきＢ１において各地区の１位および２位になったクラブならびに各地区の上位２クラブを除いた18クラブのうち上位２クラブとする。

(2)　Ｂ２プレーオフの進出クラブは、第３項の規定に基づき、Ｂ２において各地区の１位、２位および３位になったクラブならびに各地区の上位３クラブを除いた８クラブのうち上位２クラブとする。

(3)　クラブの順位は、勝率（勝ち試合数÷成立した試合数）によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。なお、勝率が同じクラブが３クラブ以上ある場合は、各号の一を適用することにより、一部のクラブ（単数または複数たり得る）と他のクラブ（単数または複数たり得る）の間において優劣がつく場合は、当該優劣のついたクラブと他のクラブ間の順位の優劣関係は確定するものとし、優劣がつかなかったクラブ間において再度１号から順に各号を適用して順位を決定し、全ての優劣がつくまでこれを繰り返すものとする。

① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（３クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、２号および３号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする

② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする

③ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて１試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする

④ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする

⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける１試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする

⑥ 抽選

(4) 前項第６号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。

第９条の２〔年間最終順位の決定方法〕

Ｂ１リーグおよびＢ２リーグのそれぞれの年間最終順位は、以下により決定する。

① １位から８位までについては、チャンピオンシップ試合実施要項およびＢ２プレーオフ試合実施要項のそれぞれ定めるところによる。

② ９位以下については、前条第３項の規定に基づき定められた順位による。

第９条の３〔審判員〕

(1) Ｂリーグは、リーグ戦の審判員について、協会に対し協会登録の審判員で、かつＢリーグ規約第94条に定める登録を行った者の派遣を依頼する。

(2) 審判員は、試合開始時刻の90分前までにアリーナに到着しなければならない。

(3) 審判員のいずれかにその職務の続行が不可能となる事態が生じた場合、審判員の補充等に関しては、Ｂリーグと協会が協議の上対応を決定する。

(4) 前項の定めにかかわらず、当該試合に派遣される審判員が競技規則に規定された３名に満たない場合は、２名での体制においては公式試合は当初の予定どおり実施することとし、１名以下となる場合はＢリーグ規約第55条に基づき試合を中止する。

第10条〔日　程〕

リーグ戦は、Ｂリーグにより決定された日程に従い開催される。

第２章　運　　営

第11条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Ｂリーグ規約第４章第３節に定める。

第12条〔運営責任〕

(1)　試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。

(2)　ホームクラブの実行委員は、ティップオフ時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。

(3)　ホームクラブの実行委員は、あらかじめ代表理事に届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。ただし、試合運営を所管する部署を掌握する常勤の役員以上に限る。

第12条の２〔チームおよび審判員等の安全確保〕

(1)　Ｂクラブは、選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズの導線確保や、来場者による危険行為・迷惑行為等のトラブルからの安全確保ならびに公式試合における来場者の禁止行為を抑止・排除するために、試合会場へ警備員を配置する。

(2)　配置する警備員は「雑踏警備」資格を有する者とし、試合開始の120分前から試合終了60分後までの時間帯において常時２名以上を配置する。ただし、試合終了60分後までに選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズのすべてが会場を出た場合は、その時点までを配置の対象範囲とする。なお、試合終了60分を経過しても選手・チームスタッフ、審判員およびテーブル・オフィシャルズが会場に残る場合の導線確保や安全確保については、Ｂクラブにて必要な体制を構築することとする。

(3)　Ｂクラブは、警備業務従事終了後、別途定める方法により業務報告書をＢリーグへ提出する。

第12条の３〔ティップオフ時刻の設定〕

(1)　ティップオフ時刻は、入場者数および中継・配信視聴数の最大化等を考慮し、主管クラブが決定する。

(2)　前項に定めるティップオフ時刻は、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日以外においては、原則18時以降の設定とする。ただし、当該日においてこれによらないティップオフ時刻を設定する場合はリーグの承認を必要とする。

第12条の４〔緊急時対応計画の策定とＥＡＰハドルの実施〕

(1)　Ｂクラブは選手、関係者および来場者に傷病者が発生した場合に備え、緊急時対応計画（以下「ＥＡＰ」という）を策定することとし、事前に運営体制内およびアウェークラブへ周知する。

(2)　原則公式試合の試合開始20分前に、ホームクラブの運営担当者は双方チームのアスレティックトレーナーおよび会場ドクターを集め、ＥＡＰの円滑な運用のために各構成員を紹介し、搬送具の配置箇所、搬送導線および指示系統等を確認するためのＥＡＰハドルを実施する。

第13条〔ティップオフ時刻の厳守〕

(1)　いずれのクラブも、あらかじめ定められたティップオフ時刻を厳守しなければならない。

(2)　不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりティップオフ時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、５分以内に限る。

(3)　いずれか一方のチームがティップオフ時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第14条〔チームの試合前日入り〕

チームは、Ｂリーグ規約第22条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100㎞未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第15条〔入場料金の払戻し〕

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

①　試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合

②　試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第16条〔退場処分等〕

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第17条〔出場停止処分〕

(1)　出場停止処分は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議決定する。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始

される前に懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。

(2)　決定された出場停止処分は、決定後に開催される直近の公式戦を対象とする。ただし、当該選手およびスタッフが予め代表活動や別大会への出場などにより直近の公式戦にエントリーされないことが明白な場合においては、エントリーされるべき直近の公式戦を対象とする。なお、決定された出場停止処分は、消化される前に当該選手およびスタッフが登録を抹消された場合においても、同一シーズンに再度登録された場合、同様に直近の公式試合において有効とする。

(3)　出場停止処分の未消化分が当該シーズン公式戦終了時に残る場合、未消化分が２試合以上に及ぶ場合には、そのすべてを翌シーズンの公式戦に持ち越すものとし、未消化分が１試合の場合には当該シーズン公式戦終了をもって失効するものとする。

第18条［抗議の手続き］

(1)　Ｂクラブは、次の各号について不利益を受けた場合、抗議を申し立てることができることとする。ただし、第１号については、当該クラブが敗戦し、当該抗議事象の発生により直接的に被った失点または相手クラブ側への誤った得点計上が、最終得点差と同数もしくはそれ以上だった場合に限る。

①　審判によって訂正されなかったスコアおよびゲームクロックの管理、ショットクロックの操作での誤り

②　ゲームの没収、中止、延期、再開もしくはプレーをしないことについての決定

③　適用される出場資格に対する違反

(2)　抗議が受理されるためには、次の各号の手順に従わなければならない。

①　当該クラブが試合中にその誤りや事象、違反について把握し、当該事象についての指摘を、適時にテーブルオフィシャルズまたは審判に対して行っていたことを要件とする

②　ゲーム終了後15分以内に、抗議を行おうとするクラブのキャプテンは、そのクラブが当該試合結果に対して抗議を行うことを当該試合のゲームディレクターに知らせ、スコアシートの抗議欄にサインをしなければならない。

③　ゲーム終了後1時間以内に、そのクラブは抗議の理由と根拠を文書にて提出しなければならない。その際、電子データでの提出を認める。

④　1件の抗議に対し保証金として15万円（税抜）を添えなければならず、抗議が棄却された場合は返還しないこととする。

(3)　抗議の意を受けたゲームディレクターは、その旨をＢリーグ宛に速やかに通

知し、緊急報告書を用いて報告する。

(4)　抗議の手続きが適切に履行された場合、代表理事CEO（チェアマン）は可及的速やかにＢリーグ規約第60条の２のとおり適切な決定を下すこととする。

(5)　前項の決定に対する再審査や抗議は受け付けない。

第３章　試合の収支

第19条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Ｂリーグ規約第４章第５節に定める。

第20条〔収支報告〕

Ｂクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをＢリーグに提出しなければならない。

第21条〔改　正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改　定〕

2016年７月13日	2020年７月14日	2022年８月17日
2017年７月12日	2020年９月28日	2022年９月13日
2018年７月10日	2021年１月26日	2023年９月１日
2019年７月９日	2021年８月10日	2024年８月22日
2019年９月11日	2022年２月８日	

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25

チャンピオンシップ試合実施要項

第１条〔趣旨〕

本実施要項は、Ｂリーグ規約第34条第１項第３号に定める公式試合として、2024-25 Ｂリーグチャンピオンシップ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第２条〔大会の目的〕

(1)　2024-25 Ｂ１リーグにおける各地区の１位および２位のクラブと、各地区の上位２クラブを除いた18クラブのうち上位２クラブが本大会に参加する。

(2)　2024-25 Ｂ１リーグにおける各地区１位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間２位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間３位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を１位、２位、３位とする。また、各地区２位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区２位/三地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/三地区間２位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/三地区間３位クラブ」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を４位、５位、６位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

(3)　各地区の上位２クラブを除いた18クラブのうち上位２クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「チャンピオンシップ出場順位」を７位、８位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

(4)　本大会に優勝したクラブが2024-25 Ｂリーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなる。

第３条〔大会方式〕

(1)　本大会は、トーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。

(2)　準々決勝、準決勝および決勝はそれぞれ２試合行い、３位決定戦は行わない。

(3)　準々決勝、準決勝および決勝において２試合が終了した時点で１勝１敗となった場合は、３試合目を行い順位を決定する。

(4)　準々決勝の全ての試合を、「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間２位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/三地区間３位クラブ」および「レギュラーシーズン自地区２位/三地区間１位クラブ」のホームゲームとし、準決勝の全ての試合を、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。また、決勝は中立地にて行う。

第４条〔試合の主催等〕

(1)　決勝を除くすべての試合は、協会およびＢリーグが主催し、ホームゲームとなるＢクラブが主管する。このとき、主管するＢクラブは主管権料としてＢリーグへ200万円(税抜)/試合を支払うこととする。

(2)　決勝は協会およびＢリーグが主催し、Ｂリーグが主管する。

第５条〔試合の日程および会場〕

(1)　本大会の準々決勝については木曜日から月曜日の間で開催することとし、準決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。

(2)　前項で開催される試合のうち１試合目と２試合目は連日同一会場で開催することとし、３試合目を行う場合は２試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。

(3)　前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。

(4)　本大会については、Ｂリーグ規約第48条第３項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第１項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第６条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝および準決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

①　１試合目と２試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする

②　２試合目と３試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第７条〔順位の決定および表彰〕

(1)　本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2024-25 Ｂリーグ年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2024-25 Ｂリーグ年間準優勝クラブとする。

(2)　本大会準決勝の敗者のうち、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブを

2024-25 Ｂリーグの年間３位クラブ、下位クラブを2024-25 Ｂリーグの年間４位クラブとする。

(3)　本大会準々決勝の敗者を、2024-25 Ｂリーグの年間５位から８位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「チャンピオンシップ出場順位」の上位クラブから順に５位から８位とする。

(4)　第１項に規定するＢリーグ年間優勝クラブおよび年間準優勝クラブに加え、第２項に規定する２クラブを年間ベスト４とし、第３項に規定する４クラブをチャンピオンシップ出場クラブとして、それぞれ別途定める「表彰規程」により表彰する。

第８条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項第７条３項および４項を準用する。

第９条〔遠征経費〕

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、その算出および負担は次の通りとし、その上限額は「旅費規程」を準用する。

①　決勝を除くすべての試合：ホームクラブがアウェークラブの交通費・宿泊費を負担することとするが、準々決勝と準決勝の各アウェークラブの２試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、３試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、２試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、２試合目までの費用と合わせて合算することとする。

②　決勝：Ｂリーグが出場チームの交通費・宿泊費を負担する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

【図】

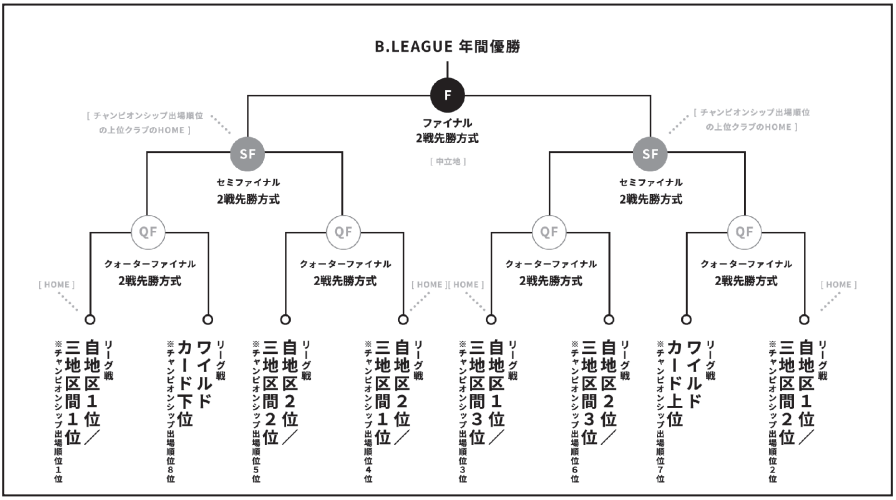

〔改　定〕

2017年７月12日　　2024年８月22日
2018年10月９日
2019年７月９日
2020年７月14日
2021年８月10日
2022年８月17日
2023年９月１日

りそなグループ B.LEAGUE 2024-25

Ｂ２プレーオフ試合実施要項

第１条〔趣旨〕

本実施要項は、Ｂリーグ規約第34条第１項第４号に定める公式試合として、2024-25 Ｂ２プレーオフ（以下「本大会」という）の試合（以下「試合」という）の実施に関して定める。試合の実施に関して本実施要項に定めのない事項については「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」を準用する。

第２条〔大会の目的〕

(1) 2024-25 Ｂ２リーグの各地区の１位、２位および３位のクラブと、各地区の上位３クラブを除いた８クラブのうち上位２位クラブ（以下「ワイルドカード」という）が本大会に参加する。ただし、本大会への参加に際し、当該クラブの2025-26シーズンに関するライセンス保有の有無および判定内容は問わないこととする。

(2) 2024-25 Ｂ２リーグにおける各地区１位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区１位/二地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区１位/二地区間２位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を１位、２位とする。また、各地区２位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区２位/二地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区２位/二地区間２位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を３位、４位とする。また、各地区３位のクラブを上位から順に、それぞれ「レギュラーシーズン自地区３位/二地区間１位クラブ」、「レギュラーシーズン自地区３位/二地区間２位クラブ」といい、「プレーオフ出場順位」を５位、６位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

(3) 各地区の上位３クラブを除いた８クラブのうち上位２クラブを上位から順に、「ワイルドカード上位」、下位のクラブを「ワイルドカード下位」といい、「プレーオフ出場順位」を７位、８位とする。上位を決定するにあたっては、「2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項」第９条第３項の規定を準用する。

(4) 本大会に優勝したクラブが2024-25 Ｂ２リーグの年間優勝クラブとなり、準優勝したクラブが年間準優勝クラブとなり、３位となったクラブが年間３位クラブとなる。

第３条〔大会方式〕

(1)　本大会はトーナメント方式で行い、組み合わせは下図の通りとする。

(2)　準々決勝、準決勝、３位決定戦および決勝はそれぞれ２試合行い、終了した時点で１勝１敗となった場合は、３試合目を行い順位を決定する

(3)　準々決勝および準決勝、３位決定戦、決勝の全ての試合を、「プレーオフ出場順位」の上位クラブのホームゲームとする。

第４条〔試合の主催等〕

試合は、すべて協会およびＢリーグが主催し、ホームゲームとなるＢクラブが主管する。このとき、主管するＢクラブは主管権料としてＢリーグへ100万円(税抜)/試合を支払うこととする。

第５条〔試合の日程および会場〕

(1)　本大会の準々決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとし、準決勝は木曜日から月曜日の間で開催し、３位決定戦および決勝については金曜日から火曜日の間で開催することとする。

(2)　前項で開催される試合のうち１試合目と２試合目は連日同一会場で開催することとし、３試合目を行う場合は２試合目の翌日または翌々日開催とし、会場を変更して開催できることとする。

(3)　前項で規定する試合会場は、いずれもホームクラブの活動区域内の会場とし、これによらない場合は理事会での承認を得ることとする。

(4)　本大会については、Ｂリーグ規約第48条第３項の規定の対象外とし、運営補償金の支払いをもってしても、本条第１項規定の曜日以外で試合を開催することはできないこととする。

第６条〔試合開始時間の間隔〕

本大会の準々決勝、準決勝、３位決定戦および決勝における試合開始時間の間隔は、次のとおりとする。

①　１試合目と２試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として19時間以上を設けることとする

②　２試合目と３試合目の間隔は、試合開始時間の間隔で原則として21時間以上を設けることとする。

第７条〔順位の決定および表彰〕

(1)　本大会決勝の勝者を本大会の優勝および2024-25 Ｂ２リーグの年間優勝クラブ、敗者を本大会の準優勝および2024-25 Ｂ２リーグの年間準優勝クラブとする。

(2)　本大会３位決定戦の勝者を本大会の３位および2024-25 Ｂ２リーグの年間３位クラブ、敗者を本大会の４位および2024-25 Ｂ２リーグの年間４位クラブとする。

(3)　本大会準々決勝の敗者を、2024-25 Ｂ２リーグの年間５位から８位とする。このとき、上位を決定するにあたっては、「プレーオフ出場順位」の上位クラブから順に５位から８位とする。

(4)　第１項および第２項に規定するＢ２リーグの年間優勝クラブ、年間準優勝クラブおよび年間３位クラブについては、別途定める「表彰規程」により表彰する。

第８条〔同時にプレーできる外国籍選手等〕

本大会において同時にプレーできる外国籍選手、アジア特別枠選手および帰化選手については、2024-25 Ｂ１・Ｂ２リーグ戦試合実施要項第７条３項および４項を準用する。

第９条〔遠征経費〕

本大会におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費の負担は、「旅費規程」の定めにかかわらず、準々決勝、準決勝、３位決定戦および決勝戦の各アウェークラブの２試合目までの費用を合算し、各ホームクラブにて均等割りすることとする。ただし、３試合目が発生した際のアウェークラブ分の費用については、当該対戦ホームクラブが負担することとし、２試合目までで終了した際にアウェークラブへ発生するキャンセル料については、２試合目までの費用と合わせて合算することとする。なお、いずれも交通費・宿泊費の上限額は「旅費規程」を準用する。

第10条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改　定〕

2017年７月12日	2021年８月10日
2018年10月９日	2022年８月17日
2019年７月９日	2023年９月１日
2020年７月14日	2024年８月22日

【図】

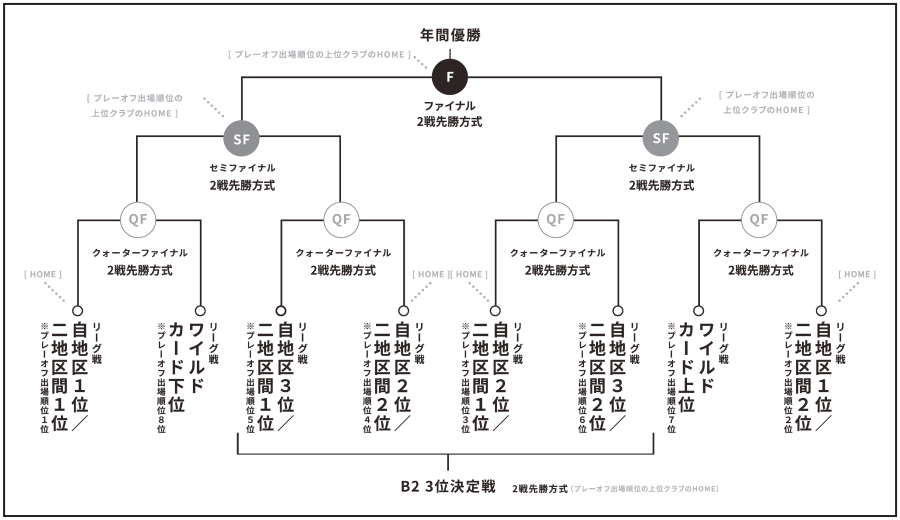
年間優勝
[プレーオフ出場順位の上位クラブのHOME]
F
ファイナル
2戦先勝方式
[プレーオフ出場順位の
上位クラブのHOME]
[プレーオフ出場順位の
上位クラブのHOME]
SF
セミファイナル
2戦先勝方式
SF
セミファイナル
2戦先勝方式
QF
クォーターファイナル
2戦先勝方式
QF
クォーターファイナル
2戦先勝方式
QF
クォーターファイナル
2戦先勝方式
QF
クォーターファイナル
2戦先勝方式
[HOME]
[HOME][HOME]
[HOME]
リーグ戦
自地区1位／二地区間1位
※プレーオフ出場順位1位
リーグ戦
ワイルドカード下位
※プレーオフ出場順位8位
リーグ戦
自地区3位／二地区間1位
※プレーオフ出場順位5位
リーグ戦
自地区2位／二地区間2位
※プレーオフ出場順位4位
リーグ戦
自地区2位／二地区間1位
※プレーオフ出場順位3位
リーグ戦
自地区3位／二地区間2位
※プレーオフ出場順位6位
リーグ戦
ワイルドカード上位
※プレーオフ出場順位7位
リーグ戦
自地区1位／二地区間2位
※プレーオフ出場順位2位
B2 3位決定戦
2戦先勝方式（プレーオフ出場順位の上位クラブのHOME）

旅　費　規　程

第１条〔目　的〕

本規程は、Ｂリーグ規約第74条に基づき、選手、チームスタッフおよび審判員等の交通費・宿泊費について定める。

第２条〔公式試合の交通費・宿泊費〕

(1)　公式試合におけるＢ１リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

①　人員数は18名（役員およびチームスタッフ６名、選手12名）を上限とする

②　交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
　ただし、

イ．在来線による場合は普通車の特急または寝台とする

ロ．本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。以下同じ）の本庁舎から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める

ハ．単日開催の試合日および連日開催の２試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める

③　宿泊費は、試合前の１泊分として１名につき金15,000円(税込)以下とする
　ただし、

イ．本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く

ロ．単日開催の試合日および連日開催の２試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の１泊分の宿泊を認める

(2)　公式試合におけるＢ２リーグに所属するチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。

①　人員数は18名（役員およびチームスタッフ６名、選手12名）を上限とする

②　交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする
　ただし、

イ．在来線による場合は普通車の特急またはＢ寝台とする

ロ．本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が500ｋｍ以上の場合、航空機の利用を認める

ハ．単日開催の試合日および連日開催の２試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、航空機の利用を認める

③　宿泊費は、試合前の１泊分として１名につき金12,000円(税込)以下とする
　ただし、

イ．本拠地の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満のときを除く
ロ．単日開催の試合日および連日開催の２試合目の試合日の当日に本拠地に帰着できない場合、試合後の一泊分の宿泊を認める

(3)　前２項の交通費・宿泊費の負担は、次の各号のとおりとする。

①　Ｂリーグ規約第48条第２項にて定められた日にホームクラブの活動区域内で試合が開催される場合は、その全額を、遠征を行ったチームを保有するＢクラブが負担する

②　ホームクラブの責に帰すべき事由により、前号以外の場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、ホームクラブのホームアリーナで試合が開催される場合と比べて、交通費の実費額が増加した場合は、その増加分をホームクラブが負担する。

③　前２号のいずれの事由にもよらない場合は、理事会にてその負担先を決定する。ただし、規約第48条第３項に該当する場合は、同項の定めに従う。

(4)　前項の規定にかかわらず、第１項から第３項に基づき計算した各チームの交通費・宿泊費の総額に著しい差異が生じた場合、Ｂリーグは理事会の定める方法により、その差額の全部または一部を補填する。

第３条〔審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費〕

(1)　公式試合（ただし、Ｂ２リーグ戦およびＢ２プレーオフを除く）の審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりＢリーグが支給する。

①　宿泊費は、試合前の１泊分として金15,000円(税込)以下とする
ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

②　交通費は、次の基準により支給する
イ．往復2,000円(税込)を超えない場合、一律金2,000円(税込)とする
ロ．往復2,000円(税込)を超える場合は、実費精算とする
ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする
自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のＢ寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認めないが、不可避の場合はこの限りではない。

(2)　Ｂ２リーグ戦およびＢ２プレーオフの審判員およびゲームディレクターの交通費・宿泊費は、次の基準によりＢリーグが支給する。

①　宿泊費は、試合前の１泊分として金12,000円(税込)以下とする

ただし、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が200km未満のときを除く。また、特別の事情があるときは後泊も認める

② 交通費は、次の基準により支給する

イ．往復2,000円(税込)を超えない場合、一律金2,000円(税込)とする

ロ．往復2,000円(税込)を超える場合は、実費精算とする

ただし、上記基準は、以下の交通手段の利用を前提とする

自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が100km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、直線距離が100km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のＢ寝台ならびに新幹線の普通車指定席の利用を認める。また、自宅の最寄り駅から試合会場までの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない

(3) Ｂリーグ規約第４章第４節における非公式有料試合の審判員の交通費・宿泊費は、前２項に定める基準により、主管者が支給する。

第４条〔ヘッドコーチ・コーチ等の行事参加〕

((1) Ｂ１クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Ｂリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＢリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認める。

② 宿泊費は、１泊につき金15,000円(税込)以下とする

(2) Ｂ２クラブのヘッドコーチおよびアシスタントコーチ等が、Ｂリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、次の基準によりＢリーグが支給する。

① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は普通車の特急または寝台とする。なお、本拠地の本庁舎からの直線距離が500km以上の場合、航空機の利用を認めることがある。

② 宿泊費は、１泊につき金12,000円(税込)以下とする

第５条〔選手の行事参加〕

選手が、Ｂリーグの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費については、第２条第１項または第２項に定める基準により、Ｂリーグが支給する。

第６条〔団体割引等の適用〕

第２条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引及び往復

割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

第７条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「旅費規程」を準用する。

第８条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第９条〔施　行〕

本規程は、2015年12月２日から施行する。

〔改　定〕

2016年７月13日
2017年７月12日
2019年７月９日

ユニフォーム要項

第１条〔趣　旨〕

本要項は、Ｂリーグ規約第43条第３項の規定に基づき、公式試合におけるユニフォームに関する事項について定める。

第２条〔ユニフォーム〕

本要項においてユニフォームとは、シャツ、パンツ、ウォームアップスーツ、セカンダリーシャツ、アンダーガーメント、ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類、マウスピースおよびソックス等選手が身につけるものをいう。

第３条〔ユニフォームの事前承認〕

Ｂクラブは、使用するユニフォームに関し、Ｂリーグの承認を得なければならない。

第４条〔使用義務〕

Ｂクラブは、試合において、その所属チームの選手に、「ユニフォーム使用計画」に準じたユニフォームを使用させなければならない。

第５条〔ユニフォーム色〕

(1)　Ｂクラブは濃色および淡色のユニフォームをそれぞれ用意することとする。

(2)　原則としてホームクラブが濃色のユニフォームを着用することとし、アウェークラブはユニフォーム使用計画に定めるユニフォームを着用することとする。

第６条〔クラブロゴ〕

Ｂクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツには次の各号のとおりクラブロゴのうちプライマリーロゴまたはＢリーグが認めるこれに準ずるものをつけなければならない。

①　シャツは前面胸上部とし、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツについては前面左胸部につけるものとする。

②　面積はロゴ１つに対して50㎠以上とする。

③　２つ以上のクラブロゴをつける場合は、協会のユニフォーム規則に準拠することとし、サイズや数量は規定しない。

第７条〔選手番号〕

選手番号は事前にＢリーグに登録しなければならず、シーズン途中の変更は認

めないものとする。

第８条〔指定ロゴ等〕

(1)　Ｂクラブは、シャツ、ウォームアップスーツおよびセカンダリーシャツの右胸部には、Ｂリーグが大会に応じて指定する「Ｂリーグロゴ」を１点付けなければならない。

(2)　前項の定めに関わらず、Ｂリーグ年間優勝クラブは、優勝の翌シーズンの間は、前項の指定するロゴに代えて、Ｂリーグ指定の「Ｂリーグチャンピオンロゴ」をつけなければならない。

第９条〔メーカー名の表示〕

Ｂクラブは、ユニフォームのメーカー（以下単に「メーカー」という。）の名称またはロゴを表示することができる。ただし、その表示場所およびサイズは、以下のとおりとする。

①　シャツ：胸に１か所表示し、サイズは20㎠以下とする

②　パンツ：１か所表示し、サイズは20㎠以下とする

③　ウォームアップスーツ上着：胸に１か所表示し、サイズは20㎠以下とする

④　ウォームアップスーツパンツに１か所表示し、サイズは20㎠以下とする

⑤　セカンダリーシャツ：胸に１か所表示し、サイズは20㎠以下とする

第10条〔広告の表示〕

(1)　Ｂクラブは、ユニフォームにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、当該第三者の名称および商品名等を、事前に所定の「広告掲出申請書」（別紙）によりＢリーグに届け出なければならない。

(2)　前項に基づく広告は、以下のとおりとする。

①　シャツ前面左胸部：１か所表示でき、１社に限る。サイズは50㎠以下とする

②　シャツ前面下部：１か所表示でき、１社に限る。サイズは300㎠以下とする

③　シャツ背面上部：１か所表示でき、１社に限る。サイズは200㎠以下とする

④　シャツ背面下部：１か所表示でき、１社に限る。サイズは200㎠以下とする

⑤　パンツ前面大腿部上部右側：１か所表示でき、サイズは125㎠以下の中に、複数社表示可とする。

⑥　パンツ前面大腿部下部：左右に各１か所表示でき、各サイズ250㎠以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。

⑦　パンツ背面大腿部：左右に各１か所表示でき、各サイズ250㎠以下の中に、それぞれ複数社表示可とする。

⑧　ウォームアップスーツ上着腹部：２か所表示でき、各１社に限る。サイズ

は各200㎠以下とする。ただし、１か所１社表示とし、サイズを400㎠以下、または４か所各１社表示とし、サイズを各100㎠以下とすることができる。

⑨　ウォームアップスーツ上着袖部：左右各１か所表示でき、各１社に限る。サイズは各50㎠以下とする。

⑩　ウォームアップスーツ上着背面：４か所表示でき、各１社に限る。サイズは各200㎠以下とする。ただし、１か所１社表示とし、サイズを800㎠以下、または２か所各１社表示とし、サイズを各400㎠以下とすることができる。

⑪　ウォームアップスーツパンツ前面大腿部：左右各２か所表示でき、各１社に限る。サイズは各80㎠以下とする。

⑫　ウォームアップスーツパンツ背面大腿部：左右各２か所表示でき、各１社に限る。サイズは各80㎠以下とする。

⑬　セカンダリーシャツ腹部：２か所表示でき、各１社に限る。サイズは各200㎠以下とする。ただし、１か所１社表示とし、サイズを400㎠以下とすることができる。

⑭　セカンダリーシャツ袖部：左右各１か所表示でき、各１社に限る。サイズは各50㎠以下とする。

⑮　セカンダリーシャツ背面：４か所表示でき、各１社に限る。サイズは各200㎠以下とする。ただし、１か所１社表示とし、サイズを800㎠以下、または２か所各１社表示とし、サイズを各400㎠以下とすることができる。

(3)　ユニフォームに協会またはＢリーグが指定するキャンペーンマークその他の広告以外のものを表示する場合にも、原則として前項のサイズによるものとする。

(4)　本条第２項第８号から第15号の各規定は、Ｂ２クラブにおいては適用外とし、表示数や社数ならびにそのサイズについてはクラブの裁量にて表示できるものとする

第11条〔選手名の表示〕

(1)　シャツには、選手名を苗字で表示することができる。

(2)　前項の表示をする場所および文字の種類は、次のとおりとする。

①　場所：シャツ背中の選手番号上部または下部とする

②　文字の種類：アルファベットで表記する

(3)　選手名の表示を苗字以外にて行うことを希望する場合は、事前に実行委員会に申請し、承認を得なければならない。

第12条〔その他表示できるもの〕

(1)　シャツには、優勝回数に相当する個数の星印を１か所に表示することができる。

(2)　クラブロゴまたはクラブ名等広告に類しないマークを、選手番号の下辺中央部に１か所に入れることができる。ただし、高さは４㎝以下とする。

第13条〔記念ユニフォーム等〕

Ｂクラブは、「『ユニフォーム使用計画』とは異なるユニフォームの着用申請」によりＢリーグに申請し、その承認を得た場合、「ユニフォーム使用計画」に定めるユニフォームとは異なるユニフォーム（記念ユニフォーム等）を使用することができる。ただし、当該ユニフォームは、本要項に従ったものに限る。

第14条〔アンダーガーメント〕

シャツおよびパンツからはみ出してしまう上半身および下半身用のアンダーガーメント（パワー・サポーター、パワー・スリーブおよびパワー・タイツ等）の着用については以下のとおりとする。なお、シャツの下にＴシャツ等を着用することは、認められない。

①　上半身および腕用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。

②　下半身用のアンダーガーメント：着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。

③　ソックス様およびストッキング様のもの：ひざ頭にかかるものも着用を認めるが、ユニフォームの濃色、淡色に関わらず、ユニフォームと同色か、黒または白にてチーム内で統一することとする。

④　前各号のアンダーガーメントにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、ウェア１着に対して１社に限り、サイズは20㎠以下とする。

第15条〔ヘッドバンドやリストバンドを含むバンド類〕

(1)　バンド類を着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。

(2)　バンド類にスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、バンド類１個に対して１社に限り、サイズは20㎠以下とする。

第16条〔マウスピース〕

(1)　マウスピースを着用する場合の色や素材、形態については、協会の競技規則を準用する。

(2)　マウスピースにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、１個に対して１社に限り、サイズは5㎠以下とする。

第17条〔ソックス〕

(1)　ソックスの色や形態については、協会のユニフォーム規則を準用する。ただし、シューズから見えない状態であっても、これを許容する。

(2)　ソックスにスポンサー等の第三者のための広告を表示する場合には、半足１個に対してサイズは30㎠以下とする。

第18条〔協会の規則の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の競技規則およびユニフォーム規則を準用する。

第19条〔改　正〕

本要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制　定〕

2016年６月１日

〔改　定〕

2016年７月13日
2017年７月12日
2017年10月４日
2018年７月10日
2019年６月18日
2020年７月14日
2021年７月13日
2022年８月17日

主管権譲渡規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、「Ｂリーグ規約」第39条に基づき、ホームゲームの主管権の譲渡について定める。

第２条〔主管権の譲渡〕

(1)　Ｂクラブは、理事会の事前の承認を得て、ホームゲームの主管権を、協会に所属する都道府県バスケットボール協会に対し譲渡することができる。

(2)　主管権譲渡の対象となった試合（以下「譲渡試合」という）の運営に関する一切の費用（協会納付金等を含む）は、主管権の譲渡を受けた都道府県バスケットボール協会が負担する。

(3)　Ｂクラブは、主管権を譲渡した場合においても、「Ｂリーグ規約」に定めるＢクラブの義務を免れるものではない。

第３条〔後援・協力〕

主管権の譲渡を受ける都道府県バスケットボール協会は、理事会の事前の承認を得た場合にかぎり、譲渡試合に対する地方公共団体、新聞社または放送会社の後援または協力を得ることができる。

第４条〔譲渡の手続き〕

主管権の譲渡は、次に定める手続きによるものとする。

①　主管権を譲渡しようとするＢクラブは、譲渡試合の属する大会の開幕日の３か月前までに、主管権を譲渡する都道府県バスケットボール協会との連名にて、Ｂリーグに対し所定の申請書（様式１）により申請する

②　Ｂリーグは、申請を受理した後14日以内に、承認の可否を、申請元のＢクラブに通知する

第５条〔譲渡金および純益の配分〕

本規程に基づくＢ１の主管権の譲渡の対価は、金200万円/試合（税抜）以上とし、Ｂ２の主管権の譲渡の対価は、金100万円/試合（税抜）以上とする。

第６条〔公衆送信権および送信可能化権〕

譲渡試合の公衆送信権および送信可能化権（テレビ・ラジオ放送権、インターネット送信権その他一切の公衆送信または送信可能化を行う権利を含む）は、すべてＢリーグに帰属する。

第７条〔試合の運営〕

譲渡試合の運営については、「Ｂリーグ規約」および各「試合実施要項」の定めるところによる。

第８条〔改　正〕

本規定の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第９条〔施　行〕

本規程は、2015年12月２日から施行する。

〔制　定〕

2015年12月２日

2021年７月13日

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン　島田　慎二　　殿

甲〔譲渡するＢクラブ〕　（住所）
（名称）
（代表者）
（印）

乙〔譲受ける都道府県
バスケットボール協会〕　（住所）
（名称）
（代表者）
（印）

主管権譲渡承認申請書〔様式１〕

甲から乙に対し、下記の条件により公式試合の主管権を譲渡いたしたく、「Ｂリーグ規約」第39条および「主管権譲渡規程」第４条に基づき申請いたします。

記

1	譲渡試合	①日　時	令和　　年　　月　　日　午前・午後　　時　　分
		②場　所	
		③対戦相手	
2	大会運営	Ｂリーグの試合実施要項に準拠する.	
3	経　費	①必要経費	乙が、Ｂリーグ規約第68条の必要経費を負担する。
		②その他	(1) ゲームディレクターならびに審判員の旅費等はＢリーグが負担する。 (2) 試合使用球２個は甲が準備する。 (3) 記録関連機材スタッフは甲が配置する。
4	入場料および入場券等	①入場料	入場料収入はすべて乙が管理する。
		②入場券	入場券は乙の費用負担により作成し、その発行枚数は所定の用紙により甲からＢリーグに報告する。
		③招待券	乙は、Ｂリーグ所定の枚数の招待券を、無償にてＢリーグに提供する。
		④協会納付金	乙は、協会納付金を、甲を経由して協会に納付する。

		⑤事前承認	乙は、入場料の体系および入場券のデザインについて事前に甲を経由してＢリーグの承認を得る。
5	公衆送信権および送信可能化権	公衆送信権および送信可能化権はＢリーグに帰属する。	
6	ポスター等	ポスターおよびプログラムは、乙の費用負担により作成する。	
7	広告掲載等	乙は、アリーナに提出する広告看板および入場券の裏面への広告掲出等については、事前に甲を経由してＢリーグの承認を得る。	
8	譲渡の対価	①金　額	主管権譲渡の対価は金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（税抜）とする。
		②支払時期	乙は、前項の対価を、譲渡試合の実施日の翌日から起算して20日以内に、甲に対し支払う。
		③支払方法	Ｂリーグの指定する方法による。
9	後援または協力（団体名）	①後　援	
		②協　力	
10	収支報告	乙は、譲渡試合の実施日の翌日から起算して30日以内に、甲を経由してＢリーグに対し、所定の用紙により譲渡試合の収支報告を行う。	
11	協　議	本申請書に定めのない事項については、協会の寄附行為、Ｂリーグ規約およびこれらに付随する諸規程の定めるところに従い、甲、乙およびＢリーグが誠意をもって協議の上決定する。	

以上

〔注〕：本申請書は、甲乙捺印済みのもの３通を提出して下さい。

承　認　書

上記の申請書に基づく主管権の譲渡を承認します。

令和　　年　　月　　日

公益社団法人　　ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン　　島田　慎二　（印）

承認番号	令和　　年・第　　号

選手契約および登録に関する規程

第１章　選手契約

第１節　総　則

第１条〔目　的〕

本規程は、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）の会員たるクラブ（以下「Ｂクラブ」という）およびその選手の契約と登録等に関する事項について定める。

第２条〔契約区分〕

選手の契約区分は次の各号のとおりとする

①アマチュア選手

②プロ選手

第３条〔アマチュア選手〕

アマチュア選手とは、その所属クラブとの書面または電磁的記録による誓約を有しており、報酬または利益を目的とすることなくプレーする者をいい、交通費、宿泊費および保険料等の実費ならびに手当（備品手当、食事手当、その他Ｂクラブが必要と判断し、かつＢリーグが合理的と認める手当をいう）以外を受理してはならない。また、各手当の金額は当該経費として常識的な水準でなければならず、ひと月当たりの全手当の総額は10万円（一切の税金を含む）を超過してはならない。

第４条〔プロ選手〕

プロ選手とは、その所属クラブとの書面または電磁的記録による契約を有しており、当該選手のバスケットボール選手としての活動の対価として、当該選手が被る費用を実質的に上回る支払いを受ける者をいう。ただし、ここでの「バスケットボール選手としての活動」とは、プレーヤーとして試合に出場し、そのためにトレーニングを行い、付随して広報活動、ファンサービス、社会貢献活動を行うものを指す。

第５条〔新人選手〕

新人選手とは、外国籍選手（公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協

会」という）の基本規程第99条に定めるものをいう。以下同じ）に該当せず、かつ国内リーグ（NBL、bjリーグ、NBDL、B3）および海外リーグ（NBA Summer League含む）の在籍経験がなく、当該シーズンに初めてＢリーグにリーグ登録された選手をいう。

なお、上記に基づき新人選手として扱われるシーズンにおいて、当該シーズン３月31日時点で22歳以下の選手は、Ｂ１およびＢ２リーグ戦の１シーズンの出場試合数が当該選手の所属するチームの行った試合の半分以下の場合、当該シーズンの翌シーズンも新人選手として扱うものとし、以後も同様とする。但し、当該選手が、インジュアリーリストに登録されていた期間を除き、１シーズンのすべてにわたってリーグ選手登録された場合は、当該シーズンまで新人選手として扱うものとし、翌シーズン以後は新人選手として扱わないものとする。

第６条〔アマチュア選手誓約〕

アマチュア選手は、所属クラブに対し、Ｂリーグが定めるアマチュア選手誓約書またはそれに準ずる書面に署名（電磁的方法によるものを含む）し提出することとする。なお、当該クラブは本書のほか、当該選手との間で諸手当について確認した書式の写しすべてをＢリーグに提出しなければならない。

第７条〔プロ選手契約〕

プロ選手は、所属クラブとの間に、協会が定める選手統一契約書を締結することとする。なお、当該クラブは選手統一契約書のほか、当該選手と締結したすべての契約書の写しをＢリーグに提出しなければならない。

第８条〔プロ選手契約の原則〕

プロ選手及び当該選手と契約を締結するＢクラブは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。

① 契約は尊重されなければならない

② 契約は正当事由がある場合には、解除することができる

③ 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。

④ 正当事由のない契約の解除の場合、違反当事者に対して、懲罰を科すことができるものとする。

第９条〔契約年数〕

(1) 契約の最長期間は４年間とし、最短期間は原則として当該契約の効力発生日から、シーズン終了時までとする。なお、ここでシーズン終了時とは、６月末日をさす。ただし、外国籍選手、帰化選手、他連盟に選手登録している特別指

定選手、ユース育成特別枠選手およびアジア特別枠選手における最短期間はこれによらない。なお、帰化選手とは第31条第１項に定めるものをいい、また、特別指定選手、ユース育成特別枠選手およびアジア特別枠選手とはそれぞれ第２章第２節、第２章第４節および第２章第５節に基づきそれぞれ認定された選手を意味し、以下同様とする。

(2)　前項に関わらず、U22枠選手（第２章第３節に基づき認定された選手を意味する。以下同じ）の契約の最長期間および最短期間は次の各号のとおりとする。なお、ここでシーズン終了時とは、６月末日をさす。

①　前シーズン４月１日時点で満18歳の選手：最長期間は当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して４シーズン後のシーズン終了時までとする。また、最短期間は当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して３シーズン後のシーズン終了時までとする。

②　前シーズン４月１日時点で満19歳の選手：最長期間および最短期間いずれも当該契約の効力発生日が属するシーズンから起算して３シーズン後のシーズン終了時までとする。

第10条〔選手の報酬等〕

(1)　Ｂクラブは、プロ契約選手に対し、第７条に基づきＢリーグに提出した契約書に記載された報酬以外の金銭または利益を名目のいかんを問わず供与してはならない。

(2)　Ｂクラブは、選手の技能その他の事情を勘案したうえ、当該選手の能力を最も発揮し得るように、選手の報酬を設定するよう努めなければならない。

(3)　Ｂ１、Ｂ２クラブの基本選手年俸については、以下のとおりとする

①　Ｂ１：最低年俸は300万円（税抜）、新人選手のみ上限460万円（税抜）とする。

②　Ｂ２：最低年俸は240万円（税抜）、新人選手のみ上限460万円（税抜）とする。

(4)　前項にかかわらず、U22枠選手の基本選手年俸については、最低年俸は300万円（税抜）とし、460万円（税抜）を上限とする。

(5)　当該シーズン9月1日以降に契約期間が開始される場合の基本選手年俸については、以下のとおりとする。

①　Ｂ１：最低年俸は月額25万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、１日でも期間に含む月はこれを１カ月分として採用する。

②　Ｂ２：最低年俸は月額20万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、１日でも期間に含む月はこれを１カ月分として採用する。

③　新人選手の最高報酬額：Ｂ１Ｂ２ともに新人選手の上限は38.3万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、１日でも期間に含む月はこれを１カ月分として採用する。

④　U22枠選手：前各号にかかわらず、Ｂ１Ｂ２ともにU22枠選手の最低年俸は月額25万円（税抜）に対して契約期間の月数を乗じた額を採用する。ただし、日割り計算は行わず、１日でも期間に含む月はこれを１カ月分として採用する。

(6)　新人選手のインセンティブ給については、以下のとおりとする。

①　クラブが支払うことのできるインセンティブ給は、出場給（公式戦に出場した場合に、１試合ごとに支払われる報酬）と勝利給（公式戦において所属クラブが勝利した場合に、１試合ごとに支払われる報酬）のみとする。

②　出場給の上限は５万円（税抜）/試合とし、勝利給の上限は８万円（税抜）/試合とする。

(7)　新人選手において、複数年の契約を締結した場合の基本年俸については、前４項の上限額が契約期間中適用されるものとする。

(8)　Ｂクラブは、U22枠選手に対し、インセンティブ給を支払ってはならない。

第２節　契約更新

第11条〔契約更新通知期限〕

Ｂクラブは、その所属選手に対し、新たな契約を締結する意思およびその契約条件を、シーズン終了の７日後までに書面により通知しなければならない。当該期日までに契約更新通知がなかった場合、当該Ｂクラブに契約更新の意思が無いものとみなし、当該Ｂクラブは当該選手を直ちに自由交渉選手リストへ登録しなければならない。なお、ここでいうシーズン終了日とは、当該ＢクラブのＢリーグ公式戦（チャンピオンシップおよびプレーオフを含む）終了日をさす。ただし、Basketball Champions League Asiaへ出場するＢクラブのシーズン終了日は、当該大会での最後の試合日をさすこととし、シーズン終了の３日後までに書面により通知することとする。

第12条〔自由交渉選手リスト〕

(1)　Ｂクラブおよび所属選手に下記のいずれかの事由が発生した場合、Ｂクラブは所属選手を自由交渉選手リストへ公示する。

①　所属元クラブによる当該選手への契約更新の意思がない場合

②　所属元クラブと当該選手との契約交渉が決裂し、契約更新がなされないことが確定した場合

③　所属元クラブと当該選手との現行契約の契約期間が満了した場合

④　所属元クラブと当該選手との現行契約が合意解約または解除により終了した場合

(2)　前項各号の規定にかかわらず、所属選手が所属元クラブとの契約終了後に移籍する移籍先との間において、すでに契約の合意および締結がなされている場合は、自由交渉選手リストへの公示は行われない。

(3)　いかなるクラブも、所属元クラブへの通知なくして、自由交渉選手リストに掲載された選手と契約交渉および契約締結できるものとする。

第13条〔契約交渉期限〕

Ｂクラブは、契約更新通知後すみやかに選手との交渉の場を設定し、契約更新通知期限から２週間後に設定される契約交渉期限までに、新たな契約の条件についての交渉を終えなければならない。契約交渉期限までに更新通知に対する選手からの回答がなかった場合、選手は契約更新を承諾したものとみなされる。

第14条〔選手契約の締結〕

Ｂクラブと選手が新たな契約の条件について合意した場合、両当事者は、すみやかに当該契約を締結し、Ｂクラブは、締結したすべての契約書の写しをＢリーグに提出しなければならない。

第15条〔自由交渉選手リストへの登録〕

(1)　契約交渉期限までにＢクラブと選手との交渉が決裂して契約更新しないことが確定した場合、Ｂクラブは、ただちに当該選手を自由交渉選手リストに登録しなければならない。ただし、当該選手と所属元クラブとの契約期間後において、当該選手が移籍先クラブとの契約を当該時点で合意または決定している場合は、この限りではない。

(2)　契約交渉期限までに契約更新の最終合意に至らなかった場合でも、選手とＢクラブの合意があれば､自由交渉選手リストへの申請を延期することができる。ただし、申請を延期できる期日は、現行契約の満了日までとする。

(3)　自由交渉選手リストへの登録申請は「自由交渉選手リスト申請書」により行う。

(4)　自由交渉選手リストに登録された選手は、所属元クラブへの通知なくして、自由に他クラブと契約交渉および契約締結することができる。

(5)　自由交渉選手リストに登録された選手がいずれかのＢクラブと契約を締結した場合、当該Ｂクラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するための申請を「自由交渉選手リスト取消申請書」により行うものとする。

(6)　自由交渉選手リストに登録された選手が自由交渉選手リストからの抹消を希望した場合、所属元クラブは当該選手を自由交渉選手リストから抹消するため

の申請を行うものとする。

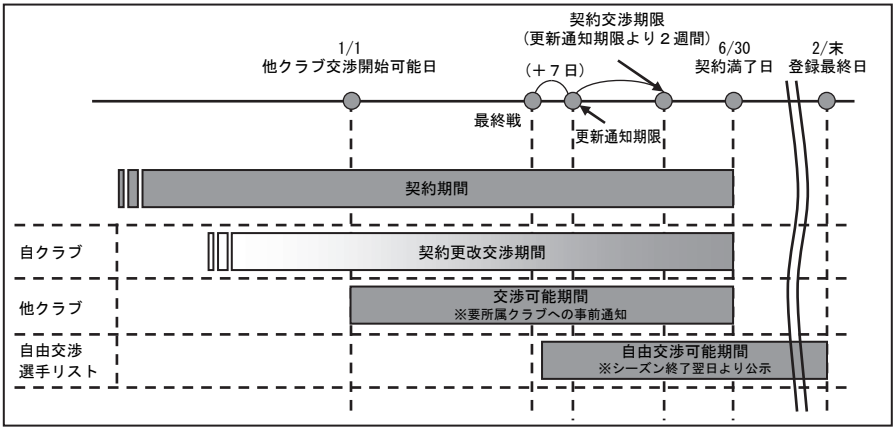

第３節　移　籍

第16条〔移籍の手続き〕

(1)　選手が移籍を希望する場合、当該選手は、移籍元クラブから登録抹消され、移籍先クラブが登録申請をし、協会の承認を得なければならない。

(2)　前項により移籍元クラブが抹消申請をするべきにもかかわらずこれを行わないときは、協会は、移籍を希望する選手の申請に基づき移籍元クラブの承諾に変わる決定をなすことができる。

第17条〔アマチュア選手がアマチュア選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、アマチュア選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍を承諾しなければならず、かつ、名目のいかんを問わず、当該移籍に関し対価を請求することができない。

第18条〔アマチュア選手がプロ選手として移籍する場合〕

アマチュア選手が、プロ選手として移籍先クラブへ移籍したい旨を申し出た場合、移籍元クラブは、当該移籍について異議を申し立てることができない。

第19条〔プロ選手がプロ選手として移籍する場合〕

プロ選手との間でプロ選手としての契約を締結しようと意図するクラブは、下記のとおりとする。

①　契約期間満了後の移籍の場合、移籍先クラブは、当該選手およびその代理人による交渉意向の有無を問わず、当該プロ選手との交渉に入る前に書面に

より当該プロ選手のその時点で在籍するクラブに通知しなければならない。但し、当該プロ選手が自由交渉選手リストに登録されている場合を除く。なお、移籍先クラブは、当該プロ選手がその時点のクラブとの契約が満了したか、または満了前６ケ月間に限り、該当プロ選手と契約交渉および契約締結をすることができるものとする。

② プロ選手契約の期間満了前であっても、移籍先クラブと移籍元クラブとが移籍に伴う補償について合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。この場合の補償については、クラブ間での交渉により決定される。

第19条の２〔U22枠選手に係る移籍〕

前条の規定にかかわらず､U22枠選手に係る移籍交渉については以下の各号のとおりとする。

① いかなるクラブも､U22枠選手の所属元クラブとの契約最終年満了６ヶ月前から３ヶ月前までは、所属元クラブへの事前通知および所属元クラブの合意なくして、当該選手と移籍交渉はできない。

② いかなるクラブも､U22枠選手の所属元クラブとの契約最終年満了３ヶ月前以降は、所属元クラブへの事前通知により、当該選手と移籍交渉ができる。

第20条〔プロ選手の期限付移籍〕

(1) プロ選手は、選手と関連するクラブとの間の書面または電磁的記録による合意により他のクラブに期限付移籍されることができ、その場合移籍先クラブ、移籍元クラブ、該当選手とは、三者間契約を締結するものとする。なお、併せて該当選手と移籍先クラブは所定の期限付移籍契約書を締結する。

(2) 期限付移籍に際して､移籍元クラブおよび選手自身の書面による同意なしに、移籍先クラブは選手を第三のクラブに移籍させる権利を有しない。

(3) 期限付移籍の移籍期間は、最短１ケ月から最長移籍元クラブと当該選手との原契約満了日までとする。

(4) 移籍元クラブは、移籍先クラブへ補償金を請求することができ、その金額は移籍元クラブと移籍先クラブとの交渉によって決定される。

(5) いずれの時点においても、期限付移籍によりクラブが受け入れる選手は２名を超えてはならず、期限付移籍により他クラブに移籍させる選手は２名を超えてはならない。

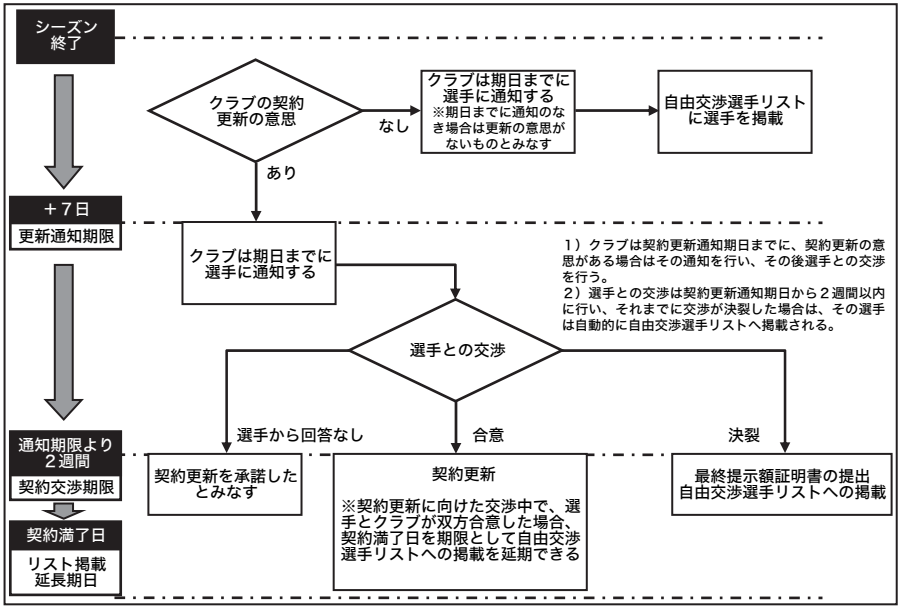

第４節　支度金

第21条〔目　的〕

本節は、Ｂクラブが新規採用した選手および移籍した選手に対して支払うことができる、支度金の上限額について定める。

第22条〔支度金支給上限額〕

支度金支給上限額は、下図のとおりとする。なお、いずれの金額も消費税を含むものとする。

（単位：万円）

費用/支払対象		独身者	妻帯者(配偶者のみ)	妻帯者(同居扶養家族有)
住居費		80（１ＤＫ）	100（２ＤＫ）	150（３ＬＤＫ）
子ども用品等		0	0	50
家具等	電化製品	100		
	その他の家具等	100		
自動車		100		
合計		380	400	500

第23条〔支給時期〕

支度金を支払う場合は、次の各号のとおりとする。

① 初めてプロ契約選手として、統一契約を締結するとき。

② 移籍によりプロ契約選手を新たに獲得するとき。ただし、支度金に該当する費用が伴う場合のみ。

第24条〔支払対象区分〕

支度金の支払対象は、次の各号のとおりとする。

① 独身者

② 妻帯者（配偶者のみ）

③ 妻帯者でかつ同居の扶養家族がいる場合

第25条〔支度金該当費目〕

支度金の該当費目は、次の各号のとおりとする。

① 住居費

② 家具等

③ 子供用品等

④ 自動車

第26条〔その他〕

Ｂクラブは、新規採用した選手および移籍により獲得した選手に対し、支度金のほか、引越し費用および引越しに関わる交通費、宿泊費の実費を支給することができる。

第２章　選手登録

第１節　選手登録

第27条〔選手登録〕

(1) Ｂクラブは、協会の基本規程第104条[選手登録の手続き]の定めるところにより、契約したすべての選手を協会へ選手登録しなければならない。

(2) Ｂクラブは、契約したすべての選手を所定の方法でリーグ登録しなければならない。

(3) 協会に登録し、リーグ登録が完了した選手に限り公式試合に出場することができ、未登録の選手を公式試合に出場させてはならない。

第28条〔再登録の禁止〕

選手は、原則同一シーズン内で２回以上同一クラブへのリーグ登録ができない。ただし、NBA、NBA Gリーグまたは NBAサマーリーグへの出場のために登録を抹消し、当該リーグの球団に所属した後に、同一Ｂクラブにて再度登録を行う場合は除く。

第29条〔登録区分〕

(1)　協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

①　アマチュア選手

②　プロ選手

(2)　選手は、前項に従いプロ選手またはアマチュア選手のいずれかとして協会に登録しなければならない。なお、登録した選手は、協会およびＢリーグの諸規則に従う。

第30条〔登録人数〕

(1)　クラブの選手登録人数は、次の各号の要件を満たすものとする。

①　Ｂ１クラブのアマチュア選手は２名以内とする。

②　Ｂ２クラブのプロ選手は５名以上とする。

(2)　クラブの選手登録人数は、Ｂ１およびＢ２クラブいずれも10名から13名とする。

(3)　前第１項第１号の規定にかかわらず、特別指定選手およびユース育成特別枠選手においてはアマチュア選手の登録上限数を適用しない。

第31条〔外国籍選手と帰化選手〕

(1)　Ｂクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、１クラブ合計３名以内とし、アジア特別枠選手または帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途１クラブ１名以内とし、アジア特別枠選手と帰化選手を同時に１クラブ合計２名以上登録することはできない。

(2)　リーグ登録完了後に適法に帰化が許可された外国籍選手は、所定の手続きにより帰化選手として登録しなければならない。ただし、当該クラブに別途アジア特別枠選手または帰化選手が登録されている場合、当該選手は当該シーズンにおいて外国籍選手と同様に取り扱う。

(3)　アジア特別枠選手の登録に関する事項は第２節規定のとおりとする。

(4)　Ｂクラブがリーグ登録した外国籍選手が、FIBAによる代表戦活動期間において自国の代表選手もしくは代表候補選手として召集され、当該活動によりＢクラブでの活動から離脱する場合、当該活動のための日本出国日または代表活動合流日から離脱する選手の最終代表活動日の翌日から７日後までの間、当該選

手数と同数（ただし最大２名とする）の外国籍選手を追加登録することができる。

(5)　前項の規定に基づく新たな外国籍選手のＢリーグ登録については、Ｂリーグ規約第93条各項の規定に従うこととする。なお、このとき前条第２項の規定は適用しない。

第32条〔インジュアリーリスト〕

(1)　シーズン中に外傷・障害の診断を受けた選手は、同時に２名までインジュアリーリストに登録することができ、インジュアリーリスト登録期間中は、登録人数に応じた選手数の新規リーグ登録をすることができる。ただし、選手の登録期間が経過した後は、インジュアリーリストへ選手を登録しても、新規リーグ登録はできない。

(2)　インジュアリーリストに登録する場合は、インジュアリーリスト登録申請書と医師の診断書をリーグへ提出することで、当該選手との契約を保持したまま、一時的にリーグ登録を抹消することができる。

(3)　インジュアリーリストに登録された選手は、当該登録から30日間は再びリーグ登録することができない。

(4)　インジュアリーリストを抹消し、当該選手を再びリーグ登録する場合は、インジュアリーリスト抹消申請書をリーグへ提出することとする。

(5)　インジュアリーリストへ登録された選手は、前項の手続きにより登録期間最終日以降も再びリーグ登録することができる。

(6)　インジュアリーリストへ登録された選手が、所属クラブとの契約を満了するか、契約解除に至った場合、契約期間の終了をもってリーグは当該選手をインジュアリーリストより抹消する。ただし、期限付移籍によって当該選手が移籍した場合は、リーグは所属元クラブを移籍先クラブへ変更するものの、当該選手はインジュアリーリストへ残存し、前第３項のリーグ再登録までの期間も有効に扱う。

(7)　インジュアリーリストへ同時に２名登録しているクラブは、当該登録期間中、インジュアリーリストへ登録された選手を新たに期限付移籍により獲得することはできない。

第２節　特別指定選手制度

第33条〔特別指定選手の目的〕

満22歳以下のバスケットボール選手を対象に、連盟の垣根を越えて、個人の能力に応じた環境を提供することを目的とする。

第34条〔特別指定選手の対象〕

Ｂリーグは、Ｂクラブからの申請に基づき、前シーズン４月１日時点で満22歳の誕生日を迎えていない選手であって、かつ、第35条の条件を満たす選手を特別指定選手として認定する。

第35条〔特別指定選手の条件〕

特別指定選手は次の各号の条件を満たすものとする。

① 日本国籍を有すること

② 外国籍選手ではないこと

③ 健康であることを証明されていること

第36条〔特別指定選手の登録人数〕

Ｂクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中に特別指定選手を２名までＢリーグ登録することができる。このとき、当該選手が他連盟に選手登録している場合、所属チームへ登録したまま、Ｂリーグの公式試合に出場することができる。

第37条〔特別指定選手の契約区分〕

特別指定選手の契約区分は次の各号のとおりとする。

① 他連盟に選手登録している選手との契約は、アマチュア契約のみとする。この場合、クラブは所属元と選手（未成年の場合は保護者同伴）の三者合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

② いずれの連盟にも登録していない選手との契約は、アマチュア契約またはプロ契約のいずれも可とする。この場合は、クラブは選手（未成年の場合は保護者同伴）の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第３節　U22枠選手制度

第38条〔U22枠選手の目的〕

ユース出身選手の特別枠により、育成組織からの選手輩出を促進するとともに若手の選手強化のさらなる向上を目的とする。

第39条〔U22枠選手の対象〕

Ｂリーグは、Ｂクラブからの申請に基づき、次の各号のいずれかの選手であって、かつ、第40条の条件を満たす選手をU22枠選手として認定する。

① 前シーズン４月１日時点で満18歳の選手

② 前シーズン４月１日時点で満19歳の選手

第40条〔U22枠選手の条件〕

U22枠選手は次の各号の条件を満たすものとする。

① 申請を行うＢクラブのユースチームへ有効に登録された期間が申請時点で累積３カ月以上であること

② 日本国籍を有すること

③ 外国籍選手ではないこと

④ 健康であることを証明されていること

⑤ 高校在学中でないこと

第41条〔U22枠選手の登録人数〕

Ｂクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中にU22枠選手を２名までＢリーグ登録することができる。

第42条〔U22枠選手の契約区分〕

U22枠選手の契約区分はプロ契約のみとし、クラブは選手の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第４節　ユース育成特別枠選手制度

第43条〔ユース育成特別枠選手の目的〕

Ｂユースの価値向上と、Ｂユースにおける育成強化の促進を目的とする。

第44条〔ユース育成特別枠選手の対象〕

Ｂリーグは、Ｂクラブからの申請に基づき、前シーズン４月１日時点で満18歳の誕生日を迎えていない選手であって、かつ、第45条の条件を満たす選手をユース育成特別枠選手として認定する。

第45条〔ユース育成特別枠選手の条件〕

ユース育成特別枠選手は次の各号の条件を満たすものとする。

① 申請を行うＢクラブのユースチームへ有効に登録中であり、当該登録期間が申請時点で累積３カ月以上であること

② 日本国籍を有すること

③ 外国籍選手ではないこと

④ 健康であることを証明されていること

第46条〔ユース育成特別枠選手の登録人数〕

(1) Ｂクラブは、第30条に規定した登録数に加え、シーズン中にユース育成特別

枠選手を２名までＢリーグ登録することができる。このとき、当該選手がユースチームとして他連盟に選手登録している場合、所属チームへ登録したまま、Ｂリーグの公式試合に出場することができる。

(2)　ユース育成特別枠選手については、第28条規定の再登録の禁止対象から除外する。

第47条〔ユース育成特別枠選手の契約区分〕

ユース育成特別枠選手の契約区分はアマチュア契約のみとし、クラブは選手（未成年の場合は保護者同伴）の合意を得て、所定の申請書をリーグへ提出する。

第５節　アジア特別枠選手制度

第48条〔アジア特別枠選手制度の目的〕

アジアの多様な選手との日常的な対戦を行うことによる、強度の高いバスケットボール環境を構築し、アジア市場での事業価値を向上させることを目的とする。

第49条〔アジア特別枠選手制度の対象国〕

(1)　アジア特別枠選手制度の対象国および地域は以下の通りとする。

①　中華人民共和国
②　大韓民国
③　フィリピン共和国
④　インドネシア共和国
⑤　中華民国（台湾）
⑥　タイ王国
⑦　ベトナム社会主義共和国
⑧　モンゴル国
⑨　マレーシア
⑩　中華人民共和国香港特別行政区
⑪　中華人民共和国マカオ特別行政区
⑫　インド
⑬　シンガポール共和国

(2)　前項各号のいずれかのみの国籍を選手が保有する場合は、アジア特別枠選手として登録を認める。ただし、当該選手が帰化により前項各号のいずれかの国籍を保有している場合は、帰化前の国籍が前項各号のいずれかの国籍である場合に限り、アジア特別枠選手として登録を認める。

(3)　複数の国籍を選手が保有する場合は、全ての国籍が第１項各号に該当する場合に限り、アジア特別枠選手として登録を認める。ただし、第１項各号に該当

する国籍と、該当しない国籍を双方保有する場合でも、第１項各号の国の代表選手（カテゴリーを問わない。ただし、3x3競技については除く）としてFIBAにより登録された実績を有する場合においては、アジア特別枠選手として登録を認める。当該FIBAによる登録区分が帰化選手枠である場合はこの限りでない。

(4)　前２項によりアジア特別枠選手として登録を認められる選手は、外国籍選手として登録することを妨げない。

(5)　アジア特別枠選手または外国籍選手のいずれかにおいて登録した場合、同一シーズンにおいて他に登録を変更することはできない。ただし、第50条第３項に基づき、アジア特別枠選手として登録を取り消された場合はこの限りでない。

第50条〔登録に関する宣誓〕

(1)　アジア特別枠選手をリーグ登録する際には、所定の宣誓書をリーグへ提出しなければならない。

(2)　宣誓書の記載事項および当該選手の保有国籍に関して調査が必要な場合においては、当該選手およびクラブはリーグの調査へ協力する義務を負う。

(3)　前項により、アジア特別枠選手のリーグ登録に際する違反が認められた場合、リーグは当該選手のアジア特別枠選手登録を取り消し、クラブおよび当該選手に対し制裁を科すことができる。ただし、チェアマンは裁定委員会へ諮問の上、本制裁を決定する。

①　クラブ:制裁金最大500万円および当該クラブにおけるアジア特別枠制度運用を最大12か月認めない

②　当該選手：制裁金最大500万円および最大12か月の出場停止

(4)　前項により違反が認められた選手が、公式試合における試合記録を残していた場合は、当該記録は有効に成立するものとする。ただし、表彰との関係においては、当該記録は考慮しない。

第51条〔アジア特別枠選手の契約運用〕

アジア特別枠対象選手とクラブとの契約に際しては、プロ契約の場合は協会が定める選手統一契約書を締結することとし、アマチュアの場合はＢリーグが定めるアマチュア選手誓約書に署名（電磁的方法によるものを含む）し提出しなければならない。

第６節　選手登録手続き

第52条〔選手登録の方法〕

(1)　協会への選手登録は、協会の基本規程に基づき、アマチュア選手およびプロ選手のいずれもＢクラブが登録申請をもって行う。

(2)　Ｂクラブは、所属選手との契約に用いた統一契約書および誓約書、ならびに個別契約書の全ての写しをリーグへ提出するものとする。

第７節　その他

第53条〔選手でない者の取扱い〕

(1)　Ｂクラブは、練習生等肩書の如何を問わず、Ｂクラブに所属するプロ選手またはアマチュア選手のいずれにも該当しない者に関し、以下の取扱いを行ってはならない。ただし、第１号および第４号の規定は、当該Ｂクラブのユースチームの選手については適用しない。

①　当該者が自クラブに所属する選手である、または所属する選手であると認識されるおそれのある内容での対外的発表

②　選手としての活動に対する報酬の支払い

③　練習参加のための物品の支給、旅行費、練習参加による負傷時の治療費の実費相当分を超える手当の支払い

④　当該者の協会への選手登録

(2)　いかなるＢクラブも、前項の者と選手契約交渉を行うにあたり、当該者が所属するＢクラブへの事前通知および当該クラブの承諾を要しない。

(3)　Ｂリーグは、Ｂクラブに対し、本条第１項第２号および第３号の遵守状況を確認するため、第１項の者がＢクラブに所属する根拠となる書類、在留資格に関する書面その他Ｂリーグが必要と判断する資料の提出を求めることができる。Ｂリーグより提出を求められたＢクラブは、速やかに資料を提出しなければならない。

第54条〔選手の登録期間最終日〕

Ｂクラブは、登録期間最終日の翌日以降、選手のリーグ登録が出来ないこととする。なお、登録期間最終日は、当該シーズンの３/４終了時を基準とし、2024-25シーズンにおいては３月17日と定める。

第３章　改正

第55条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第４章　附則

第56条〔施　行〕

本規程は、2016年５月11日から施行する。

〔改　正〕

2016年６月１日
2017年７月12日
2018年７月10日
2019年７月９日
2020年７月14日
2021年８月10日
2022年８月17日
2023年９月１日
2024年１月１日
2024年６月18日
2024年８月22日
2025年２月12日

アマチュア選手誓約書

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所属のアマチュア選手として以下の事項を厳守することを、ここに誓約いたします。

第１条〔誠実義務〕

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「クラブ」という）、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）および公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Ｂリーグ」という）の諸規程・諸規則を遵守することを誓約いたします。

第２条〔履行義務〕

次の各事項を履行します。

① クラブの指定する試合への出場
② クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加
③ クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加
④ クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの使用
⑤ クラブの指定する医学的検診、注射、予防処置および治療処置への参加
⑥ クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動及び社会貢献活動への参加
⑦ 協会から各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿および試合への参加
⑧ 協会およびＢリーグの指定するドーピングテストの受検
⑨ 協会およびＢリーグの指定する薬物検査の受検
⑩ 合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関、宿泊施設の利用
⑪ 就業に関する事前のクラブへの報告
⑫ その他クラブが必要と認めた事項

第３条〔禁止事項〕

次の各事項を行いません。

① クラブ、協会およびＢリーグの内部事情の部外者への開示
② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示
③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為
④ バスケットボール選手としての活動の対価にあたる報酬（利益）等の受理

⑤　試合の結果に影響を与える不正行為への関与
⑥　クラブ、協会およびＢリーグにとって不利益となる行為

第４条〔手当〕
　下記の手当の内、クラブからアマチュア選手に支払われる手当を受取ることができる。
①　交通費（トレーニング、試合、研修）
②　宿泊費（合宿、試合、研修）
③　備品手当
④　食事手当
⑤　保険料
⑥　その他クラブが必要と認めた手当
　上記各手当の金額は当該経費として厳正、常識的な水準でなければならないこと、また各手当には所得税、住民税、消費税その他一切の税金を含むものとすることを承諾します。

第５条〔肖像等の使用〕
　次の各事項を承諾します。
①　本誓約書の義務履行に関する私の肖像、映像、氏名等（以下「肖像等」という）を報道・放送において無償使用すること
②　クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびＢリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力すること
③　クラブが、私の肖像等を包括的に利用してマーチャンダイジング（商品化）を行う権利を有し、また協会、Ｂリーグその他の第三者に対して、その権利を承諾することができること
④　クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得ること
　イ．テレビ・ラジオ番組、イベントへの出演
　ロ．私の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）
　ハ．新聞・雑誌取材への応諾
　二．第三者の広告宣伝等への関与
⑤　第１項および第３項の規定は、本誓約書の有効期間の満了又は終了後であっても、本誓約書の有効期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使

用との関係ではなお有効に存続すること。

第６条〔有効期間〕

(1)　本誓約書の有効期間は、_____年_____月_____日から_____年_____月_____日までとする。

(2)　クラブは、選手に移籍を求められた場合は、移籍を承諾しなければならず、本誓約書はこれをもって終了する。

以上

年　　月　　日

住所

氏名

※選手が未成年者の場合、親権者または後見人の署名

年　　月　　日

住所

氏名

年　　月　　日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン　島田　慎二　様

自由交渉選手リスト公示申請書

クラブ名：
実行委員名：　　㊞

下記の選手は、（　　年　　月　　日　）をもって、
（　契約解除のため　・　契約満了のため　・　その他のため（　　）　）
当クラブとの契約関係が終了することを証明致します。また、公示後速やかに下記の選手の当クラブでのＪＢＡ登録抹消手続きを致します。

■申請の対象となる選手

氏　　名	
国　　籍	
TEAMJBA メンバーID	
交渉窓口	本人　／　代理人
連絡先 ※代理人を交渉窓口とする場合その連絡先を記載	TEL・携帯： E-mail： ＊下記、代理人がいる場合のみ 氏名： ＦＩＢＡ公認代理人登録番号：

■申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署（選手本人）をもって証明する

自署（選手）	㊞

※上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはありません。

■リーグ使用欄

申請書受付日	年　月　日	受付印	

本申請書は選手の契約関係を終了する場合、もしくは終了した際に速やかにリーグへ提出すること。
送付先：b.contract@bleague.jp

※平日営業日正午 12 時までの申請分を当日 15 時にて公示。その後の申請分は翌営業日 15 時にて公示。クラブのリリースは申請書提出以降とする。

年　　月　　日

公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ
チェアマン　島田　慎二　様

自由交渉選手リスト抹消申請書

クラブ名：
実行委員名：　　㊞

下記の選手は、（　　年　　月　　日　）をもって、
当クラブと契約締結に至りましたので、自由交渉選手リストからの抹消を申請致します。

■申請の対象となる選手

氏　　名									
TEAMJBA メンバーID									

■申請対象選手は、上記申請内容に同意することを、自署をもって証明する

自署（選手）	㊞

※上記個人情報は、移籍に関する諸連絡のためにのみ利用するものであり、当該目的以外に利用することはありません。

申請書受付日	年　月　日	受付印	

本申請書は選手の契約締結に至った場合に速やかにリーグへ提出すること。
送付先：b.contract@bleague.jp

※平日営業日正午 12 時までの申請分を当日 15 時にて公示。その後の申請分は翌営業日 15 時にて公示。クラブのリリースは申請書提出以降とする。

Date: MM/DD/YYYY

To: Chairman Shinji Shimada
JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

Application for Player to be Added to the Free Agent List

Club:
Representative director: ㊞

I hereby confirm that, as of (MM/DD/YYYY), the player listed below has ended his contractual relationship with the abovementioned club for the following reason:
(termination of contract / expiration of contract / other ( )).
Furthermore, following the official listing of said player, I will promptly complete procedures to remove said player from the JBA register.

■ Applicable Player

Name	
Nationality	
TEAMJBA Member ID	
Represented by:	Self / Agent
Contact information *If represented by an agent, the contact information for said agent	Telephone no.: E-mail: *Fill out the following, only if represented by an agent Name: Official FIBA Agent License No.:

■ The applicant player has affixed his signature below, affirming that he accepts the abovementioned information.

Player's signature	㊞

* The personal information listed above will only be used for the purpose of liaisons related to the transfer of the abovementioned player, and will not be used for any other purpose.

■ For use by the League:

Date application received	MM/DD/YYYY	Seal of receipt	

This application must promptly be submitted to the League if the contractual relationship with a player is set to end or has ended.
Send to: b.contract@bleague.jp

*Applications submitted by noon on a business day will be made public by 3 p.m. on the same day. Applications submitted thereafter will be made public by 3 p.m. on the following business day. The club will issue a release when the application is made public or thereafter.

B.LEAGUE

Date: MM/DD/YYYY

To: Chairman Shinji Shimada
JAPAN PROFESSIONAL BASKETBALL LEAGUE

Application for Player to be Removed from the Free Agent List

Club:
Representative director: ㊞

I hereby confirm that, as of (MM/DD/YYYY), the player listed below has concluded a contract with the abovementioned club and therefore request that said player be removed from the free agent list.

■ Applicable Player

Name									
TEAMJBA Member ID									

■ The applicant player has affixed his signature below, affirming that he accepts the abovementioned information.

Player's signature	㊞

* The personal information listed above will only be used for the purpose of liaisons related to the transfer of the abovementioned player, and will not be used for any other purpose.

Date application received	MM/DD/YYYY	Seal of receipt	

This application must promptly be submitted to the League if a contract is concluded with a player.

Send to: b.contract@bleague.jp

*Applications submitted by noon on a business day will be made public by 3 p.m. on the same day. Applications submitted thereafter will be made public by 3 p.m. on the following business day. The club will issue a release when the application is made public or thereafter.

選手統一契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「クラブ」という）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「選手」という）とは、選手がクラブのためにプロ選手としてバスケットボール活動を行うことに関し、次のとおり契約を締結する。

第１条〔誠実義務〕

(1)　選手は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「協会」という）、クラブが所属するリーグおよび連盟（以下総称して「リーグ」という）、ならびにクラブの諸規程・規約・規則（以下総称して「諸規程」という）を遵守し、本契約を誠実に履行しなければならない。

(2)　選手は、プロ選手として自己の全ての能力を最大限にクラブに提供するため、常に最善の健康状態の保持および運動能力の維持・向上に努めなければならない。

(3)　選手は、プロ選手として公私ともに日本バスケットボール界の模範たるべきことを認識し、日本バスケットボールの信望を損なうことのないよう努めなければならない。

第２条〔履行義務〕

選手は、次の各事項を履行する義務を負う。

①　クラブの指定するすべての試合への出場

②　クラブの指定するトレーニング、合宿および研修への参加

③　クラブの指定するミーティング、試合の準備に必要な行事への参加

④　クラブにより支給されたユニフォーム一式およびトレーニングウェアの着用

⑤　クラブの指定する医学的検診、予防処置および治療処置への参加

⑥　クラブの指定する広報活動、ファンサービス活動および社会貢献活動その他の行事への参加

⑦　協会から、各カテゴリーの日本代表選手に選出された場合のトレーニング、合宿、試合および行事への参加

⑧　協会およびリーグの指定するドーピングテストの受検

⑨　協会およびリーグの指定する薬物検査の受検

⑩　合宿、遠征等に際してのクラブの指定する交通機関および宿泊施設の利用

⑪　居住場所に関する事前のクラブの合意の取得

⑫　副業に関する事前のクラブの同意の取得

⑬　その他クラブが必要と認めた事項

第３条〔禁止事項〕

選手は、次の各行為を行ってはならない。

① クラブ、協会およびリーグの内部事情の部外者への開示

② 試合およびトレーニングに関する事項（試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等）の部外者への開示

③ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反する行為

④ クラブ、協会およびリーグの承認を得ていない広告宣伝・広報活動への参加または関与

⑤ 本契約の履行の妨げとなる内容の第三者との契約の締結

⑥ クラブの事前の同意を得ない、第三者の主催するバスケットボールまたはその他のスポーツの試合への参加

⑦ 試合の結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為への関与

⑧ 刑罰法規（賭博・暴行・窃盗・脱税・交通事故など）に抵触する行為

⑨ 公の場において、協会（審判を含む）、リーグまたは自他のクラブを中傷または誹謗すること

⑩ 協会またはリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶すること

⑪ その他クラブ、協会およびリーグのいずれかにとって不利益となる行為

第４条〔報酬および支払〕

(1) クラブは選手に対し、基本報酬として次の金員を支払う。ただし、当該報酬には、消費税および地方消費税を除く、所得税、住民税その他一切の税金を含むものとする。

・総額　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（　ヶ月分）

（月額　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　ただし、＿＿月は＿＿＿円）

(2) 変動報酬その他の報酬についてはクラブと選手が別途合意した基準による。

(3) 前２項の報酬は、クラブと選手とが別途合意する支払期日に従って、適用される消費税および地方消費税相当額を加算して、選手の指定する選手名義の銀行口座に振り込んで支払うものとする。振込手数料はクラブの負担とする。

第５条〔費用の負担〕

選手がクラブのために旅行する期間の交通費および宿泊費はクラブが負担する。

第６条〔休暇〕

選手は、シーズン終了後に連続して２週間以上の休暇を取得することができる。ただし、選手は、休暇を休養の目的に利用しなければならない。

第７条〔疾病および傷害〕

(1)　選手は疾病または傷害に際しては速やかにクラブに通知し、クラブの指示に従わなければならない。

(2)　本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害につき、クラブの指定する医師が治療または療養を必要と認めた場合、その治療に要する費用は、社会保険の自己負担分に限りクラブが負担する。

(3)　本契約の履行に直接起因する選手の疾病または傷害により、選手が一時的に競技不能となった場合、クラブは、その競技不能の期間中、基本報酬を支払わなければならない。ただし、競技不能の期間中に本契約が期間満了その他の理由により終了したときは、この限りでない。

第８条〔選手の肖像等の使用〕

(1)　本契約の履行に関する選手の肖像、映像、氏名、似顔絵、アニメ、音声、署名、背番号および略歴等（以下「選手の肖像等」という）を報道・放送において使用することについて、選手は何ら権利を有しない。

(2)　選手は、クラブから指名を受けた場合、クラブ、協会およびリーグ等の広告宣伝・広報・プロモーション活動（以下「広告宣伝等」という）に原則として無償で協力しなければならない。

(3)　クラブは、選手の肖像等を使用してマーチャンダイジング（商品化）を自ら行う権利を専有し、また、協会、リーグその他の第三者に対して、その権利を許諾することができる。

(4)　選手は、クラブの指示に拠らずに次の各号のいずれかに該当する行為を行おうとするときは、事前にクラブの書面による承諾を得なければならない。

①　テレビ・ラジオ番組およびインターネット等を通じて送信される番組等、イベントへの出演

②　選手の肖像等の使用およびその許諾（インターネットを含む）

③　新聞・雑誌取材への応諾

④　第三者の広告宣伝等への関与

(5)　第３項に基づき選手個人単独の肖像等を使用した商品を有償で頒布する場合、および前項各号の場合、その対価の分配についてはクラブと選手が別途協議して定める。

(6)　第１項、第３項および前項の規定は、本契約期間の満了または終了後であっても、本契約期間中の選手の肖像等が使用される場合に限り、当該使用との関係ではなお有効に存続するものとする。

第９条〔エージェント〕

(1)　クラブおよび選手は、協会に登録されたエージェントのみを利用することが

できる。

(2)　クラブおよび選手は、エージェントが相手方と契約していることを合理的に認識した場合、当該エージェントとの間でエージェント契約を締結し、または金員を支払ってはならない。

(3)　前項にかかわらず、選手がエージェントと契約している場合、クラブおよび選手の合意により、クラブは、当該選手に対して支払う報酬額からエージェント報酬および振込手数料相当額を差し引く方法により、当該選手に代わってエージェント報酬を当該選手のエージェントに支払うことができる。

第10条〔クラブによる契約解除〕

次の各号のいずれかに該当する事由が選手において発生した場合、クラブは、選手に対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。なお、第６号または第７号の薬物検査が本契約締結後選手登録前に行われるものであったときは、クラブは、選手に対して本契約に基づき既払いの報酬の一切の返還を求めることができる。

①　本契約の定めに違反した場合において、クラブが改善の勧告をしたにもかかわらず、これを拒絶または無視したとき

②　疾病または傷害によりバスケットボール選手としての運動能力を永久的に喪失したとき

③　協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき

④　試合の結果に影響を与えるおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為へ関与したことが明らかとなったとき

⑤　刑罰法規に抵触する行為を行ったとき

⑥　協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶したとき

⑦　協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき

⑧　自らの責に帰すべき事由により、６ケ月以上の試合出場停止処分を受けたとき

⑨　クラブの秩序風紀を著しく乱したとき

⑩　第12条各項のいずれかに違反したとき、またはその合理的な疑いが認められたとき

第11条〔選手による契約解除〕

(1)　次の各号のいずれかに該当する事由がクラブにおいて発生した場合、選手は、クラブに対し書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。

①　本契約に基づく報酬の支払いを約定日から14日を超えて履行しないとき

② 協会およびリーグが出場を義務付ける試合に正当な理由なく連続して３試合以上出場しなかったとき

③ リーグから除名されたとき

(2) 前項に基づき本契約を解除した選手は、本契約の残存期間分の基本報酬を受け取ることができる。

第12条〔反社会的勢力排除〕

(1) 選手は、現在および過去５年以内において、次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員

② 暴力団関係企業またはその役職員

③ 準暴力団（集団的または常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）またはその構成員

④ 社会運動等標ぼうゴロ

⑤ 政治活動標ぼうゴロ

⑥ 特殊知能暴力集団またはその構成員

⑦ その他前各号に準ずる団体およびこれらの構成員

(2) 選手は、現在および過去５年以内において、前項各号に定められる者（以下「反社会的勢力」という）と次の各号のいずれかに該当する関係がないこと、かつ将来にわたっても関係を持たないことを確約する。

① 反社会的勢力によって、その経営や活動を支配される関係

② 反社会的勢力が、その経営や活動に実質的に関与している関係

③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係

④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

⑤ その他反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係

(3) 選手は、現在および将来にわたって、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 脅迫的な言動または暴力を用いた行為

④ 風説の流布、偽計もしくは威力を用いて相手方の名誉、信用を毀損し、または相手方の業務や活動を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

第13条〔制裁〕

選手につき次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、クラブは、選

手に対し、戒告もしくは制裁金またはこれら双方の制裁を課すことができる。

① 出場した試合において警告または退場処分を受けたとき
② クラブの指示命令に従わなかったとき
③ クラブの秩序風紀を乱したとき
④ 協会のアンチ・ドーピング規程に違反したとき
⑤ 試合の結果に影響を与えるおそれのある不正行為または公式試合の公正を害すべき行為へ関与したことが明らかとなったとき
⑥ 刑罰法規に抵触する行為を行ったとき
⑦ 協会およびリーグの指定する薬物検査の受検を正当な理由なく拒絶したとき
⑧ 協会およびリーグの指定する薬物検査において、陽性結果が確定したとき
⑨ 試合出場停止処分を受けたとき
⑩ 前条各項のいずれかに違反したとき、またはその合理的な疑いが認められたとき

第14条〔有効期間および更新手続き〕

(1) 本契約の有効期間は、＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までとする。
(2) クラブは、契約更新を行う場合、リーグの諸規程に定められた期限までに、選手に対し更新に関する通知を書面により行わなければならない。
(3) 前項の通知を怠った場合、クラブには契約を更新する意思がないものとみなし、選手はクラブに対し、自由交渉選手リストへの登録を請求することができ、クラブはこれに応じなければならない。

第15条〔個別合意〕

本契約は、クラブおよび選手の署名または記名押印（いずれも電磁的方法によるものを含む）ある文書によってのみ補充され得るものとし、口頭による補充は効力を持たないものとする。ただし、当該補充において定めた内容が本契約と矛盾する場合、本契約の定めが優先して適用される。

第16条〔準拠法および言語〕

(1) 本契約は、日本法によって解釈されるものとする。
(2) 本契約は、日本語により作成され、日本語を正文とする。英語版は参考訳であり、日本語版と英語版との間に齟齬がある場合には日本語版が優先する。

第17条〔紛争の解決〕

(1) 本契約の解釈または本契約の履行に関してクラブと選手との間に紛争が生

じたときは、クラブおよび選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決する。

(2)　前項の協議を申し入れた後30日を経過しても紛争が解決しないときは、クラブまたは選手は、リーグまたは協会の諸規程の定めに従って、リーグまたは協会に紛争解決を求めることができる。

以上、本契約の締結を証するため、本契約書の正本２通を作成しクラブの代表者および選手が署名または記名押印の上で各自１通ずつを保管する、または、本契約書の電磁的記録を作成しクラブの代表者および選手が合意の後電子署名を施した上で各自その電磁的記録を保管する。

契約締結日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

クラブ
（住所）
（法人名）
（代表者）

選手
（住所）
（氏名）
（生年月日）　　年　　月　　日
（適格請求書発行事業者登録番号）
※登録している場合

※上記に加え、選手が未成年者の場合、法定代理人（親権者または後見人）の署名または記名押印
（住所）
（氏名）

※上記に加え、エージェントが関与する場合、そのエージェントの署名または記名押印
（住所）
（氏名）
（JBA登録エージェント番号）
（FIBAエージェントライセンスナンバー）
※保有している場合

Uniform Player Agreement

This Agreement is made and entered into by and between _____ (hereinafter referred to as the "Club") and _____ (hereinafter referred to as the "Player") with regard to the Player's basketball activities for the Club as a professional player to witness the following.

Article 1 (Good Faith Performance)

(1) The Player shall comply with the rules, bylaws and regulations (hereinafter referred to as "Rules") of Japan Basketball Association (hereinafter referred to as "JBA") and the league and federations to which the Club belongs (hereinafter collectively referred to as the "League") as well as those of the Club, and perform the duties and obligations of this Agreement in good faith.

(2) In order to render the Club all of his/her services as a professional player to the best of his/her ability, the Player shall always endeavor to maintain his/her best physical condition and to keep and improve his/her athletic capabilities.

(3) The Player shall keep in mind his/her responsibility to serve as a good example in the Japanese basketball society as a professional player, both in his/her public and private lives, and shall endeavor not to damage the prestige of Japanese basketball.

Article 2 (Undertakings)

The Player shall perform the following obligations:

(I) To participate in all of the games designated by the Club;

(II) To participate in training sessions, training camps and seminars designated by the Club;

(III) To participate in meetings as well as events that are necessary in preparation for games designated by the Club;

(IV) To wear uniforms and training wear supplied by the Club;

(V) To submit to medical examinations, and other preventative measures and treatments designated by the Club;

(VI) To participate in promotional, fan-service and social action activities, and other events designated by the Club;

(VII) To participate in relevant training sessions, training camps, games, and events if selected by JBA as a member player for any category of Japan's national team or other national delegation teams;

(VIII) To undergo doping tests designated by JBA or the League;

(IX) To undergo drug tests designated by JBA or the League;

(X) To use transportation and accommodation facilities designated by the Club for training camps, games on the road, etc.;

(XI) To obtain the prior consent of the Club for the choice of residence;

(XII) To obtain the prior consent of the Club for engaging in any income generating activities other than the services for the Club; and

(XIII) Any other matters that the Club may consider necessary.

Article 3 (Prohibited Conducts)

The Player shall not conduct or engage in any of the following acts:

(I) To disclose information regarding internal affairs or confidential matters of the Club, JBA, or the League to outsiders;

(II) To disclose confidential information regarding games or training (tactics and strategies for games, names of players, content of the training, etc.) to outsiders;

(III) Any acts that violate the Anti-Doping Code of JBA;

(IV) To participate or be involved in any advertising or public relations activities without obtaining the authorization of the Club, JBA, and/or the League;

(V) To enter into an agreement with a third party with content which will conflict with the performance of this Agreement;

(VI) To participate in a basketball game or any other type of sport game organized by a third party without the prior consent of the Club;

(VII) To participate in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;

(VIII) To commit an act that constitutes a penal crime (gambling, assault, theft, tax evasion, traffic accidents, etc.);

(IX) To slander or libel JBA (including the officiating), the League, the Club or other clubs in the public arena;

(X) To refuse with no justifiable reason to undergo a drug test designated by JBA and/or the League; or

(XI) Any other acts that will adversely affect either the Club, JBA, or the League.

Article 4 (Remuneration and Payment)

(1) The Club shall pay the Player the money below as basic remuneration; provided, however, that the remuneration shall include all taxes, including income tax and inhabitants tax, but excluding consumption tax and local consumption tax.

(I) Total amount: _____ yen (corresponding to _____ months)

(II) Monthly amount: _____ yen (however, _____ yen in _____ month)

(2) The Club shall pay to the Player fluctuating remuneration and other remuneration based on the criteria separately agreed upon between the Club and the Player.

(3) The remuneration in the preceding two (2) paragraphs, with an amount equivalent to the applicable consumption tax and local consumption tax thereon, shall be paid by wire transfer to the bank account in the Player's name designated by the Player, in accordance with the due date agreed upon separately between the Club and the Player. The wire transfer fee shall be borne by the Club.

Article 5 (Expenses)

Any expenses necessary for transportation and accommodation of the Player during any trips for the activities for the Club shall be borne by the Club.

Article 6 (Leave)

The Player shall be entitled to a leave of at least two (2) consecutive weeks after the end of

the season; provided, however, that the Player shall use the leave only for the purpose of resting or refreshing him/herself.

Article 7 (Illness and Injuries)

(1) In the event of illness or injury, the Player shall promptly notify the Club thereof and follow any instructions as may be given by the Club.

(2) If the Player suffers an illness or injury due to a cause directly attributable to any activities during the course of performance of this Agreement, the Club shall bear expenses for medical treatment or care corresponding to the part of the social insurance to be individually paid, if a physician designated by the Club recognizes the need for such treatment or care.

(3) If the Player becomes temporarily incapable of playing due to the Player suffering an illness or injury due to a cause directly attributable to any activities during the course of performance of this Agreement, the Club shall pay the Basic Remuneration for the period of incapability; provided, however, that this shall not apply if this Agreement expires or otherwise terminates during the period of incapability.

Article 8 (Use of the Player's Likeness)

(1) The Player shall have no rights or claims with regard to any use in news coverage or broadcast of the Player's likeness, image, name, portrait, anime, audio, signature, uniform number and/or career summary, etc. (hereinafter collectively referred to as the "Player's Likeness") related to his/her performance of this Agreement.

(2) If a request is made by the Club, the Player shall, in principle, cooperate with the Club. JBA or the League, etc. in advertising, public relations, and promotion activities (hereinafter collectively referred to as the "Publicity Activities") for them with no additional remuneration.

(3) The Club shall exclusively have the right to conduct merchandising activities using the Player's Likeness by itself and/or through the granting of licenses to use the same to JBA, the League, or any other third parties.

(4) The Player shall obtain the prior written authorization of the Club if he/she seeks to carry out an activity that falls under any of the following items, regardless of the instructions of the Club:

(I) Participation in any television or radio programs, programs, etc. transmitted through the Internet, etc., or events;

(II) Use of the Player's Likeness and its permission (including the Internet);

(III) Interviews for newspapers and magazines; and

(IV) Participation in any Publicity Activities for any third party.

(5) In the event of sale of any products utilizing the Player's Likeness solely and independently pursuant to Paragraph 3, and in the event of the items in the preceding paragraph, the Club and the Player shall separately determine through discussion the rate or amount of distribution of any income or fees arising therefrom.

(6) As long as the Player's Likeness during the term of this Agreement is used, the provisions in Paragraphs 1 and 3 and the preceding paragraph shall survive the expiration or termination of this Agreement for the purpose of such use of the Player's Likeness.

Article 9 (Agent)

(1) The Club and the Player shall be entitled to use only agents registered with JBA.

(2) If the Club or the Player is reasonably aware that an agent has entered into an agreement with their counterparty, they must not enter into an agent agreement with, or pay money to, that agent.

(3) Notwithstanding the preceding paragraph, if the Player has entered into an agreement with an agent then, with the agreement of the Club and the Player, the Club is entitled to pay agent remuneration to said agent of the Player instead of the Player, using the method of deducting an amount equivalent to the agent remuneration and wire transfer fee from the amount of remuneration paid to the Player.

Article 10 (Termination of this Agreement by the Club)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Player in writing. If the drug test in either Item 6 or 7 was conducted after this Agreement was entered into but before the Player was registered, the Club shall be entitled to demand that the Player refund all remuneration that has already been paid pursuant to this Agreement.

(I) If the Player violates the provisions of this Agreement and fails to comply with a notice given by the Club to cure or remedy the same;

(II) If the Player permanently loses his/her athletic ability as a basketball player due to any illness or injury;

(III) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA;

(IV) If it is revealed that the Player has participated in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;

(V) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;

(VI) If the Player refuses with no justifiable reason to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;

(VII) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed;

(VIII) If the Player receives an order of suspension from games for a period of six (6) months or more due to any cause attributable to him/herself;

(IX) If the Player materially disturbs the order of the Club; or

(X) If the Player violates any of the paragraphs of Article 12 or if there is a reasonable doubt that the Player has done so.

Article 11 (Termination of this Agreement by the Player)

(1) If any of the following events occurs on the part of the Club, the Player shall have the right to terminate this Agreement immediately, by notifying the Club in writing:

(I) If the Club fails to make payment of any remuneration due and payable pursuant to this Agreement for more than fourteen (14) days from the due date;

(II) If the Club fails to participate in three (3) or more consecutive games indicated by JBA and the League with no justifiable reason; or

(III) If the Club is expelled from the League.

(2) If the Player terminates this Agreement pursuant to the preceding paragraph, he/she shall be entitled to receive the Basic Remuneration for the entire remaining term of this Agreement.

Article 12 (Elimination of Antisocial Forces)

(1) The Player affirms that none of the following items apply to him/her currently or applied to him/her within the past five years, and that the items will not apply to him/her in the future either.

(I) Being an organized crime group, member of an organized crime group, or organized crime group associate;

(II) Being an organized crime group-related company or an officer or employee of such a company;

(III) Being a quasi-organized crime group (a group equivalent to an organized crime group which commits illegal acts of violence such as assault and injury collectively or habitually) or a member of such a group;

(IV) Being a social movement racketeer;

(V) Being a political movement racketeer;

(VI) Being a special intelligence violence group or a member of such a group; or

(VII) Any other organization equivalent to the preceding items or a member of such an organization.

(2) The Player affirms that they do not have any of the relationships stipulated in the following items with the persons stipulated in the items in the preceding paragraph (hereinafter referred to as "Antisocial Forces") currently, have not had such relationships within the past five years, and will not have such relationships in the future either.

(I) A relationship in which the management and/or activities of the Player are controlled by Antisocial Forces;

(II) A relationship in which Antisocial Forces are substantially involved in the management and/or activities of the Player;

(III) A relationship using Antisocial Forces to seek unlawful gains of the Player him/herself or a third party, or to inflict losses on a third party, etc.;

(IV) A relationship of providing funds, etc. or giving assistance, etc. to Antisocial Forces; or

(V) Any other socially condemned relationships with Antisocial Forces.

(3) The Player affirms that he/she does not currently and will not in the future carry out the acts in the following items him/herself or by using a third party.

(I) Violent demanding acts;

(II) Unreasonable demanding acts which exceed legal responsibility;

(III) Threatening language and behavior, and/or acts employing violence;

(IV) Acts employing the spread of rumors, fraudulent means or force to damage the reputation and/or credibility of the counterparty or obstruct the business and/or activities of the counterparty; or

(V) Any other acts equivalent to the preceding items.

Article 13 (Liquidated Damages)

If any of the following events occurs on the part of the Player, the Club may give a disciplinary warning to the Player or claim from him/her liquidated damages in an amount decided by the Club, or do both:

(I) If the Player, in a game in which he/she plays, receives a warning or is disqualified;
(II) If the Player fails to comply with any orders or instructions given by the Club;
(III) If the Player disturbs the order of the Club;
(IV) If the Player violates the Anti-Doping Code of JBA;
(V) If it is revealed that the Player has participated in illegal acts that could affect the result of a game or acts that harm the fairness of an official game;
(VI) If the Player commits an act that constitutes a penal crime;
(VII) If the Player refuses with no justifiable reason to undergo a drug test designated by JBA and/or the League;
(VIII) If the positive result of the drug test designated by JBA and/or the League is confirmed;
(IX) If the Player receives an order of suspension from games; or
(X) If the Player violates any of the paragraphs of the preceding article or there is a reasonable doubt that the Player has done so.

Article 14 (Term and Renewal)

(1) The term of this Agreement shall be from _____ to _____.
(2) In the case of renewing this Agreement, the Club shall send to the Player a written notice of intent to renew this Agreement, by the deadline specified in the Rules of the League.
(3) If the Club fails to send the notice referred to in the preceding paragraph, the Club shall be deemed to have no intention to renew this Agreement. The Player shall then have the right to demand the Club to register him/her onto the free agent list and the Club shall comply with it.

Article 15 (Individual Agreements)

This Agreement may only be supplemented by written instruments with the name and signature or seal (including those made by electromagnetic means) of both the Club and the Player. Supplements made orally shall have no effect. However, if the content specified in such supplementation contradicts the provisions of this Agreement, the provisions of this Agreement shall take precedence and apply.

Article 16 (Governing Law and Language)

(1) This Agreement shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan.
(2) This Agreement has been prepared in Japanese, and the Japanese version shall be the official text. The English version is provided for reference, and in case of any discrepancies between the Japanese and English versions, the Japanese version shall take precedence.

Article 17 (Settlement of Disputes)

(1) Should any dispute arise between the parties hereto from or in connection with the interpretation or performance of this Agreement, the Club and the Player shall endeavor to resolve the dispute through mutual discussion in good faith.

(2) If the dispute is not resolved within thirty (30) days from the request in the preceding paragraph, either of the Club and the Player, in accordance with the Rules of the League or JBA, may ask the League or JBA for a resolution of the dispute.

To verify the conclusion of this Agreement, two original copies will be prepared. A representative of the Club and the Player shall each sign them or affix their name and seal to them and retain one copy. Alternatively, an electromagnetic record of this contract will be created. Following mutual agreement, a representative of the Club and the Player will affix their electronic signatures, and each will retain a copy of the electromagnetic record.

This Agreement has been executed as of this _____ day of _____.

<u>The Club</u>
(Address)
(Corporation name)
(Name of the representative)

<u>The Player</u>
(Address)
(Name)
(Date of birth)
(Qualified Invoice Issuer registration number)
* If the Player is registered

* In addition to the above, in the event the Player is a minor, the signature or name and seal of his/her legal representative (person with parental authority or guardian)
(Address)
(Name)

* In addition to the above, in the event the agent is involved, the signature or name and seal of that agent
(Address)
(Name)
(JBA registered agent number)
(FIBA Agent license number)
* If a FIBA Agent license is held

期 限 付 移 籍 契 約 書

＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「移籍元クラブ」という）と＿＿＿＿＿＿＿（以下「選手」という）と、＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「移籍先クラブ」という）とは、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約を締結する。

第１条〔移籍〕

移籍元クラブと移籍先クラブとは、選手の同意に基づき、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日から＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日までの期間、選手を移籍先クラブに期限付移籍させる。

第２条〔移籍先クラブ選手契約の優先〕

選手が移籍先クラブに移籍している期間（以下「移籍期間」という）については、移籍先クラブと選手の間に締結される契約（以下「移籍先クラブ選手契約」という）が、移籍元クラブと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という）に優先し、移籍先クラブ選手契約のみが適用されるものとする。なお、原契約の有効期間はこれによって影響を受けないものとする。

第３条〔移籍期間中の報酬等〕

(1) 移籍期間中の報酬等について移籍先クラブと選手とは、移籍先クラブ選手契約を締結する。

(2) 移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額は、原契約と同条件とする。ただし、移籍先クラブ選手契約に定める基本報酬額と、原契約に定める基本報酬額との間に差額が発生する場合は、当該差額分を移籍元クラブが支払う。

(3) 選手は、交通費、宿泊費および引っ越し費用の実費を、移籍するときは移籍先クラブに、再移籍するときは移籍元クラブにそれぞれ請求することができる。

第４条〔移籍補償金〕

移籍期間満了後、選手が移籍先クラブに完全に移籍する場合、移籍元クラブが移籍先クラブに請求することができる移籍補償金は、次の各号のとおりとする。

① 原契約の期間満了前に完全移籍する場合：移籍元クラブと移籍先クラブとが合意した額

② 原契約の期間満了後に完全移籍する場合：移籍補償金は発生しない

第５条〔原契約の更新手続き〕

移籍期間中に原契約の更新手続きを行う時期が到来した場合、移籍元クラブが必要な諸手続きを行う。ただし、移籍元クラブ、移籍先クラブおよび選手の三者において完全なる移籍に関する合意が既に為されている場合は、移籍先クラブが行うものとする。

第６条〔メディカルチェック〕

(1) 移籍先クラブは、選手を移籍期間開始前に移籍元クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができ、選手が移籍先クラブ選手契約の義務を充分に果たせないと判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。

(2) 移籍元クラブは、移籍期間満了前に移籍先クラブが同意する医師によるメディカルチェックを行うことができる。

第７条〔薬物検査〕

(1) 移籍先クラブは、選手に対し移籍期間開始前にリーグが指定する薬物検査の受検を行わせることができ、当該検査において陽性結果が確定した場合は、本契約を即刻解約することができる。

(2) 移籍元クラブは、移籍期間満了前に選手に対しリーグが指定する薬物検査の受検を行わせることができる。

第８条〔選手の傷害・疾病等〕

移籍期間中における選手の健康管理、傷害・疾病予防および治療については、移籍先クラブがその責任を負う。

第９条〔再移籍〕

(1) 移籍期間中選手が移籍先クラブにおいてバスケットボール選手としての運動能力を著しく喪失したことが第６条第２項のメディカルチェックにより判明した場合、移籍元クラブの選択により選手を再移籍させないことができる。

(2) 移籍元クラブが前項の選択を行った場合、原契約残存期間の移籍元クラブの基本報酬支払い義務は、移籍先クラブが移籍元クラブに代わって履行する。ただし、移籍元クラブが支払うべきインセンティブ報酬については、この限りではない。

第 10 条〔選手肖像の使用〕

移籍期間中においても移籍元クラブは選手の肖像を使用することができる。ただし、移籍元クラブのユニフォームを着用しているもの、または移籍前に撮影した映像、スチル写真等に限る。

以上、本契約締結の証として本書３通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ各１通ずつを保有する。

年　　月　　日

移籍元クラブ　　印

移籍元クラブ仲介人（当移籍に関与した場合）　　印

移籍先クラブ　　印

移籍先クラブ仲介人（当移籍に関与した場合）　　印

選手　　印

選手代理人（当移籍に関与した場合）　　印

期限付移籍補償金　通知書

[期限付移籍先]　チーム名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

[期限付移籍元]　チーム名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

住所：〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

選　手　名									
TeamJBA　ID									
生 年 月 日	西暦　　年　　月　　日　　[　　]才								

上記選手の期限付移籍補償金に関し、下記のとおり合意しましたので、通知します。

記

1.　期限付移籍補償金の額　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2.　合意日　　20　　年　　月　　日

3.　期限付移籍期間　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで

4.　支払条件　　□　20　　年　　月　　日　に一括支払い

□　その他　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5.　仲介人の氏名

（取引に関与した場合）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6.　B.LEAGUE への通知日　　20　　年　　月　　日

以上

※以下の書類を必ず添付し提出すること

①　期限付移籍に関する合意書の写し（当該期限付移籍補償金の金額が明示されたもの）

②　期限付契約書の写し

③　選手契約書の写し

2024-25 B.LEAGUEメディカルチェック報告書

クラブ名：

【2024年6月12日改定】

選　手　名		生年月日（西暦）	年　　月　　日生	年齢	
実施年月日（西暦）	年　　月　　日	所属クラブ在籍年数	新人・移籍　/　在籍　　年目		
身長	cm	体重	kg		

◆1-10は必須項目
◆11（心エコー）は新人選手と移籍選手および当該クラブ在籍5、10、15年目の選手は必須項目
◆12（負荷心電図）は全ての選手において任意項目

1. 現在治療中の内科的疾患、治療薬の有無	なし・あり 〔　　〕			
2. 整形外科的疾患の手術歴の有無	なし・あり 〔　　〕			
3. 特記すべき既往歴・家族歴	既往歴； 家族歴；心臓病（なし・あり）、突然死（なし・あり）、他（詳細：　　）			
4. TUE申請の有無	なし・あり〔申請時期；　　年　　月頃、申請薬品名；　　〕			
5. 診察	血圧；　　/　　、脈拍；　　/分、心雑音；なし・あり その他の所見；異常なし・あり〔　　〕			
6. マルファンSx.の疑い	疑いなし・あり〔家族歴・大動脈疾患・その他の所見：　　〕			
7. 胸部レントゲン検査	異常なし・あり〔　　〕			
8. 安静時心電図	異常なし・あり〔洞性徐脈（HR：　　）・左室高電位・その他の所見：　　〕			
9. 血液検査 ※検査データのコピー添付でも可	WBC　　（/μl）	Hb　　（g/dl）	Ht　　（%）	TP　　（g/dl）
	GOT　　（IU/L）	GPT　　（IU/L）	γGTP　　（IU/L）	ALP　　（IU/L）
	CPK　　（IU/L）	BUN　　（mg/dl）	Cr　　（mg/dl）	T-chol　　（mg/dl）
	TG　　（mg/dl）	HDL-C　　（mg/dl）	U.A　　（mg/dl）	HbA1c　　（%）
10. 尿検査	蛋白（3+ ,2+ ,+ ,- ）	糖（3+ ,2+ ,+ ,- ）	潜血（3+ ,2+ ,+ ,- ）	
11. 心エコー検査	異常なし・あり〔　　〕			
12. 負荷心電図	異常なし・あり〔　　〕			
13. その他のコメント				

以上の診察および検査の範囲ではバスケットボール競技に参加することに問題ないと考える。

病院名、所在地、電話、FAX

医師名　　**印**

懲罰規程

第１条〔目　的〕

本規程は、公式試合における選手、チームスタッフおよびＢクラブに対して、規律委員会および規律委員長が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

第２条〔懲罰の種類〕

(1)　選手およびチームスタッフ（以下「選手等」という）に対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

①　戒告　　口頭をもって戒める
②　けん責　　始末書をとり、将来を戒める
③　罰金　　一定の金額をＢリーグに納付させる
④　没収　　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂリーグに帰属させる
⑤　賞の返還　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
⑥　出場停止　無期限または違反行為１件につき１年以内の期限もしくは違反行為１件につき60試合の上限を付して、公式試合への出場資格（エントリーする資格）を停止する
⑦　公的職務の停止・禁止・解任　ＢリーグまたはＢクラブにおける一切の公的職務を一定期間、無期限または永久的に停止し、禁止し、または解任する
⑧　除名　　Ｂリーグから除名する

(2)　Ｂクラブに対する懲罰の種類は次の各号のとおりとし、これらの懲罰を併科することができるものとする。

①　戒告　　口頭をもって戒める
②　けん責　　始末書をとり、将来を戒める
③　罰金　　一定の金額をＢリーグに納付させる
④　没収　　取得した不正な利益を剥奪し、Ｂリーグに帰属させる
⑤　賞の返還　賞として獲得した全ての利益（賞金、記念品、トロフィー等）を返還させる
⑥　試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
⑦　得点または勝ち数の無効・減算
⑧　無観客試合の開催　入場者のいない試合を開催させる
⑨　試合の没収　得点を０対20として試合を没収する
⑩　競技会への出場権の剥奪　特定の競技会への出場権を剥奪する

⑪　公的業務の停止　一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部を停止する

⑫　下位ディビジョンへの降格　所属するリーグより１つ以上下位のリーグに降格させる

⑬　除名　Ｂリーグから除名する（ただし、総会において正会員現在数の４分の３以上の多数による議決を要する）

第３条〔懲罰の決定〕

前条に基づく懲罰の種類および内容については、規律委員会がこれを審議し決定する。

第４条〔規律委員会開催が困難である場合の対応〕

(1)　公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に前条に従って懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、前条の規定にかかわらず、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。

(2)　前項において、規律委員長に事故あるときその他前項の決定を行うことが困難な事情がある場合は、予め規律委員会が定めた順序により、その他の規律委員が懲罰を決定する。

第５条〔懲罰の基準〕

(1)　Ｂリーグ規約第60条第１項第１号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

①　１回目の場合：最低１試合の出場停止および罰金

②　同一シーズン内で繰り返した場合：最低２試合の出場停止および罰金

(2)　Ｂリーグ規約第60条第１項第２号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

①　繰り返した場合（同一シーズンにおいて既に同一内容のファウルを宣されている場合）：最大１試合の出場停止

②　同一シーズンにおいて、前号の処分に該当する行為を重ねて行った場合：最大２試合の出場停止および罰金

(3)　Ｂリーグ規約第60条第１項第３号の事由が発生した際の懲罰基準は、次のとおりとする。

①　選手等が選手等に対して暴行・脅迫を行った場合または一般大衆に対して挑発行為を行った場合

ア　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金
②　選手等が選手等に対してつばを吐きかける行為をした場合
ア　１回目の場合：最大６試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止および罰金
③　選手等が審判に対して侮辱または公然の批判行為を行った場合
ア　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金
④　選手等が審判に対して暴行・脅迫した場合
ア　１回目の場合：最大６ケ月の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止および罰金
⑤　選手等が審判に対してつばを吐きかける行為をした場合
ア　１回目の場合：最大12ケ月の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：無期限の出場停止
⑥　選手等が一般大衆に対して暴行・脅迫した場合
ア　１回目の場合：最大12か月の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：無期限の出場停止
⑦　選手等がプレーや進行の妨害行為をした場合
ア　１回目の場合：最大１試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大２試合の出場停止および罰金
⑧　選手等がアリーナまたはその周辺関連施設において故意により器物破損を行った場合
ア　1回目の場合：最低1試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金
⑨　選手等が選手等または一般大衆等に対する著しい威嚇・挑発・侮辱行為をした場合
ア　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金
⑩　選手等がアリーナ内のスポンサー広告看板やLEDバナーを含む広告掲出物を蹴るまたは殴打する行為その他スポンサーまたは広告主に対する品位を欠く行為を行った場合
ア　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金
イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金
⑪　選手等が試合後または試合中の失格退場後に次の各号にあげられる、Ｂリーグの関係者としての品位を欠き、リーグの価値を損なう行為を行った場合
ア　審判判定に対する執拗な抗議や異論表現
イ　ボールを蹴り上げたり投げつけたりする行為
ウ　試合後に相手クラブやクラブ関係者に対する侮辱行為

エ　前各号に類する行為

（ⅰ）　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

（ⅱ）　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

⑫　選手等が審判や審判による判定、相手クラブ、クラブ関係者に対して、SNS等を用いた不満表現、異論表現および批判行為をした場合

ア　１回目の場合：最大２試合の出場停止および罰金

イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大４試合の出場停止および罰金

⑬　選手等が乱闘または喧嘩に関与した場合。ただし、乱闘または喧嘩を防ぎ、これに関与している他の者を隔てまたは分離することのみをしようとした者は懲罰を受けない。

ア　１回目の場合：最大６試合の出場停止

イ　同一シーズン内で繰り返した場合：最大12か月の出場停止

⑭　選手等が、選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合：処分決定日から１か月の出場停止

⑮　出場資格の無い選手等が公式試合にエントリーした場合

ア　エントリーさせた者：処分決定日から１か月間の出場停止

イ　エントリーした選手：処分決定日から１か月間の出場停止

⑯　その他Ｂリーグ規約第60条第１項第３号に該当すると認められる場合：前各号の基準を踏まえ、諸般の事情を総合的に考慮して懲罰を決定する。

第６条〔選手等に対する罰金〕

選手等に対して罰金を科す場合は、出場停止処分１試合あたり金５万円以下を基準とする。ただし、アマチュア選手に対しては罰金を科さないものとする。

第７条〔管理監督関係者の加重〕

Ｂクラブおよびチームスタッフその他の管理監督関係者が違反行為を行った場合には、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の２倍以下の範囲内において、懲罰を加重することができる。

第８条〔Ｂクラブに対する懲罰〕

(1)　次の各号に定める場合は、Ｂリーグ規約第60条第１項第３号に該当するものとして、Ｂクラブに対して懲罰を科す。

①　１試合において同一チームの５名以上の選手等が、失格・退場処分となった場合、当該チームのＢクラブに対して罰金を科す。

②　同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、または、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行った場合、当該チームのＢクラブに対して罰金を科す。

③　前２号についてのＢクラブに対する罰金は以下のとおりとする。

ア　Ｂ１の場合：金50万円

イ　Ｂ２の場合：金25万円

(2)　前項に定めるほか、チームがＢリーグ規約第60条第１項第３号に該当する不正な行為を行った場合は、当該チームのＢクラブに対して懲罰を科す。

第９条〔差別的・侮辱的行為〕

人種、肌の色、性別、言語、宗教、または出自等に関する差別的または侮辱的な発言または行為により、個人または団体の尊厳を害した場合、Ｂリーグ規約第60条第１項第３号に該当するものとして、以下のとおり懲罰を科すものとする。ただし、軽度の違反の場合は、譴責または戒告、その他軽度の懲罰に留めることができる。

①　違反者が選手（アマチュア選手を含む）の場合は、違反当事者に対して、原則として最低５試合の出場停止処分および10万円以上の罰金を科す。

②　同一のＢクラブに所属する複数の個人が同時に本条に違反した場合は、当該Ｂクラブに勝ち数の減算処分（初回の違反は１試合、二度目の違反は２試合）を科す。さらなる違反の場合は、下位リーグへの降格処分を科す。

③　違反者がいずれかのＢクラブのファンの場合は、その有責性に関わらず、当該Ｂクラブに対して40万円以上の罰金を科す。重大な違反には、無観客試合の開催、試合の没収、勝ち数の減算、または競技会への出場権剥奪などの追加的な懲罰を科す。

第10条〔規律委員会決定までの出場停止〕

前各条に基づいて決定される懲罰における、出場停止の試合数については、その懲罰対象者が規律委員会での懲罰決定までに出場を停止された試合が有る場合は、当該試合数分を出場停止の試合数から減ずることとする。

第11条〔両罰規定〕

Ｂクラブに所属する選手等が違反行為を行った場合には、違反行為を行った本人に対して懲罰を科すほか、選手等が所属するＢクラブに対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該Ｂクラブに過失がなかったときは、この限りではない。

第12条〔罰金の合算〕

同時に複数の違反行為が罰金の対象となった場合には、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第13条〔酌量減軽〕

違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

第14条〔他者を利用した違反行為に対する懲罰〕

他の者をして違反行為を行わせたＢクラブまたは選手等には、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

第15条〔規律委員会の決定に対する再審査請求〕

(1)　本規程に基づき規律委員会または規律委員長により懲罰を科された者は、十分な新たな反証を有する場合に限り、被懲罰者への通知後10日以内に、リーグの裁定委員会に対して申立書および証拠を提出し、手数料10万円（税抜）を納付して再審査を請求し、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）の決定を求めることができる。

(2)　再審査の手続きは、(その性質上適用されないことが明らかなものを除き）裁定委員会の調査および審議の手続きに準ずるものとし、裁定委員会は、チェアマンに対して決定案を答申する。チェアマンは、当該答申を十分に尊重して決定を下すものとする。

(3)　再審査請求に対して下されたチェアマンの決定は最終的なものとし、さらなる再審査を求めることはできない。

第16条〔再審査請求可能な懲罰〕

前条の再審査請求は、選手等やＢクラブへ科された懲罰（以下「原懲罰」という）が次の各号のいずれかに該当する場合に限り可能なものとする。

①　選手等に対する懲罰の場合

ア　３試合以上の出場停止

イ　公的職務の停止・禁止・解任

ウ　除名

②　Ｂクラブに対する懲罰の場合

ア　試合結果の無効

イ　得点または勝ち数の無効・減算

ウ　無観客試合の開催

エ　試合の没収

オ　競技会への出場権の剥奪

カ　公的業務の停止

キ　下位ディビジョンへの降格

ク　除名

第17条〔再審査請求時の発行済懲罰の適用〕

(1)　原懲罰が出場停止処分の場合、再審査請求は当該原懲罰の適用を中断する効果を有しないものとする

(2)　前項の場合、チェアマンが原懲罰を取消すか、またはこれを減じる決定をした場合であっても、チェアマンの当該決定はその通知日から将来に向かって発効するものであって、その通知日までに既に適用された原懲罰は回復されないものとする。ただし、出場停止にかかる公式記録は当該決定に応じて抹消又は変更されるものとする。

第18条〔その他処分における再審査請求の効果〕

原懲罰が前条第１項に該当するもの以外の懲罰の場合、原懲罰の適用は第19条第３項に従って懲罰が確定するまでの期間、中断されるものとする。

第19条〔懲罰の確定〕

(1)　原懲罰が第16条第１号および第２号のいずれにも該当しない場合、規律委員会または規律委員長の決定通知をもって原懲罰は確定するものとする。

(2)　原懲罰が第16条第１号または第２号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後10日以内に原懲罰に対する再審査請求がなされないときは、当該期間の経過をもって、原懲罰は確定するものとする。

(3)　原懲罰が第16条第１号または第２号のいずれかに該当する場合において、規律委員会または規律委員長の決定通知後10日以内に再審査請求が適法になされたときは、再審査請求が取り下げられたときまたは再審査請求に対するチェアマンの決定の通知がなされたときをもって懲罰が確定するものとする。

第20条〔通　知〕

(1)　第３条、第４条および第15条第２項の決定は被懲罰者に対して書面で通知するものとする。

(2)　前項の規定にかかわらず、被懲罰者が選手等である場合は、当該選手等の所属するＢクラブに対して通知すれば足りるものとする。かかる場合、Ｂクラブは受領した決定内容を当該選手等に対して知らしめるものとする。

(3)　第１項の書面は電子メールを含むものとし、Ｂクラブに宛てる場合は当該Ｂクラブの実行委員の電子メールアドレスに対して通知する。

第21条〔協会の規程の準用〕

本規程に定めのない事項については、協会の「基本規程」を準用する。

第22条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第23条〔施　行〕

本規程は、2016年６月１日から施行する。

〔改正〕

2017年７月12日
2018年７月10日
2019年７月９日
2019年９月11日
2021年８月10日
2022年８月17日

反則金に関する規程

第１条〔目的〕

本規程は、Ｂ１およびＢ２リーグ戦における反則ポイントと、それに伴う反則金について定める。

第２条〔アンフェアなプレーに対する反則金〕

(1)　Ｂ１およびＢ２リーグ戦における反則ポイントの年間合計数が、それぞれ31ポイントを超えた場合、当該Ｂクラブに対し、以下のとおり反則金を科すものとする。

①　Ｂ１：31ポイント以上40ポイント以下　20万円
41ポイント以上50ポイント以下　40万円
51ポイント以上60ポイント以下　60万円
61ポイント以上70ポイント以下　80万円
71ポイント以上80ポイント以下　100万円
81ポイント以上　150万円

②　Ｂ２：31ポイント以上40ポイント以下　20万円
41ポイント以上50ポイント以下　40万円
51ポイント以上60ポイント以下　60万円
61ポイント以上70ポイント以下　80万円
71ポイント以上　100万円

(2)　前項に定める反則金は、シーズン毎に理事会が決定する方法によって徴収する。

第３条〔反則ポイントの計算方法〕

(1)　前条の反則ポイントの計算は、退場１回につき３ポイント（同一試合において５回のプレイヤー・ファウルによる退場は除く）、テクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル１回につき１ポイント、出場停止試合１試合につき３ポイントとして計算する。なお、同一試合においてテクニカル・ファウルおよびアンスポーツマンライク・ファウル２回により退場した場合は、退場による３ポイントのみを計算する。

(2)　前項にかかわらず、試合の第１および第３クォーターそれぞれにおいて、チームの責めに帰すべき事由により試合開始時刻に遅れた場合には、前項に定めるポイントのほか試合開始遅れ１分につき１ポイントを別途加算するものとする。

(3)　試合開始時刻に遅れた理由（両クラブまたはいずれかのクラブに責めがある

か）および遅れた分数については、ゲームディレクター報告書に基づき算出することとする。遅れた理由および分数について疑義が生じた場合は代表理事CEO（チェアマン）の決定を最終とする。

(4)　Ｂ１Ｂ２リーグ戦試合実施要項第６条に規定する、選手の試合エントリー人数が９名以下になった場合、10名と当該試合におけるエントリー選手数との差分に５を乗じたポイントを、別途加算するものとする。

(5)　前各項の反則ポイントは、原則減算しないものとする。ただし、理事会が認めた場合に限り、減算することがある。

第４条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第５条〔施　行〕

本規程は、2016年６月１日から施行する。

〔改正〕

2017年７月12日
2019年９月11日
2020年７月14日

表彰規程

第１条〔趣　旨〕

本規程は、「Ｂリーグ規約」第77条に基づき、Ｂリーグにおけるチーム、選手、ヘッドコーチおよび審判員等の表彰ならびにＢリーグの発展に功労のあった者に対する表彰に関し定める。

第２条〔クラブ表彰〕

(1) Ｂ１リーグ戦およびＢリーグチャンピオンシップの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。対象クラブが重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。

① 年 間 優 勝：賞金 5,000万円（税込）　チャンピオントロフィー、チャンピオンリング、日本バスケットボール協会会長杯

② 年間準優勝：　賞金 2,000万円（税込）

③ 年間ベスト４（優勝・準優勝クラブを除く）：　賞金　750万円（税込）

④ チャンピオンシップ出場（ベスト４以上のクラブを除く）：　賞金　500万円（税込）

⑤ レギュラーシーズンカンファレンス優勝：　賞金 1,000万円（税込）

(2) Ｂ２リーグ戦およびＢ２プレーオフの結果により、それぞれ次のとおり賞金および記念品を授与する。

① 年 間 優 勝：　賞金 1,000万円（税込）、優勝トロフィー

② 年間準優勝：　賞金　300万円（税込）

③ 年間３位：　賞金　100万円（税込）

第３条〔リーダーズ表彰〕

(1) Ｂ１リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金を授与する。

① 得　点　王：　賞金 30万円（税込）、記念品

② ア シ ス ト 王：　賞金 30万円（税込）、記念品

③ リバウンド王：　賞金 30万円（税込）、記念品

④ スティール王：　賞金 30万円（税込）、記念品

⑤ ブ ロ ッ ク 王：　賞金 30万円（税込）、記念品

⑥ ベスト３Ｐ成功率賞：　賞金 30万円（税込）、記念品

⑦ ベストＦＴ成功率賞：　賞金 30万円（税込）、記念品

(2) Ｂ２リーグ戦における前項各賞の受賞者を選考し、記念品を授与する。

第４条〔個人表彰〕

(1) Ｂ１リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、賞金および記念品を授与する。対象者が重複する場合には、それぞれの賞金の合計額を授与する。

① レギュラーシーズン最優秀選手賞：　賞金 100万円(税込)、記念品

② レギュラーシーズンベストファイブ：　賞金１人当たり 30万円(税込)、記念品

③ チャンピオンシップ最優秀選手賞：　賞金 100万円(税込)、記念品

④ ベスト６thマン：　賞金 20万円(税込)、記念品

⑤ 新人賞：　賞金 20万円(税込)、記念品

⑥ ベストディフェンダー賞：　賞金 20万円(税込)、記念品

⑦ ベストダンクシュート賞：　賞金 20万円(税込)、記念品

⑧ 最優秀ヘッドコーチ賞：　賞金 30万円(税込)、記念品

⑨ 最優秀審判賞：　記念品

⑩ アジア特別賞：　記念品

(2) Ｂ２リーグ戦を通じて次の各賞を選考し、記念品を授与する。

① レギュラーシーズン最優秀選手賞

② プレーオフ最優秀選手賞

(3) 前２項の受賞者は、第１項第７号を除き、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が指名した者により構成される選考委員会が決定する。第１項第７号はファン投票により決定される。

(4) 選手および審判員に対し、リーグ戦通算出場記録により、記念品を授与して表彰を行うことができる。

(5) 上記以外に、理事会が特に必要と認めた個人および団体に対して表彰を行うことができる。

第５条〔功労者表彰〕

(1) Ｂリーグの発展に功労があった者に対し、記念品等を贈呈して表彰を行うことができる。

(2) 前項の表彰を受ける者は、①クラブから推薦された者の中からチェアマンが推薦し、または②チェアマン自らの推薦に基づき、理事会が決定する。

第６条〔Ｂリーグアウォーズ〕

(1) 個人表彰等を表彰するＢリーグアウォーズは、チャンピオンシップ終了後に行う。

(2) Ｂリーグアウォーズには、次の者が出席する。

① Ｂリーグ役員、実行委員等

② 受賞対象チームの役員および選手

③　個人表彰の受賞者
④　その他の表彰対象者

(3) 前項の出席者の交通費・宿泊費は、Ｂリーグ「旅費規程」に基づきＢリーグが負担する。ただし、受賞者が海外在住の場合は、出席者の交通費、宿泊費は以下のとおりＢリーグが負担する。
①　国外から国内および国内から国外の移動における、航空機ビジネスクラス往復利用相当分
②　国内での移動にかかる交通費（Ｂリーグ旅費規定に基づく）
③　国内での宿泊費（Ｂリーグ旅費規定に基づく）。ただし、３泊分を上限とする

(4) Ｂリーグアウォーズには、バスケットボール担当記者、ゲームディレクター、審判関係者、オフィシャルパートナー関係者およびその他関係者を招待する。

第７条〔改　正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第８条〔施　行〕

本規程は、2016年９月７日から施行する。

〔改正〕

2020年７月14日
2024年８月22日

U15チーム規程

第１条〔趣旨〕

本規程は、Ｂクラブが保有する15歳以下のユースチーム（以下「B.LEAGUE U15チーム」という。）に関する事項について定める。

第２条〔保有〕

Ｂ１リーグおよびＢ２リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Ｂライセンス」という。）を取得しようとするＢクラブは、B.LEAGUE U15チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、当該チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）においてカテゴリー及びチーム区分を「U15」の「ＢクラブU15チーム」として毎年度（毎年４月１日から３月31日まで。以下同じ。）４月末日までに登録されたチームであることを要する。

第３条〔チーム名〕

B.LEAGUE U15チームのチーム名は、呼称の前後どちらかに「U15」をつけなければならない。

第４条〔保有チーム数〕

Ｂクラブが保有できるB.LEAGUE U15チームのチーム数は１チームとする。

第５条〔対象年齢〕

B.LEAGUE U15チームに所属する選手の年齢は11歳から15歳までに限るものとする。

第６条〔選手登録〕

(1)　B.LEAGUE U15チームの選手は、Team JBAおよびＢリーグに選手登録しなければならない。

(2)　選手登録の期限は毎年度５月末日とする。

(3)　選手登録数は、10名以上20名以下とし、前項に定める期限までに10名以上の登録をしなければならない。なお、JBAの基本規程その他の諸規程又はＢリーグ規約その他の諸規程に別段の定めがある場合を除き、B.LEAGUE U15チームに登録をされている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、他チームに登録することはできない。

(4)　B.LEAGUE U15チームの選手として選手登録できる12歳以下の選手は２名まで

とする。

(5)　第２項に定める期限後に、選手登録数が第３項の下限人数を下回った場合、30日以内にその人数を充足しなくてはならない。

(6)　B.LEAGUE U15チームへの選手登録が解除された場合、当該選手は当該年度内に同一のB.LEAGUE U15チームの選手として再登録することはできない。ただし、転居等やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

(7)　Ｂクラブは、第１項に基づき選手登録された選手については、翌年３月31日までの間、３名を超えて変更することはできない。

(8)　前項にかかわらず、怪我または転居等で長期間にわたり試合への出場が困難な選手が発生した場合には、Ｂクラブは、診断書等の出場困難な事情を証明する文書をＢリーグに提出することを条件として、前項による変更とは別に２名まで変更することができる。

第７条〔選手募集等〕

Ｂクラブは、B.LEAGUE U15チームの選手を募集する場合、選手が未成年であることに十分に配慮し、B.LEAGUE U15チームに所属する意思を本人およびその保護者に書面により確認するものとする。Ｂクラブは、当該確認にあたり、当該ＢクラブがＢライセンスを取得できなかった場合、B.LEAGUE U15チームがＢリーグ主催の大会に出場できなくなる恐れがあることについて説明しなければならない。

第８条〔ヘッドコーチ〕

(1)　B.LEAGUE U15チームには、JBA公認Ｂ級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチを１名置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

(2)　ヘッドコーチは、次の各号に定めるコーチと兼務することはできない。

①　当該Ｂクラブのトップチーム（当該Ｂクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ

②　他のＢクラブ（本号においてはＢ３クラブを含む）の保有するチームのコーチ

③　他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ

(3)　第１項に定める期限後に、登録されたヘッドコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(4)　ヘッドコーチは、JBA、都道府県協会およびＢリーグ主催の大会において、病気等正当な理由がある場合を除き、必ずスコアシートに署名し、試合の指揮をとらなければならない。

(5)　ヘッドコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第９条〔アシスタントコーチ〕

(1)　B.LEAGUE U15チームには、JBA公認Ｃ級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチを１名以上置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

(2)　第１項に定める期限後に、登録されたアシスタントコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(3)　アシスタントコーチは、ヘッドコーチ不在時を除き、JBA、都道府県協会およびＢリーグ主催の大会において、スコアシートに署名をしてはならない。

(4)　アシスタントコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第10条〔トレーナー〕

(1)　B.LEAGUE U15チームには以下の各号に定めるいずれかの資格を保有し、Ｂリーグが認めたトレーナーを１名以上置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

①　公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー

②　理学療法士

③　柔道整復師

④　あん摩マッサージ指圧師

⑤　はり師

⑥　きゅう師

⑦　米国アスレティックトレーナー資格認定委員会公認アスレティックトレーナー

(2)　トレーナーは、他のＢクラブ（本項においてはＢ３クラブを含む）の保有するチームのトレーナーと兼務することはできない。

(3)　第１項に定める期限後に、登録されたトレーナーが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(4)　トレーナーは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第11条〔育成方針〕

Ｂクラブは、B.LEAGUE U15チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。

第12条〔活動〕

(1)　B.LEAGUE U15チームは、年間を通じて週３日以上かつ月36時間以上活動することを要する。本規程において「活動」とは、練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する一切の活動を意味する。

(2)　Ｂクラブは、B.LEAGUE U15チームの活動にあたっては、選手の心身の健康や安全に十分に配慮しなければならない。

(3)　Ｂクラブは、B.LEAGUE U15チームの活動との関係において、選手がＢリーグ規約第３条所定の事項を遵守するよう十分に指導､監督をしなければならない。

第13条〔報告書等の提出〕

(1)　Ｂクラブは、毎月、B.LEAGUE U15チームの活動予定表および活動報告書を、Ｂリーグが指定する期日までに提出しなければならない。

(2)　Ｂクラブは、前項の書類において虚偽の記載をしてはならない。

第14条〔大会への参加〕

(1)　B.LEAGUE U15チームは、原則としてＢリーグが主催する大会に参加しなければならない。

(2)　B.LEAGUE U15チームが各大会参加要項所定の大会資格を満たさない場合、その参加は認められない。

第15条〔Ｂライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕

(1)　Ｂクラブは、Ｂライセンスを取得できなかった場合、その保有するB.LEAGUE U15チームを第２条に定めるカテゴリー・チーム区分に登録することはできず、当該B.LEAGUE U15チームは、Ｂリーグが主催する大会に参加することはできない。ただし、当該B.LEAGUE U15チームが本規程に定める事項を充足できると理事会が判断したときは、当該Ｂクラブは、Ｂライセンスを取得できないことが確定したときから最大３年間、その保有するB.LEAGUE U15チームを「U15」の「ＢクラブU15チーム」のカテゴリーおよびチーム区分として登録することができるものとし、かかる登録がなされた場合、当該Ｂクラブの保有するB.LEAGUE U15チームはＢリーグの主催する大会に出場することができる。

(2)　前項に基づき、B.LEAGUE U15チームが、Ｂリーグが主催する大会に出場できなくなったときは、Ｂクラブは、選手およびその保護者に速やかに通知しなければならない。

第16条〔罰則〕

(1)　Ｂクラブ又はB.LEAGUE U15チームが本規程第２条ないし第５条、第６条第１項ないし第４項、第８条第１項および第２項、第９条第１項、ならびに第10条

第１項および第２項に違反した場合、クラブライセンス交付規則が定めるところにより、制裁が科され、又は科される可能性がある。

(2)　Ｂクラブ又はB.LEAGUE U15チームが本規程（前項によりクラブライセンス交付規則違反となる条項を除く）に違反した場合、Ｂリーグ規約第10章〔制裁〕を適用する。

第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制　定〕

2020年８月25日

〔改　正〕

2022年８月17日　　2025年４月１日
2023年９月１日　　2025年４月15日
2024年８月22日

U18チーム規程

第１条〔趣旨〕

本規程は、Ｂクラブが保有する18歳以下のユースチーム（以下「B.LEAGUE U18チーム」という。）に関する事項について定める。

第２条〔保有〕

Ｂ１リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Ｂライセンス」という。）を取得しようとするＢクラブは、B.LEAGUE U18チームをライセンス申請者または関連する法人内に置かなければならず、当該チームは、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）が運営する「Team JBA」（以下「Team JBA」という。）においてカテゴリー及びチーム区分を「U18」の「ＢクラブU18チーム」として毎年度（毎年４月１日から３月31日まで。以下同じ。）４月末日までに登録されたチームであることを要する。

第３条〔チーム名〕

B.LEAGUE U18チームのチーム名は、呼称の前後どちらかに「U18」をつけなければならない。

第４条〔保有チーム数〕

ＢクラブがB.LEAGUE U18チームのチーム数は１チームとする。

第５条〔対象年齢〕

B.LEAGUE U18チームに所属する選手の年齢は13歳から18歳までに限るものとする。

第６条〔選手登録〕

(1)　B.LEAGUE U18チームの選手は、Team JBAおよびＢリーグに選手登録しなければならない。

(2)　選手登録の期限は毎年度５月末日とする。

(3)　選手登録数は、８名以上20名以下とし、前項に定める期限までに８名以上の登録をしなければならない。なお、JBAの基本規程その他の諸規程又はＢリーグ規約その他の諸規程に別段の定めがある場合を除き、B.LEAGUE U18チームに登録をされている選手は、カテゴリーおよびチーム区分を問わず、他チームに登録することはできない。

(4)　B.LEAGUE U18チームの選手として選手登録できる15歳以下の選手は２名まで

とする。

(5)　第２項に定める期限後に、選手登録数が第３項の下限人数を下回った場合、30日以内にその人数を充足しなくてはならない。

(6)　B.LEAGUE U18チームへの選手登録が解除された場合、当該選手は当該年度内に同一のB.LEAGUE U18チームの選手として再登録することはできない。ただし、転居等やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

第７条〔選手募集等〕

Ｂクラブは、B.LEAGUE U18チームの選手を募集する場合、選手に十分配慮し、B.LEAGUE U18チームに所属する意思を本人およびその保護者に書面により確認するものとする。Ｂクラブは、当該確認にあたり、当該ＢクラブがＢライセンスを取得できなかった場合、B.LEAGUE U18チームがＢリーグ主催の大会に出場できなくなる恐れがあることについて説明しなければならない。

第８条〔ヘッドコーチ〕

(1)　B.LEAGUE U18チームには、JBA公認Ｂ級コーチライセンス以上を保有するヘッドコーチを１名置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

(2)　ヘッドコーチは、次の各号に定めるコーチと兼務することはできない。

①　当該Ｂクラブのトップチーム（当該Ｂクラブにおける最高水準の競技力を保持するチームをいう。）のコーチ

②　他のＢクラブ（本号においてはＢ３クラブを含む）の保有するチームのコーチ

③　他チーム（カテゴリー、チーム区分を問わない）のヘッドコーチ

(3)　第１項に定める期限後に、登録されたヘッドコーチが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(4)　ヘッドコーチは、JBA、都道府県協会およびＢリーグ主催の大会において、病気等正当な理由がある場合を除き、必ずスコアシートに署名し、試合の指揮をとらなければならない。

(5)　ヘッドコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第９条〔アシスタントコーチ〕

(1)　B.LEAGUE U18チームには、JBA公認Ｃ級コーチライセンス以上を保有するアシスタントコーチを１名置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

(2)　第１項に定める期限後に、登録されたアシスタントコーチが不在となった場

合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(3)　アシスタントコーチは、ヘッドコーチ不在時を除き、JBA、都道府県協会およびＢリーグ主催の大会において、スコアシートに署名をしてはならない。

(4)　アシスタントコーチは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第10条〔トレーナー〕

(1)　B.LEAGUE U18チームには以下の各号に定めるいずれかの資格を保有し、Ｂリーグが認めたトレーナーを１名以上置かなければならず、毎年度４月末日までにTeam JBAに登録しなければならない。

①　公益財団法人日本スポーツ協会公認のアスレティックトレーナー

②　理学療法士

③　柔道整復師

④　あん摩マッサージ指圧師

⑤　はり師

⑥　きゅう師

⑦　米国アスレティックトレーナー資格認定委員会公認アスレティックトレーナー

(2)　トレーナーは、他のＢクラブ（本項においてはＢ３クラブを含む）の保有するチームのトレーナーと兼務することはできない。

(3)　第１項に定める期限後に、登録されたトレーナーが不在となった場合は直ちにその登録を解除し、当該解除日から30日以内に、代わりとなるものを置いた上でTeam JBAに登録しなければならない。

(4)　トレーナーは、第12条に定める活動に常に帯同しなければならない。

第11条〔育成方針〕

Ｂクラブは、B.LEAGUE U18チームの育成方針を作成し、これに従い運営しなければならない。

第12条〔活動〕

(1)　B.LEAGUE U18チームは、年間を通じて週３日以上かつ月36時間以上活動することを要する。本規程において「活動」とは、練習、試合、トレーニング、合宿、研修、その他選手育成の目的に資する一切の活動を意味する。

(2)　Ｂクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動にあたっては、選手の心身の健康や安全に十分に配慮しなければならない。

(3)　Ｂクラブは、B.LEAGUE U18チームの活動との関係において、選手がＢリーグ規約第３条所定の事項を遵守するよう十分に指導、監督をしなければならない。

第13条〔報告書等の提出〕

(1) Ｂクラブは、毎月、B.LEAGUE U18チームの活動予定表および活動報告書を、Ｂリーグが指定する期日までに提出しなければならない。

(2) Ｂクラブは、前項の書類において虚偽の記載をしてはならない。

第14条〔大会への参加〕

(1) B.LEAGUE U18チームは、原則としてＢリーグが主催する大会に参加しなければならない。

(2) B.LEAGUE U18チームが各大会参加要項所定の大会資格を満たさない場合、その参加は認められない。

第15条〔Ｂライセンスが取得できなかった場合の取り扱い〕

(1) Ｂクラブは、Ｂライセンスを取得できなかった場合、その保有するB.LEAGUE U18チームを第２条に定めるカテゴリー・チーム区分に登録することはできず、当該B.LEAGUE U18チームは、Ｂリーグが主催する大会に参加することはできない。ただし、当該B.LEAGUE U18チームが本規程に定める事項を充足できると理事会が判断したときは、当該Ｂクラブは、Ｂライセンスを取得できないことが確定したときから最大３年間、その保有するB.LEAGUE U18チームを「U18」の「ＢクラブU18チーム」のカテゴリーおよびチーム区分として登録することができるものとし、かかる登録がなされた場合、当該Ｂクラブの保有するB.LEAGUE U18チームはＢリーグの主催する大会に出場することができる。

(2) 前項に基づき、B.LEAGUE U18チームが、Ｂリーグが主催する大会に出場できなくなったときは、Ｂクラブは、選手およびその保護者に速やかに通知しなければならない。

第16条〔罰則〕

(1) Ｂクラブ又はB.LEAGUE U18チームが本規程第２条ないし第５条、第６条第１項ないし第４項、第８条第１項および第２項、第９条第１項、ならびに第10条第１項および第２項に違反した場合、クラブライセンス交付規則が定めるところにより、制裁が科され、又は科される可能性がある。

(2) Ｂクラブ又はB.LEAGUE U18チームが本規程（前項によりクラブライセンス交付規則違反となる条項を除く）に違反した場合、Ｂリーグ規約第10章〔制裁〕を適用する。

第17条〔改正〕

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔制　定〕
2022年８月17日

〔改　正〕
2023年９月１日
2024年８月22日
2025年４月１日

クラブライセンス交付規則

第１章　総　　則

第１条〔趣　旨〕

本交付規則は、Ｂリーグ規約第11条に基づき、Ｂ１リーグおよびＢ２リーグの参加資格であるクラブライセンス（以下「Ｂライセンス」という）の要件、申請手続、審査手続、その他の必要事項について定めるものである。

なお、本交付規則の適用は2025-26シーズンのＢライセンスまでとする。

第２条〔定　義〕

(1)　本交付規則において用いられている各用語は、文脈上明らかに別異に解することが要求される場合を除き、本交付規則の別紙「定義集」に定める意味を有するものとする。

(2)　本交付規則において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Ｂリーグ規約において定義された意味を有する。

第３条〔Ｂライセンス制度の目的〕

Ｂライセンス制度は、以下の各事項を目的とする。

①　日本バスケットボールのさらなる水準の向上
②　シーズンを通じた国内および国際的な競技会の継続性の維持
③　Ｂリーグおよび所属クラブの持続的発展
④　ユースチームなどの育成環境の構築
⑤　プロリーグにふさわしい設備や雰囲気を備えたアリーナの整備促進
⑥　安全性を兼ね備えた観戦環境の向上
⑦　選手のトレーニング施設の整備・改善
⑧　クラブの組織体制の充実、コーポレートガバナンスの強化
⑨　クラブの財務状況の向上、継続的な安定化
⑩　クラブの透明性の確保、インテグリティの保持、信頼性の維持

第４条〔遵守義務〕

(1)　Ｂライセンスの申請者（以下「ライセンス申請者」という）およびライセンシーならびにそれらの役職員およびその他の関係者は、本交付規則およびこれらに付随する諸規程を遵守する義務を負う。

(2)　ライセンス申請者およびライセンシーは、ライセンスの申請または取消しに

関連する手続において、虚偽の事実を記載した書面を提出してはならず、また、虚偽の情報を提供し、または虚偽の事実を述べてはならない。

(3)　ライセンス申請者およびライセンシーは、ライセンスの申請または取消しに関連する手続において、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局および理事会による調査または審査に誠実に協力しなければならない。

第２章　ライセンス

第５条〔ライセンスの種類〕

(1)　Ｂライセンスは、以下の２つのライセンスから構成される。

①　Ｂ１リーグまたは Ｂ２リーグに参加するための資格であるＢ１ライセンス

②　Ｂ２リーグに参加するための資格であるＢ２ライセンス

(2)　Ｂ１ライセンスはあくまでＢ１リーグに参加するために必要な資格に過ぎず、Ｂ１ライセンスの付与は、当該付与されたクラブが翌シーズンにおいてＢ１リーグに所属することを保証するものではない。当該クラブが翌シーズンにおいてＢ１リーグに所属するためには、Ｂ１ライセンスの付与を受け、かつ、Ｂリーグ規約等の諸規程に定める条件、国内競技会の結果等を充足しなければならない。Ｂ２ライセンスについても同様である。

第６条〔Ｂライセンスの付与／譲渡〕

(1)　ライセンス申請者が第６章から第10章に定める各ライセンス基準を充足しているか否かの判定は、当該ライセンス基準において別段の定めがない限り、第８条に定める申請期日を基準日として行う。

(2)　ライセンス申請者が、第６章から第10章に定める各ライセンス基準のうちＢ１に関するものであって、Ａ等級のものを全て充足する場合は、Ｂ１クラブライセンスが付与されるものとする。ただし、かかる場合であっても、ライセンス申請者が準加盟クラブである場合は、Ｂ２クラブライセンスが付与されるものとする。

(3)　前項に定める場合を除き、ライセンス申請者が、第６章から第10章に定める各基準のうちＢ２に関するものであって、Ａ等級のものを全て充足する場合は、Ｂ２クラブライセンスが付与されるものとする。

(4)　ライセンス申請者が、第６章から第10章に定める各基準のうちＡ等級のものをいずれか１つでも充足しない場合は、Ｂライセンスは付与されないものとする。ただし、基準のいずれかを充足しない場合であっても、当該基準の未充足の程度が軽微であって、近い将来に充足することが合理的に見込まれ、かつ、対象シーズンのリーグ戦の安定開催に支障を及ぼさないなどの特段の事情が認

められる場合には、当該ライセンス申請者には制裁を科してＢライセンスを交付することができるものとする。

(5)　ライセンス申請者およびライセンシーは、ライセンス申請者たる地位またはライセンシーである地位を第三者に譲渡することができないものとする。

第７条〔ライセンスの有効期間／取消し等〕

(1)　Ｂライセンスの有効期間は、当該Ｂライセンスの対象となるシーズンとする。

(2)　ライセンシーが以下のいずれかに該当する事態となった場合には、当該ライセンシーは、第５章に定める審査の手続きにより、交付されたＢライセンスを取り消されまたは制裁を科され得る。

①　当該ライセンシーが本交付規則に定めるライセンス基準を満たさない状況となり、短期的な回復が見込めない場合

②　当該ライセンシーまたは第三者が当該ライセンシーについて破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立を行ったとき

③　当該ライセンシーが解散、合併、会社分割または営業の全部もしくは重要な一部の譲渡を決議したとき

④　Ｂリーグ定款に基づきライセンシーが除名処分となったとき

第３章　ライセンス申請

第８条〔ライセンス申請者〕

対象シーズンの初日の属する年の前年11月30日（以下「申請期日」という）において、以下のいずれかの地位にあるクラブのみが、当該対象シーズンのライセンス申請者となり得る。

①　Ｂ１クラブ

②　Ｂ２クラブ

③　準加盟クラブ。ただし、入会申込の日の前年の7月31日までに、Ｂリーグに準加盟クラブの認定を申請し、理事会によりＢリーグの準加盟クラブに認定されているクラブ。

第９条〔申　請〕

ライセンス申請者は、Ｂリーグに対して、申請期日までに、Ｂライセンスの交付を受けるための審査の申請をしなければならない。

第10条〔申請書類〕

ライセンス申請者は、前条の申請手続の一環として、別途Ｂリーグが指定する

期限までに、別途Ｂリーグが指定するライセンス申請書類一式（以下「ライセンス・パッケージ」と総称する）に所定の事項を記入の上、Ｂリーグに提出しなければならない。

第４章　審査機関

第11条〔審査機関〕

ライセンス申請者に対するＢライセンスの交付の可否ならびにライセンシーに対するライセンスの取消しその他の制裁の要否および内容についての審査（以下「ライセンス審査」という）及び決定は、理事会が行う。Ｂリーグは、理事会によるライセンス審査及び決定を補助するために、Ｂリーグ内に以下の機関または人員を設置しまたは配置する。

① ライセンスマネージャー
② ライセンス事務局
③ ライセンス諮問会

第12条〔ライセンスマネージャー〕

(1) ライセンスマネージャーは、代表理事CEO（チェアマン）（以下「チェアマン」という）が任命する。
(2) ライセンスマネージャーは、以下の業務を行うものとする。
① Ｂライセンス制度全般の作成、導入およびさらなる発展
② ライセンス申請者およびライセンシーに対する援助および助言
③ ライセンス審査のための調査
④ ライセンス諮問会への諮問
⑤ 理事会に提出するＢライセンス交付の可否および制裁内容の原案の決定
⑥ シーズン中におけるライセンシーの本交付規則の遵守状況の監視
(3) ライセンスマネージャーは、完全な自由裁量により、必要と認められる範囲において、ライセンス申請者またはライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、ライセンス申請者またはライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
(4) ライセンスマネージャーは、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者およびライセンシーを平等に取り扱わなければならない。
(5) ライセンスマネージャーは、ライセンス申請者およびライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンスマネージャー自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族がライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。

① 常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること
② 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること
③ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること
④ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること
⑤ 当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第13条〔ライセンス事務局〕

(1) ライセンス事務局の構成員は、チェアマンが、Ｂリーグ職員または専門知識をもった外部の者から任命する。
(2) ライセンス事務局は、ライセンス申請者からの申請を受け付け、ライセンスマネージャーのライセンス審査に関する業務を補助するものとする。
(3) ライセンス事務局は、ライセンスマネージャーの指示に基づき、ライセンス申請者またはライセンシーに対してヒアリングを実施し、追加の資料の提出を求め、ライセンス申請者またはライセンシーの関連施設の現地調査を行うことができるものとする。
(4) ライセンス事務局は、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者またはライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

第14条〔ライセンス諮問会〕

(1) ライセンス諮問会は、専門知識をもった３名以上の者から構成されるものとし、その構成員は、Ｂリーグ理事会が承認のうえ、チェアマンが任命する。
(2) ライセンス諮問会の構成員は、少なくとも１名が日本弁護士連合会に登録された弁護士および少なくとも１名が日本公認会計士協会に登録された公認会計士であるものとする。
(3) ライセンス諮問会の構成員の任期は２年とし、４期まで再選されることができる。
(4) JBAの理事、監事および職員、Ｂリーグの理事、監事および職員は、ライセンス諮問会の構成員になることはできない。
(5) ライセンス諮問会は、ライセンスマネージャーから、ライセンス審査の結果の原案の提示を受け、それが妥当なものであるか否かの答申を行うものとする。
(6) ライセンス諮問会の構成員は、ライセンス審査に関する業務において、ライセンス申請者またはライセンシーを平等に取り扱わなければならない。

(7)　ライセンス諮問会の構成員は、ライセンス申請者およびライセンシーと独立した関係になければならず、またライセンス審査会の構成員自身またはその生計を同一にする配偶者もしくは２親等内の親族がライセンス申請者またはライセンシーと以下の関係にあってはならない。

①　常勤、非常勤を問わず、当該ライセンス申請者またはライセンシーの役職員であること

②　当該ライセンス申請者もしくはライセンシーの株主またはその役職員であること

③　当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのビジネスパートナー（会計監査人を含む）またはその役職員であること

④　当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのスポンサーまたはその役職員であること

⑤　当該ライセンス申請者もしくはライセンシーのコンサルタントまたはその役職員であること

第５章　ライセンス審査

第15条〔ライセンス審査〕

(1)　第９条に基づく申請がなされたときは、ライセンスマネージャーおよびライセンス事務局がライセンス審査のための調査を実施し、必要に応じてライセンス申請者に対して追加書類の提出を求め、また、ヒアリングを実施するものとする。

(2)　前項の調査の結果、ライセンスマネージャーは、Ｂライセンス交付の可否および制裁の内容の原案を作成する。ライセンスマネージャーは、当該原案の妥当性についてライセンス諮問会に諮問して答申を求め、必要に応じて原案の修正を行う。

(3)　ライセンスマネージャーは、前項の手続きにより決定した原案の内容およびライセンス諮問会の答申内容を理事会に提出し、理事会が、Ｂライセンス交付の可否および制裁の内容について最終決定する。理事会は、ライセンスマネージャーの原案およびライセンス諮問会の答申内容に拘束されるものではない。

(4)　前項の理事会の決議には、Ｂリーグに所属するクラブの役員（社団法人または特定非営利活動法人にあっては理事）および従業員は、利害関係を有するものとして、加わることはできないものとする。

(5)　第７条に基づくライセンシーのライセンスの取消し等の審査の手続きは、前４号を準用する。

第16条〔審査の基準と等級〕

(1)　Ｂライセンスの審査は、以下の５つの基準（以下「ライセンス基準」という。）について行われる。これらの各ライセンス基準は、Ｂ１ライセンスとＢ２ライセンスとで求められる内容が異なることがある。

①　競技基準（第６章）

②　施設基準（第７章）

③　人事体制・組織運営基準（第８章）

④　法務基準（第９章）

⑤　財務基準（第10章）

(2)　前項の各ライセンス基準には以下の３つの等級に分けられ、各等級の定義はそれぞれ以下のとおりとする。

①　Ａ等級

Ａ等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるＡ等級基準の未充足は、原則として当該ライセンス申請者へのライセンスの交付拒絶事由を構成する。

ただし、基準のいずれかを充足しない場合であっても、当該基準の未充足の程度が軽微であって、近い将来に充足することが合理的に見込まれ、かつ、対象シーズンのリーグ戦の安定開催に支障を及ぼさないなどの特段の事情が認められる場合には、当該ライセンス申請者には制裁を科してＢライセンスを交付することができる。

②　Ｂ等級

Ｂ等級基準はライセンス申請者による達成が必須のものである。ライセンス申請者によるＢ等級基準の未充足は、当該ライセンス申請者へのＢライセンスの交付拒絶事由を構成するものではないが、当該ライセンス申請者に対して制裁が科され得る。

③　Ｃ等級

Ｃ等級基準はライセンス申請者による達成が推奨されるものであり、将来において、達成が必須のものと改められる可能性があるものである。

第17条〔ライセンス制度上の制裁〕

(1)　ライセンシーまたはライセンス申請者にＡ等級またはＢ等級基準の未充足があった場合、理事会により、以下の制裁（ただし、当該制裁は網羅的なものではない）が科され、または科される可能性がある。制裁は、シーズンの開始前のみならず、シーズン中にも科されることがある。

①　戒告

②　けん責

③　改善報告書などの追加の資料提出

④　特定の期限までにライセンス基準を満たす義務
⑤　罰金（１千万円を上限とする）
⑥　勝ち数を減じての勝率計算（勝ち数５を上限とする）
⑦　人員の停職
⑧　配分金の保留
⑨　賞金の保留
⑩　無観客試合
⑪　収容人数の削減
⑫　ライセンスの見直し・取消し
⑬　ライセンスの保留
⑭　停止条件などの条件付のライセンス交付
⑮　移籍契約締結の禁止
⑯　プレーオフへの出場停止
⑰　下位リーグへの降格

(2)　ライセンス申請者またはライセンシーに本交付規則の違反（虚偽または事実と異なる文書の提出、期限の無視、ライセンスマネージャー、ライセンス事務局および理事会に対する非協力的なあらゆる行為を含むがこれらに限られない）があった場合、当該ライセンシーまたはライセンス申請者は、チェアマンの決定によって前項の制裁を科されることがある。チェアマンは、当該制裁の種類および内容を決定するに際して、Ｂリーグ規約に定める法務委員会に諮問し、答申を求めることができるものとする。

第18条〔決定内容の通知〕

第15条に定められた審査により、ライセンスの交付の可否および制裁内容が確定した場合には、原則として、申請期限の翌年の４月末日までに、ライセンスマネージャーはライセンス申請者に対して、当該決定内容の通知を行うものとする。

第６章　競技基準

第19条〔競技基準〕

(1)　競技基準の目的は、以下のとおりである。
①　ユースチームなどの育成環境の構築
②　スクールの質の向上
③　選手契約が適法、適正に締結されていること
④　選手の医療ケアを充実させること

(2)　競技基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内　　容
S.01	A	ユースチームの保有 (1)　基準 Ｂ１ライセンス申請者は、第1号および第2号のユースチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、第2号のユースチームについては、保有することの確約書を提出し、申請期日の属する年の翌年4月末日までにチームを保有することが可能と認められる場合には、本基準は充足されているものとみなす。 Ｂ２ライセンス申請者は、第1号のユースチームを保有するか、ライセンス申請者と関連する法人内に置かなければならない。ただし、Ｂ２ライセンス申請者がＢ３リーグに所属するクラブである場合には、保有することの確約書を提出し、申請期日の属する年の翌年4月末日までにチームを保有することが可能と認められる場合には、本基準は充足されているものとみなす。 ①B.LEAGUE U15チーム （JBAが運営する「Team JBA」において、カテゴリー及びチーム区分を「U15」「ＢクラブU15チーム」として登録したチーム） ただし、「U15チーム規程」を充足することができると合理的に認められるものであることを要する。 ②B.LEAGUE U18チーム（B1ライセンス申請） （JBAが運営する「Team JBA」において、カテゴリー及びチーム区分を「U18」「ＢクラブU18チーム」として登録したチーム） ただし、「U18チーム規程」を充足することができると合理的に認められるものであることを要する。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、②にかかる期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。

		①　確約書（新規設立予定クラブのみ） ②　上記に定める期限までに保有することが可能であることを示す資料（新規設立予定クラブのみ） B.LEAGUE U15チームの設立計画書（予算計画を含む） B.LEAGUE U18チームの設立計画書（予算計画を含む）
S.02	A	スクールの活動状況の報告 (1)　基準 ライセンス申請者が、スクールを運営している場合（関連する法人が運営する場合も含む）には、活動状況をライセンス事務局に報告しなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　スクールを運営しているか否かを記載した書面 ②　（スクールを運営している場合には）生徒数、授業料などスクールの概況がわかる資料（様式自由）
S.03	A	選手の医療面でのケア (1)　基準 ライセンス申請者は、トップチームでプレーするすべての選手に対して、メディカルチェックを年に１回受診させなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。 ①　メディカルチェックの報告書
S.04	A	プロ選手との書面による契約 (1)　基準 ライセンス申請者は、すべてのプロ選手と書面または電磁的記録によって契約を締結しなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。

		①　プロ選手との契約書（覚書など選手契約に関する全ての書面または電磁的記録を含む）
S.05	A	アマチュア選手との契約の報告 (1)　基準 ライセンス申請者は、すべてのアマチュア選手と書面または電磁的記録によって契約を締結しなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。 ①　アマチュア選手との契約書（覚書など選手契約に関係する全ての書面または電磁的記録を含む）
S.06	A	トップチームの編成状況の報告 (1)　基準 ライセンス申請者は、申請期日が属するシーズンのトップチームのヘッドコーチ、アシスタントコーチおよび選手をライセンス事務局に報告しなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、選手一覧表（Bリーグ様式）

第７章　施設基準

第20条〔施設基準〕

(1)　施設基準の目的は、以下のとおりである。

①　選手がベストなプレーができる試合環境の確保

②　プロリーグにふさわしい設備や雰囲気を備えたアリーナの整備促進

③　安全性を兼ね備えた観戦環境の向上

(2)　施設基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内　　容
I.01	A	ホームアリーナ

		(1)　基準 　ライセンス申請者は、Ｂリーグの公式試合の試合開催に利用することのできる、以下のいずれかの条件を満たすアリーナを確保しなければならない。 　ただし、震災や事故等またはアリーナの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむ得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。 イ．ライセンス申請者がアリーナを所有していること ロ．ライセンス申請者と使用するアリーナ所有者との間でＢリーグの公式試合においてアリーナを使用できることが、書面にて合意されていること。なお、Ｂリーグの公式試合においてアリーナを使用できるとは、Ｂ１ライセンスにおいてはリーグ戦のホームゲーム数の80%以上、Ｂ２ライセンスにおいては、リーグ戦のホームゲーム数の60%以上を当該アリーナで開催できることを指す。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、申請期日までにライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　施設所有者及びライセンス申請者が押印して作成された「ホームアリーナ使用確認書」（原則としてＢリーグ様式）
I.02	A	ホームアリーナ要件 (1)　基準 　基準I．01のホームアリーナは、別紙で定める「ホームアリーナ検査要項」の条件を充足していなければならない。 　ただし、震災や事故等またはアリーナの新設計画や改修計画がある場合等、理事会がやむを得ない事情があると判断した場合には、本基準の判定において特別な取扱いを行うことができるものとする。また、アリーナの新設計画があり特別な取扱いを行う場合においては、対象シーズンに使用するアリーナの入場可能数はB1:3,000席以上とする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料をライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、期限および提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。

		①　ホームアリーナ検査表（Ｂリーグ様式） ②　「ホームアリーナ検査要項」で定める提出書類

第８章　人事体制・組織運営基準

第21条〔人事体制・組織運営基準〕

(1)　人事体制・組織運営基準の目的は、以下のとおりである。

①　ライセンス申請者が、プロフェッショナルな方法で運営管理されること

②　ライセンス申請者が、一定のノウハウおよび経験、スキルを持つ者を有すること

③　トップチームが、資格を有するヘッドコーチおよびアシスタントコーチによりサポートされること

(2)　人事体制・組織運営基準の内容および等級を下表のとおり定める。

なお、2022年11月申請よりＢ１ライセンスにおいては最小フロントスタッフ数（常勤役員・常勤スタッフ（契約形態は問わないがアルバイトは除く））を13名（代表取締役含む）とする。

基準番号	等級	内　　容
P.01	A	クラブ事務局 (1)　基準 　ライセンス申請者は、以下の各号の情報をライセンス事務局に書面で報告しなければならない。 ①　チーム名・法人名 ②　設立年月日 ③　決算月 ④　事務所の所在地(複数ある場合はすべて記載する)･所有、賃貸の区分 ⑤　メイン練習場名・所在地 ⑥　ホームアリーナ名・住所・所有者・指定管理者 ⑦　株主 ⑧　主要スポンサー ⑨　取引金融機関 ⑩　役員・従業員 ⑪　その他Ｂリーグが指定する事項 (2)　提出資料 　ライセンス事務局は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　会社概要表（Ｂリーグ様式） ②　担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ③　役員一覧表（書式自由） ④　従業員一覧表（書式自由） ⑤　組織図（書式自由） ⑥　全株主の一覧表（書式自由）
P.02	A	代表取締役 (1)　基準 　ライセンス申請者には、適用法令に従って適切に選定された代表取締役がいなければならない。 　実行委員に選任された代表取締役は、Ｂリーグ実行委員会に出席する義務を負う。 　なお、代表取締役は、Ｂ１ライセンスにおいては、コンプライアンス担当とのみ兼務できるものとする。またＢ２ライセンスにおいては、法人営業担当とコンプライアンス担当と

		兼務できるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.03	A	ライセンス担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、Bライセンスに関する事項について責任を有する常勤のライセンス担当を置かなければならない。 　また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、ライセンス担当は、コンプライアンス担当と財務担当と兼務することができる。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.04	A	財務担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、クラブの経理・財務に関する事項について責任を有する常勤の財務担当を置かなければならない。 　また、当該担当者は、Bリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Bリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、財務担当は、ライセンス担当とコンプライアンス担当と兼務することができる。

		(2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.05	A	運営・セキュリティ担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、試合運営に関する事項について責任を有する常勤の運営・セキュリティ担当をＢ１ライセンスにおいては２名、Ｂ２ライセンスにおいては１名置かなければならない。 　また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、運営・セキュリティ担当は、Ｂ１ライセンスにおいては、コンプライアンス担当とのみ兼務できるものとする。Ｂ２ライセンスにおいては、広報担当とコンプライアンス担当と兼務できるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.06	A	広報担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、メディアに関する事項について責任を有する常勤の広報担当をＢ１ライセンスにおいては２名、Ｂ２ライセンスにおいては１名置かなければならない。 　また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、広報担当は、Ｂ１ライセンスにおいては、コンプラ

		イアンス担当とのみ兼務できるものとする。Ｂ２ライセンスにおいては、運営・セキュリティ担当とコンプライアンス担当と兼務できるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.07	A	マーケティング担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、マーケティング（チケット・ファンクラブ・グッズ）に関する事項について責任を有する常勤のマーケティング担当をＢ１ライセンスにおいては２名、Ｂ２ライセンスにおいては１名置かなければならない。 　また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、マーケティング担当は、コンプライアンス担当とのみ兼務できるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.08	A	法人営業担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、法人向け営業に関する事項について責任を有する常勤の法人営業担当をＢ１ライセンスにおいては２名、Ｂ２ライセンスにおいては１名置かなければならない。 　また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および

		会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。Ｂ１ライセンスにおいては、コンプライアンス担当とのみ兼務できるものとする。Ｂ２ライセンスにおいては、代表取締役とコンプライアンス担当と兼務できるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.09	A	コンプライアンス担当 (1)　基準 　ライセンス申請者は、クラブのコンプライアンスに関して責任を有する正担当（常勤の役員または執行役員）および副担当を置かなければならない。当該担当者は、クラブにおいて反社会的勢力との関係の根絶、八百長の防止、試合に関わる情報漏洩の防止、暴力・暴言・ハラスメントの根絶および禁止薬物使用の根絶等を推進し、違反事案の予防に努め、少なくとも年1回クラブにおいて研修等を行い、違反事案が発生した場合には、クラブ担当者として対応が求められる。 　また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。 　なお、当該担当者については、他の担当（P.02～P.08およびP.15）と兼務することができるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。ただし、提出先は別途ライセンスマネージャーが指示する。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）

		③　クラブにおけるコンプライアンス研修等の報告書（様式自由）
P.10	A	医師（メディカルドクター） (1)　基準 ライセンス申請者は、シーズンを通して選手のケガ、病気、ドーピング等の対応・相談のできる日本国医師免許を保有している医師を1名以上置かなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式）
P.11	A	トレーナー (1)　基準 ライセンス申請者は、トップチームのトレーニング、試合中の医療手当およびマッサージについて責任を有するトレーナーを置かなければならない。なお、トレーナーは、医療に関わる以下のいずれかの国家資格等を保有しているものとする。 ①　理学療法士 ②　柔道整復師 ③　あん摩マッサージ指圧師 ④　はり師 ⑤　きゅう師 ⑥　公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー ⑦　上記①～⑥に準ずる資格（海外の資格を含む）を持ち、Bリーグが認めた者 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Bリーグ様式） ②　第１項①から⑥までに該当する資格認定証の写し ③　ライセンス申請者と当該トレーナーとの雇用契約書ある

		いはそれに準ずる書類の写し
P.12	A	ヘッドコーチ (1)　基準 ライセンス申請者は、以下のいずれかの条件を満たす者をトップチームのヘッドコーチとして置かなければならない。 ①　Ｂ１ライセンス　Ｓ級ライセンス ②　Ｂ２ライセンス　Ａ級ライセンス ただし、本年の申請においては、前各号規定の各ライセンス交付のための、本年度JBA公認コーチ養成講習会が新型コロナウイルス感染症の影響により延期または中止となった場合には、規定されたライセンスに応じた講習会への受講が内定していることをもって足りるものとする なお、Ｂ２クラブがＢ１ライセンスを申請する場合は、Ａ級ライセンスを保持しているか、本年度JBA公認Ａ級コーチ養成講習への参加が内定しており、かつ「Ｂ１リーグに昇格した際にはＢ１リーグ戦開幕前日までに当基準を満たす者を置く」旨の確約書を提出することで本基準を充足しているものとみなす。また、準加盟クラブがＢ２ライセンスを申請する場合は、「Ｂ２リーグに昇格した際にはＢ２リーグ戦開幕前日までに当基準を満たす者を置く」旨の確約書を提出することで本基準を充足しているものとみなす。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は以下の資料は申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ） ③　確約書（前項ただし書きの適用を希望するクラブ）
P.13	A	アシスタントコーチ (1)　基準 ライセンス申請者は、以下の条件を満たす者をトップチームのアシスタントコーチとして置かなければならない。 ①　Ｂ級ライセンス ただし、本年の申請においては、前号規定のライセンス交

		付のための、本年度７月、８月および９月開催JBA公認コーチ養成講習会が新型コロナウイルス感染症の影響により延期または中止となった場合には、いずれかの講習会への受講が内定していることをもって足りるものとする。 　なお、準加盟クラブがＢ２ライセンスを申請する場合は、「Ｂ２リーグに昇格した際にはＢ２リーグ戦開幕前日までに当基準を満たす者を置く」旨の確約書を提出することで本基準を充足しているものとみなす。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料は申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ） ③　確約書（前項ただし書きの適用を希望する準加盟クラブ）
P.14	A	安全・警備組織・警備員 (1)　基準 ①　ライセンス申請者は、ホームゲームの運営に際する安全と治安を確保するために十分な数の警備員を雇用するか、または外部の警備会社に警備業務を委託しなければならない。 ②　前号の内容を証するため、ライセンス申請者は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。 イ　警備員を雇用すること ロ　警備員を提供するアリーナ所有者と書面による契約を締結すること ハ　警備員を提供する外部の警備会社と書面による契約を締結すること ③　ライセンス申請者は、ホームゲームの際、適切な資格を有している警備員を配置させなければならない。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　Ｐ.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様

		式） ②　当該警備員またはアリーナ所有者との契約書、またはそれに類する書類の写し
P.15	A	その他設置が必須となる担当者について (1)　基準 ライセンス申請者は、情報セキュリティに関する事項について責任を有する常勤の情報セキュリティ担当者、個人情報保護管理者、選手メンター担当者を置かなければならない。 なお当該担当者については、その他の基準に関わらず、他の担当（P.02～P.14）と兼務することができるものとする。 また、当該担当者は、Ｂリーグが別途指定する研修および会議に出席しなければならず、Ｂリーグに適格性を認められたものでなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料は申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　P.01で提出する担当者等一覧表兼変更通知（Ｂリーグ様式） ②　職務経歴が分かる資料（ライセンスマネージャーが指定した場合のみ）
P.16	A	提出後の変更通知義務 (1)　基準 ライセンス申請者は、基準P.02から基準P.15までの人員に変更が生じた場合には、ただちにライセンス事務局に報告しなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を、変更が生じた日から３日以内に、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　担当者等一覧表変更通知（Ｂリーグ様式）

第９章　法務基準

第22条〔法務基準〕

(1)　法務基準の目的は、以下のとおりである。

① ライセンス申請者が、日本国の法律に準拠して適法に運営されていること
② ライセンス申請者が、法令違反などにより社会的信用が失墜しないようにすること
③ シーズンを通じて安定かつ継続的に公式試合を開催できるようにすること

(2) 法務基準の内容および等級を下表のとおり定める。

基準番号	等級	内　　容
L.01	A	宣言書 (1) 基準 ライセンス申請者は、以下の内容を遵守する旨の宣言書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限前3か月以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。 ① 国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）、JBAおよびＢリーグの規約、規程、規則および決定が法的拘束力のあるものであることを認めること ② 国際的な次元の紛争、とりわけFIBAが関与している紛争について、CAS（スポーツ仲裁裁判所）の専属的管轄を認めること ③ FIBAおよびJBA基本規程に基づく、普通裁判所への提訴の禁止を認めること ④ JBAまたはＢリーグに公認されている競技会で競技すること ⑤ FIBAに公認されている競技会に出場すること（ただし、本号は親善試合については適用されない） ⑥ Ｂリーグに提出済みのすべての文書は完全かつ正確であること ⑦ 申請書類の提出後に発生した、重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象の発生について、本交付規則に定められた期限までにライセンス事務局に通知すること ⑧ 収益事業（放映権、スポンサー権益、商品化権など）やプロパティ方針（商標、肖像など）についてはＢリーグが別途定める方針に従うこと (2) 提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライ

		センス事務局に提出しなければならない。 ①　宣言書（Ｂリーグ様式）
L. 02	A	クラブの登記情報および組織体制 (1)　基準 ライセンス申請者は、株式会社として法人格を有していなければならない。 また、Ｂ１ライセンスにおいては、取締役会設置会社でなければならない。 (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　ライセンス申請者の定款原本の写し ②　ライセンス申請者の登記簿謄本の写し（申請期日より３か月前以内に発行されたものであり、申請期日におけるライセンス申請者の現況を反映しているものであること） ③　ライセンス申請者の印鑑登録証明書の写し（申請期日より３か月前以内に発行されたものであること） なお、過去に一度Ｂ１またはＢ２ライセンスの交付を受けたことのあるライセンス申請者は、①および③の提出書類については、当該内容に変更があった場合またはライセンスマネージャーより指示があった場合に提出すれば足りるものとする。
L. 03	A	他クラブの経営等への関与の禁止 (1)　基準 ライセンス申請者は、以下の各号のいずれにも該当しないことを宣言する旨の文書を提出しなければならない。ただし当該宣言書は、事務局への提出期限３か月前以内に、クラブの代表者が社印を押印したものとする。 なお、本基準にいう親会社とは、自己（その子会社を含む。以下同じ）の計算において他の会社・法人の議決権の総数の50%超の議決権（一般社団法人にあっては社員たる地位）を保有している会社・法人をいい、子会社とは、かかる場合における当該他の会社・法人をいうものとする。 ①　ライセンス申請者ならびにライセンス申請者の親会社およびその子会社（但し、ライセンス申請者を除く）（以下総称して「ライセンス申請者の親会社等」という）の役員お

		よび職員が、Ｂリーグに所属している他のクラブ（以下「他のクラブ」という）の役員または職員を兼務していないこと ②　ライセンス申請者およびライセンス申請者の親会社等の役員および職員が、他のクラブの親会社の代表取締役（一般社団法人にあっては理事長）を兼務していないこと ③　ライセンス申請者およびライセンス申請者の親会社等の役員または従業員であって、他のクラブの親会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）を兼務している者が、当該他のクラブの親会社の取締役（一般社団法人にあっては理事）の過半数を占めていないこと ④　ライセンス申請者は、Ｂリーグ規約第26条第４項から第７項までに違反していないこと ⑤　ライセンス申請者の役員および職員は、Ｂリーグ規約第27条の２第２項に違反していないこと ⑥　ライセンス申請者の議決権の総数の50％超を自己、配偶者もしくは一親等内の親族の計算において保有している個人株主またはライセンス申請者の親会社等およびこれらの役員が、直接または間接に合計して、他のクラブの親会社の議決権の総数の50％超を保有していないこと (2)　提出資料 ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　宣言書
L.04	B	規約・規程の整備 (1)　基準 ライセンス申請者は、法人運営が適切に運営できるように必要な規約・規程を整備しなければならない。 (2)　提出資料 提出が必要と認められる書類がある場合には、別途ライセンスマネージャーが、提出資料および提出期日を指示するものとする。
L.05	A	訴訟の報告 (1)　基準 ライセンス申請者は、ライセンス申請者が訴訟を提起した

		場合または提起された場合には、ライセンス事務局に報告をしなければならない。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、訴訟を提起した日または訴状を受領した日から７日以内にライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　訴訟の内容がわかる資料
L.06	C	顧問弁護士 (1)　基準 　ライセンス申請者は、常勤・非常勤を問わず、ライセンス申請者の活動における法務事項について責任を有する顧問弁護士を置くことが推奨される。 (2)　提出資料 　なし
L.07	A	ライセンス交付後の重要な後発事象の報告義務 (1)　基準 　ライセンス申請者は、ライセンスの交付を受けた後、本交付規則に定めた事項の他、申請書類に記載した事項について重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象（以下「重大事象」という。）が発生した場合、ライセンス事務局に報告しなければならない。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、重大事象が発生した日から７日以内にライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　重大事象の具体的内容が分かる資料
L.08	A	商標の保護 (1)　基準 　ライセンス申請者は、理事会で別途定める「B.LEAGUE 商標ガイドライン」に従って、プライマリーロゴ、マスコットに関する商標が取得済みであるかまたは出願中であることあるいは商標登録出願のための準備が速やかに始められる状態であること。 　なお、「B.LEAGUE 商標ガイドライン」は、2026-27シーズン

		から、チアロゴの追加およびＢ２ライセンスにおいての取得範囲の拡大や18類の取得区分の追加が行われる予定である。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　登録済証 ②　出願したことまたは出願のための準備の状況が分かる資料

第10章　財務基準

第23条〔財務基準〕

(1)　財務基準の目的は以下のとおりとする。

①　Ｂリーグの安定的な開催を保護すること
②　財務面でのフェアプレーを監視すること
③　クラブの財務状況を向上させること
④　クラブの財務状況を安定させること
⑤　クラブの透明性を確保すること
⑥　クラブの信頼性を維持すること
⑦　債権者等クラブの利害関係者の保護を重視すること

(2)　財務基準を以下のとおり定める。

基準番号	等級	内　　容
F.01	A	利益基準 (1)　基準 　ライセンス申請者の計算書類において、3期連続で当期純損失を計上した場合は、本基準は充足しないものと判定する。決算期変更により事業年度が１年未満の場合の判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。 　ただし、新型コロナウイルス感染症の影響の特例措置（以下「災害等特例措置」という）により、2019年度（2020年6月期）、2020年度（2021年6月期）が当期純損失だった場合には、当該事業年度は３期連続の対象年度には含めないものとする。

		(2)　提出資料 ①　ライセンス申請者は、以下の資料を事業年度終了後３カ月以内に事務局に提出しなければならない。 イ　計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ロ　法人税確定申告書一式（別表・勘定科目内訳書などを含む税務署に提出した書類全て） ハ　勘定科目明細（ロで税務署に提出する勘定科目内訳書が含まれている場合は不要） ニ　固定資産減価償却内訳表 ホ　監査役の監査報告書（写し） ヘ　株主一覧表（決算日現在の全株主） ト　前年度の損益実績表（Ｂリーグ指定様式） チ　子会社および実質的に支配している会社等（社団法人、特定非営利活動法人を含む）を保有している場合には、当該会社等のイからハまでの資料 ②　ライセンス申請者は、以下の資料を申請期日までに、ライセンス事務局に提出しなければならない。 イ　今年度の損益見込み（Ｂリーグ指定様式。） ロ　資金繰り予測表（書式自由。ただし、事業年度の開始から９月末日または10月末日までの実績数値を記載し、翌年の６月までの予測数値を必ず記載すること）
F.02	A	純資産基準 (1)　基準 ライセンス申請者は、債務超過であってはならない。 ライセンス申請者の計算書類において、申請期日の属する事業年度の前年度末日現在、純資産の金額がマイナスである（債務超過である）場合は、本基準は充足しないものとする。 ただし、災害等特例措置により、2019年度（2020年6月期）、2020年度（2021年6月期）、2021年度（2022年6月期）は、本基準を適用しないものとする。 また、B2ライセンスについては、2022年度（2023年6月期）も本基準を適用しないものとする。 (2)　提出資料 なし（基準F.01で提出された資料で判定を行う）

F.03	A	売上高基準 (1)　基準 　ライセンス申請者は、申請期日の属する年度の直前年度のクラブを運営する法人の計算書類において下記の金額以上の売上高（賞金、配分金を除く）を計上していなければならない。なお、ライセンス申請者が準加盟クラブであり、当該計算書類の事業年度がＢ３リーグ入会日前に終了している場合には、申請期日の属する年度の計算書類において１億円（税抜）以上の売上高が確実に計上および入金されると判断できるときは、本基準は充足しているものとする。 　　Ｂ１：３億円（税抜） 　　Ｂ２：１億円（税抜） 　また、決算期変更により事業年度が１年未満の場合には、判定方法はライセンスマネージャーが決定するものとする。 　ただし、災害等特例措置により、2019年度（2020年6月期）、2020年度（2021年6月期）は、本基準を適用しないものとする。 (2)　提出資料 　なし（基準F.01で提出された資料で判定を行う）
F.04	A	資金繰り基準 (1)　基準 　ライセンス申請者は、資金繰りが安定していることを要する。 　ライセンス申請者の対象シーズンの資金繰りの状況が、公式試合の安定的な開催に著しく支障をおよぼすと認められる場合には、本基準は充足しないものとする。 (2)　提出資料 　なし（基準F.01、基準F.08で提出された資料で判定を行う）
F.05	Ｂ１ ：A Ｂ２ ：C	監査 　本基準は、Ｂ１ライセンスにおいてはA基準とし、Ｂ２ライセンスにおいてはC基準とする。 (1)　基準（Ｂ１ライセンスのみ） 　提出されるライセンス申請者の計算書類は、監査法人または公認会計士による監査を受けていなければならない。 　なお、当該監査報告書で否定的な意見が付されるかまたは意見不表明となった場合は、本基準は充足しないものとする。

		(2)　提出資料 　以下の資料は、事業年度終了後３カ月以内にライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　F.01(2)①イに定める計算書類に係る公認会計士または監査法人の監査報告書
F.06	A	報告内容の修正義務 (1)　基準 　事務局に既に提出された計算書類および税務申告書の数値が、会計監査または税務調査などの理由で修正を行った場合には、ライセンス申請者およびライセンシーは、ライセンス事務局に書面をもって報告しなければならない。 　当該修正の結果、過去において基準F.01、基準F.02および基準F.03を充足していなかったことが判明した場合には、ライセンスの取消し、ライセンスの不交付その他の制裁が科されるものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、修正が行われた日から７日以内にライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　修正された計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表） ②　修正された法人税確定申告書一式 ③　修正された内容および理由が分かる資料
F.07	A	期限経過未払金の皆無 (1)　基準 　ライセンス申請者は、以下の各号の期限経過未払金があってはならない。 　ライセンス申請者に、申請期日現在、契約上・法律上の義務に関して、以下の各号の期限経過の未払金がある場合は、本基準は充足しないものとする。ただし、審査日前日までに完全に和解した場合、債権者との相互合意により期限が延期された場合を除く。 ①　選手への給料・報酬 ②　チームスタッフへの給料・報酬 ③　他のクラブへの移籍金等の債務 ④　従業員への給料 ⑤　税務当局に対して納付すべき額

		⑥　社会保険当局に対して納付すべき額 ⑦　JBA、Ｂリーグ、バスケットボール・コーポレーション株式会社等バスケットボール関係団体への支払い (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、申請期日までにライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　宣言書（Ｂリーグ様式） ②　納税証明書（ライセンスマネージャーが指定したクラブのみ）
F.08	A	ライセンス交付の決定に先立つ損益見込み、申請期日以降に実行される（予定を含む）資本政策 (1)　基準 　ライセンス申請者は、今年度の損益見込、スポンサーリスト（広告料収入の相手先および金額を記載した一覧表）および申請期日以降に実行される（予定を含む）資本政策をライセンス事務局に提出し、当該事業年度末において、F.01利益基準、F.02純資産基準、F.03売上高基準に抵触しない見込みであることを示さなければならない。 　提出された損益見込みおよび資本政策を勘案した結果、当該事業年度末において、F.01利益基準、F.02純資産基準（Ｂ２ライセンスにおいてもＡ基準として取り扱う）、F.03売上高基準を充足しない可能性が高いと判断される場合には、本基準は充足しないものとする。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を２月１日から２月７日までの間にライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　今年度の損益見込み ②　資本政策（実施予定がある場合） ③　今年度のスポンサーリスト
F.09	A	損益見込みおよび翌事業年度の予算の提出 (1)　基準 　ライセンス申請者は、申請期日が属するライセンス申請者の事業年度の年次の損益見込みを科目ごとの明細とともに、また、翌事業年度の予算を事務局に提出しなければならない。なお、当該損益見込みおよび翌事業年度予算は、取締役会ま

		たは理事会（取締役会設置会社でない場合は株主総会）で承認されたものであり、合理的に達成が可能であると判断されたものでなければならない。 (2)　提出資料 　ライセンス申請者は、以下の資料を、事業年度が開始する前日（６月決算の場合は６月末日）までにライセンス事務局に提出しなければならない。 ①　損益見込み（Ｂリーグ様式） ②　翌事業年度の予算（Ｂリーグ様式）
F.10	A	クラブ間の金銭貸借の禁止 (1)　基準 　ライセンス申請者は、他のライセンス申請者およびライセンシーと金銭の貸借（第三者を経由しての金銭の貸借を含む。）を行ってはならない。 (2)　提出資料 　なし

第11章　雑　　則

第24条〔改　正〕

本交付規則の改正は、理事会の決議に基づきこれを行うものとする。

第25条〔施　行〕

本交付規則は、2016年２月３日から施行する。

〔改　正〕

2016年７月13日　　2021年６月22日
2017年６月７日　　2021年７月13日
2017年７月12日　　2022年７月12日
2018年７月10日　　2023年９月１日
2019年７月９日　　2024年１月１日
2019年９月11日　　2024年６月18日
2020年７月14日

別紙「定義集」

「FIBA」	国際バスケットボール連盟を意味する。
「JBA」	公益財団法人日本バスケットボール協会を意味する。
「Ｂリーグ」	公益社団法人ジャパン・プロフェショナル・バスケットボールリーグを意味する。
「Ｂライセンス」	Ｂ１リーグおよび Ｂ２リーグの参加資格であるＢリーグライセンスを意味する。
「Ｂ１ライセンス」	本交付規則第５条第１項１号に定める意味を有する。
「Ｂ２ライセンス」	本交付規則第５条第１項２号に定める意味を有する。
「ライセンシー」	Ｂライセンスを交付されたクラブを意味する。
「ライセンス申請者」	本交付規則第４条第１項に定める意味を有する。
「クラブ」	バスケットボールクラブを意味する。
「チェアマン」	Ｂリーグの代表理事CEOを意味する。
「理事会」	Ｂリーグの理事会を意味する。
「ライセンスマネージャー」	本交付規則第12条に定める意味を有する。
「ライセンス事務局」	本交付規則第13条に定める意味を有する。
「ライセンス諮問会」	本交付規則第14条に定める意味を有する。
「シーズン」	Ｂ１リーグ戦またはＢ２リーグ戦の開幕日のいずれか早い方の日から翌年６月30日までに行われる公式試合の最終日までの期間を意味する。
「対象シーズン」	当該Ｂライセンスの対象となるシーズンを意味する。
「リーグ戦」	Ｂリーグ規約に定める公式試合、Ｂリーグリーグ戦を意味する。
「Ｂリーグ様式」	提出書類すべき書類のうち、Ｂリーグが作成した書式を意味する。
「申請期日」	対象シーズンの初日の属する年の前年11月30日を意味する。
「ライセンス・パッケージ」	Ｂライセンス申請に際して事務局に提出すべきライセンス申請書類一式の総称を意味する。
「ライセンス審査」	ライセンス申請者に対するＢライセンスの交付の可否ならびにライセンシーに対するライセンスの取消しその他の制裁の要否および内容についての審査を意味する。
「ライセンス基準」	第６章から第10章に定める５つのＢライセンスの審査基準を意味する。
「重大事象」	本交付規則に定めた事項の他、重大な変更、経済的重要性のある事象または状況および事後的事象をいう。

ホームアリーナ検査要項
〔2025-26シーズン用〕

【検査基準】
★★★：施設基準I.02を充足するために、必ず具備しなければならない条件
●：将来的に「★★★」の条件となることを想定しており、今後具備することが望まれるホームアリーナ施設に関する条件
（ホームアリーナの施設および設備環境の改善、向上を目指したもの）
※１．《新設アリーナ基準》2020年以降着工のアリーナについては本基準を適用する。尚、Ｂ２ライセンス取得の場合はその限りではない。
※２．《新設アリーナ(8,000席以上)に関する取扱い》オールスターや日本代表戦の招致の際は、優先となる可能性がある。

【検査項目】

① 施設要件

Ｂ１：Ｂ１ライセンス、Ｂ２：Ｂ２ライセンス取得のために必要な条件を意味する

検査項目		基準要件	Ｂ1/Ｂ2共通 Ｂ１	Ｂ1/Ｂ2共通 Ｂ２	新設(※1)	備考
Ⅰ 座席	１．入場可能数	◆5,000席以上の観客席数を有する	★★★		★★★	※席数の計算は以下の方法とする
		◆3,000席以上の観客席数を有する		★★★		
		◆8,000席以上の観客席数を有する			●(※2)	
		◆10,000席以上の観客席数を有する	●			

《座席数の計算方法》
イ：固定席（スタンド席）
ロ：アリーナに設置される施設に常設、または常備されている可動席（壁面収納型）、および移動席（移動式設備）
ハ：アリーナにクラブが独自に設置（施工、設営）する仮設席（ただしイスを置いただけの座席は除く）
ニ：アリーナにクラブが独自に設置するイス席

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設	備考
			B１	B２	(※1)	
I 座席	ホ：施設、および消防に正式に認可された「立見席」エリアに設定されたスペース（詳細条件を下記に示す） へ：アリーナに指定場所として設置されている「車椅子席」（詳細条件を下記に示す） ト：アリーナに指定場所として設置されている「貴賓席」（詳細条件を下記に示す） チ：<u>「イ」から「ニ」の座席に関して、以下の要件に当てはまる座席は計算から除く</u> ・施設、および消防が認可しない、またはしていない座席（特に、「ハ」と「ニ」の座席に関して注意する） ・運営上の安全を考慮するために販売しない座席 リ：<u>「イ」および「ハ」の座席に関して、以下の要件で計算する</u> ・イスの形状が個席ではなくベンチ形状の場合は、幅400mmを１席として計算する ただし、既存で400mm以下の幅で座席が設定されている場合はその限りではない ヌ：<u>「立見席」の取り扱い条件を下記の通りとする</u> 入場可能数の算定に算入できる立見席は、入場可能数の10%以下とする。 ・「立見席」の設置に関して、施設、および消防から正式に認可を受けていること ・設置する「立見席」によって、既存席の観客が不利益を受けないこと ・上記条件に従い、「立見席」スペースの設定を設営、施工によって明確に行うこと ・上記条件に従い、「立見席」の観客の入場時、試合中、退場時の対応について文書化されたマニュアルを作成し、事前にリーグの認可を受けること（緊急時の対応については、別途、マニュアルを提出） ※建築基準法に基づく「立見席」の設置基準は、収容数の計算上の規定であり、実際にその規定に従って同様規模の人数を「立見席」の観客として計算することは、当検査要項では考えない（「１人当り0.2㎡で当該スペースの面積を割り人数を出す」という規定を指す） ル：<u>「車椅子席」の取り扱い条件を下記の通りとする</u> ・法令で決められているサイズを前提として利用可能者数を計算に含む（車椅子の状態で利用） ・介助者が付き添うことを想定する場合は、イス１脚を設置するスペースを含めて指定場所内の利用可能者数を計算に含む					

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設	備考
			B１	B２	(※1)	
I 座席	オ：「スイート・ラウンジ」の取り扱い条件を下記の通りとする ・スイートについては個室内の座席はアリーナの総座席数として原則カウントしないが、試合コートを見渡すことができる個室内の席やスイート利用者専用のアリーナ内の座席は対象として計算に含む ・ラウンジについてはラウンジ内の座席はアリーナの総座席数として原則カウントしないが、試合コートを見渡すことができるラウンジ内の席やラウンジ利用者専用のアリーナ内の座席は対象として計算に含む 《リーグ戦以外のリーグ公式試合、JBA主催試合・大会、およびFIBA主催大会開催に必要な観客席数》 イ：B.LEAGUE公式試合 ・オールスターゲーム　→　5,000席以上 ・Ｂリーグチャンピオンシップ決勝　→　8,000席以上 ロ：JBA主催試合・大会 ・全日本総合選手権（オールジャパン）都道府県予選 決勝等　→　5,000席以上 ・全国高校選手権（ウインターカップ）都道府県予選 決勝等　→　5,000席以上 ・男女日本代表強化試合　→　5,000席以上 ハ：FIBA主催大会 ・女子世界選手権予選ラウンド/アンダーエイジ世界選手権　→　4,000席以上 ・女子世界選手権決勝ラウンド/男子ワールドカップ予選ラウンド　→　8,000席以上 ・男子ワールドカップ決勝ラウンド　→　15,000席以上					

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
Ⅰ 座席	2 既存座席（施設の常設または常備設備）	(1) 固定席（スタンド席）	◆すべての座席から試合コートが見渡せる	★★★		★★★	
			◆すべての座席の幅は、1席当たり400㎜以上ある	★★★		★★★	
			◆すべての座席にチケットに表記する番号・記号と同じ表示が取付けてあること、または取り付けられる	★★★		★★★	
			◆すべての座席は個席である（独立したイスで設置されている）	●		★★★	
			◆すべての座席に「背もたれ」が付いている	●		★★★	
		(2) 可動席（壁面収納型）および移動席（移動式設備）	◆すべての座席から試合コートが見渡せる	★★★		★★★	
			◆すべての座席の幅は、1席当たり400㎜以上である	★★★		★★★	
			◆すべての座席にチケットに表記する番号・記号と同じ表示が取付けてあること、または取り付けられる	★★★		★★★	
			◆すべての座席は個席である（独立したイスで設置されている）	●		★★★	
			◆すべての座席に「背もたれ」が付いている	●		★★★	
			◆固定席（スタンド席）からの出入りが可能である	●		★★★	

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
I 座席	2 既存座席（施設の常設または常備設備）	(3) スイート・ラウンジ	◆スイートがあること スイートとは、飲食や談話等を楽しむことができる原則、居室化※されたスペース・席とそれとは別に試合を観戦する座席が併設配置されたスペースであること ※居室化とは周囲から視覚的に独立し周囲の音などから遮断されている状態のことをしめす	●		★★★	
			◆ラウンジがあること ラウンジとは試合観戦する座席※を備え、それとは別に飲食や談話するスペースやエリアがあること ※ラウンジ利用者の座席は一般の座席で可とする	●		★★★	
			◆VIPが利用時には入場口からスイート・ラウンジには他の利用者と隔離された動線（一時的でも可）を作ることが可能である ※入場口を分けることが望ましい	●		★★★	
			◆固定席（スタンド席）からの出入りが不可能な場所にスイート・ラウンジ利用人数相当の座席が用意されている	●		★★★	

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
I 座席	2 既存座席（施設の常設または常備設備）	(3) スイート・ラウンジ	◆VIPが利用時にはスイート・ラウンジから座席に独立の（一時的でも可）動線で座席にアクセスできる	●		★★★	
			◆スイートについてはホームゲーム開催時には入場可能数の2%以上が利用可能である また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	●		★★★	
			◆ラウンジについては（スイートと合計して）入場可能数の5%以上が利用できるエリア・スペース また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	●		★★★	
		(4) 車椅子席	◆試合コートを既存座席の観客に影響されることなく視認できる位置にある	★★★		★★★	
			◆他の既存座席の観客の通行に影響しない安全な場所にある（安全な構造になっている）	★★★		★★★	
			◆介護者用のイス（備品）が用意されている	★★★		★★★	
			◆車椅子席の場所から近い位置に身障者専用のトイレ設備がある	★★★		★★★	
			◆車椅子席の場所から近い位置に車椅子の観客が利用可能なエレベータ設備がある	★★★		★★★	

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
I 座席	2 既存座席（施設の常設または常備設備）	(4) 車椅子席	◆車椅子席への誘導導線は他の観客の通行に影響しない安全な設定ができる	★★★		★★★	
			◆恒常的に車椅子席（スペース）を確保する。必要に応じて入場可能数の0.5%以上の車椅子席（スペース）の確保を行える。	★★★		★★★	
		(5) 立見席	◆試合観戦に際して苦痛や不利益を感じないスペースの設定となっている ・荷物の置き場 ・隣の観客との接触 ・通路上での設定の場合、他の観客の通行の障害とならない ・個人毎の立見位置に番号・記号が表示できる（チケット表記との同一性が確保できる）	★★★		★★★	
			◆固定席または移動席・移動席の観客が立ち入れない設営、および運営が可能である ・専用スペースを区分するための備品の設置（プラ柵、ロープなど） ・専用スペースを区分するための設営（マーキングやテーピングなど） ・専用スペースを管理する専任スタッフの配置	★★★		★★★	

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
Ⅰ 座席	3 仮設席	(1) アリーナ席	◆すべての仮設席は施設および消防の認可を受けて設置されている	★★★		★★★	
			◆すべての仮設席は既存座席からの観戦に影響しない設置方法である	★★★		★★★	
			◆すべての仮設席は観客の通行や運営上必要な動線を確保した上で設置されている	★★★		★★★	
			◆すべての仮設席は安全性を考慮して設計されており、設置、設営、施工の方法は施設の認可を受けている	★★★		★★★	
	4.「客席図面」の承認		◆２－(1)～(5)、および３－(1)の要件を踏まえたホームゲーム開催時の「客席図面」を、リーグに提出し事前の承認を受ける	★★★		★★★	
Ⅱ 試合アリーナ	1. 基本サイズ		◆下記要件を踏まえた「コートエリア」を適切な広さで設置するために、下記要件を満たすスペースを「コートエリア」として確保できる「コートエリア」にはアリーナに設置される可動席・移動席、および仮設席、加えて、通路のスペースは含まれない	★★★		★★★	
			◆「コートエリア」の外側には、消防法に準じた幅の通路が設定できる	★★★		★★★	

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">検査項目</th><th rowspan="2">基準要件</th><th colspan="2">B1/B2共通</th><th rowspan="2">新設
(※1)</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>B1</th><th>B2</th></tr>
<tr><td rowspan="5">Ⅱ
試合アリーナ</td><td colspan="6">《コートエリアの設定要件》
・試合コート（32m×19m）
・スコアラーズテーブル
・チームベンチ
・ゴール器具
・コートサイド広告看板設置スペース
・フォトグラファーポジション
※当要項は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」、「INTERNAL REGULATION BOOK2-COMPETITIONS」に基づく</td></tr>
<tr><td>２.フロア床材(常設設備)</td><td>◆試合コートの床材は「木製」が望ましい
合成材の場合は製品仕様および状況をリーグが実地検査にて確認して使用する</td><td colspan="2">★★★</td><td>★★★</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">※当要項は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」に基づく
※B.LEAGUEのすべての主催試合は、「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」の規定にある「LEVEL 2」に該当する</td></tr>
<tr><td>３．照明設備（常設設備）</td><td>◆「コートエリア」全体を均一に照らし、その平均照度が1,400ルクス以上を確保できる
※将来的には「コートエリア」全体を均一に照らし、その平均照度が2,000ルクス以上を確保できることが望ましい</td><td colspan="2">★★★</td><td>★★★</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">※当要項は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」に基づく
※B.LEAGUEのすべての主催試合は、「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」の規定にある「LEVEL 2」に該当する（「LEVEL 1」の場合は平均照度2,000ルクスを要する）</td></tr>
</table>

検査項目		基準要件	B1/B2共通	新設(※1)	備考
Ⅱ 試合アリーナ	《コートエリア照度測定基準》 両サイドラインの両端、および中央の計6点と、コート中央の1点の、7点での測定値の平均を測定する ただし、各測定地点毎の照度が200ルクス以上の差を生じる場合は、照明設備の改善を検討しなければならない				
	４．音響設備（常設設備）	◆すべてのエリア（観客席、コートエリアなどメインアリーナ全体）で明瞭に、また適切な音量で音が聞こえる音響設備を常設設備として備えている なお、常設設備の効果が適切に得られない場合、クラブがその効果を補完するために独自の音響機材を持ち込んで使用する場合は、その限りではない	★★★	★★★	
		◆緊急時や観客向けへの案内などに使用するための場内放送設備を常設設備として備えている なお、常設設備の効果が適切に得られない場合、クラブがその効果を補完するために独自の音響機材を持ち込んで使用する場合は、その限りではない	★★★	★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
Ⅱ 試合アリーナ	5．空調設備（設備）	◆適切なアリーナ内温度（20℃を目安とする）調整が可能な空調設備を備えている 新設アリーナ基準においては適切なアリーナ内温度（冷房季：26℃、暖房季：21℃を目安とする）調整が可能な常設の空調設備を備えていることとする また、空調設備は以下の機能を備えているものとする ただし、暖房機能については地域特性も考慮するものとする ・暖房機能 ・冷房機能	★★★		★★★	
	6．大型映像設備（常設設備）	◆映像および文字を高精度で表示でき、すべての観客から視認可能な位置に設置された大型映像設備を常設設備として備えている 常設設備が存在しない場合は仮設により設置する	★★★	●	★★★	
		◆大型映像設備は、既設装置以外の外部からの信号入力が可能である	★★★		★★★	
		◆大型映像設備は、デジタル信号の入力に対応し、また、表示機能を備えている	★★★	●	★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
Ⅱ 試合アリーナ	6．大型映像設備（常設設備）	◆大型映像装置は天吊りビジョンやリボンビジョン等を推奨する	●			
Ⅲ 練習環境（試合前）	1．基本サイズ	◆試合当日の練習が試合コートにて実施できない場合 バスケットボールコートを正規のサイズで１面以上設置可能であるサブアリーナを備えている 練習がサブアリーナにて実施できない場合バスケットボールコートを正規のサイズで１面以上設置可能である練習場を備えている 当該練習場は原則車で30分以内に主に使用される宿泊施設もしくは試合会場に到着できる	★★★		★★★	
	2．フロア床材（常設設備）	◆試合コートの床材は「木製」が望ましい 合成材の場合は製品仕様および状況をリーグが実地検査にて確認して使用する	★★★		★★★	
	3．照明設備（常設設備）	◆全体を均一に照らし、競技に支障が出ない照度が確保できる	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
Ⅲ 練習環境（試合前）	4．空調設備（設備）	◆適切なアリーナ内温度調整が可能な空調設備を備えている 新設アリーナ基準においてはアリーナ内温度（冷房季：26℃、暖房季：21℃を目安とする）調整が可能な常設の空調設備を備えているものとする また、空調設備は以下の機能を備えているものとする ただし暖房機能については地域特性も考慮するものとする ・暖房機能 ・冷房機能	★★★		★★★	
Ⅳ 飲食関連施設		◆敷地内に観客を対象とした飲食物販売を行う売店を臨時で設置できる施設、もしくは専用スペースが確保できる（物販を含む）	★★★		★★★	
Ⅳ 飲食関連施設		◆ホームゲーム開催時に運営関係者を対象としたケータリングサービスの対応ができる	●		★★★	
		◆ホームゲーム開催時に観客を対象とした臨時の飲食物販売の対応ができる	●		★★★	
		◆施設内に観客を対象とした飲食物販売を行う売店施設が常設施設としてある	●		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
V 駐車場	1．基本要件	◆施設内にある駐車場には、夜間でも利用可能な照明設備がある	★★★		★★★	
		◆駐車場内は適切な駐車位置の区分や車両の進行方向のマーキングが施されており、適切な安全対策がとられている	★★★		★★★	
		◆駐車場は騒音の影響で施設近隣から苦情等が発生しない場所にある	★★★		★★★	
		◆緊急時の搬送出入り口に隣接して、緊急車両を横付けできるスペースが設定できる	★★★		★★★	
	2．一般駐車場	◆公共交通機関の利用環境、および施設の立地環境を鑑みて、観客が利用できる相応規模の駐車場スペースが常設施設としてある ※ただし、施設が主要駅等から徒歩圏内にある場合はその限りではない	★★★		★★★	
		◆駐車場内に「身障者専用スペース」が車椅子席数に応じた規模で、車椅子の観客用の出入り口にアクセスしやすい位置に常設してある	★★★		★★★	
		◆ツアーバス等、団体観客に対応した大型車両駐車スペースが確保できる	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B１	B２		
	２．一般駐車場	◆臨時シャトルバスの運行がある場合は、入場口にアクセスしやすい場所に乗降場所を設定でき、また、必要に応じて待機用駐車スペースが確保できる	★★★		★★★	
	３．チーム専用車両用駐車場	◆使用するチーム数に応じて、大型バス、その他関係車両が駐車できる専用スペースが、観客やメディアがアクセスできない場所に、加えて、専用出入り口に隣接した位置に、適切な規模で設定できる	★★★		★★★	
V 駐車場	４．来賓専用駐車場	◆来賓専用出入り口に隣接した場所に、適正規模で、来賓専用駐車スペースを確保できる	★★★		★★★	
	５．メディア専用駐車場	◆メディア専用出入り口に隣接した場所に、適正規模で、メディア専用駐車スペースを確保できる	★★★		★★★	
	６．テレビ中継専用駐車場	◆以下の要件にて、テレビ中継制作体制を構築するために必要な駐車スペースを確保できる（TVコンパウンド）	★★★		★★★	

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">検査項目</th><th rowspan="2">基準要件</th><th colspan="2">B1/B2共通</th><th rowspan="2">新設
(※1)</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>B1</th><th>B2</th></tr>
<tr><td rowspan="3">V
駐車場</td><td colspan="6">《TVコンパウンドに関する要件》
イ：大型中継車（10－12m車長）、音声中継車（8-10m車長）、電源車等の大型車両が、車内設備を稼働させた状態で長時間駐車可能な専用スペースを確保する
ロ：専用スペースは、観客がアクセスできない場所に設定する
ハ：専用スペースは、テレビ関係者専用出入り口、もしくはケーブルの館内入れ込み位置に隣接している
ニ：専用スペースは、ケーブルの敷設、機材の設置に問題がない場所に設定する
ホ：専用スペースは、施設の電源設備や館内共聴設備、端子盤設備の使用に障害のない場所に設定する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">７．関係者駐車場</td><td>◆ホームゲーム運営関係者用およびクラブ関係者用としてとして、適正規模で、関係者駐車場を確保できる</td><td>★★★</td><td></td><td>★★★</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>◆会場設営および持込機材等の運搬用大型車両用として、適正規模で、専用駐車スペースを確保できる</td><td>★★★</td><td></td><td>★★★</td></tr>
</table>

② 設備要件

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B１	B２		
I 付帯設備	１．トイレ	◆観客エリア内に入場可能数に対して、右記割合の人が同時に利用可能な規模でトイレ設備がある 新設アリーナ基準においては入場可能数5,000人までは3%とし、5,000人を超える人数に関しては推奨2.5%、必須2%とする	★★★：２％ ●：３％		★★★：３％(5,000人まで) ２％(5,000人超過分)	
		◆運営エリア内に関係者、メディア、来賓等の人数規模に対応する規模で、トイレ設備がある	★★★		★★★	
		◆観客エリア内の車椅子席に隣接した位置に、適正規模で、多目的トイレ（身障者用トイレ）がある	★★★		★★★	
		◆観客入場口付近の館内もしくは館外に、入場待ちの観客が利用できるトイレ設備がある	★★★		★★★	
		◆便器様式の配置比率は、少なくとも「洋式トイレ」が全体の80％以上の割合で配置されている	●		★★★	

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">検査項目</th><th rowspan="2">基準要件</th><th colspan="2">B1/B2共通</th><th rowspan="2">新設
(※1)</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>B1</th><th>B2</th></tr>
<tr><td>I
付帯設備</td><td colspan="7">《観客エリア内におけるトイレ設備に関する推奨規定》　※将来的に「★★★」の条件とする
イ：1,000人に対して50人が、男女合わせて同時に利用可能な規模でトイレ設備がある（対客席数比5%）
ロ：「イ」で示した利用可能規模数は、すべて観客が立ち入ることが出来るエリア内にある
※観客が立ち入ることが出来ないエリアにあるトイレは含まない
ハ：「イ」で示した利用可能規模の内、少なくとも以下の比率で配置されている
・男女比率は、男性用2%（1,000人に対して20人分）、女性用３%（1,000人に対して30人分）で配置されている
・男性用トイレには、1,000人に対して3人分の洋式または和式トイレ、17人分の小便器がある
・女性用トイレには、1,000人に対して30人分の洋式または和式トイレがある（すべて個室）
ニ：男女各トイレには、少なくとも以下の規模で「洗面台」が設置されている
・男性用トイレには、1,000人に対して6台の洗面台が設置されている
・女性用トイレには、1,000人に対して14台の洗面台が設置されている
ホ：すべてのトイレ設備には、適切な内容で、照明設備と換気設備が備えられている</td></tr>
<tr><td>I
付帯設備</td><td>2
専用諸室</td><td>(1) 医務室</td><td>◆館内に適切な広さで「医務室」または「医務室」として利用可能な部屋がある
「医務室」専用の部屋でない場合は、仮設対応で、必要な備品、機材、器具が適切に配置される</td><td>★★★</td><td>★★★</td><td></td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">検査項目</th><th rowspan="2">基準要件</th><th colspan="2">B1/B2共通</th><th rowspan="2">新設
(※1)</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>B１</th><th>B２</th></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ
付帯設備</td><td rowspan="2">2
専用諸室</td><td>(2) ドーピングコントロール室</td><td>◆館内に適切な広さで「ドーピングコントロール室」または「ドーピングコントロール室」として利用可能な部屋がある
「ドーピングコントロール室」専用の部屋でない場合は、仮設対応で、必要な備品、機材、器具が適切に配置される
仮設対応の場合、トイレ設備が当該部屋に隣接してあり、部外者の立ち入りが規制できる</td><td>★★★</td><td>●</td><td>★★★</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="7">《「ドーピングコントロール室」の必要要件》
イ：設置場所は、観客やメディア、来賓等の部外者が近づくことができない場所である
ロ：設置場所は、可能な限り、コートまたはチーム用更衣室から移動しやすい場所である
ハ：必要な設備は以下の通り
・最大4人が利用可能な「待合室」　※イスまたはソファ、テーブル、冷蔵庫、テレビ等の必要備品を配置
・最大4人が利用可能な「検査室」　※テーブル、イス、キャビネット、冷蔵庫等の必要備品を配置
・「検査室」内、仮設の場合は「検査室」と隣接した場所にトイレ設備、および洗面台がある
・「待合室」から直接出入り可能な、もしくは近い場所にシャワー室がある</td></tr>
</table>

検査項目			基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
				B1	B2		
I 付帯設備	2 専用諸室	(3) 各種設備運用調整室	◆館内に常設されている各種設備の管理、調整を行う専用諸室があり、各種設備の利用時に利用可能である ※管理事務室など、ひとつの部屋に集中設置されている場合を含む ・音響設備調整室 ・大型映像設備調整室 ・通信回線集積装置（の設置されている部屋） ・電気設備室 ・館内共聴設備（の設置されている部屋）	★★★		★★★	
	3 利用貸出付帯設備	(1) インターネット環境・回線	◆インターネットに接続可能なブロードバンド回線（光回線）が導入されており利用可能な状態にあるもしくは必要に応じて敷設・契約できる状態にある ※複数回線備えていることが望ましい	★★★		★★★	
		(2) 臨時電源設備	◆常設電源にてまかなえない電源使用が見込まれる際に、利用可能な臨時電源設備があるもしくは発電機および電源車で保管が可能である	★★★		★★★	
			◆天災等で停電した場合に、来場者が安全確保のために稼働できる非常発電設備を備えている	★★★		★★★	
		《臨時電源設備に関する要件》 イ：施設が契約する指定の電気工事会社がある ロ：メインアリーナ内、または隣接する位置に配電盤設備が複数ある					

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
Ⅱ　備品	◆ホームゲーム開催時に必要となる「什器備品」が、必要規模で、貸出備品として施設に配備されている ・テーブル（長机） ・イス（パイプイス/スタッキングチェア）	★★★		★★★	
	◆ホームゲーム開催時に必要となる「設営備品」が、必要規模で、貸出備品として施設に配備されている ・プラスティックフェンス ・カラーコーンおよびバー ・防球フェンス（卓球用） ・運搬台車	★★★		★★★	
	◆施設に配備されている貸出備品がリスト化されており、原状復帰に関する明確な規定が文書化されている	★★★		★★★	
	◆諸室内に常設配備されている備品の指定場所以外での使用ができる	★★★		★★★	

③　競技要件

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
1.「コートセッティング図面」の承認	◆以下の要件を踏まえたホームゲーム開催時の「客席図面」を、リーグに提出し事前の承認を受ける ・試合コートのデザイン ・競技器具の配置位置（ゴール/スコアボード） ※ゴールのパッド前面の位置を正確に記載 ・広告看板 ・スコアラーズテーブル ・チームベンチ ・コートスイーパーの待機位置 ・ゲームディレクター、医師（および看護師）、ゲームMC、音響オペレーター等の座席位置 ・フォトグラファーポジション ・テレビ中継用フラッシュインタビューポジション ※コートセンター位置の場合はその旨を記載 ・記者会見場 ・選手の囲み取材を行うスペース ・試合コート周辺の運営動線（通路） ・バックアップ用競技器具のスタンバイ位置 ・その他、試合コート周辺に配置される運営機能に関わる諸室配置	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
	(1) ゴール器具(バスケット台)	◆ホームゲームで使用されるゴール器具は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」のLEVEL2に基づく仕様の器具が使用される(エンドラインより最低2m離れた位置に土台を設置できるもの) また、下記の装備が成されている ・固定装置(セッティングゲージ) ・ピリオドランプ ・プレッシャーリリースリング ・強化ガラス製ボード(バックボード)	●		★★★	
		◆ホームゲーム開催時は、ゴール器具の故障や破損等の事故に備え、コートエリア内の即座に運び出せる位置にバックアップ用のゴール器具を一対配備する また、このバックアップ用のゴール器具は、ホームゲームで使用されている器具と原則同様の機種のものである	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
	(2) ショットクロック器具（24秒計）	◆ホームゲームで使用されるショットクロック器具は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」のLEVEL2に基づく仕様の器具が使用される（ゲームクロックとショットクロックの二段表示） また、下記の装備が成されている ・ブザー装置	●		★★★	
		◆ホームゲーム開催時は、ショットクロック器具の故障や破損の事故に備え、コートエリア内に配備されているバックアップ用のゴール器具にショットクロックを搭載しバックアップに備える また、このバックアップ用のショットクロック器具は、ホームゲームで使用されている器具と原則同様の機種のものである	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
	(3) スコアボード器具（得点版）	◆ホームゲームで使用されるスコアボード器具は、FIBAによる「OFFICIAL BASKET-BALL RULES 2017 -BASKET-BALL EQUIPMENT-」に基づく仕様の器具が使用される また、下記の表示機能が装備されている ・対戦チーム名 ・得点 ・ゲームクロック ・チームファウル数 ・タイムアウト数 ・ピリオド数 ※更に、スコアボードに表示すべき内容を大型映像装置のスクリーン（試合中他の用途には使わない）に表示して代替えすることができる	●		★★★	
		◆ホームゲーム開催時は、スコアボード器具の故障や破損の事故に備えコートエリア内に簡易式の表示器具をバックアップ用のスコアボード器具として配備する また、下記の表示が可能である ・対戦チーム名 ・得点 ・ゲームクロック	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
	(3) スコアボード器具（得点版）	◆スコアボードによる以下の表示は、使用器具の性能・機能に応じて今後検討する ・出場選手の氏名 ・出場選手の個人得点 ・出場選手の個人ファウル数	●		★★★	
	(4) テーブルオフィシャル用器具および備品	◆ホームゲームで使用されるテーブルオフィシャル用器具および備品は、FIBAによる「OFFICIAL BASKETBALL RULES 2017 -BASKETBALL EQUIPMENT-」に基づく仕様および内容の器具および備品が使用される また、配備する器具、備品は下記の内容である ・スコアシート ・ストップウォッチ ・オルタネイティング・ポゼション・アロー ・チームファウル数表示器 ・個人ファウル表示器（または表示板） ・ゲームクロック操作盤 ・ショットクロック操作盤 ・得点装置操作盤/ファウル数装置操作盤 ・大音量ホーンブザー装置およびブザースイッチなど	★★★		★★★	

④　スペース・入場口要件

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設	備考
			B１	B２	(※1)	
1 各種スペース	(1) エントランスロビー	◆観客用入場口内の館内スペース（エントランスロビー）は、入場可能数に応じて、一時的に観客が収集した際にも安全な状態が維持できる十分な広さがある	★★★		★★★	
		◆エントランスロビーは、各種設置物が設置された場合においても、観客の滞留によって混乱が生じないような十分な広さが確保できる各種設置物の対象は以下の内容を想定する ・各種受付テーブル、総合案内テーブル ・スポンサーブース ・臨時グッズ売店 ・臨時飲食売店	★★★		★★★	
		◆エントランスロビー内に仮設による設置物を設置する場合は、事前に施設および消防の許可を得ている また、電気、火器等の使用がある場合には、相応の許可を得て実施する	★★★		★★★	
	(2) 観客エリア内コンコース	◆エントランスロビーから観客席エリア内へのコンコース及び通路は、入場可能数に応じた幅員があり、観客の通行時や一時的な滞留時にも支障がない十分な広さがある	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
1 各種スペース	(2) 観客エリア内コンコース	◆観客席エリア内コンコースは、以下の要件によって、通行の安全が確保できない状態に決してならない ・ブース等の設置物の設置 ・意図的に観客の滞留を生じさせるような行為 ・「立見席」の設定	★★★		★★★	
		◆観客席エリア内コンコース及び通路は、土足での利用が可能である（施設としてもしくは運営上養生することで可能な場合も含む）	★★★	●	★★★	
	(3) 運営エリア内コンコース	◆ホームゲームの開催時に運営上、関係者以外の立ち入りや通行を制限するエリアにあるコンコースは、チームの移動や物品の運搬等に支障がない十分な広さがある	★★★		★★★	
		◆運営エリア内コンコースは、以下の要件によって、通行の安全が確保できない状態に決してならない ・荷物の無作為な放置 ・テーブル席など固定物の設置 ・大人数の待機場所等の控えスペースとしての使用 ※上記要件を避けるために必要に応じて「臨時倉庫」として使用可能なスペースを確保する	★★★		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
		B１	B２		
２．入退場口	◆観客の入場口以外に、下記対象の専用入場口を設定し、観客との接触を避けられるようにする ・ブロードキャスター（テレビ中継関係者） ・来賓　※チケットで入場する招待者は除く ・チーム ・運営役員及びスタッフ（ボランティアを含む） ※メディアについては専用入場口を設定できることが望ましい	★★★		★★★	
	◆施設の構造上、複数の入場口の設定が困難な場合は、安全を確保する運営体制を敷き実行する ただしチームの入場口は必ず観客の入場口から離れた位置に設定する	★★★		★★★	

⑤　諸室要件

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設	備考
			B１	B２	(※1)	
1 更衣室（ロッカールーム）	(1) チーム用更衣室	◆ホームゲーム開催時にチームが使用する更衣室（ロッカールーム）は、チーム全体の人数に相応する規模の広さが確保でき、必要とする各種備品が配備されている また、ひとつのチームに付き1室の更衣室が用意される ※広さを確保するために複数の部屋を充てることも可	★★★		★★★	
		◆ホームゲーム開催時にチームが使用する更衣室（ロッカールーム）には、下記の設備が室内に常設されている ・シャワールーム（選手の人数に応じて複数人が同時に使用できる規模） ※更衣室から他との接触なしにアクセスできる位置にシャワールームがあり、その利用に支障がない場合はその限りではない ・トイレ ※更衣室に隣接してトイレ設備があり、その利用に支障がない場合はその限りではない	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
1 更衣室（ロッカールーム）	(2) 審判用更衣室	◆ホームゲーム開催時に審判が使用する更衣室（ロッカールーム）は、その使用人数に相応する規模の広さが確保でき、必要とする各種備品が配備されている また、男女別に設定する必要がある場合は、2部屋用意する 更に、審判用更衣室は、チーム用更衣室と動線上接触しないこと	★★★		★★★	
		◆ホームゲーム開催時に審判が使用する更衣室（ロッカールーム）には、下記の設備が室内に常設されている ・シャワールーム（審判の人数に応じて複数人が同時に使用できる規模） ・トイレ ※更衣室に隣接してトイレ設備があり、その利用に支障がない場合はその限りではない	●		★★★	
	(3) その他更衣室	◆その他、演出出演者等用に更衣室が必要な場合は、チーム、審判用とは別に、専用の更衣室を設定する	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
2 運営諸室およびスペース	(1) 主催者・主管者用諸室	◆ホームゲーム開催時に主催（主管）クラブが使用する各種諸室は、利用する人数規模に応じて相応の広さの部屋が確保でき、必要な備品が配備されている また、以下の内容において、使用目的に応じて部屋が確保できる ・運営本部 ・運営スタッフ控室（クラブスタッフ以外の運営スタッフが利用できる部屋） ・警備員および警備スタッフ控室 ※運営スタッフ控室と共用できる場合はその限りではない	★★★		★★★	
	(2) 来賓用諸室	◆ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、来賓用の専用控室を確保でき、必要な備品が配備されている	★★★		★★★	
	(3) スイート	◆ホームゲーム開催時には入場可能数の2%を目安に利用可能である また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	●		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
2 運営諸室およびスペース	(4) ラウンジ	◆ホームゲーム開催時にはスイートとあわせて入場可能数の5%を目安に利用可能である（将来的には10%とする） また必要な備品が配備されており、飲食の提供が可能である	●		★★★	
	(5) メディア用諸室およびスペース	◆ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、メディア用の専用諸室およびスペースを確保でき、必要な備品および設備が配備されている メディア用専用諸室およびスペースの内容は下記の内容とする ・メディアワークルーム ※配備備品および設備：テーブル席、電源設備等 ・記者会見室 ※バックドロップ、音響機器（必要に応じて）、照明器具等 ・囲み取材エリア ※バックドロップ、照明器具等 ※囲み取材エリアは、試合アリーナ内の音が遮断できる位置にあり選手およびメディアがアクセスできるスペースにあるものとする	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
2 運営諸室およびスペース	(5) メディア用諸室およびスペース	◆ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、下記のスペースが確保できる ・ミックスゾーン 競技場から会場退出までの選手動線上に存在し、選手エリアとメディアエリアが仕切られた、インタビューなどを行うエリア	●		★★★	
	(6) ブロードキャスター用諸室およびスペース	◆ホームゲーム開催時には、利用する人数規模に相応する広さで、ブロードキャスター用の専用諸室およびスペースを確保でき、必要な備品および設備が配備されている ブロードキャスター用専用諸室およびスペースの内容は下記の内容とする ・テレビ中継スタッフ控室 ・ポストゲーム用フラッシュインタビューポジション ※試合コート内を使用する場合はその限りではない	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
3 観客席内運営エリア	(1) メディア関連エリア	◆ホームゲーム開催時には、スタンド席、アリーナ席を問わず、コート全体を見渡せる位置に、テーブル席として試合を取材するメディア専用の座席を、余裕を持った席数で設置する テーブル席は、1人当り幅600mm以上のスペースを確保し、奥行きは1人当り450mm以上とする また、この「メディア席」には下記の必要な設備を配備する ・<u>電源</u> ※1人のメディアに対して1口以上のコンセント（交流100V） ※1人当りの電気容量は200wを想定しエリア全体の容量を確保する ・<u>インターネット回線（無線または有線）</u> ※1人に対して1口/Wi-Fiの場合は50bps以上） ※ただし、インターネット回線は必要に応じて配備するものとするがメディアサービスとして推奨する	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設	備考
			B１	B２	(※1)	
3 観客席内運営エリア	(1) メディア関連エリア	◆ホームゲーム開催時には、スタンド席内のチームベンチと逆側の「適切な場所」に、ノンライツブロードキャスター用のニュース取材カメラ（ENG）を設置するためのスペースを「適切な広さ」で確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置する また、そのENGカメラポジションの四方は、カメラ撮影の障害にならないような座席配置を主催・主管者は配慮しなければならない	★★★		★★★	
	(2) ブロードキャスター関連エリア	◆ホームゲーム開催時には、スタンド席内のチームベンチと逆側の「適切な場所」に、テレビカメラを設置するためのスペースを確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置する また、そのテレビカメラポジションの四方は、中継制作の障害にならないような座席配置を主催・主管者は配慮しなければならない	★★★		★★★	

検査項目		基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
			B1	B2		
3 観客席内運営エリア	(2) ブロードキャスター関連エリア	◆テレビ中継が行われる試合で、試合会場から実況放送する場合（生中継、録画中継を問わず）は、スタンド席内のチームベンチとは逆側の「適切な場所」に、コメンタリーポジションを設置するためのスペースを確保し、そのエリアには観客が立ち入ることができないように措置するコメンタリーポジションはテーブル席とするが、その設置は中継局が独自に行うことを前提とする ただし、この「コメンタリーポジション」には、主催・主管者が下記の設備を配備する ・<u>電源</u> ※コメンタリーポジション当り2ｋｗを想定して電源タップ（6口以上）を配置する ・<u>インターネット回線（無線または有線）</u> ※信号伝送回線は別とする（中継局独自の手配とする） ※ただし、インターネット回線は必要に応じて配備するものとするが中継局サービスとして推奨する	★★★		★★★	

⑥　観客対応要件

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
１．当日券売り場	◆ホームゲーム開催時には、事前にチケットが完売していない場合、観客用入場口に隣接した位置に、既存の設備の使用、または仮設設置により、「当日券売り場」を設ける また、この「当日券売り場」の位置が観客に分かり易いように、適切に表示や案内を配備する 更に、夜間の場合で周辺に照明設備がない場合は、観客が分かり易いように照明設備を配備する	★★★		★★★	
	◆当日券売り場前のスペースは、販売開始時間前の購入待機列を適切に、安全に設定できるように、入場可能数に対応した規模で、十分な広さを確保する	★★★		★★★	
２．観客用入場口	◆ホームゲーム開催時には、入場可能数に応じて、観客専用の入場口を設定し、入場に支障がない規模で、使用するドアの数等の間口を余裕を持って設定する また、この「観客用入場口」の位置が観客に分かり易いように、適切に表示や案内を配備する 更に、夜間の場合で周辺に照明設備がない場合は、観客が分かり易いように照明設備を配備する	★★★		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
２．観客用入場口	◆観客用入場口前のスペースは、開門時間前の入場待機列を適切に安全に設定できるように、入場可能数に対応した規模で、十分な広さを確保する	★★★		★★★	
３．館内の観客対応サービス機能	◆観客用入場口内のエントランスロビー内に、観客用の総合対応窓口として「総合案内所」を設ける 「総合案内所」では以下のサービスを提供する。 ただし他ブースと併設して以下のサービスを提供することも可。 ・落し物、迷子等の統括窓口として情報の集約と提供 ・ホームゲームに関する各種情報の集約と提供 ・観客に関わる各種お問い合わせの窓口 ・館内での事件、事故、急病等のトラブル情報の集約と運営本部への連絡　など	★★★		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
		B1	B2		
3．館内の観客対応サービス機能	◆館内において観客の急病、ケガが発生した場合に対応するために、観客の一時的な搬送が可能な適切な位置に、既存設備の使用、または仮設設置により、「救護室」を設ける また、この「救護室」で応急措置を行う医師（および看護師）を、適切な場所に配置する 更に、この「救護室」には、以下の備品を配備する ・イス ・ベッド（長椅子での代用も可能） ※応急措置に必要な医療器具、医薬品等は医師が用意し持ち込む	★★★		★★★	
	◆乳幼児を同伴する女性客のために、観客席エリア内に、既存設備の使用、または仮設設置により、「授乳室」を設ける ただし、多目的トイレ（身障者用トイレ）内に授乳設備が設置されている場合は、その限りではない	★★★		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
		B１	B２		
３．館内の観客対応サービス機能	◆法令および施設の規定に従い、観客用の「喫煙所」を、既存スペースの使用、または仮設設置により設ける ただし、主催・主管者の判断により、また、慣習により「喫煙所」を設けない場合はその限りではない	★★★		★★★	
	◆遠方から来場する観客等が座席下に置けない大きさの手荷物を保持する場合を想定して、既存設備の使用、または仮設設置により、「手荷物一時預かり所」を設ける ただし、この「手荷物一時預かり所」で預かる物の仕様制限に関しては主催・主管者が決定する また、この「手荷物一時預かり所」は、「総合案内所」にその機能を併合することもある ※対戦チームの応援者等、遠方からの来場を促進していくための施策として推奨する	●		★★★	

⑦　警備・緊急時対応要件

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
１．対応マニュアル対応準備	◆ホームゲーム主催・主管者は、下記の要件に基づき、セキュリティ、および緊急事象発生時の対応マニュアルを事前に整備し、事前にリーグの確認と承認を受ける ・避難誘導マニュアル ※地震、火災等の発生時の対応 ・事故発生時対応マニュアル ※転倒、落下等の事故発生時の対応	★★★		★★★	
	◆ホームゲーム主催・主管者は、下記の要件に基づき、該当する行政機関や警察、医療機関の助言を受け、適時適切な対応を行う体制を整備する ・国際情勢、社会情勢を踏まえて、テロ、騒乱、敵害行為等の発生が国内で頻繁に起こっている場合 ・SARS、インフルエンザ等が流行している場合 ・不審物が館内で発見された場合	★★★		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設 (※1)	備考
		B１	B２		
２．警備体制	◆ホームゲームの安全な開催を維持していくために、必要な規模で、適切な計画を以って、ホームゲーム主催・主管者は、以下の要件に基づき、館内の警備体制を敷く ・対象者以外が侵入、通行を許可されないエリアへの侵入が懸念される場合 ・観客に対する抑止力の行使が必要である場合 ・公道上での車両の一時的な通行規制、または交通整理が必要である場合 ※専門資格者以外は不可 ※会場警備業務の中には、警備員資格者以外が業務を担当したことによる責任問題が浮上する場合がある	★★★		★★★	
	◆上記要件に関連して以下の箇所には警備員資格者を配置する ・選手・スタッフの入退場に使う出入り口 ・選手・観客の接触が発生する箇所 ・敷地近辺の公道上で交通整理が必要となる場合	●		★★★	

⑧　施設の利用規約および運用規定

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設	備考
		B１	B２	(※1)	
	◆ホームゲームを開催する上で、施設が主催・主管者に対して順守を求める利用規約および運用規定の内、下記要件が含まれている場合 観客サービスの品質を向上するための妨げとなるため、施設管理者、または施設所有者との協議による改善が求められる ※検査基準は、下記要件毎に異なる				
	・観客席内で飲食の禁止が規定されている場合 ※一部の観客席が許可されている場合を含む	★★★		★★★	
	・観客席内での飲酒の禁止が規定されている場合	●		★★★	

検査項目	基準要件	B1/B2共通		新設(※1)	備考
		B１	B２		
	◆ホームゲームを開催する上で、施設が主催・主管者に対して順守を求める利用規約および運用規定の内、下記要件が含まれている場合 運営効率を低減したり、運営コストの上昇を余儀なくされる要因となるため、施設管理者または施設所有者との協議による改善が求められる ・館内のアリーナ面以外の通路、スペースにおいて土足の禁止が規定されている場合	★★★			

以上

第4章 選手

第92条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手（以下本章において「選手」という）の義務および所属条件に関する事項について定める。

第93条〔選手の義務〕

① 選手は、本協会の定款および本規程ならびにこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
② 選手は、プレイクリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
③ 選手は、国際オリンピック委員会（IOC）およびFIBAの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
④ U18または一般（Ⅰ種）に登録する選手で一般（Ⅱ種）のチームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得なければならない。
⑤ 一般（Ⅱ種）に登録する選手で他の一般（Ⅱ種）チームとの複数登録を行う場合は、事前に複数チームへの登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。
⑥ 3x3チーム等と契約している選手は、5人制チームに登録する場合、その選手の契約する3x3チーム等から登録に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、選手に承諾を求められた3x3チーム等は、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第94条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。
(1) IOCおよびFIBAが定める禁止物質の使用
(2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与
(3) 前条に反する行為

第95条〔日本代表チームへの招聘〕

① 選手は、本協会により日本代表チームまたは選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
② 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
③ 日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第96条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

① 本協会の主催する競技会に参加する選手の当該競技会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
② 選手は、バスケットボール競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、所属チームを経由し、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。
③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する連盟等は、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該規定に基づき、許諾の可否を判断することができる。
④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。
⑤ 広告宣伝活動等を行える選手は、原則として次の各号のいずれかの連盟に所属する選手のみとする。
(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）
(2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3リーグ）
(3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
(4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟
⑥ 選手は、本協会または所属チームの加盟する連盟が自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第97条〔選手契約〕

① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チームによって締結される、バスケットボール選手としての所属および公式試合への参加に関する書面による取り決めをいう。
② 契約の対象となる選手は、満15歳以上（ただし、中学校在学の選手を除く）で、かつ、次の各号のいずれかの連盟に加盟するチームに所属しようとする選手のみとする。なお、当該選手が契約締結時に18歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
(1) 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）
(2) 一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（B3リーグ）
(3) 一般社団法人バスケットボール女子日本リーグ（WJBL）
(4) 一般社団法人日本社会人バスケットボール連盟
③ 契約の最長期間は4年間とする。

④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第108条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
⑤ 契約は、本協会が定める統一契約書式またはそれに準じる契約書式により締結されなければならない。
⑥ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
(1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
(2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
⑦ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
⑧ 所属チームとの契約を締結した選手は、次の各号の規定を遵守しなければならない。
(1) 国内外を問わず、本協会、所属チームの加盟する連盟または所属チームの主催以外の試合に出場する場合は、事前に本協会の承認を得なければならない。
(2) 同一期間に2つ以上のバスケットボールチームと契約を締結してはならない。
⑨ 本協会または契約の当事者チームが加盟する連盟は、前7項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第98条〔エージェント等〕
エージェントの活動およびその役務の利用については、別に定める「エージェント規則」に従うものとする。

第99条〔外国籍選手〕
① 外国籍選手とは、日本国籍を持たない選手をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日本人選手と見做す。
(1) 日本の小学校および中学校を卒業して義務教育課程を修了した者（日本国籍を持たない選手のうち、平成15年4月1日現在、本協会において日本人選手と見做されている者を含む）
(2) 第63条〔加盟種別〕に規定するU12の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校に在学する者
(3) 第63条〔加盟種別〕に規定するU15の加盟種別に該当する加盟チームに所属する選手で、日本の小学校を卒業し、かつ日本の中学校に在学する者
(4) 前3号のほか、別に定める「見做し日本人の認定等に関する運用細則」により認定された者
② 前項より、日本人選手として見做された者が、帰化により日本国籍を取得した場合でも、見做し日本人としての効力を失わず、帰化選手扱いとはしないものとする。

第1節　総則

第100条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会の加盟チームに所属する選手の本協会への登録および他チームへの移籍に関する事項について定める。

第2節　登録

第101条〔選手登録の義務〕

① 加盟チームは、第104条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。

② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。

第102条〔重複登録の禁止〕

① 選手は、2つ以上の加盟チームに登録することはできない。

② 前項の規定にかかわらず、一般(Ⅱ種)のチームの選手については、複数チームに重複して登録することができるものとする。

第103条〔登録区分〕

本協会における選手登録区分は、次の各号のとおりとする。

(1) 登録A区分：契約選手（第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手）

(2) 登録B区分：契約選手以外

第104条〔選手登録の手続き〕

① 加盟チームは、原則として毎年5月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への所属選手の登録手続きを完了しなければならない。

② 選手登録は、会員登録管理システム上の当該選手の登録手続きが完了した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第105条〔登録料〕

① 加盟チームは、次のいずれか該当する種別に定める所属選手数に応じた選手登録料を、毎年度本協会および所在地の都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。なお、U18、一般（Ⅰ種）、一般（Ⅱ種）の加盟チームにおいては、選手個人に納付させることができる。

都道府県バスケットボール協会の選手登録料は、各都道府県バスケットボール協会が、本規定額を上限として、独自の金額を設定することができるものとする。

種別	基本選手登録料 （年間、選手1名あたり）	都道府県バスケットボール協会選手登録料 （年間、選手1名あたり）
一般（Ⅰ種）	2,000円	2,000円
一般（Ⅱ種）	0円	2,000円
U18	1,000円	1,000円
U15	1,000円	1,000円
U12	800円。ただし9歳未満は免除	800円
障がい者	別途日本障がい者バスケットボール連盟の加盟団体が定め、本協会が承認した金額	

② 前項に定める年齢は、当該年度開始日（4月1日）現在の年齢とする。

③ 一般（Ⅱ種）を含む複数チームに登録をする場合、最も高額な登録料が適用される。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第106条〔登録の変更・取消〕

① 登録選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。

② 登録選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

③ 登録選手が登録の変更を行う場合、その差額の登録料を納付する。ただし、都道府県が異なる場合、都道府県バスケットボール協会選手登録料の全額を納付する。

第107条〔登録有効期間〕

① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。

② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。

③ 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅した場合は、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するものとする。

第108条〔シーズン〕

① シーズンは、各チームが属する連盟の年度の最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技会は、当該競技会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。

② 選手は、1つのシーズン期間中に、同一の国内選手権（リーグ戦は除く）またはカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならない。ただし、競技会において主催者が大会要項に定める場合はこの限りではない。

第109条〔登録情報の管理〕

本協会は、本協会に登録する選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全てのチーム名と所属期間などの情報）を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに登録される加盟チームに対し発行される。

第110条〔外国籍選手の登録〕

① 外国籍選手は、本協会への登録に際し、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

(1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書（過去にいずれの国においても競技経験のない選手の場合は、本協会が規定する宣誓書）

(2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し

② 外国籍選手は、日本以外の国の代表チーム以外の単独チームに選手登録されている場合、本協会に登録することができない。

③ 日本と在籍国間の相互免除により査証を有しない外国籍選手および観光査証により来日している外国籍選手は、本協会に登録することができない。

④ FIBA内規（Book3、第2章　競技者の国際移籍）に基づき、若年層（当該年度開始日（4月1日）において18歳未満）の外国籍選手が所属する加盟チームは、本協会が別に定める「若年層（18歳未満）外国籍選手の国際移籍手続きに関する運用細則」により、当該選手をFIBAおよび本協会に登録しなければならない。

第3節　移籍

第111条〔目的〕

本節の規定は、本協会の加盟チーム相互間または加盟チームと外国のチームとの間の登録選手（以下、本節においては過去本協会に登録していた者、現在登録している者および将来登録を希望する者の全てを含むものとする）の移籍に関する紛争を防止するとともに、紛争が生じた場合にこれを解決することを目的とするものであり、登録選手の全てを拘束する。

第112条〔移籍の定義〕

① 移籍とは選手が現在所属しているチーム（以下「移籍元チーム」という）を脱退し、別のチーム（以下「移籍先チーム」という）に所属変更することをいう。

② 前項の規定にかかわらず、学校教育法第1条に定める学校のチームに所属する選手が、卒業または転校によって新たなチームに所属変更する場合は、移籍とは見做さない。

③ 第1項の規定にかかわらず、一般（Ⅱ種）のチームへの所属変更については、移籍とは見做さない。

第113条〔移籍の手続き〕

① 選手が移籍する場合、移籍元のチームは、当該選手の依頼により、移籍先のチームに対して「移籍承諾書」を発行、移籍先チームが当該選手の移籍申請を行い、本協会の承認を得なければならない。

② 本節の規定により、移籍元チームが所属選手の移籍を承諾すべきであるにもかかわらず、これを行わない場合は、本協会の理事会は、移籍を希望する選手の申請に基づき、移籍元チームの承諾に代わる決定をなすことができる。

③ 前項の規定にかかわらず、移籍しようとする選手およびその移籍先チームならびに本協会は、移籍元チームが加盟する連盟等の在籍国の本国法に反しない限りにおいては、当該連盟等の規定を尊重するものとする。

第114条〔公式試合への出場資格〕

① 前条に規定する手続きに基づき移籍した選手は、本協会に登録を完了した日から公式試合に出場することができる。

② 前項の規定にかかわらず、移籍した選手の公式試合への出場資格については、当該選手の移籍先チームが加盟する連盟等の規定または競技会の大会要項により制限できる。

第115条〔規程違反〕

選手または加盟チームが本節の規定に違反した場合は、第10章およびこれに付随する諸規程の定めに従い、懲罰を科されるものとする。

第116条〔移籍に関する異議等〕

選手の移籍に関して異議または疑義のある当事者は、本協会の裁定委員会に和解あっせんの申立をすることができる。

第117条〔登録B区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕

登録B区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは名目のいかんを問わず、当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第118条〔登録A区分の選手が登録B区分の選手として移籍する場合〕

登録A区分の選手が、登録B区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合に限り、移籍が成立する。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

第119条〔登録B区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕

登録B区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。

第120条〔登録A区分の選手が登録A区分の選手として移籍する場合〕

① 登録A区分の選手が、登録A区分の選手として他チームへの移籍を希望する場合、当該選手が移籍選手リストに登録された後、いずれのチームとも契約を締結していない選手である場合には、移籍元チームは移籍を承諾しなければならない。この場合、移籍元チームは当該移籍に伴う補償を請求することができない。

② 前項の規定にかかわらず、登録A区分の選手契約の期間満了前であっても、移籍先チームと移籍元チームとが当該移籍に伴う補償につき合意し、かつ、当該選手も移籍を承諾した場合は、移籍を行うことができる。

第121条〔外国のチームへの移籍〕

① 選手が外国のチームへ移籍する場合、本協会は当該国のバスケットボール協会からの請求に基づき、当該協会に対して「競技許可書(レターオブクリアランス)」を発行するものとする。

② 前項の競技許可書の発行は、関連のFIBA規程に基づき行われるものとする。

第122条〔外国のチームからの移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた日本国籍の選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

(1) 移籍元チームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書

(2) 住民票の写し

第123条〔外国籍選手の移籍〕

外国のチームに選手として登録されていた外国籍選手が本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、または本協会加盟チームに所属する外国籍選手が、他の本協会加盟チームへの移籍を希望する場合、当該選手はその登録区分にかかわらず、次の各号の書類を本協会に提出し、その審査を受けなければならない。

(1) 最後に所属していた外国のチームの加盟するバスケットボール協会の競技許可書

(2) 入国および滞在を証明する入国査証等の写し

第1節 総則

第124条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催されるバスケットボール競技会（以下「競技会」という）の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第125条〔定義〕

本章における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主 催
自己の名義において試合、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること

(2) 共同主催（共催）
共同の名義において試合等を開催すること

(3) 主 管
試合等の運営を委託を受けて実施すること

(4) 後 援
他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）

(5) 協 力
他者の主催する試合等に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること

(6) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、試合等の名称に使用する権利を得ること

(7) 協 賛
他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として一定の権利を得ること

(8) 公 認
他者の主催する試合等または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を、公式なものとして許諾すること

(9) 推 薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして認知すること

第126条〔主催権〕

① 日本国内において開催される競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
② 本協会は、前項の主催権を、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会または各種の連盟等に委譲することができる。
③ 前項の場合、主催権を委譲された都道府県バスケットボール協会は、当該主催権を、傘下の地区・市区郡町村バスケットボール協会、都道府県バスケットボール連盟または第三者に委譲することができる。
④ 日本国内において競技会を開催しようとする者は、複数都道府県に亘る（複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県バスケットボール協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ）競技会は本協会に、単独都道府県内で完結する規模の競技会は当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に申請の上、それぞれ承認を得なければならない。
⑤ 前3項の場合、主催権を委譲された者または主催を承認された者は、当該競技会に関する本協会または当該都道府県バスケットボール協会の決定・指示に従わなければならない。

第127条〔競技会の名称の制限〕

本協会が主催する競技会以外は、その名称に「全日本」もしくは「全国」等、全国規模または日本一を決する競技会を想起する単語を使用することはできない。

第128条〔主管の委託〕

① 本協会は、本協会の主催する競技会の主管を、各種の連盟、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会、または第三者に委託することができる。
② 本協会より主管を委託された者は、当該競技会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
③ 本協会より主管を委託された者は、当該競技会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
④ 本協会より委託された主管競技会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第129条〔競技会の賞品〕

競技会に参加するチームおよび選手への賞品（賞金を含む）は、競技会の価値および選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第130条（削除）

第2節　国内競技会

第131条〔国内競技会の主催〕

① 本協会は、次の各号の国内競技会を主催する。

(1) 天皇杯全日本バスケットボール選手権大会
(2) 皇后杯全日本バスケットボール選手権大会
(3) B1リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(4) B2リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(5) B3リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(6) バスケットボール女子日本リーグ（レギュラーシーズン、プレーオフ、オールスターゲーム）
(7) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB1
(8) 日本社会人バスケットボールリーグ（SBL） SB2
(9) 全日本社会人バスケットボールプレミアムチャンピオンシップ
(10) 全日本社会人バスケットボール選手権大会
(11) 全日本社会人 O-40／O-50バスケットボール選手権大会
(12) 全日本大学バスケットボール選手権大会
(13) 全国専門学校バスケットボール選手権大会
(14) 全国専門学校バスケットボール選抜大会
(15) 全国高等専門学校総合体育大会バスケットボール競技
(16) 全国高等学校総合体育大会全国高等学校バスケットボール競技大会（インターハイ）
(17) 全国高等学校バスケットボール選手権大会（ウインターカップ）
(18) U18リーグバスケットボール競技大会（全国トップリーグ／ブロックリーグ）
(19) 全国高等学校定時制通信制バスケットボール大会
(20) 全国中学校バスケットボール大会
(21) 全国U15バスケットボール選手権大会（ジュニアウインターカップ）
(22) 全国ミニバスケットボール大会
(23) 3x3日本選手権大会
(24) 3x3 U18日本選手権大会
(25) 3x3 JAPAN TOUR

② 本協会は、前項の競技会以外に、理事会において別に定める細則に基づき承認された競技会を主催する。

③ 前2項の本協会主催競技会の開催日程は、開催前年度の8月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第131条の2〔開催手続きに関する細則〕

本協会が主催および主管する競技会以外の国内競技会の開催手続きに関する事項は、本節に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕

① 都道府県バスケットボール協会または各種の連盟が、複数都道府県に亘る競技会を開催する場合、本協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。なお、都道府県バスケットボール協会または各種の連盟以外の者（第三者を含む）が複数都道府県に亘る競技会を開催する場合も同様の手続きを行うものとするが、その場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会を通じて申請するものとする。

(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
　イ　名称
　ロ　主催者とその住所地
　ハ　主管者とその住所地
　ニ　後援の具体的方法
　ホ　会期および会場
　ヘ　参加範囲
　ト　参加資格
　チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
　リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
　ヌ　参加料
　ル　経費区分

ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 本協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第132条の2〔単独都道府県内における競技会の開催申請〕
① 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が、単独都道府県内で完結する規模の競技会を開催する場合は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対し、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、次の各号の事項を記載した書類を添付した開催申請書を提出し、承認を得なければならない。
(1) 競技会開催の趣旨
(2) 次の諸項目を含む競技会要項
イ　名称
ロ　主催者とその住所地
ハ　主管者とその住所地
ニ　後援の具体的方法
ホ　会期および会場
ヘ　参加範囲
ト　参加資格
チ　競技の方法（勝ち抜きか、総当たりか、競技時間、懲罰など）
リ　表彰方法（賞品およびその寄贈者なども含む）
ヌ　参加料
ル　経費区分
ヲ　入場料金（単価と発行枚数）
ワ　その他
(3) 競技会運営の組織とその責任者
(4) 予算書
② 都道府県バスケットボール協会は、前項による申請の内容について、必要により変更を指示することができる。
③ 前2項に基づき既に承認を得た競技会の開催に関し、前項の添付書類中の記載事項に変更があった場合は、都道府県バスケットボール協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第133条〔開催承認の条件〕
前2条に規定する競技会開催の承認に際しては、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が特に承認した場合は、この限りではない。
(1) 参加チームは、全て本協会の加盟チームであること
(2) 競技は本協会の競技規則により行うこと
(3) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること
(4) 参加選手の傷害について考慮してあること
(5) 本協会が定める競技会開催および運営に関する諸規程に従うこと
(6) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと
(7) 競技場内およびその周辺に発生したチームまたはその所属員に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること
(8) その他本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会が必要と認めた指示に従うこと

第134条〔予算および決算〕
競技会開催に伴う予算および決算は、別に定める勘定科目ならびに積算基礎による。

第135条〔決算の修正〕
本協会は決算報告書に不審な点がある場合は、証票書類の提出を求め、基準に照して支出過大と認められるときは、査定により修正を求めることができる。

第136条〔報告義務〕
主催者および主管者は、競技会終了後1か月以内に、それぞれ次の各号の事項を本協会または当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に対して報告しなければならない。
(1) 競技会の概況
(2) 公式記録となる競技記録
(3) 収支決算書

第137条〔JBA納付金〕

① 本協会主催以外の複数都道府県に亘る有料競技会（入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ）を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、本協会に納付しなければならない。

② 本協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、本協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を本協会に納付しなければならない。

③ 都道府県バスケットボール協会の傘下団体または第三者が複数都道府県に亘る有料競技会を開催する場合、本協会は、当該競技会開催地の都道府県バスケットボール協会に、前2項に規定するJBA納付金の50パーセントを配分する。

④ 公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（JPBL）の有料競技会を開催する場合、JPBLは、日本代表選手の強化費およびバスケットボール競技の普及振興費として、入場料収入の3パーセント相当額を本協会に納付しなければならない。

第137条の2〔都道府県協会納付金〕

① 都道府県バスケットボール協会主催以外の当該都道府県内で完結する規模の有料競技会を開催する場合、その主催者は、本協会理事会において別に定める基準に基づく納付金を、当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

② 都道府県バスケットボール協会が主催、共同主催または後援する有料競技会においても、都道府県バスケットボール協会以外の主催者または主管者は、原則として前項の所定額を当該都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

第138条〔主催・共同主催・後援〕

① 自ら主催する競技会について、本協会に対し主催、共同主催または後援を依頼しようとする者は、本協会に対し、原則として競技会開催日の属する月の前々月の末日までに、第132条〔複数都道府県に亘る競技会の開催申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。

② 前項により既に承認を得た競技会開催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 国際競技会

第139条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、都道府県バスケットボール協会がこれを行うことができる。

第140条〔国際競技会の開催の制限〕

国際競技会は、原則として全て本協会が主催する。本協会以外の者は、事前に本協会の承認を得なければ、外国からチームを招聘して競技会を組織し、または主催することはできない。

第141条〔本協会以外の団体による国際競技会〕

① 本協会以外の団体が国際競技会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。

② 前項の場合、本協会または都道府県バスケットボール協会のいずれかが当該競技会を主催しなければならない。

③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技会を日本国内で開催する場合には、当該競技会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第142条〔海外における競技会への参加〕

① FIBAまたはFIBA ASIA等より、その主催する競技会への加盟チームの出場要請があった場合は、本協会が別に定める判断基準に基づいて出場チームを決定し、派遣するものとする。

② 前項の場合を除き、加盟チームまたは登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技会に参加しようとする場合は、事前に本協会の承認を得た上で、別に定める申請料を納付しなければならない。

第4節 天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会

第143条〔目的〕

天皇杯・皇后杯全日本バスケットボール選手権大会（以下「本大会」という）は、加盟種別が「一般（Ⅰ種）」および「U18」である全加盟チームが、日本バスケットボール界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、バスケットボールの普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第144条〔主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第145条〔実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、理事会において別に定める大会実施要項による。

第10章 懲　罰

第1節　総則

第162条〔趣旨〕

① 本章の規定は、次項以下に定める者に対して、本協会が科す懲罰およびその運用に関する事項について定める。

② 以下に掲げる個人（以下本章において「選手等」という）

(1) 定款第10条に規定する評議員
(2) 定款第23条第1項に規定する理事および監事
(3) 定款第31条に規定する名誉役員
(4) 定款第40条第3項に規定する職員
(5) 定款第39条に規定する専門委員会を構成する委員長および委員
(6) 本規程第42条の2に規定する規律委員会を構成する委員長および委員
(7) 本規程第92条に規定する選手
(8) 本協会に登録する指導者、審判およびその他の登録関係者
(9) 定款第41条に規定する加盟団体（都道府県バスケットボール協会。以下、本条において「都道府県協会」という。）および定款第42条に規定する各種の連盟（以下、本条において「各種の連盟」という。）の役員

③ 以下に掲げる団体（以下本章において「加盟・登録団体」という）

(1) 都道府県協会
(2) 各種の連盟
(3) 本規程第62条に規定する加盟チーム、ブロックバスケットボール協会

第163条〔違反行為に対する懲罰〕

① 本協会は、加盟・登録団体および選手等が定款、本規程またはこれに付随する諸規程（以下、本章において「本規程等」という）に違反した場合（以下、「違反行為」という）は、本章および別途定める「倫理規程」、「裁定規程」、「規律規程」、その他これに付随する諸規程の定めるところにより、懲罰を科すことができる。

② 前項に定める加盟・登録団体および選手等には、懲罰を行う時に本協会への登録がない場合においても、違反行為時に本協会への登録があった者も含むものとする。

③ 第1項に定める選手等には、違反行為時に本協会への登録がない場合においても、次の各号に該当する者を含むものとする。

(1) 日本代表チームの一員として招聘されている選手および指導者等のチームスタッフ
(2) 第97条〔選手契約〕に定めるところにより、所属チームと契約を締結した選手
(3) JPBLおよびB3リーグの自由交渉リストに掲載されている選手

第163条の2〔国外における違反行為に対する懲罰〕

本協会は、加盟・登録団体または選手等が、国外において違反行為を行った場合においても、本章の定めるところにより懲罰を科すことができるものとする。

第2節　懲罰の種類

第164条〔懲罰の種類等〕

本協会による、加盟・登録団体および選手等の違反行為（競技および競技会に関連するものならびにドーピング禁止に関連するものを除く）に対する懲罰の種類、内容および決定方法は、「倫理規程」およびこれに付随する規程の定めるところによる。

第165条～第174条（削除）

第3節　懲罰の決定

第175条〔違反行為の調査・審議および懲罰の決定〕

① 次2項を除く違反行為に対する懲罰については、「裁定規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、裁定委員会の調査および審議を経て、理事会が決定する。

② 競技および競技会に関連する違反行為に対する懲罰については、「規律規程」およびこれに付随する規程の定めに従い、規律委員会の調査および審議を経て、事務総長が決定する。本項による決定が行われた場合には、事務総長は、これを理事会に報告する。

③ ドーピング禁止に関する違反行為（第11章）に対する懲罰については、日本ドーピング防止規律パネルが決定する。

第176条〔裁定委員会および規律委員会の答申の尊重〕

① 理事会は、裁定委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

② 事務総長は、規律委員会の答申を十分に尊重し、かつ、本協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする。

第176条の2〔復権〕

第175条第1項により科された懲罰については、理事会は、懲罰を科した後の事情を考慮し、「復権手続規程」の定めるところにより、将来に向かってその懲罰を解除することができる。

第177条～第178条（削除）

第4節（削除）

第179条～第187条（削除）

公益財団法人日本バスケットボール協会
ユニフォーム規則

第1節　総則

第1条〔目的〕

本規則は、国内で開催される公式競技会および準公式競技会（以下「試合」という。）における、当該試合に出場するチーム（以下単に「チーム」という。）に所属するプレーヤーおよび交代要員（以下「チームメンバー」という。）が着用するユニフォームに関する事項について定める。

第2条〔適用除外〕

1　本規則の定めにかかわらず、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグもしくは一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグに所属するクラブの保有する（ユースチームを含む）チームまたは一般社団法人バスケットボール女子日本リーグに所属するチームの、試合における着用ユニフォームについては、各リーグにおいて個別にユニフォームに関する規定を定めている場合、当該規定に従うものとする。

2　本規則の定めにかかわらず、3x3競技の試合における着用ユニフォームについては、各試合の大会要項に従うものとする。

第3条〔ユニフォームの定義〕

本規則における「ユニフォーム」とは、試合中にチームメンバーが着用する「シャツ」、「パンツ」および「ソックス」のことをいう。ユニフォーム以外のウォームアップウェア、トラックスーツ、その他これに類する着用品については、当該試合時点における最新のバスケットボール競技規則（以下「競技規則」という。）および大会要項によるものとする。

第4条〔ユニフォームの着用〕

1　チームメンバーは、国内で開催される試合において、本規則に則り作成されたユニフォームを着用しなければならない。

2　前項のユニフォームは、対戦するチームを明確に識別できるものでなければならず、また、同一チームに所属する全てのチームメンバーが同じデザイン（形状、色および模様）のものを着用しなければならない。

第5条〔ユニフォームの製作〕

1　チームは、第7条に定める淡色のユニフォームおよび濃色のユニフォームを各2セット以上用意しておかなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、国内で開催される試合においては、主催者の判断により、チームの用意すべきユニフォーム数を決定することができる。

第2節　ユニフォームのデザイン

第6条〔ユニフォームの形状〕

1　シャツに袖がある場合は、肘より上の長さのものでなければならず、長袖は認められない。

2　パンツの丈は膝より上の長さでなければならず、膝頭に懸かる丈のパンツは認められない。

3　ソックスは、特に長さの指定はしないが、シューズから見える状態でなければならない。

第7条〔ユニフォームの色の区分〕

1　ユニフォームの色は、「淡色」または「濃色」に区分され、「淡色」とはシャツおよびパンツの色が白色または白色を基調とした淡い色合いのものをいい、「濃色」とはシャツおよびパンツの色が白色以外の濃い色合いのものをいう。

2　同一の大会において、同じユニフォームを「淡色」および「濃色」として両用することは認められない。

第8条〔シャツおよびパンツの色〕

1 シャツおよびパンツの色は、前面および背面の主となる色が同じ色でなければならない。

2 対のシャツおよびパンツの色は、主となる色が同じ色でなければならない。

3 シャツおよびパンツの色に「ゴールド(金色)」または「レモンイエロー(黄色)」などの淡色・濃色の判別がつき難い色を用いる場合は、次の各号の条件を満たさなければならない。

(1) 濃色として用いる場合は、相手チームが着用する淡色のユニフォームと明確に識別できる濃い色合いのものでなければならない。

(2) 淡色として用いる場合は、相手チームが着用する濃色のユニフォームと明確に識別できる淡い色合いのものでなければならない。

4 シャツおよびパンツの色に「グレー(灰色)」または「シルバー(銀色)」を用いることは認められない。ただし、第9条に定める選手番号および別表3に定める切替部の範囲においては、これらの色を用いても差し支えない。

第9条〔ソックスの色〕

ソックスの色は、シャツおよびパンツと異なる色であっても良いが、全てのチームメンバーのソックスの主となる色が同じ色でなければならない。

第10条〔選手番号〕

1 シャツの前面および背面には、シャツの色と異なり、明確に識別できる色で各チームメンバーに割り当てられた番号(以下「選手番号」という)を付けなければならない。なお、パンツに選手番号を付けることはできない。

2 選手番号は、「0」から「99」までの整数および「00」のいずれかの数字を使用するものとし、「01」または「02」など、「00」以外の先頭に「0」を付けた数字を使用することはできない。また、同一チーム内において、異なるチームメンバーが同じ選手番号を使用してはならない。

3 選手番号を付ける位置等の詳細は、別表1のとおりとする。

4 選手番号の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。

第11条〔ユニフォームに付けることができるもの〕

1 選手番号以外でユニフォームに付けることができるものは次の各号のとおりとし、その位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるサイズやデザインのものは認められない。

(1) チーム名

(2) チームロゴ

(3) 製造メーカーロゴ

(4) 都道府県・都市・地域名

(5) チームメンバー名

2 前項のものを付けることができる位置等の詳細は、別表2のとおりとする。

3 チームは第1項の規定にかかわらず、次節の規定に従い、ユニフォームに広告(チーム名以外の団体名もしくは個人名、またはその商品の告知・販促を目的とした表記)を表示することができる(以下、「ユニフォーム広告」という。)

第12条〔ユニフォームの模様〕

ユニフォームの模様を施すことができる位置等の詳細は、別表3のとおりとする。

第3節 ユニフォーム広告

第13条〔ユニフォーム広告の表示〕

1 チームは、主催者の承認を得て、ユニフォーム広告を表示することができる。なお主催者は、大会要項にユニフォーム広告の表示について明記しておかなければならない。

2 本協会が主催する次の各号の試合においてユニフォーム広告を表示しようとするチームは、別紙「ユニフォーム広告等申請書」に必要事項を記入の上、本協会に当該申請書を提出し、本協会の承認を得なければならない。

(1) 天皇杯バスケットボール選手権

(2) 皇后杯バスケットボール選手権

(3) 全国高等学校バスケットボール選手権大会(ウインターカップ)

(4) 全国U15バスケットボール選手権大会(ジュニアウインターカップ)

(5) 全国ミニバスケットボール大会

3 ユニフォーム広告を表示できる位置等の詳細は、別表4のとおりとする。

4 ユニフォーム広告の位置、サイズおよびデザインは、全てのチームメンバーで統一しなければならない。また、いかなる場合であっても、ユニフォームの色または選手番号を判別し難くなるデザインのものは認められない。

第14条〔ユニフォーム広告の内容制限〕

1 次の各号のいずれかに該当する内容のユニフォーム広告は、一切表示してはならない。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 反社会的な内容のもの

(3) 意見広告や売名を目的としたもの(スローガンまたはメッセージ等)

(4) 人権侵害もしくは名誉毀損にあたるもの、または差別的なもの

(5) 責任の所在が不明確なもの

(6) 青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすと判断されるもの

(7) 風俗営業およびこれに類するもの

(8) 政治団体または宗教団体の活動に関するもの

(9) その他、本協会が相応しくないと判断したもの

2 本協会は、ユニフォーム広告の広告主の業種について、別途制限を設けることができる。

第15条〔ユニフォーム広告の表示制限〕

1 本協会または主催者は、ユニフォーム広告が不適当であると判断した場合、当該チームに対して広告が表示されたユニフォームの着用を停止または広告を隠す処置を施すことを命じることができる。

2 試合会場の施設管理者より、ユニフォーム広告に対して広告掲出料の支払いを課せられた場合は、当該チームは主催者の支払いに関する指示に従わなければならない。

第4節 附則

第16条〔その他〕

本規則に定めのない事項については、競技規則または大会要項によるものとする。なお、競技規則または大会要項に定めのない事項については、本協会または主催者の判断に従うものとする。

第17条〔附則〕

本規則の定めにかかわらず、国内において開催される国際バスケットボール連盟(以下「FIBA」という。)主催の公式競技会における着用ユニフォームについては、FIBAの規定に従うものとする。

第18条〔規則の改廃〕

本規則の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

第19条〔施行〕

本規則の内、第3節の規定については、2020年3月1日から施行し、その余については2020年4月1日から施行する。ただし、本規則制定時に効力を有するユニフォーム広告に関する契約に基づくユニフォーム広告については、契約の有効期間に限り、第13条第3項および第14条第2項を適用せず、従前の例による。

第20条〔移行期間〕

前条の規定にかかわらず、本規則の施行後3年間(2020年4月1日から2023年3月31日まで)は、第10条第1項のなお書きおよび第11条第2項の規定については、なお従前の例による。

2019年11月14日制定
2020年11月1日　一部改定

別表1　選手番号の詳細

	詳細
位置／数	・シャツ前面に1箇所(必須) ・シャツ背面に1箇所(必須) ・シャツ前面の選手番号は見え難い位置に付けてはならない。 ・選手番号は全てのロゴ、模様および広告から「5㎝」以上離れていなければならない。
サイズ	・シャツ前面の選手番号の高さは「10㎝」以上、シャツ背面の選手番号の高さは「20㎝」以上でなければならない。 ※番号の縁取りや縫い取りの部分は高さに含めない(縁取りや縫い取りの部分を除いた高さがそれぞれの規定以上でなければならない)。
デザイン	・選手番号は、縁取りや縫い取りも含め、全てのチームメンバーが同じデザイン(形状および色)でなければならない。 ・選手番号は、それぞれの数字の幅が最も狭い部分で「2㎝」以上なければならない。 ※縁取りや縫い取りの部分はこれに含めない。 ・選手番号の色は、シャツの色と異なり、明確に識別できる色でなければならず、縁取りや縫い取りがない番号単独の状態でも、明瞭に見えるものでなければならない。縁取りや縫い取りの色については規定しない。 ・縁取りおよび縫い取りは次のとおりとする。 ①1重の縁取り(図2)、2重の縁取り(図3)、中抜きの縁取り(図4)は認められる。 ②立体に見える縁取り(図5)、影付きの縁取り(図6)は番号が判別し難くなるため認められない。 ・番号の周囲を、円形、矩形(長方形)または楕円形などの囲いで囲むことは認められない。 (図1) 縁取りなし(可) (図2) 1重の縁取り(可) (図3) 2重の縁取り(可) (図4) 中抜きの縁取り(可) (図5) 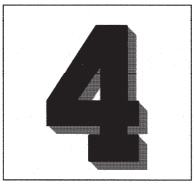 立体に見える縁取り(不可) (図6) 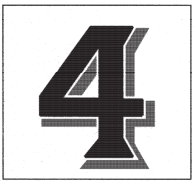 影付きの縁取り(不可)

別表2　ユニフォームに付けることができるものの詳細

	位置／数	サイズ	その他	例
チーム名	・シャツ前面に1箇所かつ2行以内 ・シャツ背面に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6 cm」以内		
チームロゴ	・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所	・1箇所あたり「20㎠」以内		
製造メーカーロゴ	・シャツ前面に1箇所 ・パンツに1箇所 ・1組のソックス	・1箇所あたり「20㎠」以内 ・半足に対して「50㎠」以内（ソックス）	・バスケットシューズを履いた状態で見えるソックスの模様や柄の面積も「50㎠」に含めること。（ソックス）	
都道府県・都市・地域名	・シャツ前面（選手番号の上部）に1箇所かつ2行以内 ・シャツ背面（選手番号の上部）に1箇所かつ2行以内	・1行の場合、高さは「8 cm」以内 ・2行の場合、高さは各行「6 cm」以内		TOKYO、Tokyo、東京、Nerima、NERIMA、練馬など
チームメンバー名	・シャツ背面に1箇所かつ1行のみ	・高さは「6 cm」以上「8 cm」以内・	姓/名またはコートネームなど、表記の種類をチーム内で統一すること	Hasegawa、HASEGAWA、長谷川、Takashi、TAKASHIなど

別表3　ユニフォームの模様の詳細

	シャツ	パンツ
色の切替え	・シャツを横切る切替えの幅は「10㎝」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図1) ・肩周りの切替えの幅は、頂点(肩線)から「15㎝」以内とする。(図2) ・脇の切替えの幅は「20㎝」以内とする。(図3) ・図1、図2および図3の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびパイピング等を含めた寸法とする。 ・切替えの境界から選手番号までは「5㎝」以上離れていなければならない。	・パンツの脇の切替えの幅は「20㎝」以内とする。切替えが斜めに入る場合も同様とする。(図4・5) ・パンツの腰の切替えの幅は「15㎝」以内とし、ウエストおよびゴム部分も切替えの一部とみなす。(図6) ・パンツの裾の切替えの幅は「15㎝」以内とする。(図7) ・図4、図6および図7、または図5、図6および図7の切替えは、組み合わせて用いることができる。 ※いずれの切替えの幅も、ラインおよびパイピング等を含めた寸法とする。
その他の模様	・上記の切替部内であれば、星、ダイヤなどのモチーフプリントを施したり、グラデーションを施すことなども認められる。 ・細いライン(ストライプ)は、ラインの幅が「2㎜」以内で、ラインとラインの間隔が「3㎝」以上でなければならない。	

(図1)

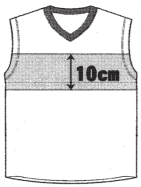

(図2)

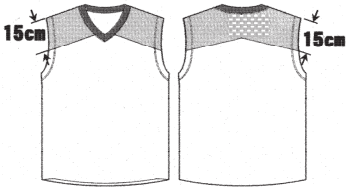

(図3)

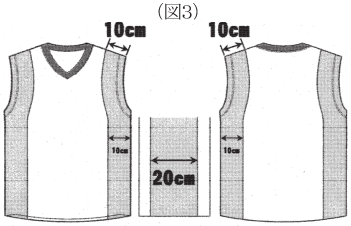

(図4)

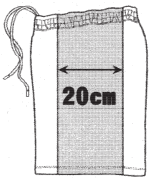

(図5)

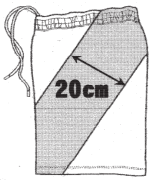

(図6)

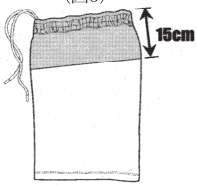

(図7)

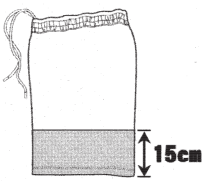

別表4　ユニフォーム広告の詳細

	詳細
位置/数	・シャツの前面に1箇所かつ1種のみ（図1） ・シャツの背面に1箇所かつ2種以内（図2） ・パンツ前面かつ右脚部に1箇所かつ1種のみ（図3）
サイズ（広告の最大幅に最大高を乗じて算出した面積）	・シャツ：1箇所あたり「320㎠」以内（2種の場合は320㎠内に分割して表示）（図1・2） ・パンツ：1箇所あたり「100㎠」以内（図3）

（図1）

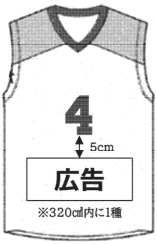

（図2）

（図3）

別紙

JBAユニフォーム広告申請書

記入日：　　年　　月　　日

所属都道府県		チーム名			男子 ・ 女子
所属カテゴリー		チームID			
申請者（氏名）		電話番号			
		E-Mail			

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所		広告主名 例：○○機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ （最大幅×最大高）	広告契約期間
シャツ	前面①				年　月　日　から　　年　月　日
	背面①				年　月　日　から　　年　月　日
	背面②				年　月　日　から　　年　月　日
パンツ	前面①右脚				年　月　日　から　　年　月　日

※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

備考

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

（公財）日本バスケットボール協会　企画総括グループ 競技運営担当

承認日：　　年　　月　　日

JBA承認印

《記入例》

JBAユニフォーム広告申請書

記入日：2019年11月20日

所属都道府県	東京都	チーム名	●●レッドスパークス		(男子)・女子
所属カテゴリー	一般	チームID		T ×××××××× (9桁)	
申請者（氏名）	バスケ 三太郎	電話番号	090-××××-●●●●		
		E-Mail	japanbaske@××××.jp		

注意事項	① 背番号・マーク・ロゴ・広告のすべてが入ったユニフォームのデータを貼付すること。（写真でも可能です）
	② ユニフォームのデータは可能な限り高画質な状態のデータを貼付すること。
	③ ユニフォームのデータは可能な限り真正面からのアングルを使用すること。
	④ 濃色と淡色のユニフォームの前面と背面のデータを貼付すること。
	⑤ チームの所属カテゴリーによって、ユニフォームに付けられる広告の業種が異なります。必ずJBAのユニフォーム規則をご確認ください。

以下のユニフォームの広告掲示について申請します。

掲示する場所		広告主名 例：○○機械株式会社	広告主の業種 例：アパレル・製造業	サイズ （最大幅×最大高）	広告契約期間
シャツ	前面①	バスケット株式会社	アパレル業	240㎠	2019年４月1日　から　2019年3月31日
	背面①	株式会社アカツキファイブ	飲食業	120㎠	2019年４月1日　から　2019年3月31日
	背面②	JBAボール株式会社	製造業	200㎠	2019年４月1日　から　2019年3月31日
パンツ	前面①右脚	×	×	×	年　月　日　から　年　月　日

※掲示する広告の詳細（デザイン画または写真）を、本用紙と合わせて添付し提出をすること。

備考

上記の申請について、JBAユニフォーム規則に基づき、これを承認する。

（公財）日本バスケットボール協会　企画総括グループ 競技運営担当

承認日：　　年　　月　　日

JBA承認印

公益財団法人日本バスケットボール協会
アンチ・ドーピング規程

第1条　　世界アンチ・ドーピング規程

1.1　公益財団法人日本バスケットボール協会は、（公財）日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という。）がドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、世界アンチ・ドーピング規程（以下、「世界規程」という。）及び国際基準（以下、「国際基準」という。）並びに日本アンチ・ドーピング規程（以下、「日本規程」という。）に基づくすべての義務を履行する責任を担っている。

1.2　世界規程に基づき、公益財団法人日本バスケットボール協会は、以下の役割及び責任等を担うものとする。

- 公益財団法人日本バスケットボール協会のアンチ・ドーピング規範及び規則が世界規程を遵守することを確保し、世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- JADAの自治を尊重し、その運営上の決定及び活動を妨げないこと。
- 公益財団法人日本バスケットボール協会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADA及び国際競技連盟に報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有するすべてのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
- JADAに協力すること。
- 加盟団体に対し、加盟団体又はその下部組織により承認され又は組織される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。
- アンチ・ドーピング規則に違反した競技者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- 世界規程及び日本規程に違反した加盟団体又はその下部組織に対し、交付金及び助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- サポートスタッフ又はその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
- アンチ・ドーピング教育を推進すること（加盟団体に対し JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。）。
- 関係する国内機関及び団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- 正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に

対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

第2条　アンチ・ドーピング規程の適用

2.1　本規程は以下に対して適用される。

- 公益財団法人日本バスケットボール協会
- 競技者
- サポートスタッフ
- 公益財団法人日本バスケットボール協会の権限下にあるその他の人
- 加盟団体（その下部組織を含む。）

2.2　アンチ・ドーピング規則違反又は本規程のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

第3条　義務

3.1　競技者は、以下の義務を負うものとする。

- 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、世界規程、国際基準、日本規程（第24.1項を含む。）、本規程並びにアンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の政策及び規則を理解し、遵守すること。
- 検体採取にいつでも応じること。
- アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
- 医療従事者に、禁止物質及び禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
- JADA及び競技者が所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技者に対する決定を開示すること。
- アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。

3.2　国内競技連盟に通常登録していない競技者は、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、世界規程に従い実施された検体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出すること。

3.3　国内競技連盟に加入していない競技者で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている競技者は、国内競技連盟に加入しなければならず、競技者が所属する国内競技連盟の国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前に、検査を受けるものとする。

3.4　サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。

- 自らに又は支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち世界規程、国際基準、日本規程（第24.2項を含む。）、本規程並びに国内アンチ・ドーピング機関、国内競技連盟及び国際競技連盟の規範及び規則を理解し、遵守すること。
- 競技者の検査プログラムに協力すること。
- 競技者の価値観及び行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
- JADA及びサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
- アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
- 正当な理由なくして、いかなる禁止物質又は禁止方法も使用しないこと。

3.5　国内競技連盟は、以下の義務を負うものとする。

- 世界規程、国際基準及び本規程並びに日本規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- JADAが世界規程及び日本規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
- 世界規程及び日本規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- その国際競技連盟が日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- 全ての競技者、及び国内競技連盟又はその加盟機関の1つによって承認され又は運営される競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、世界規程に適合するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- 国内競技連盟の権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質又は禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技者に対して支援を提供することを防止すること。
- 加盟条件として、国内競技連盟のメンバー又は国内競技連盟により承認されたクラブの政策、規則及びプログラムが世界規程に準拠することを義務付けること。
- 世界規程及び日本規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- 聴聞を要求することなく、国際競技連盟、JADA又はその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が世界規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。
- 通常登録していない競技者に対し、日本代表選手団の一員としてオリンピック競技大会に参加するための条件として、オリンピック競技大会の開催日の1年前から、要求された場合には、検

体採取に応じ、正確な最新の居場所情報を定期的に提出するよう義務付けること。

- 正式加入していない人で、JADAの検査対象者登録リストに加わる要件を満たしている人に対し、国内競技連盟に加入すること、及び、国際競技大会又は国内競技大会に参加する少なくとも6ヵ月前には検査を受けることを、要求すること。
- JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、公益財団法人日本バスケットボール協会の競技者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
- JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

第4条　相互承認

4.1　公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。

4.2　公益財団法人日本バスケットボール協会は、世界規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則が世界規程に適合している場合には、これを承認する。

第5条　本規程違反

5.1　アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規程に違反する。

5.2　競技者、サポートスタッフ、その他の人又は加盟団体が本規程に基づく公益財団法人日本バスケットボール協会に対する義務に違反することは、本規程に違反する。

第6条　公益財団法人日本バスケットボール協会が課す制裁措置

6.1　アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定に従いなされる公益財団法人日本バスケットボール協会理事会の決定により、世界規程及び日本規程違反の重さに従って、日本代表選手団又はその選考の資格、公益財団法人日本バスケットボール協会からの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、公益財団法人日本バスケットボール協会で役職に就く資格を失う。

6.2　制裁措置の期間は、世界規程及び日本規程の第10条及び第11条に従って決定される。

6.3　公益財団法人日本バスケットボール協会は、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措置をも承認する。

第7条　規律手続

7.1　アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、世界規程及び日本規程に従って判断され、世界規程及び日本規程の条項に従って認定され、世界規程及び日本規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。

7.2　世界規程第8条及び日本規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

第8条　　通知

本規程に基づいて制裁措置が課せられた場合には、公益財団法人日本バスケットボール協会は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- 関係する国際競技連盟
- 世界規程第14.1項及び日本規程第14.3項に基づき、通知を受ける権利を有する者
- 関係する加盟団体
- 公益財団法人日本バスケットボール協会が通知を必要と考えるその他の人又は組

第9条　　不服申立て

不服申立てについては、日本規程第13条の規程に従うものとする。

第10条　　アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、又はその他の誤りがCAS、日本スポーツ仲裁機構又はアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、公益財団法人日本バスケットボール協会はアンチ・ドーピング規則違反及びそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

第11条　　解釈

本規程において使用された語は、世界規程及び日本規程並びに国際基準に従い解釈されるものとする。世界規程及び日本規程並びに国際基準は、本規程の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、世界規程及び日本規程並びに国際基準が自動的に適用され、本規程に優先するものとする。

本規程は、2015年11月11日に施行されるものとする。

公益財団法人日本バスケットボール協会
エージェント規則

（適用範囲）

第1条　本規則は、日本国内における選手（18歳以上の留学生を含む）又はコーチ（以下、選手及びコーチを「選手等」という）と公益財団法人日本バスケットボール協会基本規程（以下「基本規程」という）第62条に定める加盟チーム（以下「加盟チーム」という）との間の契約（以下「選手契約」という）締結を目的として、選手等又は加盟チームから依頼を受けて、選手契約締結のための交渉及びその他行為（以下、総称して「交渉等」という）を行う者（以下「エージェント」という）の活動について適用される。

2　本規則は、国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）の内部規則（FIBA Internal Regulations）（以下「FIBA内規」という）におけるエージェントに関する規定を補完するものであり、すべての日本国内のエージェント（FIBA発行の有効なライセンス（以下「FIBAライセンス」という）の所持有無問わず）に適用される。本規則とFIBA内規とが矛盾する場合、FIBA内規を優先するものとする。

3　本規則は、選手契約の有効性には影響を与えないものとする。

（基本原則）

第2条　すべてのエージェントは、第3条に従って、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）に登録されなければ、日本国内にて交渉等を行うことはできない。

2　選手等及び加盟チームは、選手契約をする際、本協会に登録されたエージェントのみを利用することができる。さらに国際移籍の枠組みにおいて、選手は本協会に登録するFIBAライセンスを所持するエージェントのみ利用することができる。

3　選手等、加盟チーム及びエージェントは、FIBA内規及び本規則を遵守する義務を負う。

4　エージェントによる交渉等が事件性を有する場合又は事件性を有することが予見される場合、弁護士以外のエージェントは関与してはならず、弁護士以外のエージェントは直ちに交渉等への関与を中止しなければならない。ただし、FIBAライセンスを有する者はその限りではない。

（エージェント登録）

第3条　エージェントは、本協会所定の方法により登録申請し、エージェントとして登録されなければならない（以下「エージェント登録」という）。

2　エージェントは、選手等又は加盟チームとのエージェント契約の締結に先立ち、エージェント登録されなければならない。ただし、本規則施行前に締結したエージェント契約についてはこの限りではない。

3　エージェントの登録料は、以下のとおりとする。

(1)　初回の申請料（抹消後の再申請料を含む）：33,000円

(2)　年度登録料：一年度あたり30,000円

当該年度において、FIBAライセンスを所持しているエージェントは、FIBAエージェントライセンス登録料(annual membership fee)を支払っているため、本協会における登録料は免除する。

4　エージェント登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。ただし、登録年度の途中で行った登録の有効期間は、当該登録日から当該登録を行った日の属する登録年度の末日（3月31日）とする。なお、2022年11月から2023年3月までに登録されたものは、2024年3月末までの登録とみなす。

5　エージェントは、登録年度毎に、エージェント登録を更新しなければならない。本協会所定の期間内にエージェント登録を更新しない場合、登録は抹消されるものとする。

6　以下の各号に該当する者は、エージェント登録をすることができない。

(1)　FIBA、本協会、公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ（以下「Bリーグ」という）、Bリーグに所属するクラブチーム、一般社団法人ジャパン・バスケットボールリーグ（以下「B3リーグ」という）、B3リーグに所属するクラブチームの役員、職員、各種委員会の委員、審判、ヘッドコーチ、アシスタントコーチ、チームスタッフ又はその他これに類する職務若しくは地位にある者

(2)　禁固以上の刑に処せられた者

(3)　外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者

(4)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団、総会屋等の政治活動標ぼうゴロ、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体体並びにこれらの構成員などの反社会的勢力又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等

(5)　エージェント登録を抹消された日から3年を経過しない者

(6)　FIBA内規が禁止する利益相反を構成するすべての者

7　エージェントが、エージェント登録後に前項各号に該当した場合、本協会は、何らの催告を要さずに、同人の登録を抹消するものとする。

8　本協会は、本条に定めるエージェント登録申請をした者に対して、登録の完了又は拒絶を通知する。

9　本協会は、エージェント登録されたエージェントの氏名その他必要な事項を、本協会の公式ウェブサイトで公表する。

（エージェント契約）

第4条　エージェントは、選手等又は加盟チームとの間で書面によるエージェント契約（契約の種類又は契約書の名目を問わず、所属選手等又は加盟チームがエージェントに対して選手契約のための交渉等を依頼することを内容とする一切の契約を意味する。以下、同様）を締結している場合に限り、当該選手等又は加盟チームのために交渉等を行うことができる。

2　エージェント契約の契約期間は2年を超えないものとし、契約期間が自動的に更新又は延長される条項を定めることはできない。ただし、当事者間の新たな書面による合意により、エージェント契約を更新することができる。

3　選手等及び加盟チームは、エージェントとエージェント契約を締結した場合であっても、当該エージェントの援助なしに自ら選手等又は加盟チームと選手契約の交渉、締結を行うことができるものとする。エージェント契約の当事者は、選手等及び加盟チームの当該権利を制限するような条項を定めてはならない。

4　エージェント契約の当事者は、各当事者が相手方当事者に対する30日前の通知によ

るエージェント契約を解約することができる条項を定めなければならない。

5　選手等又は加盟チームが、交渉等その他関連するエージェントサービスを行ったエージェントに支払うべき報酬の総額は、選手契約1件あたり、当該選手契約の契約期間における基本報酬総額の10%を超えてはならない。

6　エージェントは、選手等又は加盟チームとエージェント契約を締結した場合、締結後14日以内に、本協会に対し、当該エージェント契約書その他本協会が指定する文書等を提出しなければならない。エージェント契約が期間満了又は解約その他事由により終了した場合も同様とする。

（利益相反の禁止）

第5条　エージェントは、選手等又は加盟チームの事前の承諾がある場合であっても、直接間接を問わず、以下の各号に該当する利益相反行為をしてはならない。

(1)　同一の交渉等について、交渉等の相手方のエージェントとなること

(2)　エージェントと同一の法人に属する他の者がエージェントとして関わる交渉等について、交渉等の相手方のエージェントとなること

(3)　同一の交渉等について、交渉等の相手方に対して助言すること

(4)　交渉等の依頼を受けた選手等又は加盟チーム（以下「依頼人」という）以外の者から報酬を受けること

(5)　交渉等に関して、依頼人以外の選手等若しくは加盟チーム又は加盟チーム役職員若しくはそのコーチに対して、何らかの権益、経済的利益、サービス又は優遇的取扱い（以下、総称して「利益」という）を与え、又はそのような申し出を行うこと

2　選手等及び加盟チームは、エージェントが前項に違反する行為をしていることを合理的に認識した場合、当該エージェントとの間でエージェント契約、交渉等及び支払いを行ってはならない。

3　選手等及び加盟チームは、第1項第5号の申し出を受諾してはならず、かつ利益を享受してはならない。

（開示）

第6条　選手等及び加盟チームは、エージェント契約書その他エージェントと締結したすべての文書並びにエージェントに支払った又は支払う予定のすべての合意済みの報酬について、その性質を問わず、本協会の要請に応じ、開示しなければならない。

2　エージェントは、前項に定める開示義務を、依頼人である選手等又は加盟チームと連帯して負うものとする。

（エージェントの遵守義務）

第7条　エージェントは、本規則で定める他の義務に加え、以下の事項を遵守しなければならない。

(1)　誠実に交渉等を行い、交渉等において、虚偽又は誤解若しくは誤導させる事実を告げてはならない。

(2)　選手等又は加盟チームのために、相手方の選手等又は加盟チームと交渉等を行うに先立ち、当該相手方に対し、自らが本人のためにする権限を有することを証明し、かつ本人のためにすることを明示しなければならない。

(3)　選手等に対し、選手契約を期間満了前に解除させる又は選手契約に規定さ

れた義務に違反させるよう働きかけ、又は当該目的をもって接触してはならない。

(4)　18歳未満の選手が本協会所定の宣言を行う前に、当該選手との間でエージェント契約を締結し、又は当該目的をもって接触してはならない。また、当該選手がエージェント契約締結時に18歳未満である場合には、エージェント契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。その他、本協会のチーム登録において、U18カテゴリー区分および一般カテゴリー区分（大学区分）に登録されている選手等とのエージェント契約の締結を行った場合には、エージェントは所属するチーム責任者へ報告を行う。

(5)　自ら又は第三者をして、暴力的な要求行為、法的責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為をしてはならない。

(6)　エージェント契約の履行により知り得た依頼人の交渉等に関する情報を、依頼人の事前の承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、エージェント契約の遂行のためにのみ使用しなければならない。

(7)　法律、本協会の定款、基本規程および諸規程を遵守しなければならない。

(8)　トレーニング又は大会期間中、選手等（特に18歳未満の選手）に接触してはならない。

(9)　依頼人に対し、依頼人のために行われたエージェントとしてのすべての活動を報告しなければならない。

(10) 交渉等に先立ち依頼人と相談を行い、選手契約において依頼人が負う義務を通知しなければならない。

(11) 選手契約の契約書には依頼人をして直接署名（又は記名押印）をさせなければならない。

(12) 依頼人には打診を受けた選手契約の一部又はすべてを拒否する権利があることを認め、依頼人に選手契約の締結を強制してはならない。

(13) 事務所、電話、電子メールその他の適切な通信手段並びにエージェントとして効果的かつ効率的に業務を遂行するために通常必要と思われる設備を備えなければならない。

(14) エージェント報酬の不払いを理由として、選手契約を終了させ、又は選手契約の終了に関わってはならない。

(15) 選手に対し、代表チームの活動に参加しないよう助言又は忠告をしてはならない。

（国際移籍を伴う選手契約）

第8条　エージェントは、本協会以外のFIBA加盟国連盟に登録する選手契約に関する交渉等（以下、総称して「国際移籍」という）を行う場合、FIBAライセンスを所持していなければならない。

2　第2条第2項に基づき、国際移籍を伴う選手契約の場合、選手等及び加盟チームは、FIBAライセンスを所持するエージェント以外のエージェントを利用してはならない。

3　国際移籍を伴う選手契約の場合、選手等及び加盟チームは、FIBAライセンスを所持していないエージェントを利用する相手方と選手契約締結のための交渉等をしてはならない。

（懲罰）

第9条　本協会は、本規則に違反したエージェント、選手等及び加盟チームに対し、基本規程に従い、懲罰を科すことができる。

（改廃）

第10条　本規則の改廃は理事会の議決を経て、これを行う。

（施行）

第11条　本規則は2023年1月1日から施行する。

2　本規則の施行に伴い、本協会の選手エージェント規則（2013年4月10日施行）は廃止される。

公益財団法人日本バスケットボール協会
国内競技会の開催手続きに関する運用細則

本細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（JBA）の基本規程第131条〔国内競技会の主催〕第2項および第131条の2〔開催手続きに関する細則〕に基づき、国内競技会の開催手続きに関する事項について定める。

1. 競技会の区分

国内競技会開催にあたっての競技会の区分は以下のとおりとする。

（1）公式競技会A

JBAが企画した競技会もしくは全国規模の競技会の予選会としてJBAが規定する競技会、または都道府県バスケットボール協会（以下「都道府県協会」という）もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る（複数の都道府県に跨って開催される、または参加チームの所属する都道府県協会が複数に亘ることを意味する。以下同じ）規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 公式競技規則に則り行われること

② 出場チーム（選抜チームを除く）および出場選手が日本国内で活動している場合は、JBAに加盟または登録していること

③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）により選抜された選手で構成されたチームであること

（2）公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会もしくは都道府県規模の競技会の予選会として都道府県協会が規定する競技会、または都道府県バスケットボール連盟（以下「都道府県連盟」という）が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 公式競技規則に則り行われること

② 出場チーム（選抜チームを除く）および出場選手がJBAに加盟または登録していること

③ 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件（その時点における最強のチームの組成を主眼とした選考）により選抜された選手で構成されたチームであること

（3）準公式競技会A

JBAが企画した競技会または都道府県協会もしくは各種連盟が企画した複数都道府県に亘る規模（出場チームの所属が日本以外の国である場合を含む）であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 出場チーム（選抜チームを除く）および出場選手がJBAに加盟または登録していること

② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

（4）準公式競技会B

都道府県協会が企画した競技会または都道府県連盟が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 出場チーム（選抜チームを除く）および出場選手がJBAに加盟または登録していること

② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること

（5）承認競技会A

各種連盟または第三者が企画した複数都道府県に亘る規模であり、かつJBAに申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 出場選手が日本国内で活動している場合は、原則としてJBAに登録していること

② 出場チームの単位は、単独チームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

（6）承認競技会B

地区・市区郡町村バスケットボール協会（以下「地区・市区郡町村協会」という）または第三者が企画した単独都道府県内で完結する規模であり、かつ都道府県協会に申請し、承認された競技会で、次の条件を満たすものをいう。

① 出場選手は原則としてJBAに登録していること

② 出場チームの単位は、単独のチームまたは一定の条件により選抜された選手で構成されたチームであること。ただし、登録上の所属チームに依らない混成チームも可能とする。

2. 競技会の開催手続き手順

国内競技会開催にあたっての手続き手順は以下のとおりとする。

（1）公式競技会Aの開催手続き手順

① JBAが主催者（都道府県協会および各種連盟（全国連盟））に対して次年度の競技会開催申請を依頼（前年度7月ごろ依頼。提出締切は前年度8月末日）

② 主催者は、JBAに対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出

③ JBA（競技会委員会）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

④ （有料競技会の場合）主催者は、JBAに対して規定の納付金（JBA納付金）を納付

⑤ 競技会の開催

⑥ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）を提出

※ 年間競技日程決定後の申請については、都度（開催日所属月の前々月の末日までに）上記②以降の手順により行う。

（2）公式競技会Bの開催手続き手順

① 都道府県協会が主催者（都道府県連盟）に対して次年度の競技会開催申請を依頼

② 主催者は、都道府県協会に対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」を提出

③ 都道府県協会（競技会委員会）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
④ （有料競技会の場合）主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金（都道府県協会納付金）を納付
⑤ 競技会の開催
⑥ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を提出
※ 年間競技日程決定後の申請については、都度（都道府県協会が定める期日までに）上記②以降の手順により行う。

（3）準公式競技会Aの開催手続き手順
① 主催者（都道府県協会または各種連盟）は、JBAに対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出
※提出締切：競技会開催日所属月の前々月の末日
② JBA（競技会委員会）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
③ （有料競技会の場合）主催者は、JBAに対して規定の納付金（JBA納付金）を納付
④ 競技会の開催
⑤ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）を提出

（4）準公式競技会Bの開催手続き手順
① 主催者（都道府県連盟）は、都道府県協会に対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）を提出
※提出締切：都道府県協会が定める期日
② 都道府県協会（担当機関）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
③ （有料競技会の場合）主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金（都道府県協会納付金）を納付
④ 競技会の開催
⑤ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を提出

（5）承認競技会A（BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチを除く）の開催手続き手順
① 主催者（ブロックバスケットボール連盟、都道府県連盟または第三者）は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出
② 都道府県協会（担当機関）は、承認可否を判断し、（承認の場合）承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出
※JBAへの提出締切：競技会開催日所属月の前々月の末日
③ JBA（競技会委員会）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知
④ （有料競技会の場合）主催者は、JBAに対して規定の納付金（JBA納付金）を納付
⑤ （有料競技会の場合）JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

⑦ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）を提出

（6）承認競技会A（BリーグまたはB3リーグのプレシーズンマッチ）の開催手続き手順

① 主催者（Bクラブ、B3クラブまたは第三者※1）は、主となる競技会開催地の都道府県協会に対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出

※1：必ず対戦予定クラブの承諾を得ていること

② 都道府県協会（担当機関）は、承認可否を判断し、（承認の場合）承認印を押印の上、JBAに対して開催申請書を提出。その際、当該申請書の写しを主催者に返信

※JBAへの提出締切：競技会開催日所属月の前々月の末日

③ JBA（事務総長）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

④ （有料競技会の場合）主催者は、JBAに対し規定の納付金（JBA納付金）を納付

⑤ （有料競技会の場合）JBAは、都道府県協会に対して納付金の半額を還付

⑥ 競技会の開催

⑦ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内にJBAに対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（A）」）を提出

（7）承認競技会Bの開催手続き手順

① 主催者（地区・市区郡町村協会、都道府県連盟または第三者）は、都道府県協会に対して開催申請書（「国内競技会開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）を提出

※提出締切：都道府県協会が定める期日

② 都道府県協会（担当機関）は、承認可否を判断し、主催者に対してその結果を通知

③ （有料競技会の場合）主催者は、都道府県協会に対して規定の納付金（都道府県協会納付金）を納付

④ 競技会の開催

⑤ （有料競技会の場合）主催者は、競技会終了後1ヶ月以内に都道府県協会に対して報告書（「国内有料競技会開催報告書（B）」）を提出

（8）競技会区分が不明瞭な競技会の開催手続き手順

1）都道府県協会または各種連盟（全国連盟）が主催者の場合

① 主催者は、JBAに対して（競技会区分欄未記入のまま）開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出

※提出締切：競技会開催日所属月の前々月の末日

② JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

2）都道府県協会または各種連盟（全国連盟）以外の者が主催者かつ複数都道府県に亘る規模の場合

① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して（競技会区分欄未記入のまま）開催申請書（「国内競技会開催申請書（A）」および「国内競技会収支計画書（A）」）を提出

② 都道府県協会は、JBAに対して開催申請書を（競技会区分の判断はせず、承認可否を判断の上）

提出

③ JBAは、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3）都道府県協会または各種連盟（全国連盟）以外の者が主催者かつ単独都道府県内で完結する規模の場合

① 主催者は、当該競技会開催地の都道府県協会に対して（競技会区分欄未記入のまま）開催申請書（「開催申請書（B）」および「国内競技会収支計画書（B）」）を提出

② 都道府県協会は、競技会区分を判断し、主催者に対してその後の手続き手順を指示

3. 国内有料競技会開催におけるJBA納付金

国内有料競技会（入場料金が無料であっても第三者による特別協賛または協賛を伴う競技会を含む。以下同じ）開催にあたってのJBA納付金基準は以下のとおりとする。

（1）納付金額

1） 国内有料競技会開催時に主催者がJBAに支払うJBA納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。

① 最も高額な入場料金（チケット単価）に10を乗じた額

② 30,000円

2） 入場料金を徴収しない競技会のJBA納付金は無料とする。

（2）納付方法

1） JBA納付金の振込先は、下記口座とする。

三菱UFJ銀行 虎ノ門支店 普通預金 口座番号：0706048

口座名義：公益財団法人日本バスケットボール協会 事業口

2） JBA納付金の納付期間は、JBAの競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。

3） 振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

（3）納付金の配分

都道府県協会または各種連盟（全国連盟）以外の者が複数都道府県に亘る国内有料競技会を開催する場合、JBAは、当該競技会開催地の都道府県協会にJBA納付金の半額（50％）を配分する。

4. 国内有料競技会開催における都道府県協会納付金

国内有料競技会開催にあたっての都道府県協会納付金基準は以下のとおりとする。

（1）納付金額

1） 国内有料競技会開催時に主催者が都道府県協会に支払う都道府県協会納付金は、次に掲げる額のうちいずれか高い金額とする。

① 最も高額な入場料金（チケット単価）に5を乗じた額

② 15,000円

2） 入場料金を徴収しない競技会の都道府県協会納付金は無料とする。

（2）納付方法

1）都道府県協会納付金の振込先は、各都道府県協会が指定する口座とする。
2）都道府県協会納付金の納付期間は、都道府県協会の競技会開催承認を得てから当該競技会の開催日前日までとする。
3）振り込みにかかる手数料は、申請者負担とする。

2018年3月7日制定
2018年4月1日施行

B.LEAGUE OFFICIAL RULE BOOK
2024-25

Ｂリーグ　規約・規程集

発行
公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ